

**租税に対する国民意識と税への理解を深める取組
に関する国際比較調査・分析等委託**

最終報告書

平成 29 年 3 月

株式会社日本総合研究所

<目次>

I. 概要	5
1.本調査の概要.....	5
1-1.背景と目的	5
1-2.本調査の視点.....	6
1-2-1.納税者の意識についての視点	6
1-2-2.調査対象についての視点	9
1-3.調査対象国選定の視点.....	11
1-4.調査実施方法.....	12
1-4-1.調査実施期間	12
1-4-2.調査項目	12
1-4-3.調査対象機関	13
II. 各国の租税・財政教育及び税務広報の動向.....	14
1.日本	14
1-1.概要	15
1-1-1.税収の内訳.....	15
1-1-2.租税に関する国民意識.....	15
1-2.租税・財政教育	19
1-2-1.教育課程における租税・財政教育の位置づけ	19
1-2-2.租税・財政教育の概要.....	22
1-2-3.租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況.....	40
1-2-4.租税・財政教育の現場の様子	41
1-2-5.租税・財政教育で用いられる教材例	42
1-2-6.租税・財政教育を進める上での工夫点.....	43
1-3.税務広報.....	44
1-3-1.税務広報の概要.....	44
1-3-2.税務広報に対する評価方法.....	54
1-3-3.税務広報を行う上での工夫.....	59
1-4.税務職員の育成	60
1-4-1.資質向上に向けた取組.....	60
1-4-2.税の窓口の様子.....	64
2.アメリカ	65
2-1.概要	66
2-1-1.税制の概要.....	66
2-1-2.租税に関する国民意識.....	67
2-2.租税・財政教育	70

2-2-1.教育課程における租税・財政教育の位置づけ	70
2-2-2.租税・財政教育の概要.....	74
2-2-3.租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況.....	92
2-2-4.租税・財政教育の現場の様子	94
2-2-5.租税・財政教育で用いられる教材例	96
2-2-6.租税教育を進める上での工夫点.....	97
2-3.税務広報	98
2-3-1.税務広報の概要.....	98
2-3-2.税務広報に対する評価方法.....	106
2-3-3.税務広報の現場の様子	108
2-3-4.関係機関との連携.....	108
2-3-5.税に対する理解促進に向けた取組	109
2-4.税務職員の育成	111
2-4-1.資質向上に向けた取組.....	111
2-4-2.税務職員について	111
3.スウェーデン	113
3-1.概要	114
3-1-1.税制の概要.....	114
3-1-2.租税に関する国民意識.....	115
3-2.租税・財政教育	117
3-2-1.教育課程における租税・財政教育の位置づけ	117
3-2-2.租税・財政教育の概要.....	118
3-2-3.租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況.....	120
3-2-4.租税・財政教育で用いられる教材例	121
3-2-5.租税教育を進める上での工夫点.....	121
3-3.税務広報	122
3-3-1.税務広報の概要.....	122
3-3-2.税務広報に対する評価方法.....	126
3-3-3.関係機関との連携.....	126
3-3-4.税に対する理解促進に向けた取組	127
3-4.税務職員の育成	128
3-4-1.資質向上に向けた取組.....	128
3-4-2.税務職員について	128
3-4-3.税の窓口の様子.....	129
4.ドイツ	130
4-1.概要	131

4-1-1.税制の概要.....	131
4-1-2.租税に関する国民意識.....	133
4-2.租税・財政教育	136
4-2-1.教育課程における租税・財政教育の位置づけ	136
4-2-2.租税・財政教育の概要.....	137
4-2-3.租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況.....	146
4-2-4.租税・財政教育の現場の様子	148
4-2-5.租税・財政教育で用いられる教材例	149
4-2-6.租税教育を進める上での工夫点.....	151
4-3.税務広報	153
4-3-1.税務広報の概要.....	153
4-3-2.税務広報に対する評価方法.....	156
4-3-3.税務広報の現場の様子	158
4-3-4.税に対する理解促進に向けた取組	160
4-4.税務職員の育成	161
4-4-1.資質向上に向けた取組.....	161
4-4-2.税務職員について	161
4-4-3.税の窓口の様子.....	162
5.オーストラリア	164
5-1.概要	165
5-1-1.税制の概要.....	165
5-1-2.租税に関する国民意識.....	167
5-2.租税・財政教育	169
5-2-1.教育課程における租税・財政教育の位置づけ	169
5-2-2.租税・財政教育の概要.....	174
5-2-3.租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況.....	185
5-2-4.租税・財政教育で用いられる教材例	187
5-2-5.租税教育を進める上での工夫点.....	188
5-3.税務広報	189
5-3-1.税務広報の概要.....	189
5-3-2.税務広報に対する評価方法.....	195
5-3-3.税務広報の現場の様子	199
5-3-4.税に対する理解促進に向けた取組	200
5-4.税務職員の育成	204
5-4-1.資質向上に向けた取組.....	204
5-4-2.税務職員について	205

5-4-3.税の窓口の様子.....	206
Ⅲ. 総括	208
1.各国調査結果.....	208
2.考察・提言	214
2-1.租税・財政教育に関する考察・提言	214
2-2.税務広報に関する考察・提言	216
2-3.税務職員の育成に関する考察・提言	219

I. 概要

1.本調査の概要

1-1.背景と目的

税は生活を支える幅広い行政サービスにかかる経費を社会の構成員で分かち合うものであり、租税の意義や役割、使途について納税者が理解を深めることは非常に重要である。平成 23 年度の税制改正大綱では租税教育の充実が掲げられ、国においても、また東京都においても、租税教育が推進されてきた。東京都主税局では「世代を超えたすべての人に税を身近に感じて頂く」ことを平成 28 年度の重点目標とし、広報や租税教育を拡充して実施している。

一方で、ISSP (International Social Survey Programme 国際社会調査プログラム) の調査によれば、日本の租税負担率は先進国において最低水準であるにもかかわらず、中間層の税負担について痛税感が強いことが明らかになった。税の役割や、収めた税がどのように生活に還元されているのかを周知することで、納得して税を納めてもらえるような意識を醸成することが求められている。

そこで本委託業務では、日本及び諸外国 4 か国の計 5 か国について、税に対する納税者の理解を深める方策として「租税・財政教育」及び「税務広報」の現状や先進的な取組について調査を行う。これらの取組が税に対する意識にどのような影響を与えているのか分析し、今後の東京都における取組の参考とすることが本委託業務の目的である。

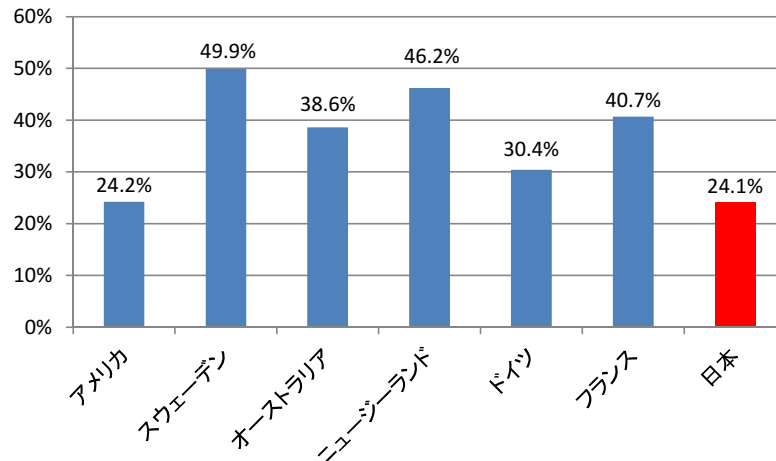
税制に関する国際比較調査はこれまでも国内の機関において実施例があるが、「租税・財政教育」及び「税務広報」に焦点を当てた調査は画期的であり、今後の税務広報・教育施策の一考察として、非常に意義深いものであると考える。

1-2.本調査の視点

1-2-1.納税者の意識についての視点

前節でも記した通り、日本の国民所得に占める租税負担の割合は他の OECD 諸国と比較して低い水準にあることが確認できる。

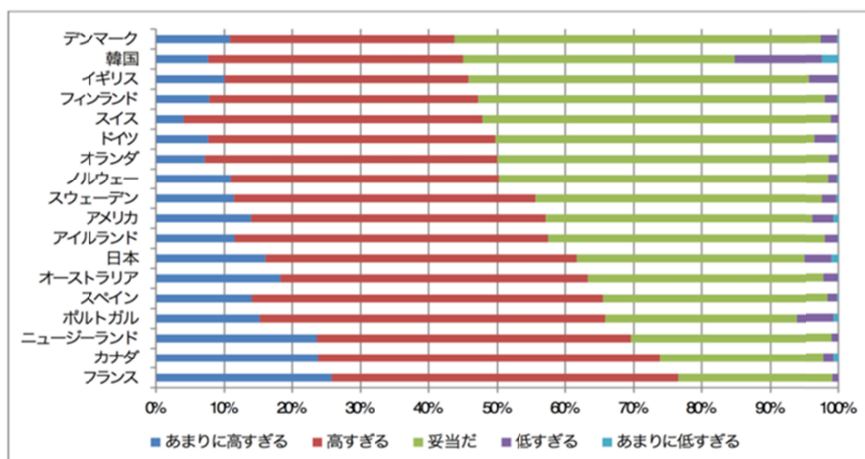
図表 1：租税の国民負担率（対国民所得比）の各国比較（2013 年、日本のみ 2013 年度）



出所：財務省「国民負担率（対国民所得）の国際比較」を基に日本総研作成

一方で、中間層の税負担についての調査結果においては、日本は「あまりに高すぎる」「高すぎる」と回答した人の割合が 60%を超えており、スウェーデンを含む北欧諸国やアメリカ、ドイツ等よりも高い水準となっている。

図表 2：中間層の税負担に関する意識調査の結果

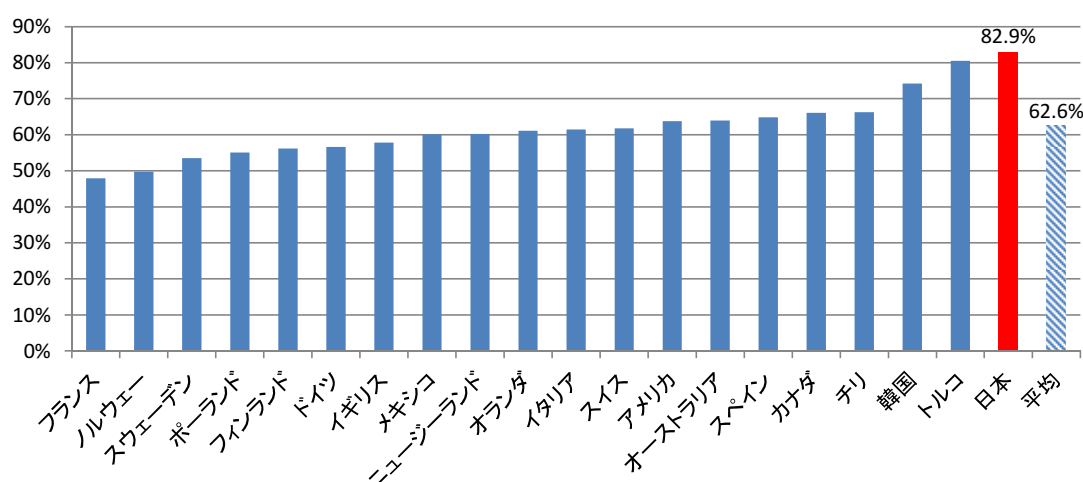


ISSP Role of Government 2006 より作成。

出所：平成 26 年度東京都税財政講演会（講演者 井手英策氏）資料

しかし、この結果は日本人のコンプライアンス意識（＝税金をきちんと納めなければならないという意識）が低いことを意味するのではない。むしろ、日本の税に関するコンプライアンス意識は OECD 諸国の中で最高水準の高さである。図表 3 は、世界的な国民意識の比較調査である World Value Survey (WVS、世界価値観調査) の中で、「機会があれば、税金逃れをすること (Cheating on tax if you have the chance.)」について、「1：決して正当化できない」から「10：常に正当化できる」の 10 段階で質問した際に、「1：決して正当化できない」と回答した割合を示している。

図表 3：OECD 諸国の租税意識 (Tax Moral)



※上記は WVS (2005～2009 年実施) の結果のうち、当該設問への回答データが利用できる国について集計したものである。

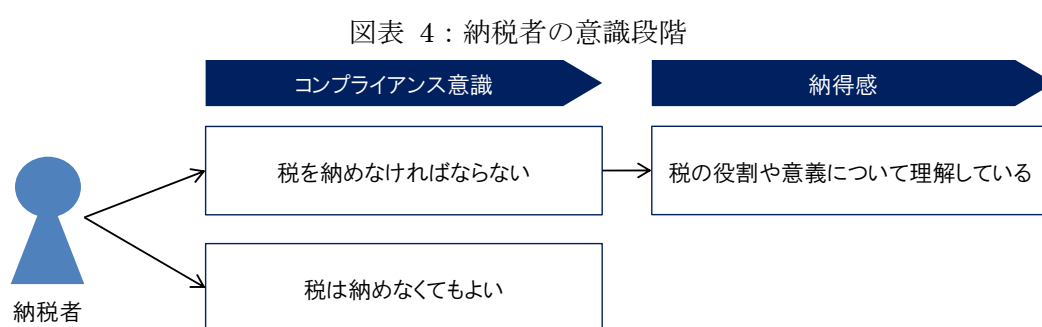
出所：Recep Tekeli “The Determinants of Tax Morale: the Effects of Cultural Differences and Politics” を基に日本総研作成

日本は 82.9%の回答者が「脱税は決して正当化できない」と考えており、他の OECD 諸国と比較して、高い水準にあることが確認できる。

以上をふまえると、税に対する「痛税感」というのは、必ずしも税率によってのみ決まる訳ではないといえる。また、税に関するコンプライアンス意識と「痛税感」が、必ずしも関係するものでないということも分かった。このことから、高いコンプライアンス意識を持つ納税者の「痛税感」を和らげるには、納税者が自らの納める税金がどのように使われどのように自らの生活に還ってきているのかをこれまで以上に実感し、納得してもらうという視点が重要なのではないかと考える。無論この納税に対する「納得感」は、課税方法や納税方法といった税務行政の在り方や、社会情勢等によっても大きく左右されるものであり、政府への信頼度や公的サービスへの満足度が税に関する意識に影

響を与えることも指摘されている¹。しかしながら租税・財政教育や税務広報は、子供から社会人まで多くの人が税の意義や知識、使われ方といった税にまつわる情報に触れることができる貴重な機会となっており、税に対する理解を涵養する重要な活動であると考えている。本調査では、租税・財政教育と税務広報のあり方に焦点を当てることとする。

このことから本調査においては、税に関する納税者の認識を2段階に分けて考えることとする。第一段階は、納税者として「定められた税は納めなければならない」と認識することであり、一般的にコンプライアンス意識とはこの段階を指す。そしてその次の段階として、税の役割や意義、使われ方を理解し「納得したうえで税金を納める」という段階がある。



したがって、租税・財政教育及び税務広報の取組を調査する際には、「税の制度等を説明するための教育・広報活動」のみならず、「税に対する納得感を高めるための教育・広報活動」としてどのようなことが行われているのかにも着目する。一般に租税に関する教育や広報活動については、確実に税を徴収することが目的となることから制度を周知するための活動が中心となると考えられるが、それだけにとどまらず、納得感を高めるための施策についても焦点を当てていることが今回の調査の特徴であると考えている。

¹ OECD Working Paper No. 315 「WHAT DRIVES TAX MORALE?」 (2012)

1-2-2.調査対象についての視点

本調査の主たる調査内容は租税・財政教育と税務広報であり、それぞれの用語の定義は以下の通りである。

図表 5：用語の定義

租税・財政教育

租税・財政に関する知識を学ぶだけではなく、社会を担う一員として租税の意義や役割とともに、税金の使い方に関心を持ち、自らの社会や国のあり方を主体的に考える機会を指す。そのため、子供から社会人まで全ての国民・市民が租税・財政教育の対象であり、学校の授業だけでなく、政府等の主催する「税についての作文」事業等、広く租税・財政について考える社会の様々な場面を指す。

税務広報

広報紙や電子媒体、普及啓発活動等を通じて、租税に関する情報提供に加え、租税・財政や納税に対する国民・市民の理解を促進する取組を指す。

租税・財政教育及び税務広報は社会の一員として生活する中で生涯にわたって接するものであるが、その関わり方については年齢や社会的に負う義務によって変化する。その変化の様子を模式的に表したのが図表 6 である。

図表 6：租税・財政教育及び税務広報との接点

	小学生	中学生	高校生	大学生	社会人(成人)
租税・財政教育	主に社会科の中で基礎的な事項を学習	主に社会科の中で基礎的な事項を学習	主に公民科で専門的な事項についても学習	大学にて専門的な事項を学習	税務署等の情報提供や各種報道を通じて学習
実施主体	学校(一部主税局、税務署等)				主税局・税務署等
税務広報	生活の中で、主に成人を対象とした税務広報を通して情報を収集				納税者である成人を対象とした広報活動を通して情報を収集
実施主体	主税局・税務署等				

まず租税・財政教育については、小学生から高校生までは学校の社会科や公民科の授業での接点を中心となると考えられる。その中でも、（将来の）納税者の税への理解を深める機会として重要なのは、高等学校（以下、高校）での教育であると考えている。日本では、公職選挙法の改正により平成 28 年 6 月 19 日以降の選挙から選挙権年齢が引き下げられ、18 歳から選挙権を有するようになった。また、中央教育審議会では、平成 34 年度以降導入される次期学習指導要領の科目構成として、政治や経済の諸課題を学ぶ「公共」を新たな科目として設置する案が提示されている。このように主権者教育が改めて見直されている状況の中で、各国の租税・財政教育について調査を行うのは意義深いことである。

本調査においては上記のような背景をふまえ、主に高校段階での学校での租税・財政教育を中心として情報収集を行っていく予定である。ただし、国や地域によっては小学校、中学校段階で充実した取組が行われている可能性があり、また、学校以外の主体による教育活動や大学での取組についても、取り上げるべきものがある場合には調査対象とする。

一方、税務広報については、実施主体は国の歳入庁あるいは地方政府の主税局といった税を扱う行政機関が実施主体となる。税務広報の手段としては、街頭のポスター、電車・バス等の乗り物に掲載された広告、テレビ CM、税務署や行政機関で配布されるリーフレット、講演会、ウェブサイト等が想定される。行政機関が行う税務広報は主に納税者である成人を対象としたものが中心となる²。

なお、本調査では「税に対する納税者の理解を深める方策」としての税務広報の取組を調査することから、原則として、（法人を対象とした広報ではなく）個人を対象とした広報活動を中心に上げることとする。

² 街頭等の広告については幅広い年齢層の目に留まることから、納税義務を負う成人以外を明確に広報の対象から排除する訳ではない。

1-3. 調査対象国選定の視点

今回の調査の目的をふまえ、調査対象国の選定にあたっては、政治、社会、文化的背景等から租税・財政教育及び税務広報が充実していると考えられる国や地域を選ぶ必要がある。また、東京都の参考になる有意義な情報が収集できるよう、対象国・地域は税制を含めた社会制度や教育制度が整っており、様々な情報提供のインフラが整備されていることが望ましい。そうした観点から、日本以外の諸外国の調査対象国として、アメリカのニューヨーク州、スウェーデン、ドイツ、オーストラリアを選定した。

以下に、日本以外の4か国について選定の理由を記す。

図表 7：調査対象国の選定理由

国名	選定の理由
アメリカ (ニューヨーク州)	・ 連邦単位では歳入庁（IRS）が教材の提供や税務広報を行っている。 ・ 州単位では、所得税の徴収額が全州で1位のニューヨーク州が充実した広報活動を行っている。 ・ 民間機関と連携した租税・財政教育を行っている。
スウェーデン	・ 高い租税負担率が受容されている国での教育、広報のあり方を調査する。 ・ 広報活動の中で、対象者を絞った情報提供を実施している。
ドイツ	・ 税務部門が租税・財政教育を行う等、日本と体制が似ている。 ・ 租税・財政教育の関連省庁が連携した「青年・教育財団」の取組等、特色ある租税・財政教育を実施している。
オーストラリア	・ 多文化・多民族国家であり、オーストラリア市民としての意識の醸成や税制を含む社会制度の周知が充実している。 ・ オーストラリア税務局（Australian Taxation Office）が情報提供の改革を進め、充実した広報活動を行っている。

1-4.調査実施方法

1-4-1.調査実施期間

平成 28 年 10 月～平成 29 年 3 月

1-4-2.調査項目

主たる調査項目は下記の通りである。

調査項目	
1.租税・財政教育と主権者教育・市民(公民)教育について	
・各国における市民(公民)教育、主権者教育	
・租税・財政教育と主権者教育・市民(公民)教育との関連性	
・租税・財政教育の目的、内容(プログラム等)、状況(開始時期、対象層、学校教育との関係、カリキュラムの特色等)及び租税教育推進体制(関係団体との連携等)	
・高校生、大学生及び社会人に対する租税・財政教育の取組状況や取り組む上での工夫(特に税の意義や使われ方についての納得感を得られるようにする工夫)	
・租税・財政教育に関わる人(教員や税務職員等)に対する教育の状況	
・租税・財政教育の現場の様子(写真による)	
・その他:租税・財政教育で使われる教材等の入手	
2.税務広報について	
・広報内容(納期の案内、使い道の周知、税制度等)	
・各国における税務広報の取組内容(情報提供方法、納税に対する相談・サポート体制、その他特徴的な普及啓発活動等)	
・税務広報の現場の様子(写真による)	
・その他:税務広報で使用される広報資料等の入手	
・市民(住民)に税の還元を実感してもらう手法や工夫、取組	
・市民(住民)が税の還元を受けていると感じている施策	
・税務広報活動に対する評価手法	
・納税者の税に対する理解を促進するための関係機関との連携	
・税務職員としての資質向上に向けた教育状況(スキル面、接遇面)	
・税の窓口の様子について(写真による)	

1-4-3.調査対象機関

各国の主な調査対象機関は下記の通りである。

国名	機関	対象機関
日本	税務機関	・ 国税庁 ・ 東京国税局 ・ 東京都主税局
	教育機関	・ 東京都教育庁
	その他関係機関	・ 日本税理士会連合会 ・ 東京税理士会
アメリカ	税務機関	・ 内国歳入庁 (Internal Revenue Service、IRS) ・ ニューヨーク州主税局 (New York State Department of Taxation and Finance)
	教育機関	・ ニューヨーク州教育局 ・ 全米社会科協議会 (National Council for the Social Studies、NCSS)
	その他関係機関	・ 経済教育協議会 (Council for Economic Education、CEE) ・ ジャンプスタート連合 (JumpStart Coalition for Personal Financial Literacy)
スウェーデン	税務機関	・ スウェーデン国税庁 (Skatteverket) ・ 財務省 (Finans-departementet)
	教育機関	・ 教育科学省 (Utbildnings-departementet) ・ 学校管理公社 (Skolverket)
	その他関係機関	・ SO-rummet
ドイツ	税務機関	・ 連邦財務省 (Bundesministerium der Finanzen) ・ ラインラント＝プファルツ州政府税務局 (Landesamt für Steuern Rheinland-Pfalz) ・ ヘッセン州財務省 (Hessisches Ministerium der Finanzen)
	教育機関	・ ヘッセン州文部科学省
	その他関係機関	・ 青年・教育財団 (Stiftung Jugend und Bildung) ・ ドイツ納税者協会 (Bund der Steuerzahler Deutschland)
オーストラリア	税務機関	・ オーストラリア税務局 (Australian Taxation Office、ATO)
	教育機関	・ オーストラリア・カリキュラム評価報告機構 (Australian Curriculum Assessment and Reporting Authority、ACARA)
	その他関係機関	・ オーストラリア政府証券投資委員会 (Australian Securities & Investments Commission、ASIC) ・ オーストラリア教育サービス (Education Services Australia、ESA)

Ⅱ. 各国の租税・財政教育及び税務広報の動向

1. 日本

《要約》

【税に関する国民意識】

- ・ 税に対する印象として、「国民の義務」「負担感」「強制的なもの」といった、義務的に徴収されるものであるという意識を強く持っている。
- ・ 租税に対する関心は非常に高く、「大いに関心がある」「少し関心がある」と回答した人の割合は 96.4%にのぼる。知りたい情報としては「税金の使われ方」が最も多く、官公庁からの情報発信の更なる充実が求められている。

【租税・財政教育】

- ・ 日本の租税教育の特徴の一つは、教育部門のみならず国税庁、東京都主税局といった税務部門と、税理士会や法人会等の民間部門が租税教育推進協議会という枠組みの中で連携していることである。この協議会は国、都道府県、区市町村の各段階で設けられており、それぞれの役割に応じて、租税教育の事例集の作成、副教材の作成、租税教室の開催等を行っている。
- ・ 選挙権年齢の引き下げを考慮し、国税庁・東京都では高校生への主権者教育や租税・財政教育に注力している。
- ・ 教育部門では、小中高校の社会科や公民科の中で、税の仕組みや意義、日本の財政について教えている。
- ・ 税務部門では、小中高校、専修学校等における租税教室の開催、大学における講演のほか、ホームページ等で租税教育向けの教材提供や、税に関する作文コンクールの開催等、普及啓発活動を行っている。
- ・ 民間部門としては、税理士会のほか法人会等関係民間団体が租税教育の推進に深く関わっており、租税教室への講師派遣や税の作文、絵はがきコンクール、書道展、税の標語等を行っている。

【税務広報】

- ・ 国税庁、東京都主税局いずれも、ホームページでの情報提供、パンフレットの作成、SNS での情報発信等、様々な媒体を活用した広報活動を実施している。
- ・ 税務広報に対する評価活動として、アンケートを実施し、その結果を業務の改善に活用している。特に国税庁においては、毎年広報活動に関する測定指標が定められ、定量的・定性的な評価を実施している。

【税務職員の育成】

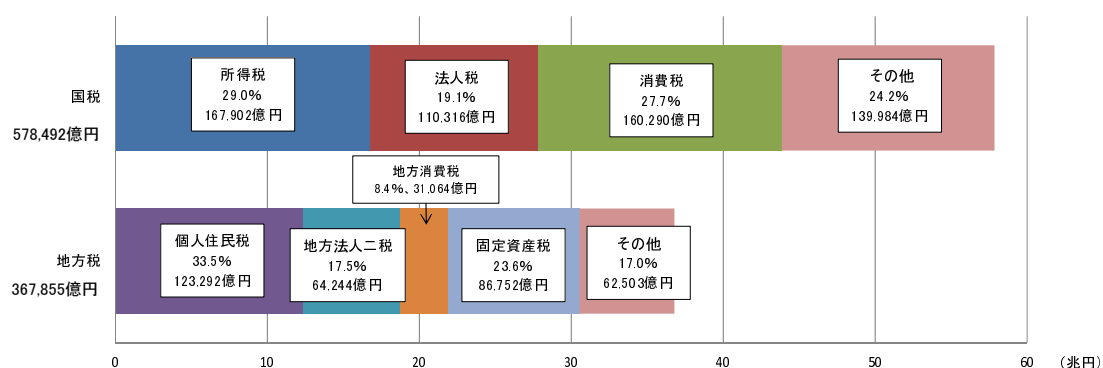
- ・ 職員の職位や専門分野に応じた研修体系が充実している。税に関する専門性を高めるための研修に加え、接遇研修についても実施している。

1-1.概要

1-1-1.税収の内訳

平成 26 年度決算額によると、国税と地方税を合わせた租税収入は約 94.6 兆円で、そのうち国税は約 57.8 兆円（租税総額の 61.1%）、地方税（道府県税及び市町村税の合計）は約 36.8 兆円（38.9%）となっている³。国税及び地方税の税収内訳は図表 8 にあるように、国税では所得税が約 16.8 兆円で最も多く、次いで消費税、法人税となっている。地方税では個人住民税が約 12.3 兆円で最も多く、続いて固定資産税、法人住民税と法人事業税を合計した地方法人二税の順となっている。

図表 8：国及び地方の税収内訳⁴



出所：総務省「国税・地方税の税収内訳（平成 26 年度決算額）」を基に日本総研作成

1-1-2.租税に関する国民意識

前章の通り、日本人は「租税を納めなければならない」というコンプライアンス意識は諸外国と比較して高い一方で、相対的に強い「痛税感」を持っていることが確認された。税に関する国民の意識について、東京都が行った調査⁵を基に改めて確認する。

まず、税に対する印象としては、国民の義務（71.5%）、負担感（61.5%）、強制的なもの（41.5%）と、義務的に徴収されるものであるという意識が強いことがこの調査でも明らかになった。

³ 総務省「平成 28 年版地方財政白書」による。

⁴ 注 1：各税目の%は、それぞれの合計を 100%とした場合の構成比である。

注 2：国税は特別会計分を含み、地方税、道府県税及び市町村税は超過課税分及び法定外税を含む。

注 3：国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

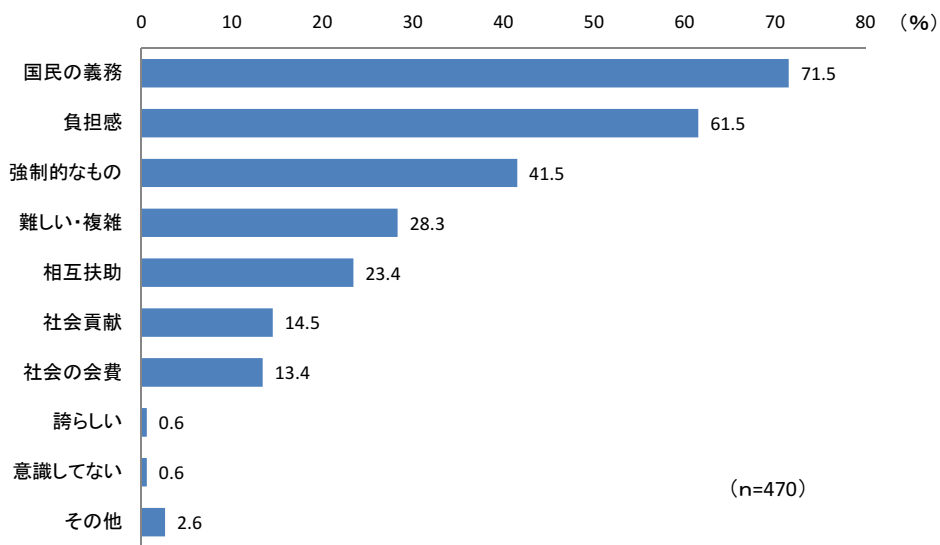
注 4：計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

⁵ 平成 28 年度第 3 回インターネット都政モニター「税に対する都民の意識」調査結果

実施期間：平成 28 年 8 月 4～10 日

回答者：都政モニター 500 名のうち 470 名がインターネット上で回答。回答率 94.0%。

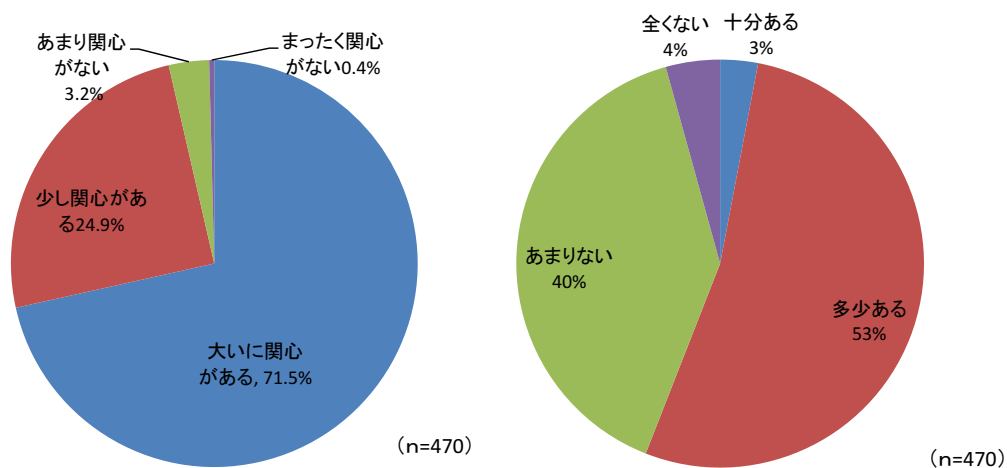
図表 9：税金に対する印象



出所：平成 28 年度第 3 回インターネット都政モニター「税に対する都民の意識」を基に日本総研作成

租税に対する関心は非常に高く、「大いに関心がある」「少し関心がある」と答えた人の割合は合計で 96.4%にのぼる。その一方で、税金に関する知識が「十分ある」「多少ある」人は 56%で、約 40%の人は「あまりない」と答えている。

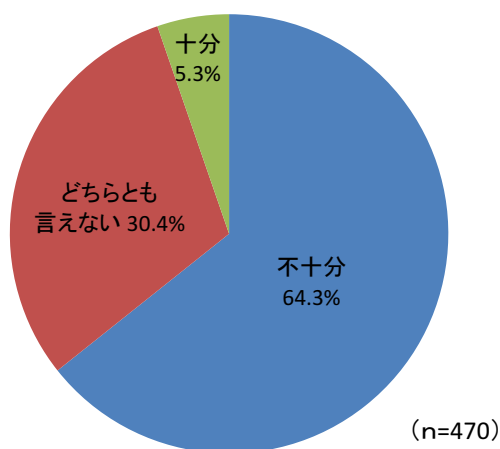
図表 10：税金への関心（左）及び税金の知識（右）の有無



出所：平成 28 年度第 3 回インターネット都政モニター「税に対する都民の意識」を基に日本総研作成

さらに、官公庁からの租税に関する情報発信については、60%以上の回答者が不十分と答えており、更なる情報発信への要望が大きいことが分かる。

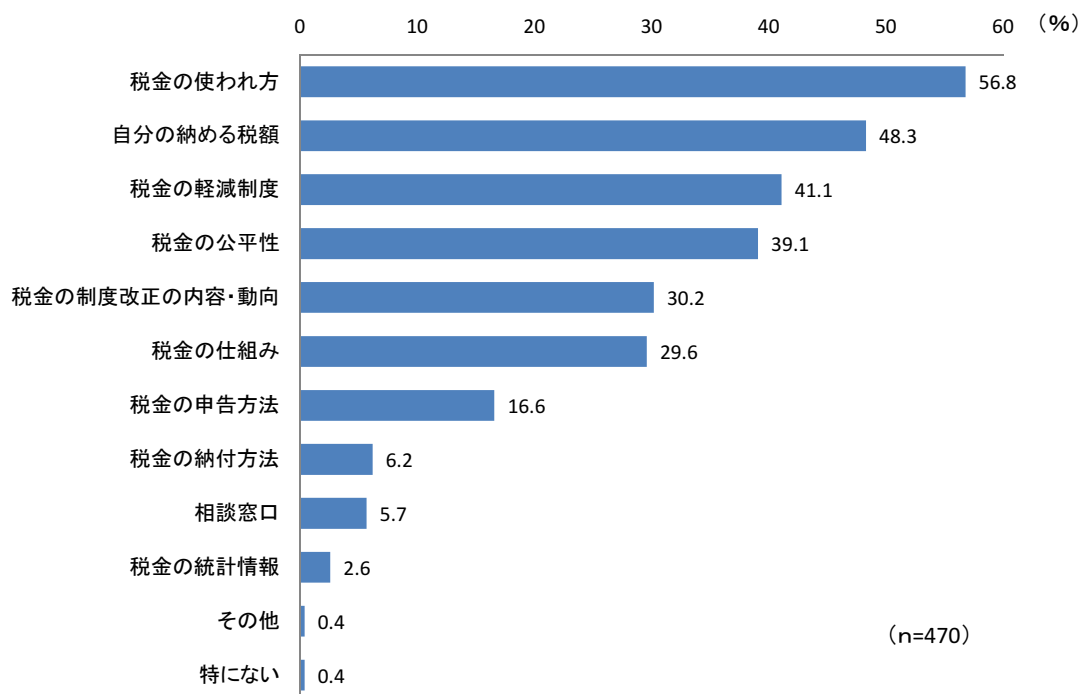
図表 11：官公庁からの税金に関する情報発信への評価



出所：平成 28 年度第 3 回インターネット都政モニター「税に対する都民の意識」を基に日本総研作成

具体的に知りたい情報としては、「税金の使われ方」が 56.8%と最も高く、次いで「自分の納める税額」48.3%、「税金の軽減制度」41.1%が続いている。

図表 12：知りたい税金の情報



出所：平成 28 年度第 3 回インターネット都政モニター「税に対する都民の意識」を基に日本総研作成

日本の場合は、申告納税制度でありながら給与所得者については源泉徴収制度と年末調整制度により、確定申告を行わずとも納税が可能な制度となっている。平成 27 年分所得税等の確定申告書を提出したのは約 2,150 万人であり⁶、成人人口の約 20%となっている。給与所得者は納税の主体であるという自覚が持ちにくい状況にあり、そのことは、租税に関して知りたい情報として約半数が「税金の使われ方」「自分の納める税額」を回答していることにも表れている。調査結果から、税及び行政サービスに関する基本的な知識と理解がない中、「義務として徴税されている」と感じている人が多いことが分かる。

⁶ 国税庁統計情報（平成 27 年）

1-2. 租税・財政教育

1-2-1. 教育課程における租税・財政教育の位置づけ

日本の小学校、中学校、高校では、社会科や公民科の中で租税や財政について教えている。学習指導要領解説においては、図表の通り学齢に応じた税に関わる学習内容についての記述がある。小学校においては、6年生の「我が国の政治の働き」という単元で、「私たちの願いを実現する政治」という学習がおおよそ8時間程度行われている。中学校では中学3年生の公民的分野の学習の中で、「私たちと経済」という単元において、「これからの日本の財政と納税」についておおよそ3時間程度、「私たちの生活と社会保障」についておおよそ5時間程度の授業が行われている。高校においては、公民科の中の現代社会、政治経済の2科目に、租税・財政教育に関する学習内容が含まれている。高校では両科目とも2単位70時間の授業時間があり、租税・財政教育にはおおよそ2時間程度の授業が行われる。

図表 13：学習指導要領における租税・財政教育の位置づけ

対象	教科	学習指導要領解説の税に関わる記述
小学校 (6年生)	社会科	- 政治の働きと税金の使われ方の関係を取り上げ、国や県、市によって行われている社会保障、災害復旧の取組、地域の開発等に必要な費用は租税によってまかなわれていること、それらは国民によって納められていること等を理解し、租税が大切な役割を果たしていることを考えることができるようにする。 - 国民は権利を行使する一方で、勤労や納税の義務等を果たす必要があること等を理解できるようにする。 - 国民の義務は、納税の義務を取り上げ、税金が国民生活の向上と安定に使われていることを理解できるようにする。

対象	教科	学習指導要領解説の税に関わる記述
中学校 (3年生)	社会科 (公民的分野)	・ 国や地方公共団体に任せた方が効率的であったり、公正であったり、市場の働きだけに任せたままでは解決が難しかったりする問題について具体的に考えさせる。 ・ 統計資料等を有効に活用しながら租税の大まかな仕組みやその特徴に触れ、財政を支える租税の意義や税制度の在り方について考えさせる。 ・ 国民が納税の義務を果たすことの大切さを理解させるとともに、税の負担者として租税の使いみち等について理解と関心を深めさせる等納税者としての自覚を養う。 ・ 財政の歳入・歳出における内容を具体的に取り上げ、財政支出に対する要望は広範多岐にわたり、そのための財源の確保が必要であるが、財源は無限にあるわけではないことに気付かせ、財源の配分について、効率や公正の考え方に基づいて考えさせる。 ・ 社会保障とその財源の確保の問題をどのように解決していったらよいか、税の負担者として自分の将来とかかわらせて考えさせる。
高等学校	現代社会	・ 市場経済の中での政府の役割は、国民生活の向上と福祉の充実のために、民間部門では十分には供給することの難しい財やサービスを提供する役割があること、また、所得再分配や経済の安定化を図る役割があることを、近年の経済の動向を踏まえて考察させるとともに、租税を中心とした公的負担の意義と必要性についての理解を深めさせる。 ・ その際、納税が国民の義務であることを理解させるとともに、税金がどのように使われどのようなサービスを受けているか等について納税者としての立場から関心をもつことが大切であることを理解させる。 ・ 持続可能な社会の形成に参画するという観点から、現代社会に対する課題について個人と社会の関係、現役世代と将来世代の関係等に着目させながら探究し、現代社会に対する理解を深めさせる。

対象	教科	学習指導要領解説の税に関わる記述
高等学校	政治・経済	・ 現代の政府は、家計や企業の経済活動にゆだねることの困難な部門を引き受けていること、資源の配分、景気変動の調整、所得や資産分配の不平等を是正する等の役割を果たしていることを理解させる。 ・ 財政（政府による経済）活動を行うには原資が必要であることに気付かせ、租税や国債等財源の調達方法やそれぞれの問題点を理解させるとともに、限られた財源をいかに配分すれば国民福祉が向上するかを考察させ、適切な財政運営が重要な課題であることに気付かせる。 ・ 税制度の基本を理解させるとともに、国民生活における租税の意義と役割、公平で適切な負担の在り方について考察させる。 ・ その際、国民が納税の義務を果たすとともに、納税者としてその使途について関心をもつことが大切であることを理解させる。

出所：租税教育推進関係省庁等協議会「租税教育の事例集」、東京都教育庁資料等を基に日本総研作成

こうした教科学習に加えて、小学校、中学校、高校いずれの段階でも、税務部門の職員や税理士等の税の専門家による租税教室を実施する学校もある。

租税・財政に関する学習内容は、主権者として理解すべき制度の一つであり、主権者教育とも関連がある。東京都においては、平成 27 年 11 月に東京都教育施策大綱を定め、その中で重点事項の一つとして「社会的自立を促す教育の推進」を挙げている。具体的には「自立的で、自分らしい生き方を実現するキャリア教育を推進」という方針のもと、選挙権年齢引き下げを受けた政治的教養を育む主権者教育の充実や、社会保障制度等の課題について日常生活に結び付けて課題を解決する学習の充実、将来に役立つ金融経済・税財政教育の充実等が掲げられている。

そうした方針をふまえ、平成 28 年 2 月に策定された都立高校改革推進計画新実施計画においては、キャリア教育の一環として主権者意識醸成のための取組を進めることが記されている。新実施計画は平成 28 年度から 3 カ年の計画であり、平成 28 年度は選挙権年齢引き下げを受けて、民主主義について学ブリーフレットを作成し、配布した。この取組は特定の授業時間の枠を持たないので、ロングホームルーム等を活用して行われている。

さらに、都立高校改革の中で、キャリア教育の充実を目指した東京都独自の取組の一環として、従来の「奉仕」という科目に代わって、平成 28 年度から「人間と社会」という科目が新設された⁷。

⁷ 詳細については 23 ページを参照のこと。

1-2-2.租税・財政教育の概要

日本の租税教育の特徴は、教育部門のみならず、国税庁・東京都主税局といった税務部門と、税理士会や法人会等の民間団体が租税教育推進協議会の枠組みの中で連携していることである。以下、各部門の租税・財政教育について記すこととする。

(1)教育部門による租税・財政教育

①社会科における租税・財政教育

高校においては、公民科の中の現代社会、政治経済の2科目に、租税・財政教育に関する学習内容が含まれている。高校では両科目とも2単位70時間の授業時間があり、租税・財政教育には最大で4時間程度の授業が行われる。

例えば実教出版株式会社発行の政治・経済の教科書では、租税・財政教育に該当する内容が「2章 現代経済のしくみ」の中で4ページにわたって記載されている。「7 財政の役割と租税」という項目では、「財政と財政政策」「歳入と支出」「租税の種類」に関する説明が2ページにわたり記載されている。次の「8 日本の財政の課題」においては、「税制改革の動向」と「財政危機と財政構造改革」についての説明が1ページにまとめられている。さらに1ページの時事コラムとして国債累積問題について書かれており、租税・財政に関する授業のまとめとして、財政再建について皆で考察するというのが一般的な授業の進め方となっている。

図表 14：政治・経済の教科書目次（抜粋）

第1編 現代の政治	
第2編 現代の経済	
1章 経済社会の変容	
2章 現代経済のしくみ	
1 経済主体と市場の働き	
2 企業の役割	
3 国民所得	
4 経済成長と国民の福祉	
5 金融の役割	
6 日本銀行の役割	
7 財政の役割と租税	7 財政の役割と租税 (p92-93)
8 日本の財政の課題	8 日本の財政の課題 (p94-95)
3章 現代の日本経済と福祉の向上	
4章 現代の国際経済	
第3編 現代社会の諸課題	

出所：実教出版株式会社発行『最新政治・経済』を基に日本総研作成

また、高校卒業後就職する生徒が多い普通科の高校や商業科を持つ高校では、社会科での学習に加えて、税理士を招いて確定申告の方法等実務的な講習を行う場合もある。

②「人間と社会」における取組

都立高校改革の中で、キャリア教育の充実を目指した東京都独自の取組の一環として、従来の「奉仕」という教科に代わって、平成 28 年度から「人間と社会」という教科が新設された。都立高校では 1 単位必修となっており、主に担任や副担任が授業を行っている。「人間と社会」では、学習の視点として「これから何を大切に、どのように生き、そしてどのようにして幸せな世の中にしますか」という問いを与え、それを考えることにつながる 18 のテーマから 4 つを選び 1 年間かけて学習する。地域社会で起こる問題等、生徒たちが近い将来経験する可能性のある身近なテーマについて議論することで、自らが社会を構成する一人であることを理解し、租税や財政を含む社会の仕組みへの関心を育むことにつなげていくことを目指している。

図表 15：「人間と社会」の教科書目次

序章	「人間と社会～学習の視点～」を考える	P. 6
第 1 章	人間関係を築く	P. 8
第 2 章	学ぶことの意義	P. 12
第 3 章	働くことの意義	P. 16
第 4 章	役割と責任を考える	P. 20
第 5 章	マナーと社会のルールについて考える	P. 24
第 6 章	ネット時代	P. 28
第 7 章	選択し、行動する	P. 32
第 8 章	チームで活動することの意義	P. 36
第 9 章	人生とワーク・ライフ・バランス	P. 40
第 10 章	お金の意義について考える	P. 44
第 11 章	支え合う社会	P. 48
第 12 章	地域社会を築く	P. 52
第 13 章	自然と人間の関わり	P. 56
第 14 章	科学技術の先に・・・生命倫理を考える	P. 60
第 15 章	文化の多様性	P. 64
第 16 章	グローバル化が進展する社会に生きる	P. 68
第 17 章	対立から国際平和を考える	P. 72
第 18 章	主権者としての自覚	P. 76
最終章	「人間と社会～これからの生き方～」を考える	P. 80

出所：東京都教育委員会『人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」』を基に日本総研作成

例えば、「第 10 章 お金の意義について考える」では、自立した消費者としてお金について十分な知識を身に付けることが大切であるとして、生徒が議論して考えることを通して、収支の管理や望ましいお金の使い方、租税や社会保障、保険等についての理解を深めている。

図表 16：「第 10 章 お金の意義について考える」教科書（抜粋）

（４） 税・社会保障・人生のリスクについて考えてみよう

あなたは今こうして高校で教育を受けていますが、それは社会を支える税金のシステムが着実に機能しているからに他なりません。社会人として自立するということは、社会を豊かにするための納税者としての役割を担うことでもあるのです。あなたは将来、所得税や住民税などの税金を支払うことによって、あなたが生きていく社会を自ら築くことになります。

また、人生にはどうしても不確実さが伴い、様々なリスクもあります。そのためにあるのが保険です。保険は、事前に保険料を払っておくことによって保障されます。保険には公的な保険（社会保険）と、生命保険、損害保険などの民間保険があり、民間保険は社会保険では保障されない場合に適用されます。



「わたしたちの生活と税」
東京都租税教育推進協議会より作成

出所：東京都教育委員会『人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」』

（２）税務部門による租税・財政教育

①租税教育推進協議会による租税教育

（ア）租税教育推進協議会の概要

日本においては、国税庁と総務省、文部科学省等関係機関が連携し、国、都道府県、区市町村それぞれの段階で租税教育推進協議会（以下、租推協）を立ち上げ、租税教育を推進している。国税庁が租税教育を開始したのは昭和 25 年にさかのぼるが、その後、都道府県単位での協議会設置が進められ、平成 23 年度税制改正大綱にて「租税教育の充実」が盛り込まれたことを受け、平成 23 年に国レベルの租税教育推進関係省庁等協議会（以下、中央租推協）が発足した。

図表 17：平成 23 年度税制改正大綱における租税・財政教育に関する記述（抜粋）

（２）租税教育の充実

国民が租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し、社会の構成員として、社会のあり方を主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成と民主国家の維持・発展にとって重要です。

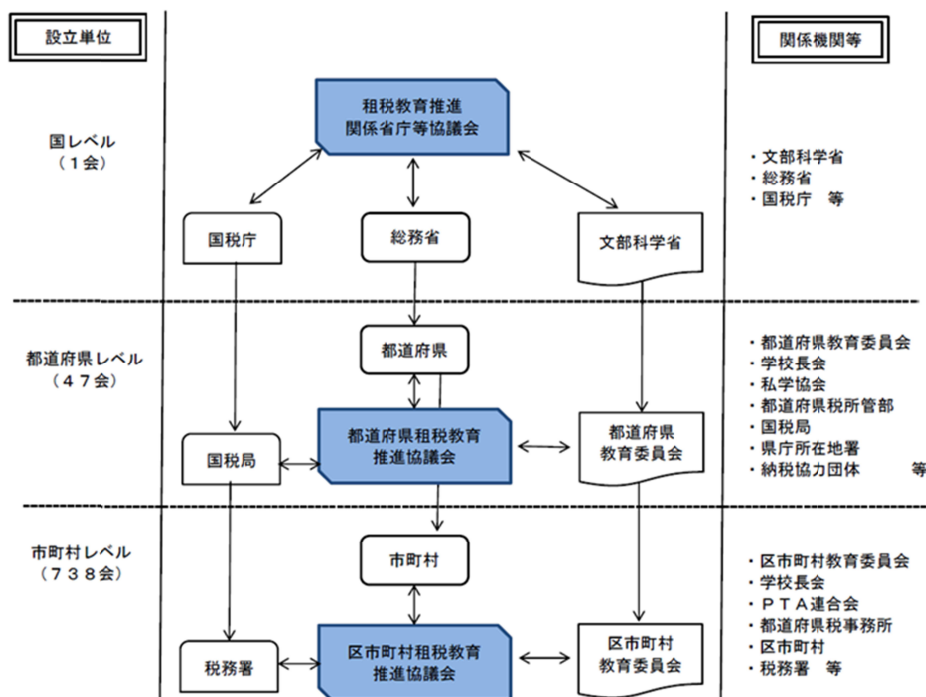
こうした健全な納税者意識を養うことを目的として、国税庁では、次代を担う児童・生徒に対し、租税教育の充実に向けた各種の支援を実施しています。また、税理士・税理士会においても、納税者又は国民への社会貢献事業の一環として、租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与するため、小中学校への講師派遣等を積極的に実施しています。

本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要があります。特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。

出所：平成 23 年度税制改正大綱

現在は、国、都道府県、区市町村の各レベルで図表 18 のような体制で、租税教育が推進されている。中央租推協は年に 1 回開催され、その年の活動の成果や今後の方針について確認するとともに、租税教育に関するシンポジウムを開催している。さらに、国税庁では租税教育の教材作成等も行っている。東京都租税教育推進協議会（以下、東京都租推協）では、東京国税局、東京都主税局、東京都教育庁等が中心となり、租税教育用の教材作成や教員への研修のほか、税に関する作文の募集及び租税教室開催の支援、租推協ニュースの発行等を行っている。平成 28 年度からは東京税理士会が東京都租推協の正会員となっている。そして区市町村租税教育推進協議会（以下、区市町村租推協）においては、各税務署や都税事務所、税理士会、法人会等の関係民間団体や学校等が連携し、税務署・都税事務所職員や税理士等といった租税の専門家が学校を訪問し出張授業を行う「租税教室」の実施等を担っている。

図表 18：租税教育推進体制（イメージ図）



出所：財務省広報誌「ファイナンス」（2012.1）より東京都主税局作成

（イ）租推協の取り組み

（i）租税教育事例集の作成

各学校で租税教育をどのように実施したらよいか分からないという現場からの意見を受けて、平成 27 年には、中央租推協にて「租税教育の事例集～租税教育の充実に向けて～」という事例集を作成し、小中高等学校及び教員養成大学における租税教育のベストプラクティスを紹介している。例えば高等学校については、授業の実施事例の一つとして、「主権者として、納税の意義を考える」授業が紹介されている。この授業においては、市場経済における政府の役割や、公共サービスの財源をまかなう税は主権者である国民が広く公平に分かり合うことが必要であることを教えている。その上で憲法 30 条に国民は納税の義務を負うことが明記されていることを確認し、その義務を果たすことの意義を教えている。

図表 19：高校での租税教育の事例（事例集より抜粋）

○指導計画（4時間・各1時間）

時	学習活動・学習内容
1	○主権者として、納税の意義を考える ＜本時＞
2	○公平な税制を考える ・グループワークを通して、公平な税制を考える。 ・累進課税制度を理解する。
3	○財政について考える ・財政制度、財政の仕組みや機能を理解する。 ・歳入と歳出、国債発行額等のグラフを見て、財政の現状と課題を把握する。 ・財政問題の解決方法を考え、意見をワークシートにまとめる。
4	○納税者として必要な税の手続きについて学ぶ ・国税庁ホームページ「税の学習コーナー」を活用し、源泉徴収票の見方などを学び、所得税の確定申告書の作成を体験する。 ○税の専門家（税務職員や税理士）の話を聞く ・税に関する事について質問をしたり、税に関する仕事の実際について話を聞いたりする。

○本時の学習

1 本時の目標

- ・政府の役割、税の機能や意義を理解する。
- ・納税者として、納税の義務を果たすことの意義を理解する。

2 本時の展開(1/4時間)

	学習活動・学習内容
導入	＜なぜ私たちは税金を納めなくてはならないのだろう＞ 1 市場経済における政府の役割 ・歳出グラフを見て、政府(財政支出)の主権者である国民の要望にはどのようなものがあるのかを考える。 ・歳出全体の金額を○年前と比較し、全体として財政支出が増えていることを知る。 (予算及び決算の分類参照) ・歳出のどの項目が、どのくらい増えているのかを調べ、その背景を考える。 ・財政政府の役割は、主権者である国民の要望に応える公共財や公共サービスの提供にあることを理解する。
展開	2 税の機能 ・政府が役割を果たすためには、何が必要であるかを考える。 (財源を集める、再分配をする、安定化を図る) ・これらの機能を税が有していることを理解する。(公共サービスの財源を調達する機能。所得税や相続税等の累進税率で集めた財源を社会保障に支出し、所得や資産を再分配する機能。減税・増税を行い、景気の安定化を図る機能。その他政策目的を実現する機能。) ・税の一番基本となる機能はどの機能であるかを考える。 ＜政府の財源は誰が、どのように負担するものなのだろう？＞ 3 公共サービスの特徴と税の意義 ・なぜ公共サービスを市場にゆだねることが難しいのかを考え、グループで議論する。 (生活道路、警察、外交や国防、法律等) ・公共サービスの対価を正確に把握し料金を徴収できるかグループで議論する。 ・公共財の性質を理解した上で、公共サービスを市場のみにゆだねた場合はどうなるか考え、グループで議論する。 (＊安全・安心な社会に欠かせない外交、防衛、警察、消防、司法等は市場から提供されない可能性があることを理解) ＊社会資本、教育、社会保障等は必ずしも必要な量や水準が確保されない恐れがあることを理解 ＊公共サービスは、民間部門の働きを補完し、社会の構成員全体の利益に合う役割を果たしていることを理解 ・これまでの議論を整理し、政府の財源である税は誰が負担するものなのか考える。 (税の基本的な機能は国民の要望に応える公共サービスの財源調達にあり、税は社会を成り立たせるためになくはないもの。公共サービスの受益と負担とは直接結びつけることが出来ない。 公共サービスの便益は、国民が広く享受するもの。) 4 主権者と納税の義務 ・憲法30条を調べる。 ・税のルール(税制)は、国民が選挙で選んだ代表者が国会で制定した法律によること(憲法84条租税法律主義)を理解。 ・税制は、公平な租税の基本原則の考え方に拠っていることを理解。 ・国民(納税者)が、納税の義務を果たさなかったら、どうなるかを考える。 (不公平が生じるとともに、財源の裏付けがなくなり、国民の要望が叶えられず、社会や国が成り立たなくなる。) ・消費税を負担している生徒達も他者とともに社会や国を支える一員の役割を果たしていることを理解する。 ・税の使い道(予算)も国民の代表者が国会で審議・議決して決めており、国民が納めた税の使い道が、国民の政府に対する要望に応えたものとなっているか、税の使い道に関心をもつことの大切さを理解する。 ・税は、国民生活や経済社会の在り方と密接に関連するものであり、税の在り方について考えることは、社会の構成員であることを自覚し、公共サービス、社会や国の在り方を考えることにつながることを理解する。
まとめ	5 学習内容の振り返り、まとめ ・税の学習を通して、税の機能や意義、納税の義務を果たすことの意義を学んだことを理解する。

出所：租税教育推進関係省庁等協議会「租税教育の事例集」を基に日本総研作成

(ii)副教材の作成

東京都租推協の取り組みとして、児童・生徒に対する租税教育の充実を図るため、学校での授業の副教材として、小学生向けには「税金のはなし」、中学校向けには「わたしたちの生活と税」という冊子を発行している。都内の小学校6年生と中学校3年生を対象に、平成27年度はそれぞれ約12万部ずつ配布している。

東京都租推協では、高校生向けの租税教育を充実させていくことを重点施策と位置付けており、平成28年度に新たに租推協内に高等学校専門部会を立ち上げ、平成29年度にアクティブラーニングを取り入れた高校生向けの副教材を作成する予定である。

(iii)租税教室の開催支援

租税教室実施にあたっては、区市町村の租推協による各学校への勧奨や広報誌で開催校を募る等積極的に開催を呼びかけている。

また、都内の税務広報広聴官や各税務署の職員が租税教育の担当として、税務署が管轄する地区の学校へ租税教室実施の提案を行っている。社会科の授業時間のみならず、総合学習等学校側の都合に合わせて開催できるよう、学校側と調整を行う等柔軟な対応を行っている。実施に際しては、地区単位で設置されている租推協において、税務署や都税事務所職員、税理士会のほか法人会等関係民間団体が協力して租税教室を実施している。

平成23年度の税制改正大綱で小中学生に加えて、社会に出る一手間目の段階である高校生、専門学校生、大学生等に対する租税教育を強化していく方針が示されたことを受けて、小中学校段階に加え、現在は高校段階以降の租税教育の充実が進められている。東京都では高校での租税教室の開催割合が低い（平成27年度：6.4%）ため、東京都租推協に高等学校専門部会を設置し、開催割合の向上を目指している。

次節以降は、上述の租推協の枠組みのうち、国税庁、東京国税局による取組並びに東京都による取組について記すこととする。

②国税庁・東京国税局による租税教育

国税庁・東京国税局においては、中央租推協・東京都租推協の事務局として、租税教室開催や講師養成研修等の各施策の実施・調整事務を担っているほか、上述のとおり、租税教室の実施に際して、都内の各税務署や税務広報広聴官が税務教育の担当として税務署が管轄する地区の小学校、中学校、高等学校、大学及び専修学校等に対し、租税教室等の実施提案や関係機関との調整を行っている。

(ア)租税教育に関する教材等の提供

国税庁ホームページに「税の学習コーナー」を設け、小学生、中学生、高校生等学齢に

応じて、児童・生徒が租税の意義や役割を学習できる教材を提供している。

図表 20：国税庁ホームページ「税の学習コーナー」



出所：国税庁ホームページ

児童生徒向け教材及び講師向けマニュアルに加えて、ゲーム・クイズ形式で税について学習するページやビデオライブラリーも設置されている。

その他にも、東京上野税務署内には租税教育用の施設「タックス☆スペース UENO」が設けられており、「税の学習」や「パソコンを使用した体験学習」、「税務署見学」を行うことができる。この施設は平成 15 年 6 月に、全国で唯一の『租税教育用常設施設』として開設し、東京国税局管内をはじめ全国から多くの児童・生徒等が訪れている。平成 23 年 9 月には来場者が 1 万人に達した。

図表 21：タックス☆スペース UENO の様子



出所：国税庁ホームページ

(イ)税の作文コンクールの開催

国税庁では高校生を対象とした「税に関する作文」の募集を行っている。中学生については、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁の共催により同様の事業を実施している。全国の学校のうち中学校の約 70%、高校の約 30%の学校から作品の応募があり、応募編数は中学校で 60 万編、高校では約 20 万編であり、租税に関する理解を深めるための重要な施策の一つとなっている。作文コンクール開催にあたっては、東京都を含む各自治体等の関係機関とも協力している。

図表 22：税に関する作文の応募状況

(単位:(上段)校、%)
(単位:(下段)人、編、%)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
	応募校数	割合	応募校数	割合	学校数	応募校数	割合
	応募編数		応募編数		生徒数	応募編数	
中学校	7,248	68.2	7,422	69.9	10,484	7,452	71.0
全国	583,142	16.5	615,230	17.5	3,465,215	616,062	17.7
高校	1,485	29.2	1,547	30.8	5,048	1,611	31.9
全国	181,500	5.4	193,393	5.7	3,481,839	199,401	5.7

(注)各年分の割合は、それぞれの「学校基本調査報告」の学校数及び生徒数を基に算出した。

出所：東京都租税教育推進協議会「第 24 回定期総会議案書」を基に日本総研作成

(ウ)租税教室及び大学講演等の実施

東京都租推協の枠組みの下、小中高等学校に対する租税教室を年間 1,200 校程度実施している。また、大学等における講演を年間 70 校程度実施している。

③東京都による租税・財政教育

(ア)租税・財政教育に関する教材等の提供

東京都主税局のホームページ上では、「君も税博士」というコーナーを設け、小学生、中学生向けの教材の提供をしている。その他、東京都主税局のイメージキャラクターである「タックス・タクちゃん」が登場するアニメーションやクイズを通して租税について学習するコーナーもある。

また、平成 29 年度予算案の発表に合わせて東京都財務局では、税金がどのように使われているのかを記した子供向けの冊子「知っているかな？みんなのくらしと東京都」を作成している。

図表 23：租税教育に関する教材（左：タックス・タクちゃんクイズ、
右：冊子「知っているかな？みんなのくらしと東京都」）



出所：東京都主税局ホームページ

出所：東京都財務局ホームページ

(イ)租税教室の実施

東京都租推協の枠組みの下、東京都主税局の職員が学校等に出向いて講義を行う「出前授業」を年間 70 回程度実施している。

また、学生を対象とした租税教室に加え、夏休み等を利用して、親子を対象とした「親子税金教室」や社会人を対象とした「社会人向け租税教室」を実施している。

図表 24：租税教室実施の様子（左：親子税金教室、右：社会人向け租税教室）



出所：東京都主税局資料

(3)民間団体による租税・財政教育

日本における租税・財政教育は、民間団体の果たす役割も大きい。

ここでは、税理士会、納税貯蓄組合、青色申告会、法人会、間税会について記載する。

①税理士会での取り組み

(ア)日本税理士会連合会の取り組み

平成 23 年度税制改正大綱において租税教育の充実が掲げられ、その実施の際には関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこと、租税教育の担い手として税理士・税理士会が重要な役割を担っていることが示されたことで、税理士会における租税教育の取組が大きく充実することとなった。また、平成 26 年度税制改正において税理士法の改正が行われ、税理士会及び日本税理士会連合会の会則に記載しなければならない事項（絶対的記載事項）に、「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定」が加えられたことで、日本税理士会連合会会則（平成 26 年 10 月 15 日）において、「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関し必要な施策を行うこと」を事業として定め、租税教育を一層推進している。

日本税理士会連合会（以下、日税連）は全国 15 の税理士会で構成されており、主に税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務や、税理士の登録に関する事務を行っている。租税教育に関しては、租税教育の講義用テキストの発行や、大学での寄附講座、中学生の「税についての作文」事業の後援等を行っている。

日税連による租税教育のうち、近年特に注力しているのは大学での寄附講座である。平成 7 年度から開始した寄附講座は、これまでの 30 以上の大学で実施されている。大学側から寄附講座の申し込みを受けることがあるほか、寄附講座の期間が終わった後も講師のみ派遣している事例もある。

図表 25：大学での寄附講座の実施状況

開設年度	大学
平成7年度	早稲田大学法学部＊、福岡大学法学部＊
平成8年度	東京大学法学部＊
平成9年度	慶應義塾大学法学部＊
平成10年度	学習院大学法学部
平成11年度	一橋大学法学部＊
平成12年度	同志社大学商学部
平成13年度	中央大学商学部
平成14年度	神奈川大学経済学部
平成15年度	関西学院大学商学部
平成16年度	愛知大学経済学部
平成17年度	専修大学商学部
平成18年度	関西大学法学部
平成19年度	明治大学経営学部
平成20年度	立命館大学法学部
平成21年度	法政大学経営学部
平成22年度	日本大学商学部
平成23年度	山口大学経済学部
平成24年度	千葉商科大学、札幌学院大学法学部、
平成25年度	琉球大学観光産業科学部、名古屋市立大学経済学部、高崎経済大学経済学部、福島大学経済経営学類(震災復興)、愛知教育大学教育学部(教員養成)＊
平成26年度	西南学院大学商学部、和歌山大学教育学部(教員養成)＊
平成27年度	大分大学経済学部、滋賀大学経済学部、宮城教育大学教育学部(教員養成)＊
平成28年度	横浜国立大学経営学部、東北学院大学経営学部、新潟大学経済学部

※各大学での寄附講座の開設期間は、＊印がついた大学は開設年度から2年間、その他の大学は3年間である。

出所：日本税理士会連合会ホームページを基に日本総研作成

寄附講座は半年2単位（90分×15回の講義）で行っており、多くの大学で3年間実施している。授業内容は大学によって異なるが、多くの場合、租税一般の理論と制度及び税理士の役割等について教えている。教員養成課程では、税制度の基本や税に関する授業の実施方法について教えている。大学の教員が授業を担当する場合もあるが、必要に応じて税理士が講義あるいは講義の補佐を行っている。また、国税局等の職員が講義の一部を担当することもある。

近年は、教員養成課程をもつ国公立大学にて積極的に寄附講座を開講している。現在、全国各地の税理士会所属の税理士が学校を訪問し租税教室を行っているが、その数には限りがある。そこで、教員養成課程の中で租税や租税に関する授業について教えることで、学生が将来教員になった時に自ら授業を行えるようにすることを目指している。日税連では、47都道府県全ての国公立大学で講座を行うことを目標にしている。

(イ)東京税理士会の取り組み

東京税理士会は平成 28 年度から東京都租推協の正会員となり、東京国税局、東京都主税局、東京都教育庁、都内税務署や学校等と連携し租税教育を推進している。租税教育に関する教材の作成や租税教育を行う税理士への研修を行っている。

租税教室を行う際には、税理士が講師として学校へ赴くことがある。その際、原則として当該学校のある支部の税理士が講師を担当しているが、平成 27 年度からは、複数の支部に所属する税理士が合同で租税教室を行う「広域対応」にも取り組んでいる。都内各支部の税理士が同じ形式で授業を行うことから、租税教室の質の均質化にも寄与している。

東京税理士会では、「税を通して社会を考える教育」を目指しており、例えば、学級を一つの国に見立て、ある公共事業を実施するための税金の集め方を考えることを通して、公平・公正な税負担割合を考えさせるような授業を行っている。平成 27 年度には、東京税理士会にて小中高校、専門学校、大学等を対象として延べ約 2,000 回の租税教室を開催した。

また、租税教室の講師を担当する税理士への研修は全国の各税理士会で行っている。東京税理士会では租税教育担当講師の質を高めるため、講師登録の際に研修を行うだけでなく、講師としての登録を継続するには翌年以降も毎年 1 回は研修を受けなければならない制度となっている。現在、都内で約 1,000 名の税理士が講師として登録している。新規登録・登録更新のための研修に加えて、租税教室の質を更に高めるための「レベルアップ研修」を年に 2 回実施し、広域対応についての説明等各支部の代表者が集まる代表者会議を年に 2 回開催し情報の共有を図っている。

②納税貯蓄組合の取り組み

納税貯蓄組合とは、納税貯蓄組合法（昭和 26 年法律 145 号）に基づく団体で、納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付を目的として組織された団体である。組合には、国税、県税、市税等の納税者であれば誰でも加入でき、平成 27 年 3 月末時点で、全国約 130 万人の組合員を有する。組合員組織は、全国の市町村の商店街や町内会、同業組合、企業等の納税者で構成された「単位組合」を基礎単位としており、全国に約 2 万 7,000 の組合がある（平成 27 年 3 月時点）。

納税貯蓄組合は、「租税の期限内納付の確立」と「納税道義の高揚」を目的とした事業を行っている。

図表 26：納税貯蓄組合の事業内容

1. 租税の期限内納付の確立	(1) 納税資金の計画的備蓄の推進と納期内完納の定着化
	(2) 振替納税制度の普及拡大とe-Tax及びeL-Taxの普及
	(3) 消費税の滞納未然防止活動
2. 納税道義の高揚	(1) 租税教育の推進
	(2) 税の広報活動と正しい税の理解者・協力者の拡大
	(3) 中学生の「税についての作文」募集

出所：納税貯蓄組合ホームページを基に日本総研作成

租税の期限内納付の確立については、全国各地で「振替納税推進の街」の宣言を実施し、振替納税制度の普及拡大による期限内納付率の向上を目指しているほか、消費税完納の推進に向けた「消費税完納推進の街宣言運動」等を行っている。

さらに、税知識の普及と正しい税の理解者・協力者の拡大を目指し、機関誌や会報の発行、各種説明会や研修会の開催及び税に関する教育的な広報活動等を行っている。現在は国税庁と共催で行われている中学生の「税についての作文」募集事業も、こうした教育・広報活動の一環である。

③青色申告会の取り組み

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体である。全国に約 3,100 の会があり、会員数は約 81 万人である（平成 28 年 4 月）。

各青色申告会では、個人事業者への記帳指導、研修会等の開催や青色申告の普及等幅広い活動を行っており、また、所得税等の確定申告の時期には、適正申告、期限内納税等の広報活動を行っている。さらに小学生を対象に、税に関する言葉を課題とする書道作品を募集し表彰する税の書道展の開催や、租税教室への講師派遣も行っている。

④法人会の取り組み

法人会とは、昭和 22 年に申告納税制度が導入されたことを受け、納税者自らが税法を理解し自主申告できるよう税知識を普及することを目的として、企業が自発的に結成した団体である。全国の法人会は社団法人として法人格を有しており、全国各地に 441 の単位法人会、県単位の連合体として 41 都道県連が組織されている。全国で約 80 万社が加入する団体である。

主な活動としては、公平で健全な税制の実現を目指して、国・地方自治体に対して「税に関する提言」を行っている。税に関する知識の普及啓発活動にも取り組んでおり、法人会役員が小学校を訪問して租税教室を実施しているほか、小学生対象の税をテーマにした絵はがきコンクールを実施している。企業向けの取組としては、税務署の講師や税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会等様々な研修会を開催している。

⑤間税会の取り組み

間税会は、間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して円滑な税務運営に協力することを目的として結成された団体である。全国に 518 団体があり、会員数は約 9 万人社である（平成 27 年 4 月）。間税会では、税制や税の執行の改善のための提言、消費税に関する税知識の普及や滞納防止のための活動を行っている。具体的には、租税教育・税の啓発活動の一環として、毎年「税の標語」を会員・非会員を問わず広く募集し、優秀作品を表彰しているほか、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを作成し、租税教室や街頭広報の場等で広く配布する等の活動を行っている。

また、「消費税完納運動」の推進や、税知識の習得等に役立てるための各種研修会・説明会の開催等も行っている。

なお、租税・財政教育と同様に税務広報についても、行政機関と納税貯蓄組合、青色申告会、法人会、間税会等関係民間団体が連携して実施している。

(4)税務部門による租税・財政教育の実施状況

小学校、中学校、高校と児童・生徒の学齢に応じた租税・財政教育を実施している。小学生に対しては社会と国民生活を支える税の意義や役割を中心に教え、中学生、高校生に対しては、それらに加えて税の仕組みや公平な負担についての考え方、税に関する仕事等についても教えている。

図表 27：小学校・中学校・高校における租税教育の体系

発達の段階		小学校(社会)※中学年	小学校(社会)※高学年	中学校(公民的分野)	高等学校(現代社会)	高等学校(政治・経済)
領域	キーワード	学習内容				
社会と国民生活を 支える 税の意識・役割 (税の必要性)	・みんなの願い ・生活の安定と向上	健康で良好、安全な生活を守る諸活動、公共施設	わたしたちの暮らしと政治(国・地方公共団体)の働き	市場の働きにゆだねることが難しい諸問題への国・地方公共団体の役割	政府の役割	国民経済における政府の役割
	・公共サービスの財源 ・社会の会費 ・税の使いみち	諸活動のために関係機関や地域の 人々が協力していること	政治の働きの費用は税によってまかなわれていること	公共サービスの財源を まかなう税の役割	財源調達など税の機能、 税の意識と必要性	財源調達など税の機能、 生活を支える税の意識・役割
		地域社会の一員としての 自覚をもつこと	身近な生活と税のかかわり	社会の一員(税の負担者)としての自覚をもつこと	納税者として 税の使途に関心をもつこと	納税者として 税の使途に関心をもつこと
	・国民主権 ・納税の義務	きまりを守ることの大切さ	憲法に納税の義務があること	憲法に定められた権利と 納税の義務、納税の義務を 果たすことの大切さ	納税の義務を果たす ことの意義	納税の義務を果たす ことの意義
税の大切な きまりや考え方	・税の公平な分担		税はみんなで分担して 納めていること	税の仕組み、税の種類・分類	公共サービスの受益と負担、公平な税 の考え方 (個人と社会の関係、世代間の公平など)	公平な税の考え方、 税の基本的な仕組み
	・持続可能な社会			財源の課題 (財源の確保と配分、社会保障費)		税・財政の課題 (財源の調達と配分)
社会人と税	・申告納税制度 ・税に関する仕事			自ら正しい申告・納税を すること	申告納税制度、 税に関する仕事	申告納税制度、 税に関する仕事

出所：租税教育推進関係省庁等協議会「租税教育の事例集」を基に日本総研作成

また、東京都内の学校における出前授業による租税教室等は、平成 27 年度 1,242 回行われている。そのうち小学校が 881 校（開催割合：64.9%）と最も高く、続いて中学校 267 校（同：32.8%）、高校（同：6.4%）となっている。高校の開催割合については他の地域と比較して低い状況にあることから、今後重点的に取り組む予定である。

図表 28：東京都内の出前授業による租税教室等の開催状況

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	開催校数	開催校割合	開催校数	開催校割合	開催校数	開催校割合
小学校	817	59.9%	844	62.3%	881	64.9%
中学校	235	28.5%	260	31.5%	267	32.8%
高等学校	24	5.3%	34	7.7%	28	6.4%
大学等	56		66		66	
都内合計	1,132		1,210		1,242	

出所：東京都租税教育推進協議会「第 24 回定期総会議案書」を基に日本総研作成

講師は、主に東京都租推協の構成員が担っており、特に東京税理士会からの出講が多くなっている。

なお、税理士会による租税教室の実施回数は過去十数年で大きく伸びており、平成 27 年度には全国の小学校、中学校、高校、専門学校、大学等にて合計で約 1 万回開催されている。

1-2-3.租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況

(1)中央租推協によるシンポジウムの開催

中央租推協では、「租税教育に関するシンポジウム」を年に 1 回開催している。全国各地で開催しており、平成 28 年度は東京で開催した⁸。このシンポジウムでは、教員、教育委員会職員のほか、地方自治体職員、税理士、関係民間団体等租税教育に携わる人を対象として、全国的な租税教育の推進状況の報告や、都道府県、市町村単位での租税教育の実践的取組等が紹介された。

(2)東京都租推協主催の研修

東京都租推協では、税務署の税務広報広聴官が講師となり、公立中学校・高等学校の教員を対象として、租税教育をテーマとした研修会を実施している。この研修で扱う内容は、例えば入試問題で租税に関する内容が取り上げられた事例の紹介や、租税に関するトピックスの紹介等、教員が学校で租税について教える上で役立つ情報提供を行っている。税理士や関係民間団体等による租税教室を推進する一方で、出前授業の回数には限りがあるため、教員

⁸ 平成 28 年度は、東京国税局の「財政経済セミナー」との合同開催であった。

が自ら租税教育を行えるよう支援したいと考えている。

また、講師派遣による租税教室の開催にあたり、派遣講師の養成及びスキルアップを目的とした講師養成研修も実施しており、税務関係職員や法人会、青色申告会の会員等が参加した。

図表 29：租税教室講師養成研修会等の開催状況（平成 27 年度）

地区等	実施月	研修受講者
主税局租税教室講師養成打合せ会	6月	都税事務所職員
青梅法人会講師養成研修	6月	青梅法人会会員
東村山租税教育推進協議会講師養成研修 (東村山市・小平市・清瀬市・東久留米市・西東京市合同)	10月	5市租税教育推進協議会会員
武蔵野青色申告会講師養成研修	11月	武蔵野青色申告会会員
立川法人会講師養成研修	11・12月	立川法人会会員
芝租税教室講師養成研修	4・10月	芝法人会・青色申告会会員
国立市講師養成研修	12月	国立市職員
中野法人会租税教室講師養成研修	12月	中野法人会会員

出所：東京都租税教育推進協議会「第 24 回定期総会議案書」を基に日本総研作成

1-2-4. 租税・財政教育の現場の様子

租税・財政教育の現場の様子として、小学校での租税教室（写真左）と高校での租税教室（写真右）実施時の写真を紹介する。

図表 30：小学校（左）及び高校（右）での租税教室の様子



出所：東京都主税局資料

1-2-5. 租税・財政教育で用いられる教材例

東京都租推協及び国税庁が提供している副教材を紹介する。

図表 31：小学生・中学生向け副教材（東京都租推協作成）



出所：東京都租税教育推進協議会

図表 32：高校生用教材（国税庁提供）



出所：国税庁

1-2-6.租税・財政教育を進める上での工夫点

日本では社会科の授業を中心として、学齢に応じて租税・財政教育が行われている。社会を支える仕組みとしての税制度や税の種類について説明しているほか、中学・高校段階では財政問題についても扱っている。

日本の租税・財政教育の特徴としては、教育部門のみならず、国税庁・東京都主税局といった税務部門や民間団体等の官民が租推協の枠組みの中で連携していることである。税務署や自治体の税務職員、税理士といった税の専門家が学校を訪問して租税教育を実施することで、社会を支える税の仕組みや税に関する仕事についての理解を深めることができると考えられる。

授業では、知識を活用するアクティブラーニングの手法を積極的に取り入れることで、児童・生徒が税の機能や意義、納税の義務を果たすことの意義を能動的に学ぶ環境を整えている。

一方で、高校生が税制を理解するのみならず、税を自らに関わりのあることとして主体的に捉えられるようにするには、更なる工夫が必要だという声が聞かれた。選挙権年齢が引き下げられたこともふまえ、租税教育の充実に向けて、高校生向けの教材開発や、主権者教育の充実が進められている。

1-3. 税務広報

1-3-1. 税務広報の概要

日本国内で税務広報を行っている、国税庁及び東京都主税局について以下に記すこととする。

(1) 租税に関する情報提供

① 国税庁による情報提供

(ア) ホームページでの情報提供

国税庁では、納税者の申告・納税等に役立つ情報を国税庁ホームページで提供している。各種租税の概要や、問い合わせの多い事項についてまとめた「タックスアンサー」、確定申告書等作成コーナー、インターネット等を利用して国税に関する申告、納税及び申請・届出等の各手続が行える国税電子申告・納税システム（e-Tax）、国税局・税務署の案内等、税に関して網羅的な情報提供を行っている。税の仕組みや申告書の作成方法、e-Tax の利用方法については動画形式でも情報提供を行っている。平成 27 年度には、1 億 7,757 万件のアクセスがあった。

図表 33：国税庁ホームページでの情報提供



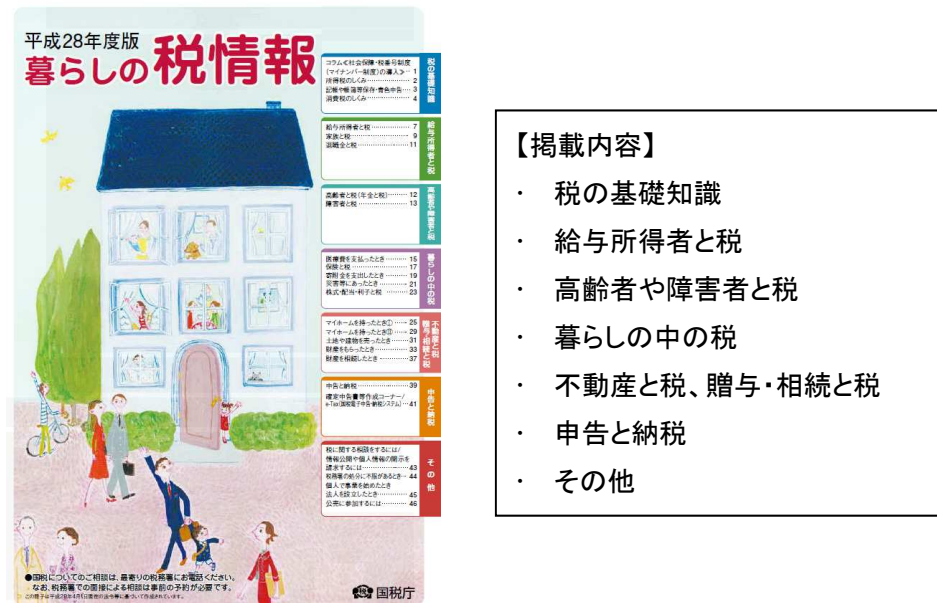
①タックスアンサー (よくある税の質問)	・問い合わせの多い質問とそれについての一般的な回答を掲載した「よくある税の質問」への入り口
②国税局・税務署を調べる	・各国税局コーナーへの入り口
③確定申告書等作成コーナー	・画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動的に計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書などが作成できるシステム ・作成した申告書は印刷して郵送等で提出可能 e-Taxでも提出可能
④国税電子申告・納税システム(e-Tax)	・e-Taxを利用する際の「事前準備」、「初期登録」、「手続きの流れ」など、e-Taxを利用した申告・納税などをサポートするための情報を提供
⑤路線価図	・全国7年分の路線価情報を提供
⑥公売情報	・全国の国税局や税務署で実施している公売(差し押さえた財産を入札などにより売却すること)物件の情報や公売手続などの情報を提供
⑦動画で見る 税の情報・税の仕事	・税の仕組みや申告書の作成方法、e-Taxの利用などについて具体的に説明 ・調査・徴収をはじめとした国税庁の取組をドラマ仕立てで分かりやすく紹介
⑧税の学習コーナー	・ゲームやクイズなどで子供から大人まで楽しく税を学べるコーナー ・学校教師向けの租税教育用教材を提供
⑨文字拡大・読み上げ	・高齢者や視覚に障害がある方のためのサポート機能
⑩ご紹介します 税の役割と税務署の仕事	「税の役割と税務署の仕事」を動画やイラストで分かりやすく解説
⑪メールマガジン	「新着情報・メールマガジン配信サービス」の登録

出所：国税庁「国税庁レポート2016」

(イ)その他広告媒体での情報提供

国税庁では毎年「国税庁レポート」を発行し、納税者サービスの充実、適正・公平な課税・徴収の実現、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）等の様々な税務行政の取組について説明をしている。また、国民の暮らしにおける身近な税に関する情報をまとめたパンフレットとして毎年度「暮らしの税情報」を発行し、各税務署窓口等での配布やダウンロードができるようホームページに掲載を行っている。

図表 34 : 「平成 28 年度版 暮らしの税情報」



【掲載内容】

- ・ 税の基礎知識
- ・ 給与所得者と税
- ・ 高齢者や障害者と税
- ・ 暮らしの中の税
- ・ 不動産と税、贈与・相続と税
- ・ 申告と納税
- ・ その他

出所：国税庁

その他にも、チラシ、ポスター等の広報媒体の作成を行い、それぞれに多様な機会を捉えて、広報活動を行っている。国税庁はテレビ CM 等全国一律で行う広報活動を担当し、国税局は管轄する都道府県にまたがる広報活動を行い、税務署は、管轄する区市町村を主たる対象とした広報活動を行うという役割分担をしている。

特に、確定申告期には重点的に広報活動を行っている。平成28年分の確定申告期においても、国税庁ホームページ内のコンテンツとして「確定申告特集ページ」を設け、「確定申告書等作成コーナー」やe-Taxの利用拡大及び提出する書類にはマイナンバーの記載が必要となる広報を実施したほか、所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納付期限の周知等の提供も併せて行っている。

図表 35：確定申告書作成についてのチラシ

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のメリット

- 1 税務署に出向く必要なし！**
作成した申告書等は、e-Taxを利用して提出できます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。
- 2 いつでも利用可能！**
確定申告期間中は、24時間いつでもご利用できます。
- 3 自動で税額を計算！**
収入金額や控除金額などを入力することで、税額を自動で計算できます。
- 4 前年データが利用可能！**
作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告で利用できます。

申告書作成から提出までの流れ

- ① 「作成コーナー」へアクセス**
ご自宅のパソコンから「作成コーナー」で検索。
国税庁ホームページ www.nta.go.jp
作成コーナー
- ② 申告書を作成**
画面の案内に従って金額等を入力し、申告書を作成。
タビレット端末等をご利用の方はこちらをご利用ください。
- ③ 申告書を出す**
▶ **e-Tax** の場合
事前準備が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。
▶ **書面提出** の場合
印刷して郵送等で提出。

申告書をご自宅で作成される際、ご不明な点などに関するお問合せ先は裏面をご参照ください。

お問合せ先のご案内

申告書をご自宅で作成される際、ご不明な点などはお電話で問い合わせることができます。

▶ **作成コーナーの操作などに関するお問合せ**

パソコンはあまり得意じゃないだよね。自宅で申告書を作成中に、操作方法が分からない場合はどうしよう？

大丈夫!!作成コーナーの操作に関する質問はお電話で問い合わせることができます。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 (全国一斉市内通話料金)

作成コーナーの操作などに関する質問
▶ 所得税・住民税、9月～17日、(税)電話受付は2月29日～1月3日を除きます。
▶ 受付時間は、時間により変更する場合があります。お問合せにあたっては、最新の情報をe-Taxホームページで確認ください。
▶ 上記の電話番号が利用できない場合は、03-6508-6171をご利用ください。(通常の通話料金となります。)

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
マイナンバーカードをご利用になる場合のカードリーダーの設置などに関する質問
▶ 所得税・住民税、9月～17日、9月～17日、(税)電話受付は2月29日～1月3日を除きます。
▶ 受付時間は、時間により変更する場合があります。お問合せにあたっては、最新の情報をe-Taxホームページで確認ください。
▶ 上記の電話番号が利用できない場合は、050-3518-1250をご利用ください。(通常の通話料金となります。)

▶ **税務相談などに関するお問合せ**

自宅で申告書を作成中に、ちょっと申告内容に関して相談したいんだけど、どこに聞けばいいかな？

申告に関する質問や必要な書類の確認などは、お電話で問い合わせることができます。

最寄りの税務署にお電話いただけます。自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。
最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

e-Taxの事前準備に関するご案内

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告、申請、届出、納付などの手続きを行うことができるシステムです。
ご利用には、マイナンバーカードなどの電子証明書と、カードリーダーの用意が必要です。

マイナンバーカードなど + ICカードリーダー

出所：国税庁

さらに、税に関する手続きや税制改正等について、納税者の理解を深めることを目的として、確定申告に関する各種説明会、年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会等、様々な説明会を開催している。全国の税務署等での開催回数は、平成 26 事務年度において 27,016 回、延べ約 118 万人が参加している。

(ウ)「税を考える週間」における情報提供

国税庁では、租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めてもらうため、特に毎年 11 月 11 日から 17 日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を行っている。

「税を考える週間」においては、国税庁ホームページで国税庁の取組を紹介するページを開設するほか、マスメディアを通じた広報や、大学生、社会人を対象とした講演会や説明会を開催する等、国民各層の納税意識の向上を図る様々な取組を行っている。

②東京都主税局による情報提供

(ア)多様な媒体を活用した広報活動

東京都主税局においては、都税を中心に広報活動を実施している。平成 28 年度の広報計画は図表 36 の通りであり、ポスター、冊子等の紙媒体、デジタルサイネージ等の動画媒体、

加えてホームページや SNS を活用したオンラインでの広報活動等、多様な媒体を活用した広報活動を幅広く行っている。

この他にも、毎年 11 月の「税を考える週間」を中心に、街頭等で納期を周知するチラシ等を配布するキャンペーンを実施している。また、納税者の手元に直接届く納税通知書を最大の広報の機会ととらえ、税に関する情報を分かりやすくまとめたリーフレットを同封している。

図表 36：東京都主税局による平成 28 年度広報計画の概要

種類	概要	発行／実施 回数	数量等 (1回あたり)	配付・掲示場所等
ポスター	・納期等周知ポスター ・テーマポスター	年9回 年1回	平均 9,000 部 14,100 部	都税事務所、官公署、金融機関、 交通機関車内吊り(JR、私鉄、 都営地下鉄、都電、バス)など
ガイドブック都税 (冊子)	一般向けに都税を わかりやすく解説	年1回	87300 部	都税事務所、官公署、金融機関など
	外国人向けに都税を解説	年1回	英語 2,300 部 中国語 1,700 部 ハングル 1,500 部	都税事務所など
不動産と税金 (冊子)	不動産に関する税金を まとめて解説	年1回	100,000 部	都税事務所、官公署、金融機関など
主税局広報紙 「あなたと都税」	都税のゆくえ、 税金の解説など	年 12 回	36,900 部	都税事務所、官公署、金融機関、鉄 道主要駅、納税協力団体など
事務所広報印刷物	各都税事務所の 地域にあった内容を広報	随時		都税事務所の窓口など
東京都、区市町村、 納税協力団体等広報紙	納期のお知らせ、 税制改正など	随時		広報東京都は新聞折り込みで配付
新聞広告	税制改正・納期周知など	年1回	半3段	日刊6紙掲載
東京都提供 テレビ・ラジオ	納期のお知らせ、 税制改正など	随時		東京都提供の放送番組
電光掲示板 (デジタルサイネージ)	納期のお知らせなど	随時		都庁舎の行事案内表示板、 新宿駅西口広場の情報案内板など
ステーションビジョン	音声付映像広告で 納期のお知らせ	年7回	各週1週間	東京メトロ丸ノ内線の6駅
ホームページ	都税ガイド全般	常時		インターネット上
SNS	都税一般、イベントなどの お知らせ	常時		主税局Twitter 主税局Facebook
テレフォンサービス	都税に関する「よくある ご質問」を自動音声 サービスで提供	常時		24 時間自動音声サービス

出所：東京都主税局資料

図表 37:「ガイドブック都税 2016」(左) 及び主税局広報紙「あなたと都税」(右)



出所：東京都主税局資料

図表 38：電光掲示板（デジタルサイネージ）(左) 及び街頭ビジョン (右) での広報



出所：東京都主税局資料

(イ)ライフステージの各場面に応じた情報発信

税との関わり方は年齢によって変わることから、世代別にターゲットを絞った取組を開始している。社会人を対象とした取組としては、平成 28 年度は、住宅展示場にて固定資産税

の算定の基礎となる家屋の評価額算出のポイントを解説する等、不動産に関する税のセミナーを実施した。

また、平成 28 年度は、選挙権年齢引き下げを考慮し、高校生、大学生向けに、主権者教育の一環として税を通じた社会参加を呼びかける広報媒体を作成した。都立高校に通う高校 3 年生全員にリーフレットを配布したほか、大学構内に広告を掲示した。

この他平成 29 年 3 月には、就職を控えた新社会人向けに、ホームページ上に給与明細の見方や社会に出ると発生する税金の種類、税金の使い道等への関心を促すウェブページ⁹を公開するとともに、PR 動画を作成し、インターネット広告やデジタルサイネージを活用した広報を実施した。

図表 39：住宅展示場での固定資産評価体験の様子（左）及び新社会人向け広報（右）



出所：東京都主税局資料

(2)納税に関する相談・サポート体制

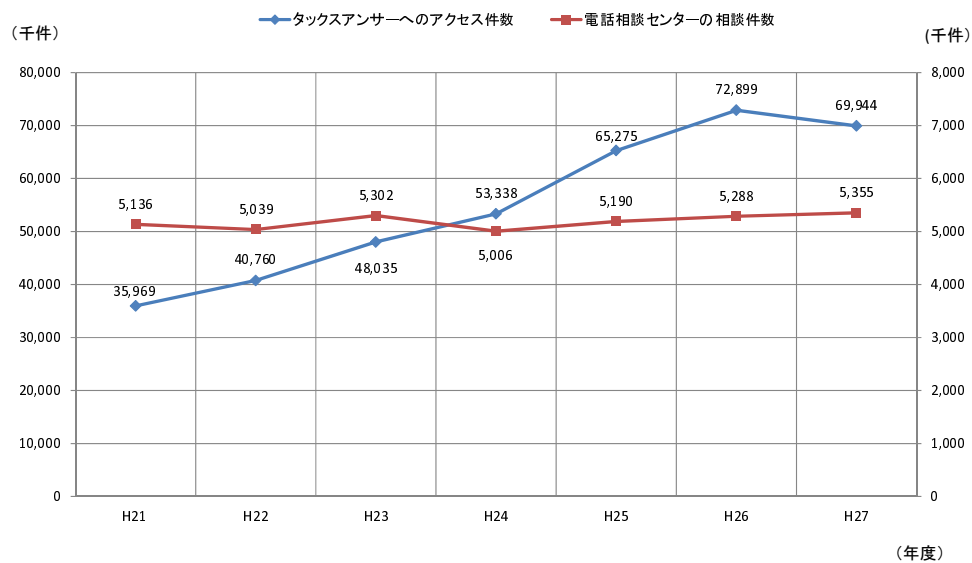
①国税庁の相談・サポート体制

国税に関する一般的な質問や相談については、国税局ごとに電話相談センターを設けて集中的に受け付けており、全国で年間 500 万件程度対応している。また、東京、名古屋、大阪の各国税局では英語での税務相談にも対応している。

また、「よくある質問」に対する一般的な回答については、国税庁ホームページ上の「タックスアンサー」に掲載しており、アクセス件数は平成 21 年度と 27 年度を比較すると約 2 倍に伸びている。具体的に書類や事実関係の確認が必要な場合等は、所轄の税務署において事前に予約することにより面接による相談も行っている。

⁹ URL: <http://www.tax.metro.tokyo.jp/newemployees/index.html> (東京都主税局ホームページ「新社会人の皆さんへ」)

図表 40：電話相談センターの相談件数及びタックスアンサーへのアクセス件数の推移



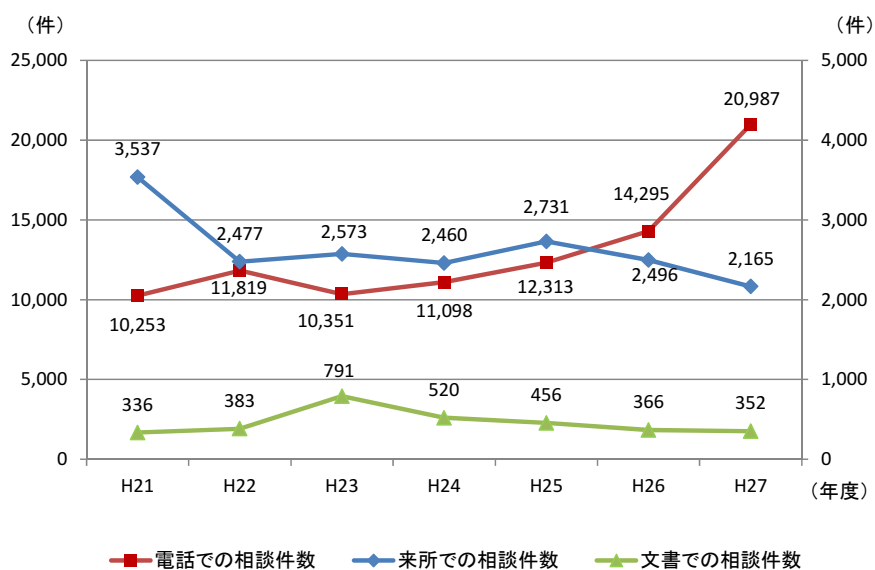
出所：国税庁「国税庁レポート 2016」を基に日本総研作成

②東京都主税局の相談・サポート体制

東京都では、都庁舎や都税事務所に都税相談コーナーを設置している。平成 27 年度の来所、電話、文書での受付件数は 23,000 件を超える。都税に関する「よくあるご質問」については自動音声サービスでの情報提供も行っている。

そのほか、問い合わせの多い自動車税等については、専用のサポートセンターを設けている。

図表 41：主税局での相談件数（来所、電話、文書）の推移



出所：東京都主税局資料を基に日本総研作成

図表 42：税務相談等の受付件数（平成 27 年度、来所・電話・文書）

	課税関係	徴収関係	国税関係	その他	合計
平成27年度	15,491件	2,083件	794件	5,136件	23,504件
構成比	65.90%	8.90%	3.40%	21.90%	100%

出所：東京都主税局資料を基に日本総研作成

(3)関係機関との連携による普及啓発活動

国、都道府県、区市町村がそれぞれに多様な機会を捉えて行う広報活動の一環として、杉並区では税務署と税務に関連する団体等が連携し、「税を考える週間」に「杉並納税街頭キャンペーン」を行っている。当日は、杉並区内の学校でのセレモニー、街頭パレード、近隣の学校の児童・生徒による吹奏楽の演奏等が行われた。

なお、国、都道府県、区市町村が連携した街頭でのキャンペーンは地域単位で実施しており、ブースを設置した相談会やノベルティグッズの配布等、主催者の創意工夫のもと様々な形で行われている。

図表 43：杉並納税街頭キャンペーン



出所：公益社団法人杉並青色申告会

図表 44：関係機関との連携による普及啓発活動のその他の例

自由が丘での街頭キャンペーン（左）及び住宅展示場におけるブース相談会（右）



出所：東京都主税局資料

1-3-2. 税務広報に対する評価方法

(1) 国税庁による評価

国税庁では毎年7月から翌年6月までの1年間を実績評価の対象期間とし、業務分野ごとに評価対象となる施策を設定し、定量的・定性的な評価を実施している。このうち、納税者サービスの充実に関する評価項目は、図表 45 のとおりである。例えば「2. 相談等への適切な対応」では、「電話相談センターにおける10分以内の相談割合」「電話相談センターにおける電話相談の満足度」「税務署における面接相談の満足度」等の定量的な測定指標が定められており、それぞれの施策の達成度を確認している。

図表 45：「納税者サービスの充実」に関する評価項目

実績の目標	施策名
1. 広報・広報活動等の充実	(1) 国民各層への広報活動の充実
	(2) 租税に関する啓発活動
	(3) 関係民間団体との協調関係の推進
	(4) 地方公共団体との協力関係の確保
	(5) 国民の意見や要望への的確な対応等
2. 相談等への適切な対応	(1) 納税者からの相談などへの適切な対応
	(2) 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応
	(3) 改正消費税法への対応
	(4) 改正相続税法への対応

出所：財務省「平成 28 事務年度 国税庁実績評価実施計画」を基に日本総研作成

図表 46：「相談等への適切な対応」に係る測定指標（抜粋）

(単位：%)					
合計年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	28年度目標値
電話相談センターにおける10分以内の相談割合(注1)	(99.0)	97.0	97.7	97.8	95
電話相談センターにおける電話相談の満足度(注2)	94.5	94.7	95.0	95.0	95
税務署における面接相談の満足度(注3)	87.0	87.7	87.6	91.5	90

(注1) 平成24年度の数値は、電話相談センターにおける15分以内の相談割合を示す。

(注2) 数値は、電話相談に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(「良い」及び「やや良い」)を得た割合。

(注3) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(「良い」及び「やや良い」)を得た割合。

出所：財務省「平成 28 事務年度 国税庁実績評価実施計画」を基に日本総研作成

効果の測定にあたっては、図表 47 のとおり年間を通じて税務署の利用者や国税庁ホームページ利用者に対して各種アンケート調査を実施している。こうして得られたアンケート結果を参考に税務広報の改善活動を行っており、広告がより国民の目にとまるよう、トレインチャンネルやデジタルサイネージ等を活用した広報にも取り組んでいる。

図表 47：平成 28 事務年度において実施するアンケート調査の例

アンケート名	実施場所 対象者	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
国税の広報についてのアンケート	・全国55の税務署 ・特定日の来署納税者	平成28年4月～平成29年3月(各四半期の特定日、計4日間実施)	・玄関又は部門の窓口で配付 ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価(「良い」、「やや良い」、「どちらとも言えない」、「やや悪い」、「悪い」) ①国税の広報全般についての印象 ②国税庁が実施している各種の広報施策の認知度(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポスター、ホームページ等) ③情報提供に関する要望
電話相談センターについてのアンケート	・電話相談センター ・特定日の電話相談を利用した納税者	平成28年4月～平成29年3月(各四半期の特定日、計8日間実施)	・相談後に音声ガイダンスによるアンケート入力方式	無記名による5段階評価(「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」) ①税務相談に満足されたか ②応接の親切さ、丁寧さ ③回答の分かりやすさ ④回答の速さ ⑤疑問点の解決
税務署(相談会場)についてのアンケート	・全国524の税務署 ・特定日の来署納税者	平成28年4月～平成29年3月(各四半期の特定日、計4日間以上実施)	・玄関又は部門の窓口で配付(確定申告期において署外会場で相談等を行う場合は相談会場で配付) ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価(「良い」、「やや良い」、「どちらとも言えない」、「やや悪い」、「悪い」) ①相談の親切さ・丁寧さ ②説明の分かりやすさ ③対応の速さ ④応接についての全体的な印象

出所：財務省「平成 28 事務年度 国税庁実績評価実施計画」を基に日本総研作成

また国税庁では、広聴活動の一環として「国税モニター」制度を設けており、平成 28 年度は全国で 374 名に委嘱している。この制度は、国税庁が実施するアンケートへの回答や、税務署との座談会、意見交換会等を通じて、租税教育や税務広報に関する意見要望等を聴き取り、広報広聴施策の改善に役立てていることを主な目的としている。

(2)東京都主税局による評価

東京都では、平成 27 年度は都内在住者を対象として「都税広報モニター」を募り、広報印刷物や租税教育といった活動に対するアンケート調査や、租税教室の参観・意見交換、モニター会議等を開催した。なお、平成 28 年度は「都税 P R 効果検証アドバイザー」と改称し、これまでの活動に加え、主税局が行っている新しい取組みについての意見を集め、検証に反映させている。

図表 48：平成 27 年度「都税広報モニター」実施概要

実施期間	平成27年5月から平成28年3月まで
応募要件	・都内在住、在勤又は在学中で満20歳以上の方 ・都税の納税者又は同一世帯に納税者がいる方 等
人数	100名
実施内容	(1) インターネットによるアンケート調査 … 3回実施 ① 広報印刷物について(ポスター、月間広報紙) ② 租税教育について ③ 広報全般について(効果的な広報媒体、ホームページ) (2) 租税教室の参観・意見交換会 … 2回実施 ① 親子税金教室 ② 社会人向け税金教室 (3) 都税広報モニター会議

出所：平成 28 年度東京都税制調査会第 1 回小委員会「税への理解を深める取組に関する資料」を基に日本総研作成

都税広報モニターから寄せられた意見を基に、税務広報等の改善を行っている。例えば、「減税等の納税者にお得な情報を積極的に知らせてほしい」という意見をふまえて、ホームページのトップページに「軽減制度」のアイコン作成や、住宅展示場でのキャンペーンを実施したほか、「分かりやすい表現による情報発信にすべき」という意見を受けて、月刊広報紙「あなたと都税」の内容見直しを行った。

図表 49：都税広報モニター会議の様子



出所：東京都主税局資料

その他、全ての都税事務所に意見箱を設置しているほか、ホームページ上からも意見、要望を受け付けている。

図表 50：記入台付きご意見箱と記入用紙（ハガキ）



お客様の声

ご来所情報

日時： 年 月 日 時 分

場所： 事務所・部 階 課

目的：

	適切 5	4	普通 3	2	不適切 1
○来所の目的は達成できましたか？	☐	☐	☐	☐	☐
○親切な対応でしたか？	☐	☐	☐	☐	☐
○説明はわかりやすかったですか？	☐	☐	☐	☐	☐

ご意見等

ご住所	〒 _____		
お電話	_____		
ご氏名	_____		性別 男・女
	_____		年 月 日

ご協力ありがとうございました

出所：東京都主税局資料

1-3-3.税務広報を行う上での工夫

国、都道府県、区市町村のそれぞれの単位で、多様な機会を捉えた広報活動が行われている。ホームページや定期刊行物での情報提供に加えて、テレビ CM や街頭ポスター、SNS 等様々なメディアを活用している。また、毎年 11 月の「税を考える週間」を中心に、様々な広報・広聴活動を実施している。

税に関する情報公開がより一層求められる中で、国税庁、東京都主税局ともに、アンケート調査やモニター制度等を基に、その要望をふまえた改善活動を行っている。国税庁においては毎年広報活動に関する測定指標が設定され、定量的・定性的な評価を実施している。

近年、東京都主税局では納税者の視点を取り入れた情報発信に努めている。モニターアンケート結果で、「税の使い道について知りたい」という声が最も高かったことを受け、広報紙及びホームページで都税の使い道を紹介しているほか、広報紙のコラム欄では、社会で活躍している方を通じた税情報の発信を行っている。

1-4.税務職員の育成

1-4-1.資質向上に向けた取組

(1)国税庁による職員の育成

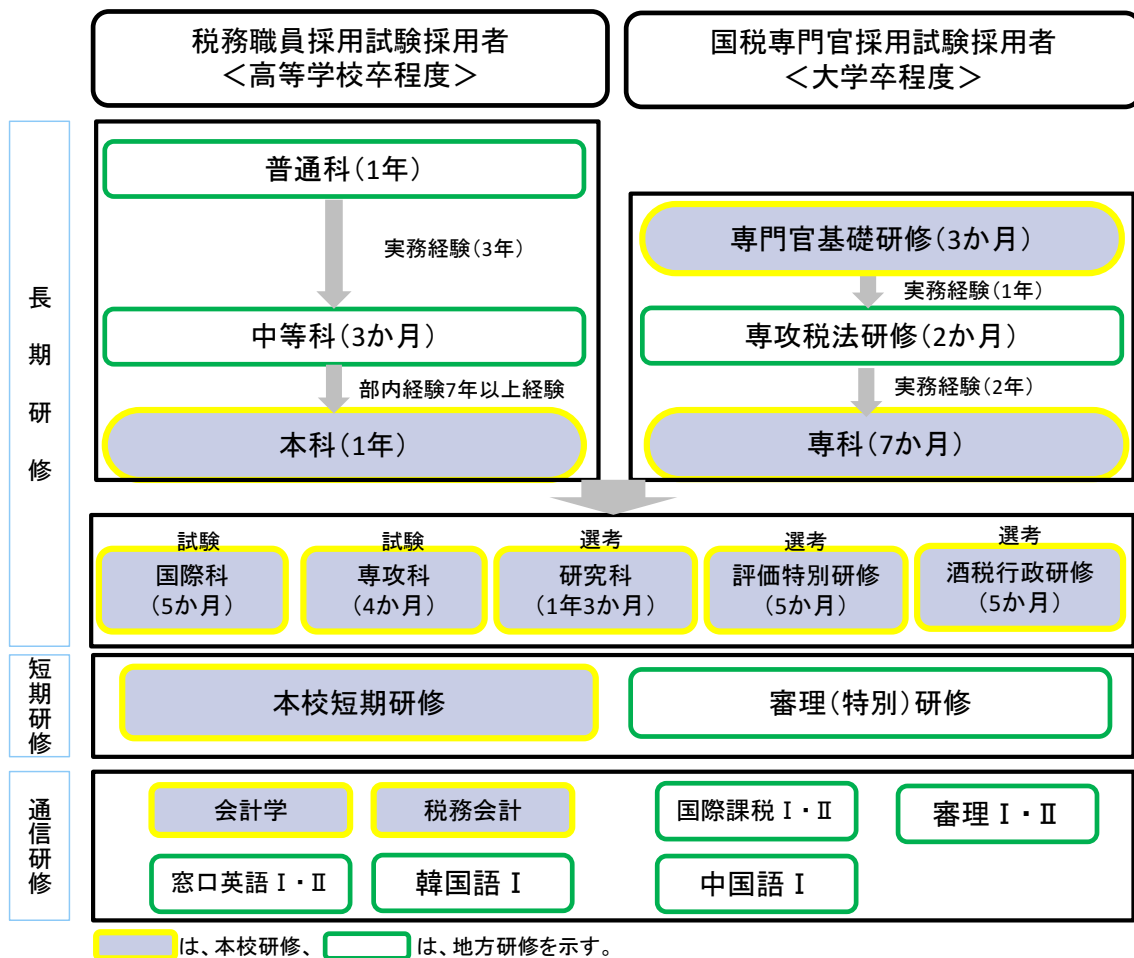
①税務の専門知識・技術面

国税庁の職員研修体系は、「税務大学校において実施する集合研修」「管理者や指導担当者が日常の事務の遂行を通じて、個別に職員指導するという形で行われるオン・ザ・ジョブトレーニング」「職場において集団的に実施する職場研修」の3つを柱として組み立てられている。その中でも、税務大学校では数か月～1年と長期にわたる研修も行われており、研修機関として中核的な役割を果たしている。税務大学校は埼玉県和光市の本校のほか、全国12か所に地方研修所を有している。

税務大学校の研修は、「税務職員としての全般的な能力と資質の向上を目的とする長期の研修」「専門的な仕事に直接必要な知識の習得を目的とする短期の研修」「職務に関し必要な特定の科目についての知識の習得を目的とする通信研修」の3つに分かれており、採用形態や職務経験に応じた研修内容が用意されている。例えば、国税専門官として採用された職員は、税務大学校本校において約3か月間の専門官基礎研修を受講後、国内各地の税務署に配属される。それから約1年の実務経験を経た後に、地方研修所での約2か月間の専攻税法研修を受講し、さらに約2年の実務経験を経た後に、本校での約7か月間の専科を受講し、より専門性を高めていく研修体系がとられている。

なお、税務大学校では税務に関する学術的な研究等を行っているほか、国際協力の一環としてアジアを中心とした各国の税務職員に対する国際研修も実施している。

図表 51：税務大学校の研修体系



出所：国税庁ホームページを基に日本総研作成

②接遇面

税務大学校長期研修（普通科、専門官、基礎研修）にて外部講師を招いたビジネスマナーに関する研修を実施するほか、各税務署においても接遇研修を実施している。

(2)東京都主税局による職員の育成

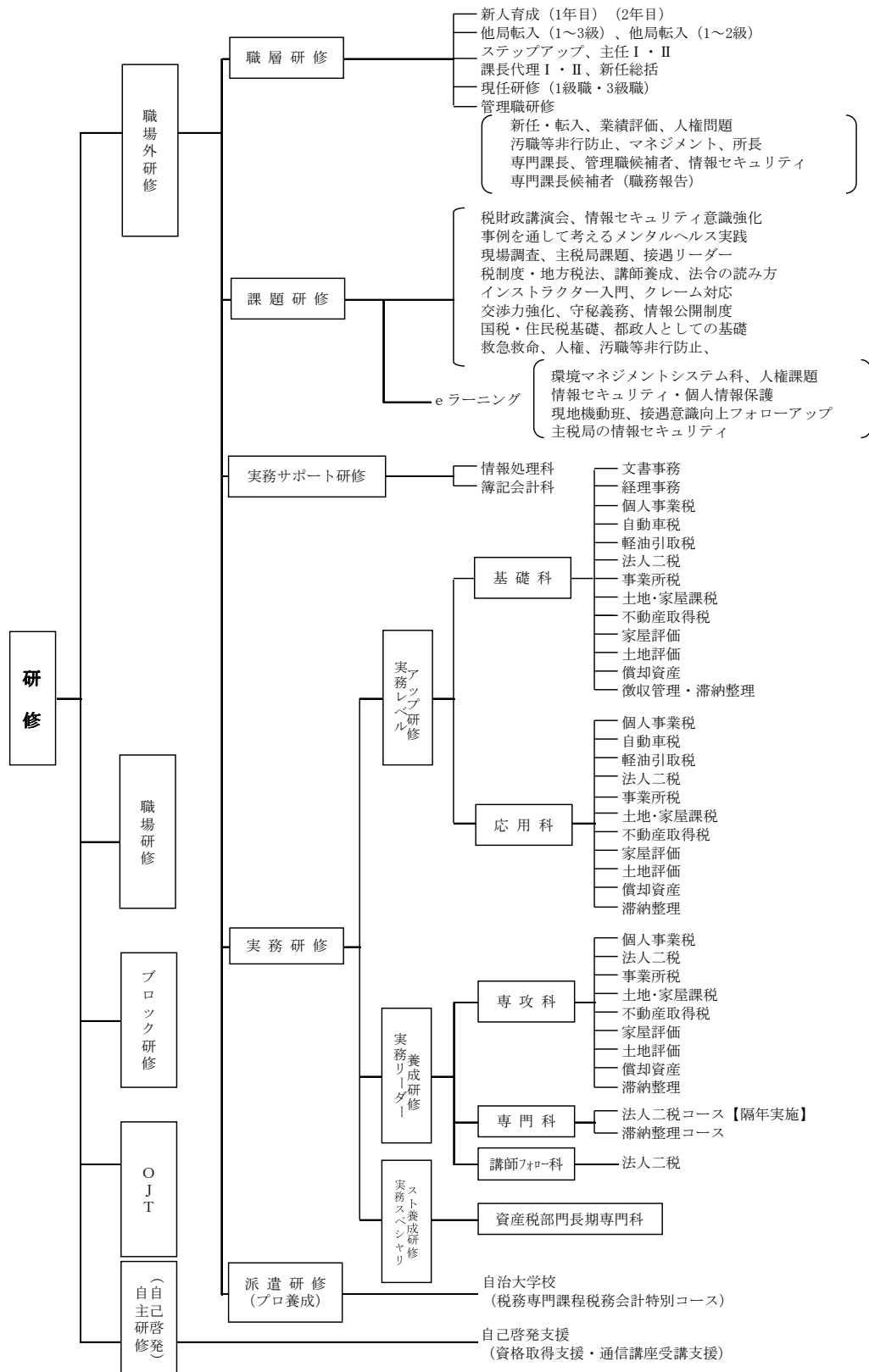
①税務の専門知識・技術面

東京都主税局では「主税局人材育成方針」に基づき、税務の専門知識及び技術を確実に継承していくとともに、職員一人ひとりの意欲と能力の向上を目指して、組織一丸となって人材育成を推進している。

職員は様々な研修への参加を通して、職務の基本となる法令を軸とした専門知識や調査技法等の習得に努めるとともに、日々の職務を通して実践的な実務能力を高めている。研修の実施にあたっては、図表 52 に示したように、「職場外研修」「職場研修」「ブロック研修」

「OJT」「自主研修（自己啓発）」の大きな柱を有機的に連携させ、多様な手段で効率的かつ総合的に人材を育成している。

図表 52：東京都主税局研修体系（平成 28 年度）



出所：東京都主税局資料

②接遇面

東京都主税局では、各都税事務所の職場研修やブロック研修で接遇研修を実施することを基本としている。その上で平成 28 年度は、外部講師による「接遇リーダー研修」「クレーム対応研修」等を前節の職場外研修の一環として実施した。また、接遇技法やマナーを再確認し接遇意識を継続的に高めていけるよう、e ラーニングによる主税局全職員を対象にした「接遇意識フォローアップ研修」も実施した。

1-4-2.税の窓口の様子

窓口は、以下写真のように職員が訪れた住民や納税者に対面に対応する形式となっている。

図表 53：税の窓口の様子（都税事務所）



出所：東京都主税局資料

2.アメリカ

《要約》

【税に関する国民意識】

- ・ 内国歳入庁（IRS）監視委員会が行った納税者意識調査によると、回答者の94%は「納税は市民の義務である」に同意しており、86%は納税者が「所得税をごまかす行為は許せない」と回答した。また、61%は「IRSは公正に税法を施行し、人々の税に対する理解を促進する」と考えている。
- ・ 一方で、民間の世論調査（2013年）では、政府の税制に関して、「増税しても政府は国の問題に取り組むべき」が13%、「現状の保持でよい」が31%であったのに対し、「国の問題への関与を減らして減税すべき」が53%と過半数を占めていた。

【租税・財政教育】

- ・ ニューヨーク州における租税・財政教育は、社会科のうち、「経済」と「公民・市民権・政府」の枠組みの中で行われ、納税の義務や、税金の役割、使途等を学ぶ内容となっている。
- ・ 税の意義や役割を教えることに加え、学校によっては数学の授業で税についての計算を行う等、実用的な内容についても教えている。
- ・ IRSによる教材提供が行われているほか、租税・財政教育や金融教育を推進する民間企業やNPO団体による教材の提供や教員向け研修等が行われていることも米国の特色である。

【税務広報】

- ・ IRS、ニューヨーク州税務・財務局共に、ウェブサイトによる各種情報提供や冊子の作成、SNS等を活用した広報を行っている。
- ・ 米国では行政の税務部門による相談・サポート体制として、申告納税ボランティアを育成していることが特徴である。確定申告の時期になると、パートナー団体等と協力し、各地でボランティアによる高齢者や低所得者向けの納税サポートが行われている。
- ・ ニューヨーク州政府では、ウェブサイトにおける情報公開を促進しており、2013年1月に州の歳入・歳出、税収や部門・政策別予算割当額等が閲覧できる「NYオープンバジェット」を開設した。

【税務職員の育成】

- ・ IRS、ニューヨーク州税務・財務局共に、職位に応じた研修制度を提供している。
- ・ ニューヨーク州では、2012年から州職員用の研修・教育オンラインシステムが開設された。

2-1.概要

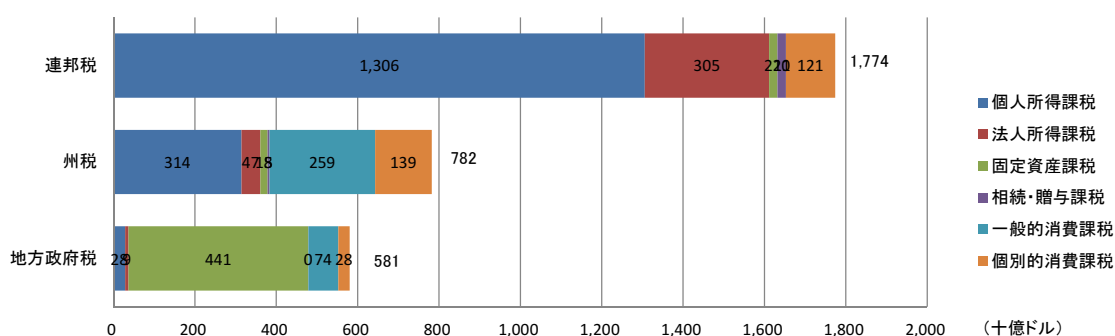
2-1-1.税制の概要

(1)税収の内訳

アメリカ連邦政府の税収は、17,739 億ドル¹⁰である。個人所得課税の割合が最も大きく全体の 70%以上を占める。次いで、法人所得課税が約 17%、個別的消費課税約 7 %等となっている。

州税は、全体で 7,821 億ドルであり、個人所得課税(約 40%)と一般的消費課税(約 33%)が主たる税収となっている。地方政府税は 5,805 億ドルであり、75%以上を固定資産課税が占めている。

図表 54：米国の税収内訳（2013 年）



出所：OECD「Revenue Statistics 2015」を基に日本総研作成

(2)連邦所得税とニューヨーク州所得税の個人納税申告について

一定所得のある者は、原則として内国歳入庁（Internal Revenue Service 以下、IRS）及び在住している州のそれぞれの税務署に納税申告する必要がある。企業に勤める人は、通常は雇用主が給与や報酬等から IRS と州それぞれの所得税を差引く源泉徴収制度であるが、それでも毎年 4 月 15 日までに個人納税申告を行わねばならない。

基本的に IRS とニューヨーク州の税率は所得額に比例した累進課税であり、さらにニューヨーク州ニューヨーク（New York）市やヨンカーズ（Yonkers）市の在住者は、ニューヨーク州所得税に加えてそれぞれの市の追徴所得税がある。IRS とニューヨーク州税務・財務局のそれぞれの所定納税申告フォームを使って、電子申告（e-filed）、またはそれぞれの指定住所に郵送する。ただし、一定所得以下の人は納税申告をする必要はない¹¹。IRS によると¹²、2015 年度個人納税申告数は 1 億 4,840 万件、2014 年度は 1 億 4,810 万件であっ

¹⁰ なお、本章では税額等を米国の通貨単位（ドル）にて表記する。2017 年 3 月の為替レートは、1 ドル＝115 円である（出所：日本銀行「裁定外国為替相場」）。

¹¹ IRS、2016 年度申告要項
<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p17.pdf>

¹² IRS ホームページ、納税に関する統計
<https://www.irs.gov/uac/soi-tax-stats-tax-stats-at-a-glance>

た。2015 年 4 月 30 日までに 2014 年度個人納税を電子申告 (e-filed) した人の比率は 93.6% と高い割合であった。ニューヨーク州税務・財務局のプレスリリース (2016 年 1 月 19 日)¹³によると、2015 年度納税申告者の 91%は電子申告 (e-filed) し、申告書類提出の数は 2014 年に比べて 15.5%減少しており、電子申告が一層浸透している。

また、税理士等を利用して申告手続きをした人の比率 (2013 年度) は 55%であった。税理士や資格者に手続きを依頼した場合、通常はその代理人が電子申告システムを使って納税申告を行なう。

2014 年度納税申告者の修正総所得額 (adjusted gross income) の平均値は、3 万 8,171 ドルであった。高額納税者上位 1%の修正総所得額平均は 46 万 5,626 ドルであった。

米国では源泉徴収分から払い戻しを受ける納税者の比率が高い。2014 年度申告総数は 1 億 4,810 万件であったが、そのうち約 1 億 1,200 万件は還付金を受けており、平均還付金は 2,854 ドルだった。米国納税申告は複雑であるが、標準控除の他に子弟扶養や教育関連費用、医療費や慈善寄附金等を対象とした税控除適用等、様々な減税優遇措置の利用が高い還付率の背景にある。

2-1-2. 租税に関する国民意識

(1) IRS による調査

IRS の複数の部署は、定期的に外部調査機関に委託して、その部署の担当する個人や法人納税者の IRS 業務やサービス、情報提供への満足度等の調査をしている。例えば、個人や法人に対して、納税申告方法や申告書記入準備等の負担に関わる質問を中心とした「個人納税者の納税申告に係る負担調査」(Taxpayer Burden Survey)¹⁴は毎年実施される。そうした各種調査のリストは公表¹⁵されるが、それぞれの結果は公表されない。

納税者の IRS や税金に対する意識調査については、1998 年に米議会によって設立された IRS 監視委員会 (IRS Oversight Board)¹⁶が、納税者意識調査 (Taxpayer Attitude Survey) を実施し公開している¹⁷。外部調査機関に委託した同調査は 2002 年から毎年行ってきたが、2015 年に同委員会が定員不足によって業務停止となったため、最新調査は 2014 年版となっている。同調査は 2014 年 8 月に無作為に選んだ 18 歳以上の約 1,000 人への電話インタビューにより実施された。インタビューは 14 の質問で構成され、用意された複数の回答か

<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/soi-a-inpd-idl606.pdf>

<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/16taxstatscard.pdf>

¹³ ニューヨーク州税務・財務局のプレスリリース (2016 年 1 月 19 日)

<https://www.tax.ny.gov/press/rel/2016/taxseasonopens011916.htm>

¹⁴ IRS ホームページ

<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/15inburdensurvey.pdf>

<https://www.irstaxpayerburdensurvey.org/>

¹⁵ IRS ホームページ

<https://www.irs.gov/uac/customer-satisfaction-surveys>

¹⁶ IRS 監視委員会

<https://www.treasury.gov/IRSOB/Pages/default.aspx>

¹⁷ 納税者意識調査

<https://www.treasury.gov/IRSOB/reports/Pages/default.aspx>

ら一番近いものを選ぶ方式で行われた。その中では、回答者の 94%は「納税は市民の義務である」に同意し、71%は「完全に同意する」と答えた。また、86%の納税者が「所得税をごまかす行為は許せない」と回答している。また、61%は「IRS は公正に税法を施行し、人々の税に対する理解を促進する」と考えている。この割合は、18～24 歳の若年層で 73%と特に高かった。

(2)調査会社による納税者意識調査

定期、不定期に世論調査を行う企業や団体が次のような納税者意識調査を行っている。

①ギャロップ (Gallup) 社

ギャロップ社が過去に行った税金に関する世論調査については、同社ホームページでトピック別リストが閲覧できる¹⁸。近年実施された調査 2 例の要旨を次に挙げる。

＜連邦政府への納税に関する意識調査¹⁹＞

2016 年 4 月調査では、連邦政府への納税額が高すぎると考える人が 57%となった（過去最低は 2009 年の 46%）。また、政府税制に関する調査（2011 年）では、「増税しても政府のサービスを充実させる」が 16%、「減税して政府のサービスを減らす」が 56%、「現状のサービスと税額を保持」が 26%であった。2013 年には「増税してでも政府は国の問題に取り組むべき」が 13%、「国の問題への関与を減らして減税すべき」が 53%、「現状の保持でよい」が 31%であった。

＜州の地方税が高いと感じる納税者意識調査（2013 年）²⁰＞

ニューヨークとニュージャージー州の納税者の 77%、コネチカットの 76%は、地方税（所得税や不動産税、売上税等）が高いと感じている。実際にこの 3 州では収入の 11%以上の地方税を納税している。地方税が収入の 8%以下にとどまる州では税負担を高いと感じる回答者の比率は低い（ワイオミング（19%）、アラスカ（21%）、サウス・ダコタ（27%））。

②ピュー・リサーチ・センター (Pew Research Center)

世論調査や情報分析・リサーチを行うシンクタンク（NPO 団体）であるピュー・リサーチ・センターのホームページでもトピック別リストがあり、定期的ではないが、納税者意識調査を行っている²¹。2013 年の調査²²では、回答者の 71%が所得税を申告しないのは「道

¹⁸ ギャロップ社、税金に関する世論調査リスト

<http://www.gallup.com/topic/taxes.aspx>

¹⁹ ギャロップ社、納税者意識調査

http://www.gallup.com/poll/189176/state-tax-burden-linked-desire-leave-state.aspx?g_source=TAXES&g_medium=topic&g_campaign=tiles

²⁰ ギャロップ社、州民の納税意識調査

<http://www.gallup.com/poll/168419/new-york-tri-state-region-gripes-state-taxes.aspx>

²¹ ピュー・リサーチ・センター、ホームページ、税金関連世論調査

<http://www.pewresearch.org/topics/taxes/>

²² ピュー・リサーチ・センター、ホームページ、納税意識調査

<http://www.people-press.org/2013/04/11/a-third-of-americans-say-they-like-doing-their-income-taxes/#not-re>

義的に過ちである」と考えている。56%の回答者は納税申告が面倒で時間がかかる等否定的な反応だが、34%は申告を好んで行うという。好んで申告する人の29%は、その理由として還付金を得ることを挙げた。

2-2. 租税・財政教育

2-2-1. 教育課程における租税・財政教育の位置づけ

(1) アメリカの学校教育制度の概要

米国の教育制度については州が権限を持ち、州内に設けられた学区ごとに運営が行われている。義務教育についても州ごとに法規と方針が異なるが、おおむね年数は9～13年間であり、10年間とする州が最も多い²³。小学校教育は一般的に第5または第6学年で修了し中等教育段階に進むが、近年はミドルスクールが増加し、小学校1～5年、ミドルスクール6～8年、ハイスクール9～12年の5－3－4年制が一般的である。

第1学年から中等教育修了の第12学年までに幼稚園（K学年：1年間）を加えた「K-12」（幼稚園から12年生までの初等・中等教育）が一般的に義務教育の範囲とされる。ニューヨーク州のように16歳で義務教育の終了とする州が多いが、17歳または18歳で義務教育完了とする州²⁴もある。

また、米国連邦政府による教科書検定制度はなく、民間の出版社が発行したものを州あるいは学区が教科書として認定し、その中から学校が実際に使用する教科書を選ぶ²⁵。さらに、各教科に関する活動を行う団体が、州政府や学区、学校との協力関係のもとに教材や情報を提供する。

米国教育省（Department of Education）²⁶は、全国レベルでの教育基準（Standards）やカリキュラムを設定しておらず、各州政府がK-12の教育基準を策定している。連邦法規に従って、連邦政府の補助金を受けるために、各州政府は州の教育基準を策定して向上させなければならない。学区は基本的に州の教育基準に沿ったカリキュラムを策定するが、州によっては学区に教育基準全てを満たすことを必須としてない場合もある。

州政府連合教育団体である全米教育委員会（Education Commission of the States）の調査（2016年）²⁷によれば、50州とワシントン特別区の全てにおいてそれぞれの教育基準には社会科が含まれ、48州の教育基準に市民教育が含まれる。ただ、州の社会科教育カリキュラム指針に「市民と政府」（Civics and government）を含めているのは、ニューヨークやカリフォルニア、ニュージャージー、ジョージア、バージニア等20州に限られる。

²³ 学校教育体系図（文部科学省「諸外国の教育統計」平成27（2015）年版）

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/syogaikoku/1366171.htm

早わかり「米国の教育」米国大使館レファレンス資料室／アメリカンセンター・レファレンス資料室

<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/pdfs/wwwf-brief-education.pdf>

²⁴ 全米州教育委員会（Education Commission of the States）、2015年調査報告

<http://www.ecs.org/clearinghouse/01/18/68/11868.pdf>

²⁵ 現時点（2017年1月）で、19州（アラバマ、カリフォルニア、フロリダ等）では州政府が州の教育基準と教材仕様に基づいて制作された教科書や教材等を選定する。通常、学区がその中から使用する教科書を認定する。一方、ニューヨーク州等その他の州では、州政府は選定に関与せず、主に学区が教科書を選定する。

米国出版社協会、教科書採用プロセスについて

<http://publishers.org/our-markets/prek-12-learning/instructional-materials-adoption>

²⁶ 米国教育省、教育基準について

<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/standards.doc>

²⁷ 全米教育委員会

http://www.ecs.org/?s=&fwf_issues=civic-education

http://www.ecs.org/ec-content/uploads/Companion_Report_-_50-State_Comparison_-_Civic_Education.pdf

また、教育政策に関する調査研究、提言を行う団体の経済教育協議会（Council for Economic Education）が行なった「経済と個人ファイナンス教育」（Economic and Personal Finance）に関する調査（2016年）²⁸によると、全州の教育基準に科目として「経済」は含まれるものの、学区に対してその基準採用を義務付ける州は45州であり、高校で生徒に「経済」のクラスを義務付ける州は20州であった。また、45州は「個人ファイナンス」を教育基準に含むが、高校で授業を義務付けるのは17州にとどまった。なお、ニューヨーク州の高校では、「経済」と「個人ファイナンス」の授業がいずれも必修となっている。

(2) ニューヨーク州のカリキュラムにおける租税・財政教育の位置づけ

ニューヨーク州を含む各州は、教育課程の基準として大綱にあたる学習基準（Learning Standards）を作成する。州内の各学区は、州の基準や要件の範囲内で教育課程に関する詳細を決定する。

ニューヨーク州の場合、同州教育局（New York State Education Department）が必修科目それぞれについて学習基準²⁹を設定している。学習基準は1996年に策定され、随時改定（2014年と2016年）を行っている。ニューヨーク州法規によって、同州公立学校（K-12）は州の学習基準を達成するよう授業を行う必要がある。

図表 55：ニューヨーク州にて学習基準が定められている必修科目

- * 英語総合理解力（English Language Arts）
- * 芸術（Arts: 舞踊、音楽、演劇、ビジュアル・メディアアート等含む）
- * キャリア育成と職業教育（Career Development & Occupational Studies）
- * 健康、体操、家庭・消費者科学（Health, Physical Education, Family & Consumer Sciences）
- * 数学、科学、技術（Mathematics, Science, Technology: 物理、生物等含む）
- * 社会（Social Studies: 歴史、地理、経済、市民教育を含む）

出所：ニューヨーク州教育局を基に日本総研作成

州設定の学習基準はあるものの、授業時間の長さや1週間あたりの授業数については学区や学校によって異なる。

ミドルスクール（中学：6～8年生）では、生徒が独自のスケジュールで教科ごとに教室を移動して授業を受ける。ホームルーム担当教員はいるが、教科はそれぞれの専門教員が担

²⁸ 経済教育協議会の調査（2016年）

<http://councilforeconed.org/policy-and-advocacy/survey-of-the-states/>

<http://councilforeconed.org/wp/wp-content/uploads/2016/02/sos-16-final.pdf>

²⁹ ニューヨーク州教育局、教育基準

<http://www.p12.nysed.gov/ciai/cores.html#ALTERNATE>

<http://www.p12.nysed.gov/ciai/standards.html>

<http://www.p12.nysed.gov/ciai/cores.html>

当する。授業時間は約 40～50 分だが、学区や学校で多少の違いがある。

図表 56：6～8 年生の必須科目と授業期間

学年通期：毎日の授業	学年通期：隔日の授業	4 半期：週に 2 回か 3 回
数学	体育	技術
英語・ライティング	音楽	家庭・消費者科学（6、7 年生対象）
理科（科学）		保健（6、7 年生対象）
社会科		芸術（7、8 年生対象）
外国語（8 年生対象）		キャリア・コンピューター（8 年生対象）

出所：ニューヨーク州教育局を基に日本総研作成

高校（9～12 年生）においては、高校卒業に必要な単位を取得することを念頭において、各自生徒が学力レベルに合わせて授業スケジュールを組む。必須科目は英語、社会、理科・科学、数学、外国語、芸術（アート・音楽）、体育、保健である。それに加えて、芸術や技術・コンピューター、ビジネス分野での選択科目も充実させている高校もある。各高校でニューヨーク州学習基準に沿った授業内容のコースを設定し、毎年、コース・カタログを用意して生徒に配布する。これは大学のシラバス（syllabus）に似たものである。2016 年の高校進学者が卒業までに取得する必要がある科目別の単位数は、次の通りである。社会科は英語と同じ 4 単位を必要とし、「市民と政府」と「経済」はそれぞれ 0.5 単位が必要となる。1 単位を取得するには、年間 108 時間、毎週 180 分の授業時間を 1 年間続けて受ける必要がある。0.5 単位はその半分にあたり、通常は学期半期（前期または後期）の授業である。

図表 57：ニューヨーク州の高校卒業に必要な科目別単位数

科目	単位数
英語	4
社会（基準単位配分） 米国の歴史（1） 世界史と地理（2） 経済（0.5） 市民と政府（0.5）	4
理科・科学（基準単位配分） 生物（1） 物理（1） 生物か物理を 選択（1）	3
数学	3
英語以外の外国語	1
芸術（アート・音楽）	1
体育	2
保健	0.5
その他選択科目	3.5
合計	22

出所：ニューヨーク州教育局を基に日本総研作成

上記のニューヨーク州教育局が設定した学習基準の必須科目である社会科³⁰は、次の5つの科目分野から構成される³¹。

図表 58：ニューヨーク州が学習基準を定める社会科科目

- *基準1：米国とニューヨークの歴史（History of the U.S. and New York）
- *基準2：世界史（World History）
- *基準3：地理（Geography）
- *基準4：経済（Economics）
- *基準5：公民、市民権、政府（Civics, Citizenship, and Government）

出所：ニューヨーク州教育局を基に日本総研作成

ニューヨーク州では、市民教育と租税・財政教育は社会科の学習基準の中に組み込まれて

³⁰ ニューヨーク州教育局、社会教育基準

<http://www.p12.nysed.gov/ciai/socst/ssrg.html>

³¹ ニューヨーク州の社会科学学習基準は、全米社会科協議会（National Council for the Social Studies, NCSS）が1994年に策定したガイド、「社会科・全米カリキュラム基準」（National Curriculum Standards for Social Studies: A Framework for Teaching, Learning, and Assessment）（2010年改訂版あり）に基づいて策定され、随時更新されている。

全米社会科協議会、「社会科、全米カリキュラム基準」

<http://www.socialstudies.org/standards>

いる。ニューヨーク州の K-12 社会科学習基準では、市民教育は「基準 5：公民、市民権、政府」に含まれる。租税・財政教育については、主に「基準 4：経済（Economics）」に沿って、米国と諸外国の経済の仕組みと機能を学ぶ中で、政府財源や税制、経済刺激策と税金の関係等のテーマが含まれる。基準 4 と 5 では、生徒がそれぞれ次の点を理解して、知的スキルを活用して表現できるレベルにすることを目的としている。

図表 59：「基準 4：経済」「基準 5：公民、市民権、政府」の教育目標

基準 4：経済（Economics）	米国とその他の社会がどのように経済システムや関連機関を構築して限られた資源配分をしているか、米国や他国の経済における主要な意思決定機関がどのように機能しているか、そうした経済の中でどのように市場・非市場メカニズムを通して資源不足の問題を解決するのか
基準 5：公民、市民権、政府	政府確立の必要性、米国や諸外国の政府体制、米国憲法、米国民主義の基本的価値観、（社会参画することを含めて）市民としての役割、権利と責任

出所：ニューヨーク州教育局「K-12 社会科指導要綱」を基に日本総研作成

2-2-2. 租税・財政教育の概要

米国連邦政府は租税・財政教育を実施しておらず、ニューヨーク州の場合には、同州の租税・財政教育は、12-K（幼稚園から 12 年生までの初等・中等教育）学習基準に準拠した形で、必須科目の社会科の中に含まれている。市民としての権利と責任、政府の成り立ちや政策と財源、米国と世界の経済システムと経済機能等を学習することが目的である。

(1) 教育部門による租税・財政教育

① 「基準 4：経済」の概要

K-12 社会科の学習基準のひとつ、「基準 4：経済」は経済と財政や金融に関わる内容³²を含んでおり、税金の目的や概念、政府と税金政策・税法の関わり等を教えている。

³² ニューヨーク州教育局、「K-12 社会科指導要綱」
<http://www.p12.nysed.gov/ciai/socst/frameworkhome.html>

図表 60：「基準4：経済」の指導フレームワーク

学年	社会科学学習の主要テーマ	基準4：経済（特に税金）に関わる主な内容
K (幼稚園)	自分とその他の人、自己認識・文化	物やサービスの概念、お金とその役割
1 年	自分の家族と他の家族、自分の文化背景や地域の特徴	物やサービスに関わる生産者と消費者の関係、収入の概念
2 年	自分のいる地域と米国の他の地域、地理と経済要因	地域の物やサービスに関わる資源、銀行や貯蓄等の概念、税金の目的と納税、行政サービス
3 年	世界の地域、歴史、宗教、文化、特徴、経済要因	世界の資源と経済成長、異なる物やサービス、経済の仕組み
4 年	地域の歴史と地域と国の政府（自分の地域と州、国との関係）	物やサービスに必要な自然・人的・経済的資源、交易とお金の役割、政府の収入源、税金収入
5 年	西半球（北米・南米地域）の歴史、文化、宗教、地理、政府や経済	経済システムや発展・成長の仕組み
6 年	東半球（欧州、中近東、アフリカ、アジア）の歴史、宗教、文化、地理、政府や経済	経済システムや発展・成長の仕組み
7 年	米国とニューヨークの歴史（1）	経済・金融政策、税法等
8 年	米国とニューヨークの歴史（2）	
9 年	世界史と地理（1）	世界文明の出来事を経済面から分析
10 年	世界史と地理（2）	
11 年	米国の歴史と政府	経済・金融政策、税政策と税法の推移等
12 年	社会参加（市民権・政府）と経済・事業・金融	生徒に合わせて賢い消費者として役に立つ技術をつけさせる

出所：ニューヨーク州教育局「K-12 社会科指導要綱」を基に日本総研作成

ニューヨーク州教育局は、12 年生向けコア・カリキュラム（Core Curriculum）として「経済・事業・金融」（Economics, the Enterprise and Finance）³³を 2002 年に策定した。このカリキュラムは経済教育協議会による「経済を教えるための（任意）全米基準」（National Voluntary Standards for Teaching Economics）とジャンプスタート連合（JumpStart Coalition for Personal Financial Literacy）による教員用指導ガイドラインに対応した内容になっている³⁴。「経済・事業・金融」の中で、税制と税の種類と目的、収

³³ ニューヨーク州教育局、12 年生用「経済、事業と金融」
<http://www.p12.nysed.gov/ciai/socst/pub/economics.pdf>

³⁴ なお、これらの団体については、本節(3)民間団体による租税・財政教育の項目に記載。

入税や社会保険税、不動産税等を学ぶという構成になっている。

なお、ニューヨーク州の学校において、「K-12 社会科指導フレームワーク」はどの学校も採用しなければならないが、「経済・事業・金融」のカリキュラムの利用は学区や学校毎の判断している。ニューヨーク州教育局では、このカリキュラムの利用割合については把握していない。

②「基準5：公民、市民権、政府」の概要

米国の立憲民主主義における市民の役割や権利義務の理解を学習目的とし、政府設立の要件、米国や他国の政府システム、米国憲法、米国の立憲民主主義における基本的市民権の意味、社会参加を含めた市民の役割・権利・責任を理解することを目指す。

ニューヨーク州教育局の「K-12 社会科指導要綱」とコア・カリキュラム³⁵は、学年毎に学習する内容を次のように説明している。「市民教育の基礎は幼稚園から始まる。市民教育では、市民としての責任と組織の関係、ルールや法律の仕組み、政府や政治体制の役割、民主主義と価値観等を学習する。市民教育は家族単位から地域、州、米国、世界と学年に合わせて広がる。」

³⁵ ニューヨーク州教育局、「K-12 社会科指導要綱」
<http://www.p12.nysed.gov/ciai/socst/frameworkhome.html>

図表 61：「基準5：公民、市民権、政府」の指導フレームワーク

学年	社会科学習の主要テーマ	基準5：市民教育に関わる内容
K (幼稚園)	自分とその他の人、自己認識・文化	国旗や祭日、責任と法律、ルール作りの仕組み
1 年	自分の家族と他の家族、自分の文化背景や地域の特徴	国旗と忠誠、生徒や教員の責任や権利、民主主義と政府、法律
2 年	自分のいる地域と米国の他の地域、地理と経済要因	国旗の意味、市民の問題解決への参画やルール作り
3 年	世界の地域、歴史、宗教、文化、特徴、経済要因	世界の祭日や記念行事、世界の異なる課題や政府、ルール作り
4 年	地域の歴史と地域と国の政府（自分の地域と州、国との関係）	米国民主義と政府の成立と価値観、独立宣言や憲法、政府の目的、市民の義務
5 年	西半球（北米・南米地域）の歴史、文化、宗教、地理、政府や経済	北米・南米諸国の政府、憲法、法規、市民権等の違い
6 年	東半球（欧州、中近東、アフリカ、アジア）の歴史、宗教、文化、地理、政府や経済	東半球の諸国の政府、憲法、法規、市民権や人権問題等
7 年	米国とニューヨークの歴史（1）	米国建国の歴史の中で具体的な出来事を通じて、政府と憲法の成立と変化、政策や法規、市民権等
8 年	米国とニューヨークの歴史（2）	
9 年	世界史と地理（1）	世界文明の歴史の出来事を通じて、異なる統治や政府の発展、政治体制の変化、市民権の台頭等
10 年	世界史と地理（2）	
11 年	米国の歴史と政府	市民権と価値観の歴史的背景と出来事、独立宣言と憲法、時代と政府の役割、市民権、投票権、人権等
12 年	社会参加（市民権・政府）と経済・事業・金融	授業と生徒の経験・活動をリンク：地域の問題を討論、ボランティア等の課外活動参加等

出所：ニューヨーク州教育局「K-12 社会科指導要綱」を基に日本総研作成

前述のように、ニューヨーク州教育省の策定した学習基準の中で租税・財政教育が含まれ、同州の学区と学校はそれに従ってカリキュラムを作成し、授業を行う。租税・財政教育は、社会科の授業にて、市民教育、政治や経済等のテーマの中で扱われている。通常は、所得税率や法人税等の詳細や納税申告書の書き方といった具体的なことは授業で扱わない。

区や学校、教員によって多様な教え方があり得るが、一例として、ニューヨーク州ニューヨーク市の公立ハイスクール（9～12 年生）の社会科教員によると、税金のトピックは、

11 年生の米国史の授業でレーガン大統領の税制方針として 10 分くらい、12 年生の経済の授業で 1 クラス（約 60 分）程度扱うとのことであった。同教員は後述する C3 ティーチャーズの一部も授業に利用しているが、教科書以外に税金だけに関する教材は使っていない。

ニューヨーク州教育局によると、学区や学校によって社会科授業の他にも、算数・数学の授業で比率計算等を学ぶ際に実際に消費税や所得税の計算をすることもあるという。ミドルスクール（6～8 年生）の家庭・消費者科学³⁶の授業でも、消費と家計についてのテーマで出費と予算を考える中で、服の購入やレストランでの食事といった事例の中で消費税の計算について学ぶことがある。ただし、学区や学校、教員によって授業時間数や使用する教材は異なる。

ニューヨーク州 K-12 公立学校の社会科で使われるカリキュラムと教材（租税・財政教育を含む）の例として、「C3 ティーチャーズ」を活用した租税・財政教育の実践について紹介する。C3 ティーチャーズは、K-12 社会科カリキュラム作成とクラス教材を組み合わせた教員向けツールである。2014 年にニューヨーク州教育局の助成金によって、同州の社会科教員を中心に内容が作成されたが、もともと全米社会科協議会（National Council for the Social Studies : NCSS）³⁷の「州の社会科基準のための C3 フレームワーク」（College, Career, and Civic Life (C3) Framework for Social Studies State Standards）をベースにして 3 人の大学教授がツールのコンセプトを開発したものである。

全米社会科協議会は、初等教育から高等教育までの社会科教育関係者が参画する団体で、1994 年に社会科カリキュラム基準（National Curriculum Standards for Social Studies: A Framework for Teaching, Learning, and Assessment）³⁸を発表し、2010 年改訂版を提供している。C3 フレームワークは、このカリキュラム基準を補完し、新しいアプローチで内容をさらに充実させている。

C3 ティーチャーズのツールは、ニューヨーク州の社会科学学習基準にも対応し、現在は、アーカンサス、ジョージア、ケンタッキー等 7 州でも各州の学習基準と社会状況に沿った内容に改定している。C3 ティーチャーズにヒアリングしたところ、学区レベルで採用している場合や教員が独自に利用している場合があり、ニューヨーク州では既に 5,400 人の教員が同サイトに登録して情報交換や教材へのフィードバックをしているとのことであった。

C3 ティーチャーズのツールは、K-12 学年ごとの学習テーマと基準に沿って 84 のパーツから構成される。パーツは IDM（デザインモデル：Inquiry Design Model）と呼ばれ、学習テーマに関する複数の質問部分、それらについてのディスカッション（クラス話し合い）教材、クラス資料から成る。84 の IDM には、「基準 4：経済」や「基準 5：市民教育」に対

³⁶ ニューヨーク州教育局、家庭・消費者科学指導ガイド

http://www.p12.nysed.gov/cte/facse/HomeConsumerSciTeachingGuide022707_.htm

³⁷ NCSS

<http://www.socialstudies.org/>

³⁸ National Curriculum Standards for Social Studies: A Framework for Teaching, Learning, and Assessment

<http://www.socialstudies.org/standards>

応した教材も含まれる。経済と市民教育の一環として、納税義務や税金の役割や使途等を学ぶ内容となっている。なお、IDM の構成によって必要とされる授業時間は異なってくる。

図表 62：IDM で租税について学ぶ事例

4 年生用	「なぜニューヨーク州には“公認のお菓子”があるのか」という質問を切り口に、州と連邦の政府の役割や市民の権利と義務を考える。「政府は何をするのか」という追加質問をクラスで話合う中で、教員は連邦、州、地方の 3 レベルで税金があり、それぞれの担当する公共サービス（具体的な例を挙げる）に使うということを学習させる。 この IDM は、30 分の授業を 5～6 回で終了可能。
12 年生用	「誰が力を持つのか」という質問から始めて、州と連邦政府の権限と役割、力関係を考える。その中で、教員は「連邦と地方政府の租税は、憲法や法規で規定される」（具体的な条項を示す）ことを通じてどのように権限の裏付けがあるかを理解させる。 この IDM は、40 分の授業を 5～7 回で終了可能。

出所：C3 ティーチャーズを基に日本総研作成

(2)税務部門による租税・財政教育

米国行政機関が K-12 租税・財政教育に取り組む事例を次に紹介する。IRS は K-12 教員向けに税金に関する教材と生徒向け学習ツールのオンラインで提供する。他の行政機関は、経済・財政教育のプログラムが中心であるが、一部で税金に関するトピックも扱う。

①内国歳入庁（Internal Revenue Service、IRS）による租税・財政教育

租税教育普及の一環として、連邦レベルでは IRS がホームページ上で中学、高校とコミュニティ・カレッジの教員向け教材と生徒用学習ツール「税金を理解しよう」（Understanding Taxes）³⁹を提供している⁴⁰。租税制度の歴史、背景、仕組みを学習して得た知識を実社会生活に生かしていくことを目的とする。連邦政府は教育基準について関与せず、州政府が基準を策定するが、IRS の教材は各州の基準に沿って租税教育ができるように作られている。IRS の租税・財政教育の歴史は古く、1950 年代に「税金を理解しよう」

³⁹ 内国歳入庁 Understanding Taxes

<https://apps.irs.gov/app/understandingTaxes/index.jsp>

なお本ウェブサイトの冒頭では、留意点として「情報は 2014 年時点の税法に基づいて作成されており、現行税法に関する詳細は Link & Learn Taxes の閲覧を推奨する」と記載がある。（2016 年 12 月 5 日）

（Link & Learn Taxes については下記参照）

⁴⁰ なお同庁ウェブサイトによる情報提供には「Understanding Taxes」の他、所得税申告援助ボランティア（Volunteer Income Tax Assistance、VITA）・高齢者向け税金カウンセリングボランティア（Tax Counseling for the Elderly、TCE）向けのオンライン研修サイト「Link & Learn Taxes」もある（研修後の試験に合格することでボランティア認定される）が、「Link & Learn Taxes」は低所得者や高齢者の確定申告に関わる情報を提供しているため、税務広報の項で触れることとする。

という教員用の教材配布から始まったもので、無料で全国の学校に配布を行っていた。IRS は、2003 年に同教材をオンライン化し、IRS のホームページに統合⁴¹した。

現在、「税金を理解しよう」(Understanding Taxes) は、教員向け、生徒向けの 2 種が用意されている。教員向けサイト⁴²に記載されている授業計画 (Lesson Plans) は次の通りである。IRS は毎年秋に最新の税法と所定フォームに合わせてホームページをアップデートする。各授業の詳細 (授業時間数、目的、当該授業の属する科目、教材、授業の進め方等) を閲覧・ダウンロードすることができる。生徒向けサイト⁴³では下記内容に沿った学習を行うことできる他、アセスメントテストや模擬申告シートで理解度を確認することもできる。

⁴¹ IRS、プレスリリース (2003 年 3 月 12 日)

<https://www.irs.gov/uac/irs-web-site-helps-students-understand-u-s-tax-system>

⁴² Understanding Taxes>Teacher サイト

<https://apps.irs.gov/app/understandingTaxes/teacher/index.jsp>

⁴³ Understanding Taxes>Student サイト

<https://apps.irs.gov/app/understandingTaxes/student/index.jsp>

図表 63 : IRS「税金を理解しよう」にて提供されている授業教材

The Hows of Taxes (税の概念や納税方法について解説)	モジュール 1 : 給与税と連邦所得税の源泉徴収 モジュール 2 : 賃金と収入 モジュール 3 : 受取利息 モジュール 4 : 扶養 モジュール 5 : 納税者区分 モジュール 6 : 免除 モジュール 7 : 標準控除 モジュール 8 : 児童税額控除 モジュール 9 : 児童・扶養者関連税額控除 モジュール 10 : 教育控除 モジュール 11 : 勤労所得控除 モジュール 12 : 還付、納税及び記録の保存 モジュール 13 : 電子申告の準備と送信 モジュール 14 : 自営業所得と自営業者税
The Whys of Taxes (税の理論と歴史を解説)	テーマ 1 納税者としてのあなたの役割 レッスン 1 : なぜ税金を払うのか？ レッスン 2 : 税はどのように進化してきたのか レッスン 3 : 納税者の義務 レッスン 4 : 納税者の権利 テーマ 2 : 米国史における税金 レッスン 1 : 憲法における課税 レッスン 2 : 初期の税務問題 レッスン 3 : 所得税の問題 レッスン 4 : 1935 年の社会保障法 レッスン 5 : 1935 年の富税及び 1942 年の勝利税 レッスン 6 : 1960 年代と 1980 年代の税制改革 レッスン 7 : 1990 年代と 2000 年代における税制改革 テーマ 3 : 税の公平性 レッスン 1 : 公平性をはかる方法 レッスン 2 : 逆進税 レッスン 3 : 累進税 レッスン 4 : 比例税 レッスン 5 : 税金が私たちに与える影響 テーマ 4 : 何がどう課税されるのか レッスン 1 : 連邦/州/地方税 レッスン 2 : 市場経済における税金 レッスン 3 : 所得税の実態 レッスン 4 : 直接及び間接税 テーマ 5 : 税の影響 レッスン 1 : 税が行動にどのように影響するのか レッスン 2 : 税と政治 テーマ 6 : IRS についての理解 レッスン 1 : IRS のこれまでと今日 レッスン 2 : 初めての申告に向けて レッスン 3 : 申告方法

出所 : IRS ウェブサイトを基に日本総研作成

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

またサイト内の別ページ（Educational Standards）において州名を選択すると、その州の教育スタンダードのカリキュラムのどの項目にどの教材が対応しているかを示した資料を入手することができる。例えば、ニューヨーク州の社会科の学習基準に該当する教材は以下の通りである⁴⁴。

図表 64：IRS「税金を理解しよう」とニューヨーク州学習基準との対応関係

学習基準	IRS「税金を理解しよう」の該当テーマ	
社会科		
基準 1：米国及びニューヨーク州史	テーマ 2：米国史における税金 テーマ 3：税の公平性	
基準 4：経済	モジュール 4：扶養 モジュール 5：納税者区分 モジュール 6：免除 モジュール 7：標準控除 モジュール 9：児童・扶養者関連税額控除 モジュール 11：勤労所得控除	テーマ 4：何がどう課税されるのか テーマ 2：米国史における税金 テーマ 3：税の公平性 テーマ 5：税の影響 テーマ 6：IRS についての理解
基準 5：市民教育	モジュール 1～14	テーマ 1：納税者としてのあなたの役割 テーマ 6：IRS についての理解

出所：IRS ウェブサイトを基に日本総研作成

なお、IRS では、提供する教材の学校での採用や教員の利用に関しては調査をしていない。「税金を理解しよう」ホームページへのアクセスやヒット数は内部で把握しているが、公表はしていない。

②財務省の Money Math⁴⁵

Money Math（2008 年発行）は、中等教育（7～9 年生）の数学クラスで補足教材として利用できる教員向けの授業プランとガイドである。財務省ホームページからダウンロードできる。日常のパーソナルファイアンスに必要な事例を使った内容で、次の 4 テーマごとの授業プランが掲載されている。税金についてのテーマも含まれる。

⁴⁴ Understanding Taxes ウェブサイトの Educational Standards ページ（同ウェブサイト提供教材が該当する各州教育スタンダードの検索を行うページ）においてニューヨーク州の基準を確認した。（Educational Standards ページ＞State Standards でニューヨーク州を選択し下記を閲覧）
https://apps.irs.gov/app/understandingTaxes/media/standards/statestandards_ny.pdf

⁴⁵ Money Math
https://www.treasurydirect.gov/indiv/tools/tools_moneymath.htm

図表 65：財務省 Money Math 4 テーマと授業プラン

- **億万長者になれる秘密：**
貯金、公定歩合、インフレや購買力等と富の関係を学びながら、数学的な問題解決、十進法やデータ分析等を含む。
- **壁紙を選ぶ悩み：**
簡単な家のリフォームの経験を例に、予算や出費等の考えと加減乗除や寸法の読み方等を学ぶ。
- **数学と税金：**
色々な仕事と給与を調べ、所得税の計算や手取り給与額、家計と貯蓄等を学ぶ中で十進法、加減乗除やデータ分析の理解を深める。
- **予算をスプレッドシートで作成：**
予算、収入、税金、固定出費やその他出費等パーソナルファイナンスの基本を学習して、実際の数値をスプレッドシートに記載する。

出所：Money Math ウェブサイトを基に日本総研作成

③ Kids.gov（連邦政府による K8 生徒・教員・親向けサイト）⁴⁶

Kids.gov は、1997 年にクリントン大統領が発効した「子供と教員、親向け教育資料のインターネットアクセス拡大」に基づいて、教育省が中心となって開設された。連邦政府ポータルサイトの USA.gov の一部となっており、連邦調達庁（General Services Administration）の技術改革サービス局（Technology Transformation Service）が運営する。行政機関のサイトや外部サイトへのリンクが中心となっている。

教員用授業プランも複数テーマがあり、IRS や財務省を含んだ様々なリンク先を紹介している。「税金について説明する」というテーマもあり、5～9 年生を対象に 1～2 時間の授業時間で具体的に消費税、所得税、不動産税がどのように計算されるかを学習することを目的とした教材と資料も提供されている。

④ 連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board、FRB）⁴⁷

FRB では、2011 年から K12 生徒と大学生、成人向けに教育サイトを提供し、12 地域の連邦準備銀行（以下、連銀）が金融教育・アウトリーチ活動を実施している。それぞれの地区は協力して、異なる金融教育分野と内容を担当して教育サイト上で提供する。その他、各連邦準備銀行がそれぞれの地域で、無料または低料金で教員向け研修コースを提供する。

⁴⁶ Kids.gov（連邦政府による子供向けサイト）<https://kids.usa.gov/><https://kids.usa.gov/teachers/lesson-plans/money/index.shtml><https://kids.usa.gov/teachers/lesson-plans/money/explaining-taxes-to-kids/index.shtml>⁴⁷ 連邦準備制度理事会、金融教育サイト<https://www.federalreserveeducation.org/><https://www.federalreserve.gov/aboutthefed/educational-tools/fed-education.htm><https://www.federalreserve.gov/newsevents/conferences/fedchallenge.htm>

主な教育活動は、教員向け授業カリキュラムや授業計画、教材（教育対象年によって検索できる）の提供である。

図表 66：FEB 教員向け授業計画例

- **ベン・フランクリンとお金の流通の歴史（セントルイス連銀担当）：**
小・中等学校（5～8年生）向け、授業 90～120 分
- **起業家について学ぶ（カンザスシティ連銀担当）：**
小学校（3～5年生）、授業 30～60 分
- **「クラスルーム経済学者」（アトランタ連銀担当）：**
経済の授業担当教員（高校）向けに銀行や経済等のテーマ毎に教材として利用できる資料やビデオ等を提供

出所：連邦準備制度理事会金融教育サイトを基に日本総研作成

⑤Mymoney.gov⁴⁸

2003 年に制定された法律に従って、連邦政府関連機関がファイナンシャル・リテラシー教育を前進させるためにファイナンシャル・リテラシー財政教育委員会（Financial Literacy and Education Commission）⁴⁹が設立された。米国財務省を事務局として、20 の連邦政府関係機関から構成され、財務省長官が委員長を務める。同委員会によって、市民（学生のみではなく市民が対象）が知るべき経済金融知識の情報を集約して提供するウェブサイト Mymoney.gov が運営されている。経済金融知識形成の一環として税に関する情報も提供する。

(3)民間団体による租税・財政教育

州と地方で教育の取組みの異なる米国では、経済教育協議会やジャンプスタートをはじめとして、州政府や学区・学校、ビジネス界と連携して経済金融、ファイナンシャル・リテラシーとパーソナルファイナンス教育を普及させることを目指した民間企業や NPO 団体が数多くある。租税教育の推進のみを行っている訳ではないが、ファイナンシャル・リテラシーの一部として税金に関する内容も含まれている。州や地方政府機関との連携もあり、経済金融教育とファイナンシャル・リテラシーの向上に向けた活動を推進する 4 団体の概要を紹介する。

①ジャンプスタートによる租税・財政教育

パーソナルファイナンス教育を推進する目的で 1997 年に設立された NPO 団体である。政・財・産・学界の約 150 の組織・団体がパートナーとなっており、企業や財団、一般から

⁴⁸ Mymoney.gov <http://www.mymoney.gov/Pages/default.aspx>

⁴⁹ 金融リテラシー教育委員会（Financial Literacy and Education Commission）
<https://www.treasury.gov/resource-center/financial-education/Pages/commission-index.aspx>

の寄附で成り立っている。

ジャンプスタート連合は、全米 K-12 学生向けの経済・財政教育に関する「全国 K-12 パーソナルファイナンス教育基準」(National Standards in K-12 Personal Finance Education、2015 年改訂版)⁵⁰を発行している。同連合は K-12 授業内容や課外活動のガイドとして使われることを前提として、1998 年に全米初のパーソナルファイナンス教育基準を発行した。2001 年、2007 年、2015 年と内容刷新と改訂を実施してきた。州や学区、地域で異なる教育基準に、パーソナルファイナンス教育分野で一定の均一性をもたらすモデルとして、ジャンプスタート連合はこの教育基準を推奨している。

全米各州の NPO 団体と連携したジャンプスタート支部を置き、全国レベルで基準の普及と教員訓練プログラム等を展開している。授業カリキュラムや教材を独自に提供している訳ではないが、ニューヨーク州を含めた多くの州で、ジャンプスタートの基準に沿ってカリキュラムを策定している。

K-12 パーソナルファイナンス教育基準では、「消費と貯蓄」「貸方と借方」「雇用と収入」「投資」「リスク管理と保険」「パーソナルファイナンス上の決断」という 6 分野において幼稚園レベル、4 年生、8 年生、12 年生までに生徒が習得すべき知識とスキル、能力レベルの基準を細かく記載している。その内容には租税に関する知識と理解力も含まれており、例えば、消費と収入と納税の関係、消費税の計算、税控除対象と非対象の出費、納税時の減税項目、収入額と累進課税の仕組み、社会保険料、源泉徴収と納税申告の仕方、投資に関わる税金、非課税や課税繰延の投資の意味、税理上有利な投資、といったものがある。

さらに、ジャンプスタート連合は、財政教育に関わる教員向けの年次会議を開催する他、訓練プログラムも全国で展開する。また、教員用教材検データベースをオンラインで提供している⁵¹。これは、金融教育に役立つ教材(書籍、ビデオ、コンピューター・ソフトウェア、ウェブサイト等)を、K-12 対象学年別、キーワード、タイトル、発行者から検索できるようにしたデータベース・システムである。

②経済教育協議会 (Council for Economic Education、CEE)⁵²による租税・財政教育

65 年以上前に設立された同協議会は、全米規模で K-12 経済金融教育に関する啓発、情報発信を行う NPO 団体である。企業や財団、一般からの寄附で成立っている。同協議会は、1997 年に経済教育普及活動の先駆けともなった「経済を教えるための(任意)全米基準」(2010 年改訂版あり)を発行した。2013 年には「ファイナンシャル・リテラシーの全米基準」(National Standards for Financial Literacy)を発行し、州・地方によって異なる経済

⁵⁰ ジャンプスタート連合

<http://www.jumpstart.org/about-us.html>

<http://www.jumpstart.org/national-standards.html>

<http://www.jumpstart.org/nec.html>

⁵¹ ジャンプスタート・クリアリングハウス

<http://clearinghouse.jumpstart.org/>

⁵² 経済教育協議会 (Council for Economic Education、CEE)

<http://councilforeconed.org/>

金融教育の統一基準を導入する働きかけを行ってきた。ニューヨーク州を含めた多くの州で、同協議会の基準に沿ったカリキュラムがみられる。

また、K-12 教員向け教材と情報提供プログラム、教員研修プログラムや年次総会の実施、全国高校生チームの経済知識を競う選抜大会「全米経済チャレンジ」(National Economics Challenge) 開催の他、K-12 経済教育分野で顕著な活躍をした教員の表彰等も行う。

同協議会は、1998 年から隔年で州別の経済金融教育状況隔年調査⁵³も実施する。州別に経済金融教育基準の採用や学区への必須条件の有無等の情報を収集して、各州関係者への取組の強化を提言している。

経済教育協議会では、オンライン教材 econedlink (Economics & Personal Finance Resources for K-12)⁵⁴として、初等・中等教育関係者(生徒、教員、学校外教育関係者)向けに K~第 12 学年までの各種教材を提供している。同協議会によると、435 件の教材をオンラインで閲覧、ダウンロードできる。毎年 120 万以上のウェブサイト利用者がいる。ただし、学区、学校や教員が独自の判断で選んで使うため、個別の利用実態については把握していない。

経済教育協議会が提供する教材の中には、政府の役割及び税金の位置づけに関する題材を扱うものがあり、これらは市民教育と租税・財政教育双方の性格を併せ持った教材となっている。例えば第 6 学年~第 8 学年向けの「Where Does the Money Come From?」では、市民として責任ある判断を行うための行政コストをテーマとしている。

最も対象学年の低い教材は K 学年から使用可能な「Who Pays for City Hall?」⁵⁵で、税金の使途(警察、消防、公園、等の設置・運営管理)について学ぶ。第 3 学年以降になると税金の種類、連邦・州の財政、行政サービス、歴史的背景や徴税が政府運営に果たす役割等についての学習に加え、内容に関するプレゼンテーション、討論等が行われる。3~5 年生向けには、税金に関する回答ゲームを提供する学習ページ、「税金の三目並べゲーム」(Tic Tac Taxes)もある。9~12 学年になると、内国歳入庁等各種ウェブサイトでの情報収集や政府債務問題・税の公平性等のテーマを提供している。

⁵³ 直近の調査は 2016 年に行われた(2016 年 12 月 6 日)
<http://councilforeconed.org/policy-and-advocacy/survey-of-the-states/>

⁵⁴ econedlink <http://www.econedlink.org/>

⁵⁵ Who Pays for City Hall? (K~第 5 学年向け教材)
<http://www.econedlink.org/teacher-lesson/281/Who-Pays-City-Hall>

図表 67 : econedlink 提供教材例（第 6 学年～第 12 学年向けの税教育教材）

対象学年	教材例
第 6 学年～第 8 学年向け	Taxation without Representation? (代表なき課税)
	Where Does the Money Come From?
	Goods and Services: Some are Private, Some are Not (第 3 学年～第 8 学年向け)
	Constitution Costs (第 6 学年～第 12 学年向け)
第 9 学年～第 12 学年向け	Taxation and the National Debt
	Tax Time Scavenger Hunt
	Sports Economics: To Build or Not to Build
	Why cities provide tax breaks even when they are strapped for revenue
	Preparing a 1040EZ Income Tax Form (アルバイト学生向け確定申告フォーム記載について)

出所 : econedlink ウェブサイトを基に日本総研作成

以下に、6～8年生の市民教育、経済あるいは社会科向けの教材「Where Does the Money Come From?」に示された授業進行例を記す。この授業では税金を具体的に教えるための身近な例を挙げて、生徒はどこからお金が来るのか、どんな税金の種類があるのかを学ぶ。教員は生徒を 5 名程度の小グループに分けて話し合いを促し、グループで一緒に考えさせる場合もある。

図表 68 : 「Where Does the Money Come From?」の授業進行例

【活動案①】 次の家族を例として税金の種類と役割を学ぶ。 祖母は学校の先生、母は小売店経営、フレッド（17 歳）、マリア（12 歳） クラス担当教員は、行政サービスのコストとして様々な税金のあることを説明する。 ・ 昨年、祖母は学校から給与 3 万ドル受け取った。連邦所得税は 15% だった。それを差し引いたらいくらになるか。 ・ 母が地方政府から 1,500 ドルの不動産税通知を受け取った。すぐにその半分を払わねばならないがいくら必要か。 ・ マリアがおかあさんと車でガソリンスタンドに行った。ガソリン代は 1.09 ドルだった。マリアは「ガソリンは高いね」というと、母は「ガソリン代の

約 3 分の 1 は連邦と州に払う物品税が含まれるからね。」と言った。クラスで自分の住む州の税率で計算してみる。

- ・ 母のお店で働くリンダの時給は 8 ドル。週 40 時間働くと母は年間にいくらリンダに払うのか。母は、リンダに払う給与の他に、連邦政府にリンダの社会保険料（支払給与税：給与額の 7.65%）を払わねばならない。母は年間いくら払うのか。
- ・ 母のお店の今年の売上高は 35 万ドルだった。母は連邦法人税の 34% を払わねばならない。いくらになるか。

【活動案②】

クラス担当教員は州と地方の消費税とその役割を教える。

消費税は住んでいる州と郡や市によって異なるので、生徒はまずクラスで地元の消費税率をインターネットで調べる。他州についてもチェックする。

生徒各自がネットショッピングのサイトで、自分の買いたい商品の価格を見て、値段をノートに書いておく。地元で買った時の消費税率を計算してみる。

出所：econedlink ウェブサイトを基に日本総研作成

③金融教育全国基金（National Endowment for Financial Education、コロラド州デンバー市）⁵⁶

同基金は、米国消費者の経済金融教育のための様々なプログラム開発と無料提供をするほか、パーソナルファイナンスや消費者の金融行動に関する調査等も実施している。独自資金運用をしている基金で、法人や一般からの寄附は受取らない。

1984 年にハイスクール教員向けに実践的な金融教育プログラム（High School Financial Planning Program）を開発し、授業プランと教材を無料配布してきた。授業プランは 45 分ずつの 6 テーマで、教員必要に応じてテーマ選び、あるいは他教材を組み合わせで授業を行うことができる。教員はプログラム専用のウェブサイトで登録をしてプランと教材をダウンロードするか、同基金から印刷物を送付してもらう。

これまでに学校やコミュニティー団体等で 1,150 万人がこのプログラムで学習したという。大学生向けの金融教育コース（CashCourse）や一般消費者向けのパーソナルファイナンス・コース（Smart about Money）といったオンライン教育コースも提供している。

⁵⁶ 金融教育全国基金

<http://www.nefe.org>

高校授業向け金融教育プログラム

<http://www.hsfpp.org>

<http://www.hsfpp.org/about-the-program/modules.aspx>

大学生向けコース

<http://info.cashcourse.org>

一般消費者向けコース

<https://www.smartaboutmoney.org>

④ EVERFI⁵⁷

ニューヨーク州教育省のヒアリングで、K-12 生徒向け金融教育 (Financial Capabilities) のオンライン学習プログラムとして名前が挙がったのが EVERFI である。教育省では、詳細な利用状況については把握していないが、ICT の活用が進む中で、オンラインでの学習は増加していくと考えている。

EVERFI は、オンライン教育ベンチャー企業として 2011 年に事業を開始した。次世代の教育として、これからの社会で必要なスキルと知識を重視したプログラムを開発することを目指している。EVERFI は、学校教員の指導の下で、生徒自身がコンピューターやタブレット等でログインして学習するように開発された教育プログラムを提供している。EVERFI の K-12 生徒向け金融教育学習プログラムは、4～6 年生用の「お金を理解する」(Vault・Understanding Money)、ミドルスクール (6～8 年生) 用のフューチャースマート (FutureSmart)、ハイスクール (9～12 年生) 用のフィナンシャル・リテラシー (EverFi-Financial Literacy) の 3 種類である。学習プログラムはジャンプスタートの財政教育基準に対応している。学校教員が登録をして、生徒が無料でプログラムを利用する手続きをする。生徒は自分で学習プログラムに取組み、教員が進捗をチェックできるシステムになっている。

EVERFI では金融教育の他に、多様化 (ダイバーシティ)、デジタル・リテラシー、健康 (飲酒問題や性教育) 等も用意している。

(4) その他特徴ある租税・財政教育

税に対する理解を促進するためには、主権者教育や市民教育において、政府や行政の仕組みについて学習することも重要である。ここでは米国の教育部門以外での市民教育や、市民教育を推進する団体についての事例を紹介する。

① 移民向け市民教育

移民国家である米国は、市民権取得手続きの中で英語と市民教育 (Civics) の口頭試験を行う。市民教育の試験は、既に公表されている米国の歴史や憲法、政府等に関する 100 問のうち 10 問が出題され、そのうち 6 問を正解しなくてはならない。最新公表の 100 問⁵⁸の中で、租税に関しては「連邦納税申告日はいつか」という質問がある。

所管部署は国土安全保障省市民権・移民局 (U.S. Citizenship and Immigration Services)⁵⁹であり、同局は市民権取得手続き支援を行う各地の NPO 団体を資金援助し、試験に関す

⁵⁷ EVERFI、ホームページ

<https://everfi.com>

<https://everfi.com/financial-capability/>

⁵⁸ 国土安全保障省市民権・移民局、市民教育の試験用の学習手引き

<https://www.uscis.gov/citizenship/learners/study-test/study-materials-civics-test>

⁵⁹ 国土安全保障省市民権・移民局の援助する団体リスト

るサポートも行っている。例えば、移民向けの市民教育に関する学習手引きを提供している。また、移民支援団体等の ESL (English as a Second Language:英語を外国語として教える授業) の教員やボランティア教員向けのクラス用カリキュラムと教材のほか、オンラインでビデオを含む授業準備ガイド等を提供し、各地でセミナーも開催している。

②国土安全保障省市民権・移民局の市民教育テストを高校生に受けさせる動き⁶⁰

近年、米国では市民と政府に関する一般教養レベルが落ちているとの懸念から、「市民教育促進」(Civics Education Initiative)の動きがでてきた。その具体的な方策が、前項の移民向け市民教育テストをベースにした市民教育テストを高校生に受けさせる州法を制定する動きである。

全米教育委員会の調査(2016年9月1日時点)では、すでに12州(ミネソタ、ミズーリ、ニューハンプシャー、バージニア、アリゾナ、アイダホ、ルイジアナ、ノース・ダコタ、サウス・カロライナ、テネシー、ユタ、ウィスコンシン)は移民向けと同様のテストを高校生に受けさせる条項を州法に加えた。州によって、具体的なテスト項目や内容は異なり、教育カリキュラムや卒業条件との関わり方は異なる。

③市民教育センター(Center for Civic Education)⁶¹:教材や情報の提供

カリフォルニア州に本部を置くNPO団体で、民主主義の基本理念の理解や市民としての民主的スキル醸成等に関する情報発信、啓発を行う。1991年に「市民教育フレームワーク」(CIVITAS: A Framework for Civic Education)を、また1994年には各州教育スタンダードにおける市民教育科目策定ガイドとなる「市民と政府の教育基準」(National Standards for Civic and Government)を策定している。

同センターはいくつかのプロジェクトを通じ、幼稚園から大学生、成人まで幅広い年齢をターゲットに教材や授業プランを提供する。各州にコンタクト先があり、ニューヨーク州では州弁護士会(New York State Bar Association)が拠点となっている⁶²。

<https://www.uscis.gov/citizenship/learners/find-help-your-community>

移民向け情報提供、教員向け情報提供

<https://www.uscis.gov/citizenship/learners>

<https://www.uscis.gov/citizenship/teachers>

⁶⁰ 全米教育委員会

http://www.ecs.org/ec-content/uploads/The_Civics_Education_Initiative_2015-2016.pdf

⁶¹ 市民教育センター

<http://www.civiced.org/home>

<http://www.civiced.org/about/center-for-civic-education-timeline>

スタンダード策定にあたっては連邦教育省、ピュー・チャリタブル・トラストが援助を行っている。

<http://www.civiced.org/component/content/article/12-publications/379-national-standards-for-civics-and-government>

⁶² ニューヨーク州弁護士会>Leadership & Advocacy>Law, Youth and Citizenship Program

<http://www.nysba.org/lychome/>

図表 69：市民教育センターが提供するプログラムの例

対象学年	教材例
We the People ⁶³	同プログラムは初等～中等教育の生徒を対象に市民の責務や技量を学ぶために授業プラン、教科書(The Citizen and the Constitution)、その他関連情報等を提供する。1987年に始まった同プログラムには累計で2,800万の生徒と75万の教員が参加した。
Project Citizen ⁶⁴	中等教育以上の生徒及び成人向けのプログラムで、政策形成への関与と政策監視に関する情報や教科書を提供している。地域ベースの課題の抽出と解決法をグループで提示してクラスまたは地域で発表する活動、「ショーケース」のやり方やプランも提供する。
Foundations of Democracy ⁶⁵	教科書のシリーズで、民主主義の基本理念に関する内容を整理している。各学年レベル向けのバージョンが用意されている。

出所：市民教育センターウェブサイトを基に日本総研作成

(5)レファレンダムが租税・財政教育に与える影響（カリフォルニア州の事例）

ニューヨーク州では市民イニシアチブや市民レファレンダム（popular initiative, popular referendum）といった市民による直接立法制度を採用していない⁶⁶が、カリフォルニア州では、1911年に市民直接立法制度を導入している⁶⁷。1912年から2016年10月20日までに376件の住民提案の住民投票があり123件が可決された。住民提案には、教育方針や教育内容、教育支出に関わる案件もある。例えば、2016年11月8日の大統領選挙と同時に実施された住民投票案件は17件あったが、そのうち2件は教育分野で両方とも可決された。こうした制度があることで、カリフォルニア州では、選挙と投票に関する教育や情報提供が充実している⁶⁸。

同州政府は市民教育の一環として、中学、高校向けにも積極的に情報提供を行っている。例えば、毎年4月と11月それぞれの後半2週間を「高校における投票者教育週」（High School Voter Education Weeks）と定め、高校生を対象として投票権や投票に関する情報を提供し、投票会場でのボランティア参加も推奨する。

また、投票権を持たない中高生を対象に、実際の選挙日より1か月ほど前に「学生模擬投

⁶³ We the People

<http://www.civiced.org/wtp-the-program/curriculum>

⁶⁴ Project Citizen

<http://www.civiced.org/programs/project-citizen>

⁶⁵ Foundations of Democracy シリーズ（ページ最下部）

<http://www.civiced.org/resources/publications/student-texts>

⁶⁶ 南カリフォルニア大学、イニシアチブとレファレンダム研究所（Initiative& Referendum Institute）

<http://www.iandrinstitute.org/states.cfm>

⁶⁷ カリフォルニア州、

<http://elections.cdn.sos.ca.gov/ballot-measures/pdf/initiative-totals-summary-year.pdf>

⁶⁸ 一方で、レファレンダムがあることで租税・財政教育の内容が充実する等の影響を受けたという事例は見つからなかった。

票」(Student Mock Election)を行うプログラムがある。2008年から市民教育の一環として行われてきた。参加希望の学校は、事前にカリフォルニア州務長官下の担当部署(Voter Education and Outreach、Elections Division)に登録し、校内で選挙を実施する。学校の担当教員は、実施要項や教材等を州政府担当部署から受け取り、生徒らの投票体験の準備を進める。2016年11月8日にむけた模擬選挙は、10月11日に523校で実施され、中高生約20.8万人が参加した。実際の選挙と同じように住民提案も含まれたが、17件全部ではなく擬似選挙では7件に絞ったもので行われた⁶⁹。

(6)租税・財政教育に対する予算・費用

連邦政府の教育省や州・地方政府は、租税・財政教育に直接関わっていないため、情報や統計はない。財政教育を推進する団体のプログラムが、行政機関の助成金や補助金対象となる場合はある。

一方、財政教育に直接関与している行政機関としては、オンラインで教員や生徒向けに教材や学習プログラムを提供するIRSや財務省、連邦準備銀行等であるが、租税・財政教育に関する予算や支出は公表されていない。

経済金融教育プログラムを展開するNPO団体の経済教育協議会の決算報告(2015年)⁷⁰によると、収入は529万ドル、教育関連プログラムへの支出は346万ドルであった。

2-2-3.租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況

コンサルティング会社のPWC⁷¹が、米国のK-12教員2,000人を対象とした財政教育に関する意識調査(2016年3月公表)によると、授業で財政教育を行っている人は12%だった。また、財政教育を自分の授業で扱うことに31%の回答者は十分に対応できるとしたが、51%がある程度はできる、18%は全く自信がないと回答した。69%の教員は、教育現場に財政教育を行うことのできる教員が不足していると答えた。

こうした調査はジャンプスタート等でも過去に実施しており、K-12教員に対する教育研修は課題となっている。経済教育協議会とジャンプスタート連合が、以下のように組織的に研修を実施している。

⁶⁹ カリフォルニア州務長官、投票教育関連ホームページ

<http://www.sos.ca.gov/elections/voting-resources/voting-california/help-strengthen-our-democracy/high-school-voter-education-weeks/>

<http://www.sos.ca.gov/elections/voting-resources/voting-california/help-strengthen-our-democracy/>

<http://elections.cdn.sos.ca.gov/mock-election/fact-sheet.pdf>

<http://www.sos.ca.gov/elections/student-mock-election/mock-election-results/2016-general/>

⁷⁰ 経済教育協議会

<http://councilforeconed.org/wp/wp-content/uploads/2016/09/CEE-2015-Audited-Financial-Statement.pdf>

⁷¹ PWC ホームページ

<http://www.pwc.com/us/en/about-us/corporate-responsibility/publications/pwc-financial-education-report.html>

<http://www.pwc.com/us/en/about-us/corporate-responsibility/publications/california-bridging-financial-literacy-gap.html>

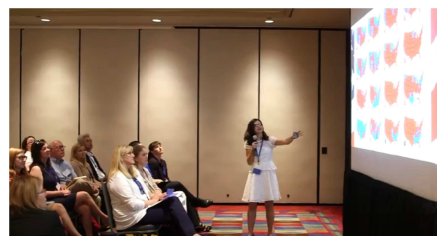
(1)経済教育協議会⁷²

同協議会は、50 年以上前から K-12 教員や教育者向けにファイナンシャル・リテラシーと経済教育のための年次総会（3 日間）を開催してきた。カリキュラムや教材、授業の進め方や ICT の活用等様々なテーマでワークショップや会議が行われ、毎年 500～600 人が出席する。

また、ニューヨーク州の K-12 教員向けに経済金融教育分野の「生涯教育コース」(continuing education) として、ニューヨーク市でワークショップ開催を毎月数回実施している。さらに、全国の教員向けにウェブ上セミナー (Webinar) をほぼ毎週開催している。どちらも学校教員を対象にするが、事前登録をすると誰でも無料で参加できる。さらに、同協議会は、各地の学区や学校を対象にパーソナルファイナンスや経済教育のカリキュラム作成のサポートと教員研修を実施している。最近では、イリノイ州シカゴ市の 37 の公立高校や、インディアナ州インディアナポリス市の 2 つの学区の中学校 (ミドルスクール) を支援した実績がある。

毎年、同協議会のワークショップには約 5.5 万人の教員が参加している。参加者の内訳は小学校教員が 3 割、中学校が 2 割、高校が 5 割程度である。また 9 割は公立学校の教員である。

図表 70：経済教育協議会、第 55 回年次総会の様子



出所：経済教育協議会ウェブサイト

(2)ジャンプスタート連合

同連合は 2009 年から教員向けの年次会議を開催してきた。パーソナルファイナンス教育のための授業モデルや教材、実例等に関する専門家らのセミナーが行われ、情報交換の場となっている。同連合へのヒアリングによると、毎年、45～48 州から 300 人近くの教員が出席している。2016 年の会議では、85%が高校（9～12 学年）教員、7%が中学校（6～8 年生）、7%が小学校、2%が大学や職業訓練校等だった。

同連合では、パーソナルファイナンス教育を担当する教員向け研修モデル (Jumpstart Financial Foundations for Educators) を各地に広げる活動をしている。この研修は、授業方法や授業内容について教えるのではなく、教員自身のファイナンシャル・リテラシーのレ

⁷² 経済教育協議会

<http://councilforeconed.org/programs-2/national-center-for-economic-and-financial-education/>

<http://councilforeconed.org/webinars/>

<http://councilforeconed.org/about/impact/metrics/>

ベル向上のためのプログラムとなっている。3～5日で約18時間にわたって研修を行っている。

このモデルは、ジャンプスタート連合と経済教育協議会、金融教育全国基金等5団体が協力して開発した。この研修プログラムは3年前から各地で実施されており、ジャンプスタートの州支部の団体を中心に、15の団体が利用しているという。

図表 71：ジャンプスタート連合の教員向け研修モデルを使った研修風景



出所：ジャンプスタート連合ウェブサイト

2-2-4. 租税・財政教育の現場の様子

経済教育協議会では、毎年、経済教育分野で画期的な活躍をした K-12 教員を讃えて賞を贈っている。受賞した教員の授業風景の動画が同協議会ホームページで閲覧できる⁷³。以下に、受賞したニューヨーク州の教員と授業の様子を紹介する。

図表 72：ニューヨーク市ブルックリン公立小学校教員による授業
(4年生の社会科授業で金銭の役割、起業と収入の仕組み等を学ぶ授業)



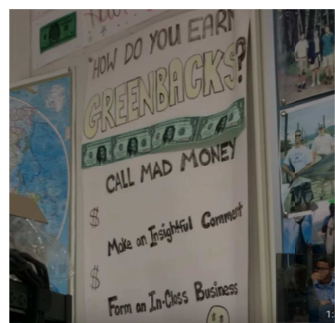
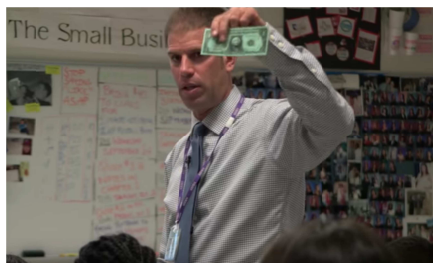
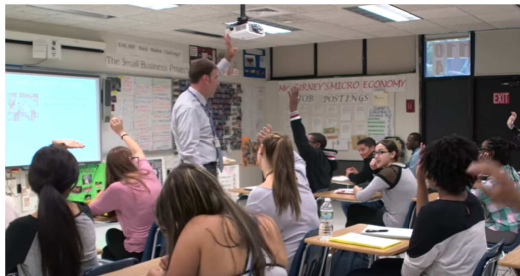
出所：経済教育協議会ウェブサイト

⁷³ 経済教育協議会

<http://councilforeconed.org/programs-2/teacher-awards/>

https://www.youtube.com/watch?v=RWF09s0mqTo&index=1&list=PLYRND_J8QYQaQuippkobNn0Kyzzug9wQV

図表 73：ニューヨーク州ニューロッシェル市公立高校経済担当教員による授業
(12年生の経済授業で、お金を稼ぐこと及びパーソナルファイナンスを学び、問題
点等を討論する)



出所：経済教育協議会ウェブサイト

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

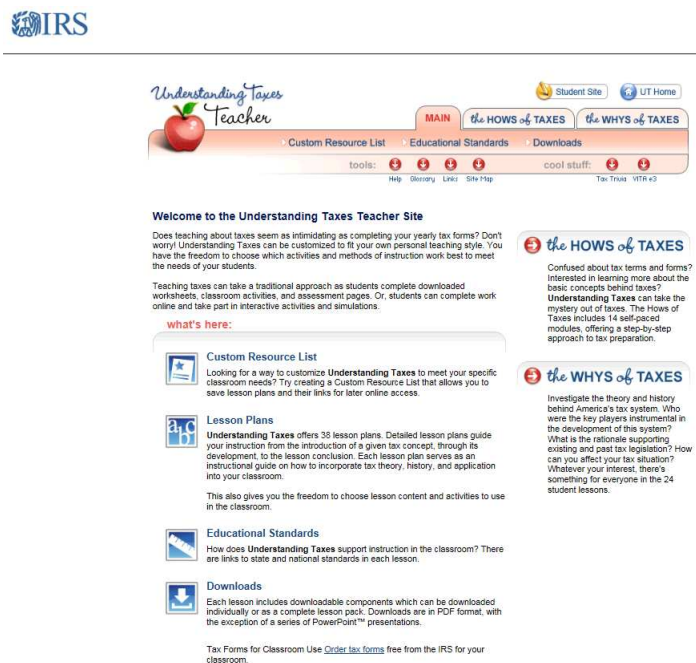
ドイツ

オーストラリア

総括

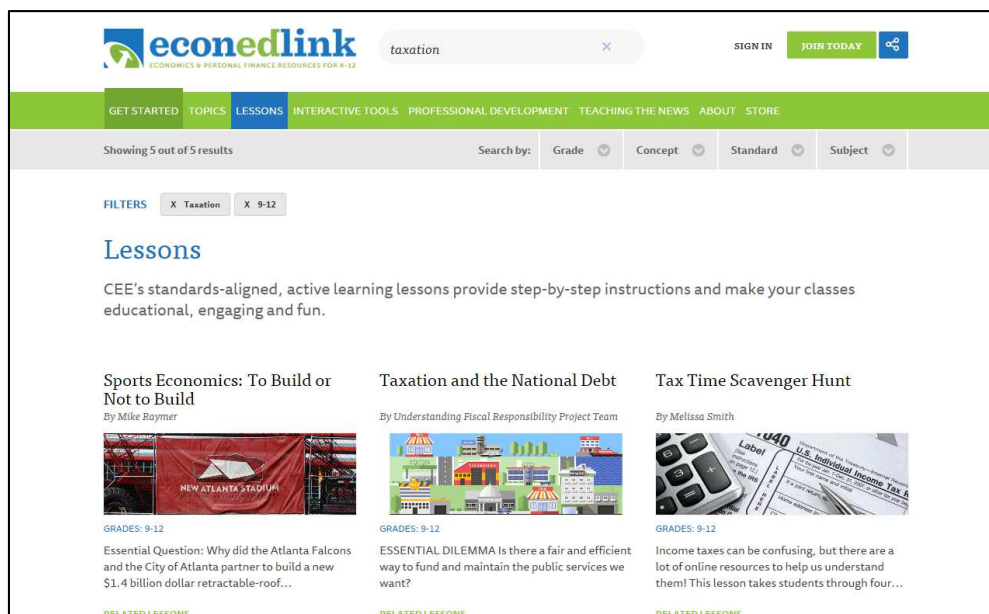
2-2-5. 租税・財政教育で用いられる教材例

図表 74 : IRS の教材提供ウェブサイト (教員向け)



出所 : IRS ウェブサイト

図表 75 : econedlink の教材提供ウェブサイト



出所 : econedlink ウェブサイト

2-2-6.租税教育を進める上での工夫点

経済科や市民科にて租税・財政教育を行っている。授業の際に使用する教科書は、学校や学校がそれぞれに選定するため、具体的な授業内容は学校によって異なっている。米国での租税・財政教育の特徴の一つは、民間団体による教材提供が充実していることであり、ウェブサイト等で教員向けの授業教材や生徒がオンラインで学習できる教材が多数提供されている。経済教育協議会が提供する教材の中には、政府の役割及び税金の位置づけに関する題材を扱うものがあり、これらは市民教育と租税・財政教育双方の性格を併せ持っている。また、税の制度や意義について伝えとともに、具体的な事例を通して消費税等の納税額を計算する等、生徒がより実感を持って税に関する理解を深められる授業も行われている。

2-3.税務広報

2-3-1.税務広報の概要

(1)租税に関する情報提供

①IRS による情報提供

IRS では、租税に関する様々な情報をウェブサイト、メール配信、動画、SNS 等を活用し、伝えている。現在は ICT を活用した広報活動に力を入れている。米国納税者の電子申告率が 90%を超えており、ウェブサイト上やスマートフォンを活用した情報提供が頻繁に行われている。オンラインで納税や還付金に関する手続きの進捗状況の確認(トラッキング)も可能になっている。また、印刷物はインターネット上(PDF)で入手でき、ポスターは利用団体がダウンロードし、印刷して使うこともある。

図表 76 : IRS による広報活動の概要⁷⁴

種類	概要	実施回数	数量等
紙媒体 (全て IRS ホームページで見られる)			
各種納税申告関連書類とガイド	納期の案内、連邦税制度と各種税金の説明、税控除の情報、納税者の権利	年 1 回	依頼者のみに配布
データブック	納税収入実績と納税者数等の統計	年 1 回	不明
ポスター	税控除や新規規定に関する告知	随時	不明
動画媒体			
ビデオ・ユーチューブ	納税に関する情報提供の他に、様々な租税トピックと注意事項等を提供する。	随時	
ウェビナーやポッドキャスト	納税に関する情報提供の他に、様々な租税トピックと注意事項等を提供する	随時	
その他			
ホームページ (西・中・韓・露・ベトナム語)	連邦税全般にわたる情報を周知、及び納税サポート、納税申告と還付金トラッキングが可能	常時	
SNS	ツイッター、タンブラー、フェイスブックで連邦税全般にわたる情報を周知	随時	
スマートフォン、アプリ*	租税情報提供、及び納税申告と還付金トラッキングが可能	随時	
IRS E-News (電子メ	納税情報や租税に関するニュースやアラート:	随時	中小企業の登

⁷⁴ IRS www.irs.gov

(ニュース配信登録) <https://www.irs.gov/uac/e-news-subscriptions-2>

(ビデオポータル) <https://www.irsvideos.gov/>

ール登録)	中小企業や税理士向け情報等様々なチャネル を選べる		録数：40.6 万 税理士の登録 数：30.6 万
公共サービス告知 テレビ・ラジオ	電子申告の推進や注意事項等、30～60 秒の録 音・動画を放送局に提供	随時	

＊2011 年に開始。最新アプリ版は、グーグルプレイ、アップル・アプリストア、アマゾンから無料ダウンロード
できる。

出所：IRS ウェブサイトを基に日本総研作成

なお、税金の使途についての情報開示は IRS の担当ではなく、毎年、行政管理予算局
(Office of Management and Budget) が予算教書に過去の歳入・歳出額内訳を記載してい
る。また、財務省が公表する前年度の「米国政府の決算報告」⁷⁵にも歳入・歳出額が掲載さ
れている。さらに、同省は連邦政府の契約、助成金や資金援助についてその種類、使途、金
額 (25,000 ドル以上)、受取先等を開示するウェブサイト、USASPENDING.GOV⁷⁶を運営
する。サイトは 2006 年の連邦法規に基づいて、政府の透明性向上を目的に 2008 年に開設
された。また、各州政府の過去の歳入・歳出の情報開示は、国勢調査局⁷⁷が別途行っている。

②ニューヨーク州税務・財務局による情報提供⁷⁸

ニューヨーク州税務・財務局では、ウェブサイト、動画、SNS 等を活用し、租税に関す
る様々な情報を伝えている。IRS と同様、同局でも ICT を活用した情報提供を行っており、
ウェブサイト上で納税や還付金のトラッキングもできるようになっている。また、印刷物は
インターネット上 (PDF) で入手できる。

⁷⁵ 財務省、「米国政府の決算報告」

https://www.fiscal.treasury.gov/fsreports/rpt/finrep/fr/fr_index.htm

⁷⁶ 財務省、USASPENDING.GOV (連邦政府の出費)

<https://www.usaspending.gov/Pages/Default.aspx>

⁷⁷ 国勢調査局 (United States Census Bureau)

<https://www.census.gov/govs/state/>

⁷⁸ ニューヨーク州税務・財務局

<https://www.tax.ny.gov/>

(電子申告に関する広報) <https://www.tax.ny.gov/press/efile-media-center.htm>

(動画やプレゼンテーションのリンク) <https://www.tax.ny.gov/e-services/otc/demos/demo.htm>

(多国語対応アクセス情報) <https://www.tax.ny.gov/language/>

図表 77：ニューヨーク州税務・財務局による広報活動の概要

	種類	対象	概要	実施回数等
印刷・PDF	各種納税申告関連書類とガイド	一般	納期の案内、各種税金の説明、税控除の情報、納税者の権利など。電子申告の促進のためのチラシなどは随時発行する。	年1回 または 随時
ウェブサイト	ホームページ (一部情報は西、中、露、伊、韓、 ハイチ・クレオール語)	一般	州税全般にわたる情報を周知、及び納税サポート、納税申告と還付金トラッキングが可能。	随時
	メール配信サービス(E-News)	一般	納税情報や租税に関するニュースとアラートを配信する。	随時
	ビデオ・ユーチューブ	一般、税理士向け、ボランティア向けなど	納税に関する情報提供の他に、様々な租税トピックと注意事項などを提供する。	随時
SNS	SNS	一般	ツイッター、タンブラー、フェイスブックで連邦税全般にわたる情報を周知。	随時
メディア	公共サービス告知 テレビ・ラジオ	一般	電子申告の推進や注意事項など、30～60秒の録音・動画を放送局に提供する。	随時

出所：ニューヨーク州税務・財務局ウェブサイトを基に日本総研作成

なお、ニューヨーク州税務・財務局は税金の使途情報の開示を担当しておらず、税の使途については、州の予算教書を作成する州予算局（New York State Division of the Budget）が過去の歳入・歳出額と内訳を公表している。また、財務監査長官室（NY State Comptroller）が州の財政公開の一環で税金の使途情報を開示している。

(2)納税に関する相談・サポート体制

①IRS の納税者からの相談・サポート体制⁷⁹

納税者への相談・サポートとして、主に「無料電話相談」「オンライン・チャット：月～金曜日、米東部時間 10～20 時」「無料対面サポート（ボランティア）」を行っている。

この「無料対面サポート」について、IRS は、全米の民間 NPO 団体や大学、企業やコミュニティセンターとのパートナー協力関係の下、低所得者や高齢者向けに確定申告に関わる情報提供と申請手続き支援を行っている。原則として年間収入が 54,000 ドル以下の家族または個人を対象とする。無料電子申告手続きと申告代行は、年間収入 64,000 ドル以下の家族または個人に限られる。

この支援実施にあたり、IRS は所得税申告支援ボランティア（Volunteer Income Tax Assistance、VITA）と高齢者向け税金カウンセリングボランティア（Tax Counseling for the Elderly、TCE）を募り、VITA/TCE ボランティアが相談面接と申告手続き支援を行う。全米退職者協会（AARP Foundation）等のパートナー団体が提供する 12,000 か所以上の施設において、申告期間中（1 月中旬から申告締切日まで）に全米で対面相談室が開催される。開催日程はパートナー団体によって異なる。例えば、ニューヨーク市図書館⁸⁰は、2017 年

⁷⁹ IRS 支援・サポート関連ページ

<https://www.irs.gov/uac/taxpayer-assistance>

<https://www.irs.gov/help-resources/navigate-irsgov>

(SPEC 業務) https://www.irs.gov/irm/part22/irm_22-030-001.html#d0e478

(ボランティア関連データ) <https://www.irs.gov/uac/soi-tax-stats-irs-data-book>

(ボランティア支援内容) <https://www.irs.gov/individuals/free-tax-return-preparation-for-you-by-volunteers>

(オンライン研修) <https://www.irs.gov/individuals/link-learn-taxes>

(NY 内の税務署所在地) <https://www.irs.gov/uac/contact-my-local-office-in-new-york>

⁸⁰ ニューヨーク市図書館

<https://www.nypl.org/help/community-outreach/income-tax-information>

1月31日～4月18日の期間、ボランティアを手配するパートナー団体と協力して、市内数か所の図書館内で無料対面サポートを提供する。連邦申告だけではなく、州の納税申告手続きもサポートする。

IRS は、ボランティアになりたい人のためにオンライン研修サイト「Link and Learn Taxes」を開設している。研修後の試験に合格することでボランティア認定される。2015年度実績では、VITA と TCE を合わせたボランティア数は 90,826 人、ボランティアが申告手続きして提出された申告件数は 375 万件を超えた。

VITA と TCE は、IRS による納税者へのアウトリーチ・教育プログラム (Stakeholder Partnerships, Education and Communication、SPEC) の一環である⁸¹。

また、IRS 直轄税務署はニューヨーク州内に 21 か所⁸²があり、面接予約によって個別ケースの相談と諸手続きのサポートを行う。2017 年 1 月初旬～4 月 18 日の期間は、納税申告手続きに関する相談と申告手続き支援サービスを含む。

②ニューヨーク州税務・財務局による納税者からの相談・サポート体制⁸³

ニューヨーク州税務・財務局は、主に「無料電話相談」と「電子申告手続き無料対面サポート (ボランティア)」を行っている。

この「電子申告手続き無料対面サポート」の対象となるのは、年間収入 64,000 ドル以下の家族または個人に限られる。IRS の VITA と TCE のボランティアのネットワークを使うが、IRS の拠点とは別に、ニューヨーク州税務・財務局が独自に州内約 60 か所 (パートナー団体や地元図書館) を「申告手続きサポート拠点」(Facilitated Self Assistance sites) として展開し、同局の職員も拠点でサポートに参加している。設置期間は 2017 年 1 月 31 日～4 月 18 日の予定である。連邦税申告は対象でなく、ニューヨーク州納税申告手続きのサポートを行っている。

ボランティアのリクルートと育成については、州税務・財務局の納税者擁護部門 (Taxpayer Rights Advocate) が行っている。2015 年にはサポート拠点から 30 万件を超える電子申告があった。

⁸¹なお、租税・財政教育関連の教材「税金を理解しよう (Understanding Taxes)」の提供に係る業務も、この SPEC プログラムの一環として行われている。

⁸² IRS 直轄税務署 (ニューヨーク州)

<https://www.irs.gov/uac/contact-my-local-office-in-new-york>

⁸³ ニューヨーク州税務・財務局、関連ページ

<http://www.ny.gov/services/file-your-new-york-state-income-tax-return>

(サポート拠点) <https://www.tax.ny.gov/fsa/>

<https://www.tax.ny.gov/pdf/fsa/tp-325-free-tax-help-palmcard.pdf>

https://www.tax.ny.gov/volunteer/mft_training.pdf

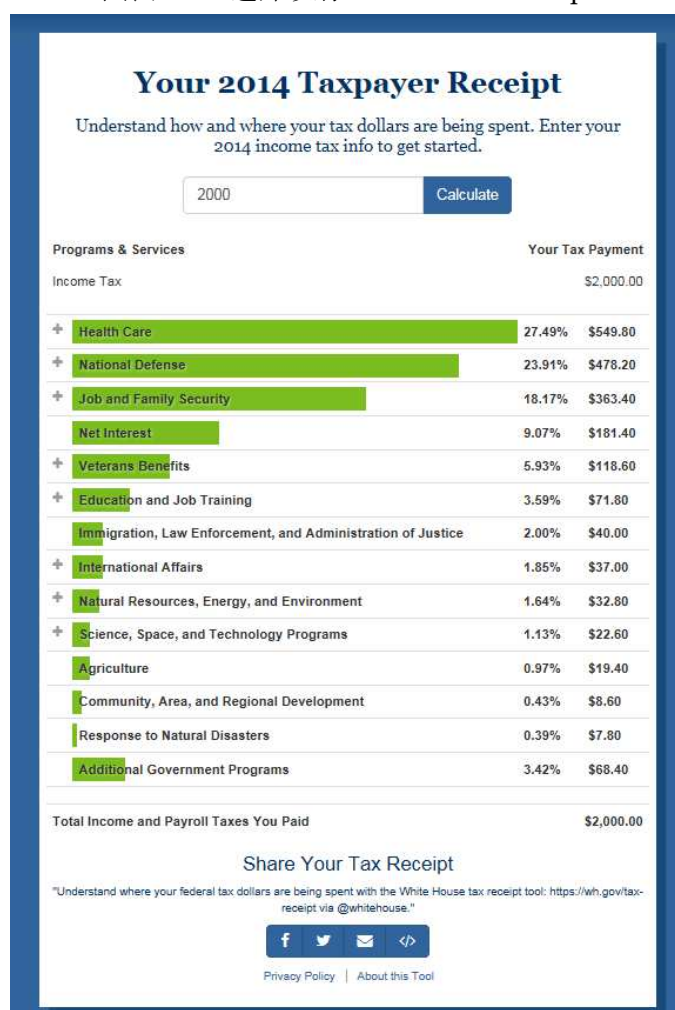
(3)その他特徴的な普及啓発活動

米国税務担当省庁である IRS とニューヨーク州税務・財務局の役割と権限は、税金徴収とそれに係る情報提供に特化しており、税金使途や効果についての告知や広報は行っていない。税金の使途は別の省庁によって情報提供されている。以下に予算教書の数値をベースにして、分かりやすく税金の使途情報が提供されている税務広報の例を挙げる。

①連邦政府 Online Tax Receipt

44 代バラク・オバマ大統領のホワイトハウスのウェブサイトにおいて、閲覧者が自らの2014 年の個人所得税 (Income Tax)、社会保障税 (Social Security Tax) と高齢者向け医療保険 (Medicare Tax) を記入すると、その使途 (国防、健康保険、福祉等) が計算されて表として見られるページを設置した。個人で払った税金がどの分野にいくら使われるのか可視化される仕組みとなっている。

図表 78：連邦政府 Online Tax Receipt



出所：ホワイトハウスウェブサイト

このサイトで上記のように、例えば税金を 2,000 ドル支払ったと記入すると、その使途額が出力される。ヘルスケア（全体の 27.49%）で約 550 ドル、防衛（23.91%）が 468 ドルといったように分かりやすく表示される⁸⁴。

②ニューヨーク州政府、「NY オープンバジェット」(Open Budget)

2011 年 1 月に就任したニューヨーク州アンドリュー・クオモ (Andrew Cuomo) 知事は、ニューヨーク州政府ウェブサイトにおける情報公開を促進しており、2013 年 1 月に州の歳入・歳出、税収や部門・政策別予算割当額等が閲覧できる「NY オープンバジェット」⁸⁵を開設した。1996 年 3 月末年度以降の予算案や可決予算 (Enacted Budget Financial Plan) と過去実績を省庁や分野別等で検索、閲覧できる。さらに、可決予算の教育費用がどの郡・市町村と学区に充当されたかといった詳細や税金種類別の歳入額も検索できる。ウェブサイト上では以下のように、税の種類等をプルダウンで選択するとデータが表示される。そのデータをエクセルファイルで出力することができ、データ利活用の利便性にも配慮されている。

これは、同知事が推進してきた「オープン NY」(Open NY) ポータルサイトに先駆けたものである。ポータルサイトは州政府の情報公開と市民によるアクセス向上を図り、従来の情報公開プロセスに要するコスト削減を目指した取組みで 2013 年 3 月に開設された。

⁸⁴ トランプ大統領就任の 2017 年 1 月 20 日後に前政権臨時記録のサイトに移動した。新政権移行後の継続については不明である。
行政管理予算局ウェブサイト（現時点ではトランプ政権移行途中のため、オバマ前大統領時代の同局サイトにリンクしている）

<https://www.whitehouse.gov/omb/>

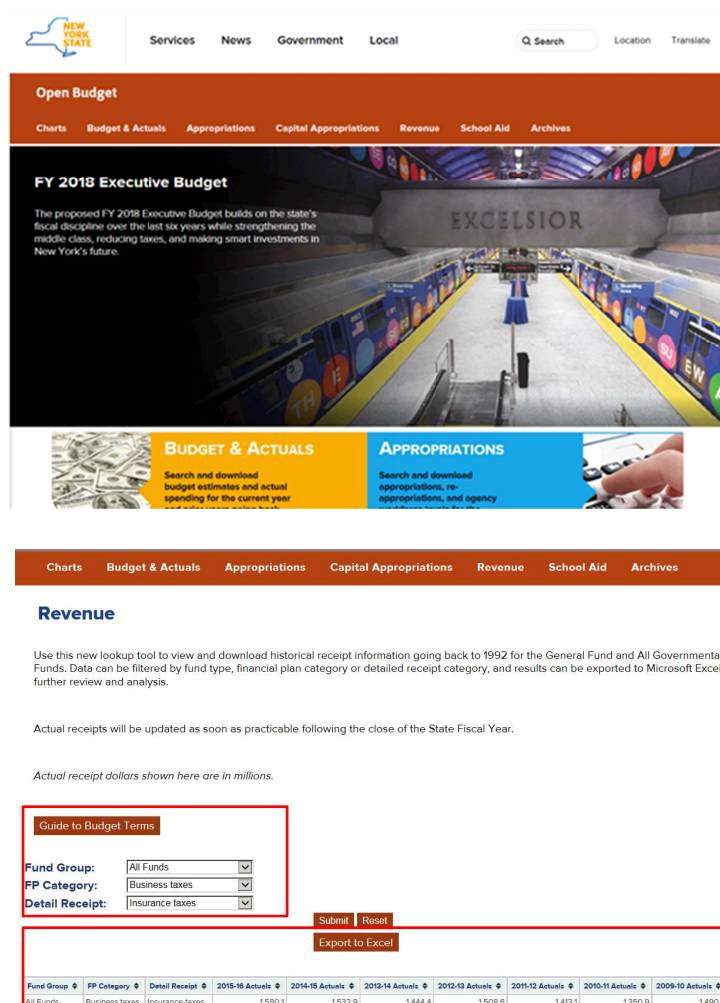
<https://obamawhitehouse.archives.gov/omb>

⁸⁵ オープンバジェット： <http://openbudget.ny.gov/openBudget.html>

クオモ知事発表リリース（2013 年 3 月 11 日）

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-launches-opennygov-providing-public-unprecedented-user-friendly-access-federal>

図表 79 : 「NY オープンバジェット」 ウェブサイト



出所：ニューヨーク州税務・財務局ウェブサイト

(4)税務広報に対する予算・費用

①IRS の税務広報に対する予算・費用⁸⁶

IRS では年度（9月末期）毎に業務別の支出額を次のように開示しているが、税務広報の予算や費用は公表していない。同庁の広報部門業務は事業サポート部門に属し、納税に対する相談・サポート体制のアウトリーチ・教育プログラム（SPEC）は、納税者サービス部門の「納税者補助と教育活動」に含まれると考えられる。

⁸⁶ IRS、支出額の開示ページ

<https://www.irs.gov/uac/irs-budget-and-workforce>

<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/15databk.pdfd-workload>

図表 80 : IRS 業務関連支出額

年度	支出額 (単位：千ドル)
2010	12,353,344
2011	12,358,877
2012	12,059,409
2013	11,597,560
2014	11,591,007
2015	11,395,839

出所：IRS ウェブサイトを基に日本総研作成

図表 81 : 主要部門別業務関連支出額（細分）

(単位：千ドル)	支出額		内、人事関連コスト	
	2014	2015	2014	2015
業務関連総支出額	11,591,007	11,395,839	8,554,261	8,335,566
納税者サービス部門				
部門総額	2,345,229	2,232,682	2,173,414	2,080,777
納税者補助と教育活動	628,940	620,437	563,633	564,601
納税者申告関連サービス	1,716,289	1,612,245	1,609,781	1,516,176
調査査察部門				
部門総額	4,944,885	4,819,251	4,683,916	4,559,709
調査	604,070	612,506	563,126	559,005
査察調査と徴収	4,169,169	4,040,656	3,952,501	3,843,964
取締法業務	171,646	166,089	168,289	156,740
業務サポート部門				
部門総額	4,054,808	4,102,377	1,625,556	1,640,819
インフラ	874,938	847,260	588	339
全部門サービス管理	1,137,127	1,131,451	719,377	723,027
情報サービス	2,042,743	2,123,666	905,591	917,453
IT システム向上整備	246,085	241,529	71,375	54,261

出所：IRS ウェブサイトを基に日本総研作成

②ニューヨーク州税務・財務局

同局の支出額は、オープンバジェット⁸⁷で 1995 年 3 月末期から開示している。支出分類に税務広報という項目がないため、その予算や費用規模については分からない。

図表 82：ニューヨーク州税務・財務局の支出額（実績）推移（単位：千ドル）

2016 年 3 月期	2015 年 3 月期	2014 年 3 月期	2013 年 3 月期	2012 年 3 月期
354,936	381,732	368,773	392,820	401,710

出所：ニューヨーク州政府オープンバジェットを基に日本総研作成

2-3-2.税務広報に対する評価方法

(1)IRS による調査

IRS の複数の部署は、定期的に外部調査機関に委託して、その部署の担当する個人や法人納税者の、IRS 業務やサービス、情報提供等への満足度等の調査をしている。例えば、個人や法人に対して、納税申告方法や申告書記入準備や時間等の負担に関わる質問を中心に「個人納税者の納税申告に係る負担調査」(Taxpayer Burden Survey)⁸⁸を毎年実施している。各種調査のリストは公表⁸⁹されるが、それぞれの結果は公表されない。

また、IRS ホームページでユーザー調査⁹⁰も実施している。ホームページ上の情報検索とナビゲーションの向上を目的とする。調査に参加したいユーザーは調査アイコンをクリックして 10 の質問に答える。質問は自分の知りたい情報を IRS ホームページのどこで探せば出てくるかという知識を問うもので、10～15 分ほどで回答が完了する。

また、納税者の IRS や税金に対する意識調査については、1998 年に米議会によって設立された IRS 監視委員会 (IRS Oversight Board)⁹¹が、納税者意識調査 (Taxpayer Attitude Survey) を実施し公開⁹²する。外部調査機関に委託した同調査は 2002 年から毎年行ってきたが、2015 年に同委員会が定員不足によって業務停止となったため、最新調査は 2014 年版となっている。同調査は 2014 年 8 月に無作為に選んだ 18 歳以上の約 1,000 人への電話インタビューにより実施された。インタビューは 14 の質問で構成され、用意された複数の回答から一番近いものを選ぶ方式で行われた。主要点は次の通りである。

⁸⁷ オープンバジェット：<http://openbudget.ny.gov/openBudget.html>

⁸⁸ IRS ホームページ
<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/15inburdensurvey.pdf>
<https://www.irstaxpayerburdensurvey.org/>

⁸⁹ IRS ホームページ
<https://www.irs.gov/uac/customer-satisfaction-surveys>

⁹⁰ ユーザー調査 (IRS サイトから外部調査会社サイト上の調査ページに移る)
<https://irs.optimalworkshop.com/treejack/723k04i0>

⁹¹ IRS 監視委員会
<https://www.treasury.gov/IRSOB/Pages/default.aspx>

⁹² 納税者意識調査
<https://www.treasury.gov/IRSOB/reports/Pages/default.aspx>

- 回答者の 94%は「納税は市民の義務である」に同意し、71%は「完全に同意する」と答えた。また、86%は納税者が「所得税をごまかす行為は許せない」という。
- 61%は「IRS が納税義務の理解を促進している」と信じている。
- 18～24 歳の回答者の 73%は、「IRS が公平に税法を施行する」と信じており、65 歳以上の回答者は 56%にとどまった。
- 74%の回答者は、IRS への電話または窓口サービスに満足している。2013 年の 78%から 4 パーセントポイント下がり、2003 年の 82%から下降傾向にある。
- 43%の回答者は、過去 1 年間に申告書提出以外の目的で IRS に電話をしたり、窓口訪問をしたり、ホームページにアクセスしたり、自分からコンタクトしている。

図表 83：（参考）納税者の IRS へのアクセス数（2015 年 9 月末期）⁹³

フリーダイヤル電話数	
自動録音対応のみ	37,459,477
サポート員対応	18,236,785
各地の税務署対応数（全米に 378 ヶ所）	5,643,772
インターネット	
ホームページ訪問数	493,247,292
ページビュー数	1,991,000,765
還付金トラッキング数	234,739,847
スマートフォン・アプリのユーザー数	3,903,463

出所：IRS 統計データブックを基に日本総研作成

(2) ニューヨーク州税務・財務局

ニューヨーク州税務・財務局は、電話サポートや情報サービス内容や満足度、ホームページ情報内容や満足度等の調査を行っている。結果は公開されていないが、外部調査会社の協力を受けて調査分析をして、サービス向上の施策に役立てている。ニューヨーク州税務・財務局は税金徴収を目的としたシステムとサービス、サポートと州財務管理を役目としているので、広報活動はその範囲に限られる。税務広報について行政・有力団体の評価を受ける組織的な取り組みはないということである。

⁹³ IRS 統計データブック
<https://www.irs.gov/pub/irs-soi/15databk.pdf-d-workload>

2-3-3.税務広報の現場の様子

図表 84：IRS の納税者申告サポート制度： 全米退職者協会をパートナーとした
高齢者向け無料税金相談と電子申告代行の会場風景（カリフォルニア州）⁹⁴



出所：カリフォルニア州モデスト市の地元新聞

2-3-4.関係機関との連携

(1)シンクタンクによる情報提供

税務広報部門においては、納税申告をしやすい環境とサポートを提供する、そして税務と財務情報開示と透明性を高めるといった点に焦点を当てて施策を行っていると考えられる。税に関する理解を深める取り組みという観点では、連邦と州の税制と税方針の現状と課題、税制改革法案の提案等を含めて、税金に関する高いレベルの分析と洞察を加えた情報を納税者、政治家やメディア向けに提供するシンクタンク系団体がいくつかある。以下、2つの主要団体の概要をまとめる。

①タックス基金（Tax Foundation、ワシントン DC）⁹⁵

連邦と州政府の税制と方針、税率や税控除や国民負担度合い等の現状と問題点等を調査、研究して公表する。納税者へ税制と国民の税負担規模を正しく伝えていくことを目的とする。連邦と州でそれぞれの税制の仕組みと統計資料が豊富に提供される。

1937 年創設の政治的に中立的立場をとる NPO 団体であるが、増税と高い法人税率については批判的な立場の提言もしている。

②税政策センター（Tax Policy Center、ワシントン DC）⁹⁶

連邦税制と予算、税法改革案と経済への影響や国民への負担等の分析や課題を調査、研究して発表する。州レベルの税制の問題点等も調査している。例えば、同センターの「税制ブリーフィング・ブック」（Briefing Book）は、連邦・州政府の税収と支出、予算教書作成プロセス、予算と実績、税制と経済、税負担配分と仕組み等税金に関して分かりやすい情報提

⁹⁴ カリフォルニア州モデスト市の地元新聞（2015 年 2 月 5 日付け）

<http://www.modbee.com/news/local/article9368231.html>

⁹⁵ タックス基金 <https://taxfoundation.org/>

⁹⁶ 税政策センター <http://www.taxpolicycenter.org/>

（ブリーフィング・ブック）<http://www.taxpolicycenter.org/briefing-book/introduction>

供を行っている。統計資料も豊富に公表し、納税者と政策立案者に税制の現状と長期的課題についての分析を伝えることを目的とする。

なお、税政策センターは、シンクタンク（NPO 団体）のブルックリン研究所とアーバン研究所の共同事業である。

2-3-5.税に対する理解促進に向けた取組

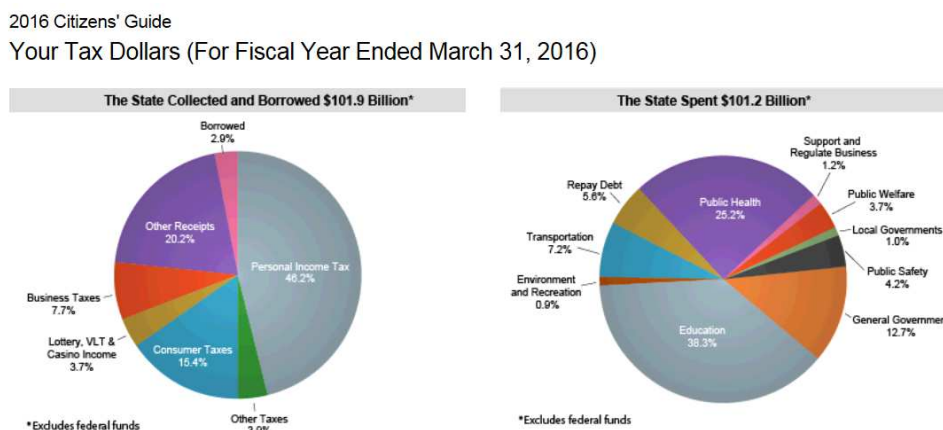
(1) ニューヨーク州における取組

① 市民・住民に対して税の還元を実感してもらえるような手法、工夫、取組

ニューヨーク州では、税金の使途と外部委託業者への支払いに関する情報公開、及び財務情報の透明性向上を目指した取り組みとして、「市民ガイド」とオープンブック（OPEN BOOK）⁹⁷がある。

ニューヨーク州財務監査長官（NY State Comptroller）は、州政府と地方行政機関の予算と財政、公共資金の使途を監査し、州政府と州住民に状況報告をする役目がある。同長官室は、2007 年度から税金使途を分かりやすく見せる「市民ガイド」（PDF 版と印刷物）を発行している。「市民ガイド」の 2016 年 3 月末期の歳入・歳出内訳グラフでは、歳入の税金別比率と分野別支出が次のように示されている。

図表 85：ニューヨーク州「市民ガイド」



出所：ニューヨーク州財務監査長官室資料

さらに 2008 年 6 月には、税金の使途について、透明性の高い情報提供を目的にした「オープンブック」ウェブサイトが開設された。毎年、州政府と 3,100 の州内地方政府行政機関それぞれにどのような税金や収入があり、どの分野（教育、医療・ヘルスケア、公共安全、

⁹⁷ ニューヨーク州財務監査長官室の関連ホームページ

（市民ガイド）https://www.osc.state.ny.us/finance/finreports/citizens_guide/2016/taxdollars.htm

（オープンブック）<http://www.openbooknewyork.com/index.htm>

（目的説明）http://www.openbooknewyork.com/open_book_features/what_is_ob.htm

（長官によるビデオ）<http://www.osc.state.ny.us/openbook/obvideo.htm>

文化・余暇、交通等）にいくら使っているのかを検索して閲覧し、PDF かエクセルファイルでダウンロードができる。2003 年度実績から検索できるが、必ずしも全ての地方行政機関の情報が入っている訳ではない。また、州政府 93 省庁別の主要目的別支出額、外部委託先と支出額等の詳細情報も検索できる。

長官職の任期は 4 年で、各党内の候補選抜後に州住民の総選挙で選ばれる。現トーマス・ディナポリ（Thomas DiNapoli）長官は民主党所属で、任期途中で辞任した前長官を引継いで 2007 年に就任し、2010 年と 2014 年に再選された。

図表 86：オープンブックの検索ページ

New York State Comptroller Thomas P. DiNapoli
Office of the State Comptroller

OPEN BOOK NEW YORK

Home | Overview | Search Tips | Contact Us | Feedback

Home > State Agency Spending Search > Summary Report

Time Period
☒ April 1, 2012 to Present ☐ April 1, 2007 to March 31, 2012

Fiscal Year

Time Increment
☒ Year ☐ Quarter ☐ Month

Report Type
☒ By Agency/Business Unit ☐ By Fund Type ☐ By Major Fund ☐ By Fund ☐ By Budgetary Program ☐ By Account ☐ By Budget Year

Refine Your Results

BY TIME INCREMENT

☐ Fiscal Year 2014-15

BY AGENCY/BUSINESS UNIT

☐ Health, Department of (1244)
☐ Education, Department of (927)
☐ Environmental Conservation, Department of (916)
☐ Children and Family Services, Office of (814)
☐ State University of New York (822)

BY FUND TYPE

☐ Special Revenue (6098)
☐ General (6685)
☐ Postal Services (1375)

Showing 1 to 50 of 83 rows.
Showing page 1 of 2 pages. Jump to page 2

Agency/Business Unit	Fiscal Year 2014-15
Adirondack Park Agency	\$4,481,087.50
Albany State Office for the	\$238,375,335.58
Agriculture and Markets, Department of	\$148,656,719.35
Alcoholism Beverage Control, Division of	\$17,635,087.84
Alcoholism and Substance Abuse Services, Office of	\$957,344,000.74
Anti-Corruption Unit	\$97,087,710.99
Attorney General, Office of the	\$221,690,044.39
Budget, Division of the	\$24,900,818.58
Children and Family Services, Office of	\$3,040,640,971.58
City University Construction Fund	\$30,141,912.89
City University of New York	\$3,029,543,990.34
Civil Service, Department of	\$31,948,130.11
Correction, State Commission of	\$2,221,841.48
Correctional Services, Department of (Corcraft)	\$56,762,775.50

出所：オープンブックウェブサイト

2-4.税務職員の育成

2-4-1.資質向上に向けた取組

(1)税務の専門知識・技術面

米国では、日本のように新卒一括採用を行っている訳ではなく、行政機関においてもポストが空いた際に、教育レベルと資格、経験に基づいてその職種に適した人を雇用するのが基本となる。日本のように、新卒で就職後様々な職務を経験しながら組織内で昇進していくキャリアプランは一般的には想定されていないため、大学卒業後長期間にわたって勤めることを前提とした教育・研修制度は存在しないが、職種によって必要なスキルを向上させるための実習や研修は行われている。

①IRS の取組⁹⁸

IRS 職員は、所属部門の担当分野と職位によって実習や研修がある。IRS ベテラン職員によるワークショップ、オンライン教育プログラムや外部講習、継続的専門研修（Continuing Professional Education）等が含まれる。

②ニューヨーク州税務・財務局の取組⁹⁹

税務・財務局の職員だけではなく、州政府職員を対象にした教育プログラムがある。2012年から州職員用の研修・教育オンラインシステムが立ち上げられた。職員はウェブサイト上または実際の研修に登録して、上司が承認すれば受講が可能となっている。

また、職員は複数ある組合組織のいずれかに属しているか、非組合管理職や専門職であり、所属組合やその他組織の個別交渉契約に基づいた研修や教育プランが提供されている。さらに、職員の自己負担教育費を州政府が立て替えるプログラムもある。

2-4-2.税務職員について

一般的に米国の公務員は、教育レベルと経験によって職種が決まっており、異動もその枠内が基本になる。

(1)IRS¹⁰⁰

IRS は約 8 万人を雇用する。政府機関の職員は米国国籍が必要で、連邦レベルで規定される国家公務員規約と職位・給与ランクに従って雇用される。IRS は業務別職員数と男女

⁹⁸ IRS、雇用と教育の情報

<https://jobs.irs.gov/resources/benefits/training>

⁹⁹ ニューヨーク州、職員リレーション局の人材開発教育の情報

https://www.goer.ny.gov/Training_Development/sld/index.cfm

<https://nyslearn.ny.gov/about.html>

https://www.goer.ny.gov/Training_Development/Management_Confidential/index.cfm

¹⁰⁰ IRS、業務コストの開示ページ

<https://www.irs.gov/uac/soi-tax-stats-irs-budget-and-workload>

(2015 年データブック) <https://www.irs.gov/pub/irs-soi/15databk.pdf>-workload

(職位ランク) <https://jobs.irs.gov/resources/understanding-gs>

比や人種別データ等を開示するが、平均在職期間や異動に関する情報は公表しない。

全職員の65.4%は女性であり、マイノリティー職員の比率は44.9%であった(2015年度)。

図表 87 : IRS 2014 年度と 2015 年度の業務別職員数

	年度平均数		年度末数	
	2014 年度	2015 年度	2014 年度	2015 年度
IRS 全職員数	84,133	79,890	78,121	76,540
フルタイム職員	82,406	78,294	76,126	74,580
その他 (季節職員等)	1,727	1,596	1,995	1,960
業務別職員数内訳				
調査と徴収	37,608	35,542	37,266	34,830
申告と電子申告口座サービス	23,972	22,308	17,925	19,851
情報サービス	6,711	6,788	7,258	6,931
納税者補助と教育活動	5,449	5,349	5,594	5,295
全部門サービス管理	5,097	5,016	5,195	5,066
査察	3,581	3,410	3,608	3,369
取締法業務	1,239	1,137	1,201	1,137
IT システム向上整備	476	340	74	61

出所 : IRS データブック (2015 年) を基に日本総研作成

(2) ニューヨーク州税務・財務局¹⁰¹

同局の 2015 年度末の職員数は 4,368 人であった。州で規定された公務員規約と職位・給与ランクに従って雇用されている。同局の組織図はあるが各部署人員内訳はなく、平均在職期間や異動に関する情報は公表されていない。異動については州公務員規定に基づいて本人の意思が尊重され、州政府内の公募も行われている。

¹⁰¹ ニューヨーク州財政報告による職員数

<https://www.osc.state.ny.us/finance/finreports/cafr/2015cafr.pdf> (P207)

(組織図) https://www.tax.ny.gov/about/dfp_org.pdf

(州公務員規定の異動について) <https://www.cs.ny.gov/jobseeker/faq/transfer.cfm>

3.スウェーデン

《要約》

【税に関する国民意識】

- ・ スウェーデンの GDP に占める租税負担率は 51.1%（2016 年）であり、世界で最も高い国の一つである。この税制を敬遠し、大手国際企業がその本社を海外に置く、高度な教育を受けた者が国外で就職するといったことが政府にとっての懸念事項である。
- ・ 一方、国税庁による国民や企業へのアンケート調査によると、自国の税制について好意的に考える人の割合は 2012 年時点で 40%であり、これは 1986 年以降の調査で最も高い割合となっている。

【租税・財政教育】

- ・ スウェーデンの租税・財政教育は、公民科において実施されている。
- ・ 高校段階では、税金の種類や納税額について学習する単元があり、地方自治体の役割や仕事に結び付ける形でその財源となる税の仕組みについて教えている。
- ・ 国税庁がウェブサイトにて租税教育用の教材を提供している。一般的な税制について解説した資料に加えて、美容師やレストランの専門学校で活用することを目的とした教材もある。

【税務広報】

- ・ 国税庁では、確定申告時に納税者宛に送付される確定申告手順書と国税庁のパンフレットを最大の広報の機会と捉え、税率や控除適応項目の最新情報、申告期日等様々な情報提供を行っている。
- ・ 確定申告に関しては、テレビ、新聞といった各種メディアが頻繁に報道するため、国税庁は大規模なマス向けの広報活動を行っていない。
- ・ 2015 年には電子確定申告を広めるため、美容師、レストランオーナー、タクシー運転手といった特定の職業に就く人を対象とした普及啓発活動が行われた。
- ・ 納税者との接点として重要なのは全国に 103 ヶ所ある税務署の窓口であり、2015 年には国民の約 40%にあたる 410 万人が利用している。接遇について、国税庁が実施した調査では、2013 年以降毎年 95%以上の回答者が「良い接遇である」と回答している。

【税務職員の育成】

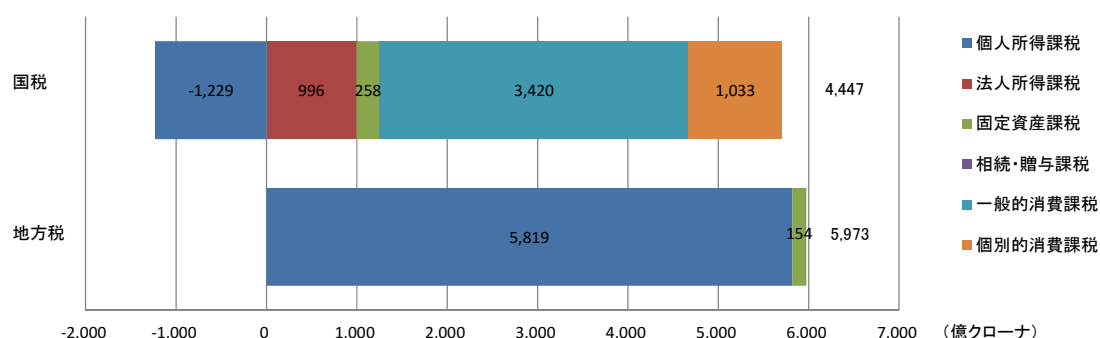
- ・ 職員個人ごとに資質向上に向けた教育プログラムが組まれている。
- ・ 2014 年の国税庁による調査結果をふまえ、2015 年から 2018 年にかけて、「性別によらず平等な接遇をするための研修プログラム」が行われることとなった。

3-1.概要

3-1-1.税制の概要

スウェーデンの税収は、国税が 4,447 億クローナ¹⁰²、地方税は 5,973 億クローナである。国税のうち、最も多くの割合を占めるのは一般的消費課税であり、約 76%を占める。なお、個人所得課税については低所得向けの税控除によるマイナス課税のため、国の個人所得課税税収はマイナスになる。一方で、地方税収のほとんどは個人所得課税となっている。

図表 88：スウェーデンの税収内訳（2013 年）



出所：OECD「Revenue Statistics 2015」を基に日本総研作成

スウェーデンの所得税（Inkomstskatte）は前納式の累進課税制度であり、毎年 12 月 31 日時点で、スウェーデンに合法的に住所を持つ人全てが対象となる。年間所得が 2015 年 12 月 31 日時点で 18,784 クローナ以下だった者は納税義務が免除される。現行スウェーデンの所得税率は 29%から 35%であるが、年俸が 602,600 クローナを超えると累進課税により 60%の所得税が課される。

個人所得税の納付方法について

- 毎年 4 月になるとスウェーデン全土の各税務署は住民に対し確定申告用紙を郵送する。（2016 年：前年度の労働所得が 18,784 クローナ以上（2015 年度の下限值）であった住民に、当該地域管轄の税務署から確定申告用の説明パンフレット、記入上の注意点等を添えた申告用紙が送付される。）
- なお、数年前から確定申告をインターネット上で完結できる eSKD（Elektronisk Skatte Deklaration）が導入され、納税者が希望すれば税務署の Web 上で確定申告ができる。手続きには銀行や携帯電話の通信業者が発行するデジタル認証を使用する必要がある。このデジタル認証を使ってマイページにログインし表示内容に変更がな

¹⁰² なお、本章では税額等をスウェーデンの通貨単位（クローナ）にて表記する。2017 年 3 月の為替レートは、1 クローナ=13 円である（出所：日本銀行「裁定外国為替相場」）。

ければ確定申告をするというボタンをクリックし、デジタル認証機能で承認するだけで確定申告が完了する。

- これらの情報は、個人へ送付される確定申告用紙にすでに印刷されている。税務署から送られてきた内容に同意する場合には、単に確定申告書に日付と署名のみを記入して返送すればよく、これで確定申告は完了する。
- 未成年者の納税義務はその保護者にある。
- 3年以上同一住所で暮らす同棲者は既婚者と同様、税金控除額を最大限に活用するために、家庭内共同確定申告も認められている。
- 1947年1月に施行された住民登録法（*folkbokföringslagens*）の第18条によってスウェーデンでは全国民に10桁の国民番号（パーソナルナンバー、*Personnummer*）が付与された。銀行や税務署が発行する電子認証（*e-legitimation*）と国民番号を用いて個人を特定し納税管理の一元化を行っている。

3-1-2. 租税に関する国民意識

GDPに占める租税負担率（*Skattetryck*）は1900年には7.6%だった¹⁰³が、1990年には50.4%と高値を記録、OCEDの最新の調査結果¹⁰⁴では2016年では51.1%となり、スウェーデンは世界で最も高い国となっている。

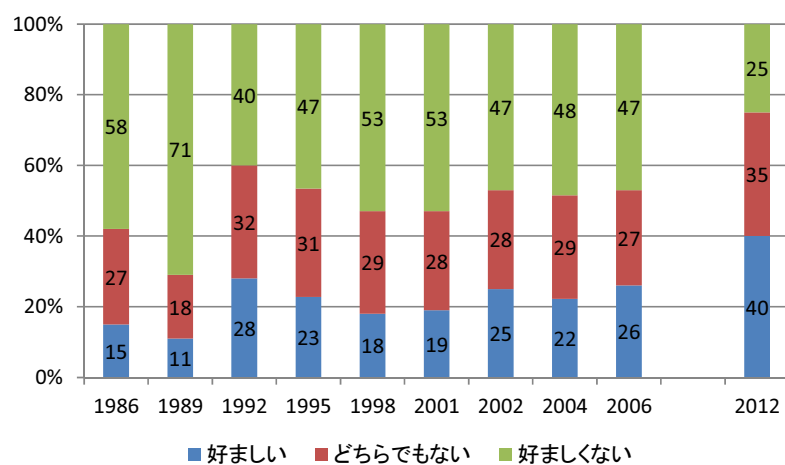
この税制を嫌って多くの大手国際企業がその本社を海外に置くほか、高度教育修了者が国外で就職するケースが増えており、この傾向にスウェーデン政府も懸念を抱いている。その典型的な一例が医師であり、スウェーデンで医師の資格を取得した卒業生の半分近くはノルウェー、イギリスそしてアメリカ等に労働移民してしまう。慢性的に医師不足のスウェーデンではインドやロシアの医師に3か月間のスウェーデン語集中講義を無料で行い、これに対処している。

国税庁は継続的に国民及び企業に対して国税庁への意見や国税庁の仕事のやり方をどう思うか、というアンケート調査を行い、その結果をレポートにまとめてホームページで公開している。次の表は1986年から2012年にかけて「税制に関するあなたの一般的な意見をお聞かせ下さい」という質問に対する回答である。

¹⁰³ Rodriguez, E (1981)

¹⁰⁴ スウェーデンの大手新聞社 SVD <https://www.svd.se/sverige-har-hogst-skattetryck>

図表 89：税制についてどのように考えているか



出所：「SKVReport2012:1」を基に日本総研作成

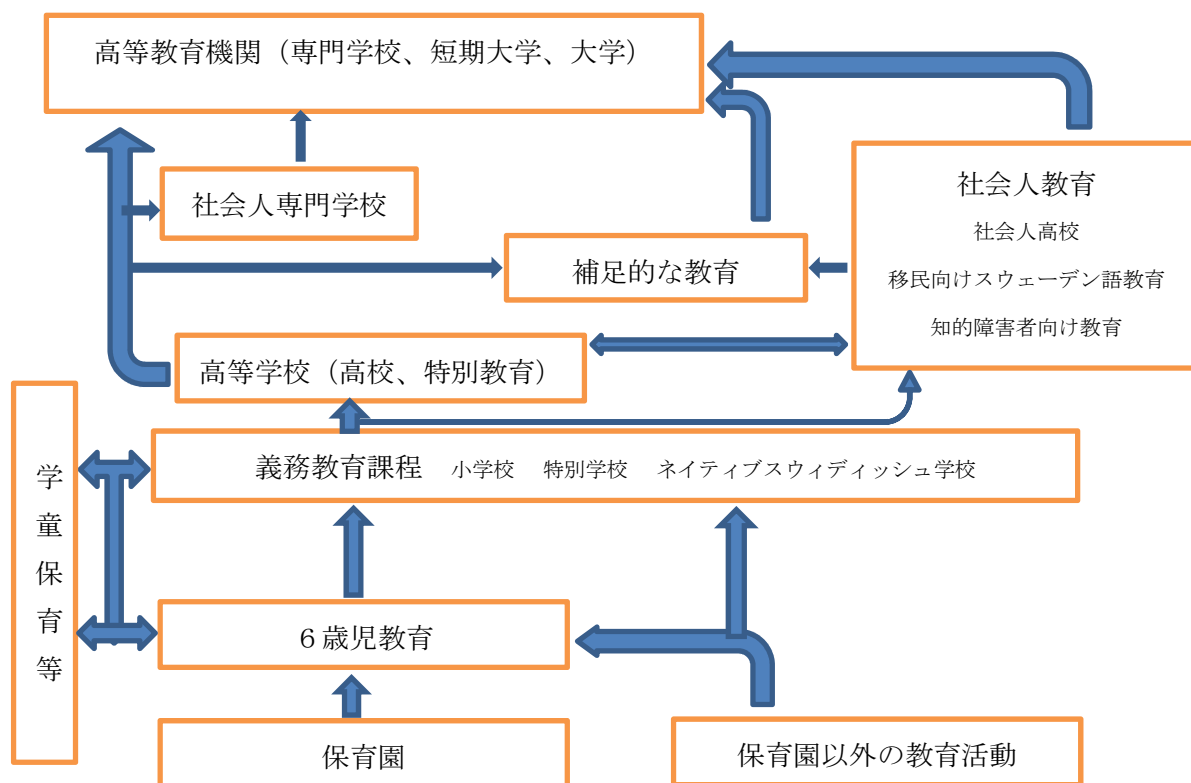
1986年には58%の回答者がスウェーデンの税制度は好ましくない（dislike）と回答しているが、最新の調査では好ましくないとの回答は25%と低くなり、好ましい（like）との回答は40%に増加している。

3-2. 租税・財政教育

3-2-1. 教育課程における租税・財政教育の位置づけ

ストックホルムの中央政府内に教育科学省（Utbildningsdepartementet）がある。省令や法令を実行する機関は、教育科学省下部組織の学校管理公社（Skolverket）であり、各自治体の学校局（Skolkontoret）を通じて自治体内の教育機関の一元的な管理を行っている。以下は学校管理公社（Skolverket）が示すスウェーデンでの教育の全体像である。

図表 90：スウェーデンの教育システム概要



出所：学校管理公社資料を基に日本総研作成

通常、小学校の正規入学は満7歳で期間は6年間である。中学校は3年間で、小中学校計9年間が義務教育である。義務教育では給食を含めて全てが無料である。

高校は一般進学コースと職業特化の就職コース以外にも市営青年学校、県立高校等、多様な選択肢がある。それに加えて、各カリキュラムでは指導要領に定められた必修科目以外は選択も自由で、各生徒が最長4年間で高校卒業資格取得に必要な点数を取得できるよう、学業及び就職進路相談員が手助けして受ける授業を決定する。

スウェーデンの高等学校は、全ての義務教育修了者を対象とし、原則として授業料と教材は無料である。一部公立高校では給食費も免除されている。スウェーデン全土の高校では、学校管理公社が定めた進学用指導要領と職業訓練校的な意味合いの強い職業別指導要領を

総称した *Ämnesplan* に基づき運営がなされている。2016 年 1 月時点でスウェーデン全土には学校管理公社公認の高校 が約 900 校（公立・私立計）存在する。

図表 91：学校管理公社認定のカリキュラム（進学用カリキュラム：2016 年 8 月現在 7 種）

カリキュラム名	概要
Ekonomiprogrammet	大学の人文系で法学部、経済学部、経営学部等への進学を念頭に置いたカリキュラム
Estetiska programmet	大学の絵画、造形、音楽、写真、作曲、ダンス、演劇等人文系の芸術学部進学を念頭に置いたカリキュラム
Humanistiska programmet	大学の語学系学部、哲学、人文学部を念頭に置いた人文系の進学カリキュラム
International Baccalaureate (IB)	海外の大学等の高等教育機関に進学するための 2 か国語以上必須の国際高等学校卒業資格
Naturvetenskapsprogrammet	理工系の生物、化学、物理、工業、数学を念頭に置いた進学カリキュラム
Samhällsvetenskapsprogrammet	人文系で行動心理学、メディア、IT、社会知識コミュニケーション関連への進学用カリキュラム
Teknikprogrammet	理工系進学用カリキュラムで、製品デザイン、製品開発、IT、メディア、生産技術、都市計画、環境等エンジニア志望者向け

出所：学校管理公社資料を基に日本総研作成

スウェーデンにおける租税・財政教育は、租税制度の歴史、背景、仕組みを学習し、得た知識を実社会生活に生かしていくことを目的としている。税制度への知識は社会生活に不可欠なものであり、公民科にて租税に関する内容が教えられている。

図表 92：教育課程における租税・財政教育カリキュラム

教科	対象学年	内容
Samhällskunskap 公民	小学 4 年から 6 年	スウェーデン国内経済
Samhällskunskap 公民	高校 1 年から 3 年	スウェーデン国内経済／税制

出所：学校局（Skolkontoret）カリキュラムを基に日本総研作成

3-2-2. 租税・財政教育の概要

(1) 教育部門による租税・財政教育

進学コース向けの高校の社会科の教科書では、スウェーデン国内経済について学習する章の中で租税に関する内容が記載されている。具体的な单元としては、税金と手数料や税の種

類、納税額等の内容があり、地方自治体の役割や仕事に結びつける形でその財源となる税金について仕組みを説明している。

高校の教員へのインタビューによると、授業は教育庁が定める必修テーマ（centrala innehållet）と、生徒に自由質問を投げかける形でそのテーマを掘り下げる utvecklas の2部構成で行われている。高校での進学クラス向け社会科授業の指導要領には税制や税金という項目が明記されていないことから、教科書に掲載された租税・財政教育に関する内容について授業でどのように取り上げるかは学校あるいは教員の裁量に委ねられている。

高校1年生を対象とした授業の一例としては、生徒を数人のグループに分け、市長または市の税務担当者になったつもりでどのように税金を学校教育や街の整備等に分配するかを考え、さらになぜそのような分配率になったかの理由を皆の前で発表するというロールプレイ形式で行っている。自分で税金の使途を考えるプロセスを通して税制の仕組みを学ぶことができる。

(2)税務部門による租税・財政教育

国税庁のホームページ（Lärarrummet）で租税教育の教材が公開されておりダウンロードが可能となっている。その他に授業用教材（Undervisningmaterial）と題されたホームページが存在する。美容師やレストランの専門学校教員が学校で利用することを目的として作られた教材もあり、作成にあたっては美容師協会やレストラン関係者が監修を行っている¹⁰⁵。

図表 93：授業用教材（専門高等学校用も含む）

種類	対象	概要
2016年度青少年向け税制と夏季アルバイト	夏にアルバイトをする若者	税制度を説明するとともに若者向け税金還付申込書が添付されている。若者が、税金還付を受けられるようになることを目的とする。
2016年度所得税確定申告の学校用資料(右記の3種類を提供)	教員	税制度について説明した内容。働いたら税金を払う必要があることを学生に理解してもらうことを目的とする。
	教員(プレゼンテーション用資料)	教師が上記資料に添ってプロジェクターに表示できるようにした資料。
	学生用 プレゼンテーション資料配布用	プレゼンテーション資料を印刷して配布することができるようまとめられている。

出所：国税庁ウェブサイトを基に日本総研作成

(3)民間団体による租税・財政教育

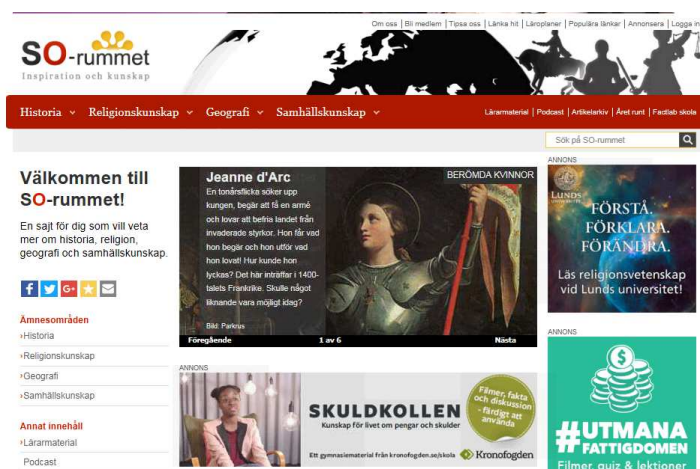
①SO-rummet（中・高等学校の社会科の教員及び生徒を対象にデジタル教材を集めて提供している民間組織が運営するサイト）

¹⁰⁵ 国税庁「収支報告書（2015年）」

このサイトはスウェーデン第二の都市、イエテボリ **Göteborg** の社会科の教員であった **Robert de Vries** が中心となり、2011 年よりスウェーデンの社会科の教員及び生徒の社会科の授業や自己学習への利用を目的として運営されている。

租税・財政教育のデジタル資料の例として、フランケ先生という女性の先生が税について 5 分間で説明する中学生向けのビデオ教材がある。また、スウェーデン大手銀行 **Swedbank** が発行している、税制について学べる小冊子も本ウェブサイトからダウンロードできるようになっている。

図表 94：民間組織運営サイト「SO-rummet.se」



出所：SO-rummet ウェブサイト

3-2-3. 租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況

国税庁では職員の資質能力向上のため、個人ごとに教育プログラムを組んで人材育成に取り組んでいる。教員に関しては担当教科や教育に関連した研修へ参加する機会が設けられているが、勤務している学校により状況は異なる。

3-2-4. 租税・財政教育で用いられる教材例

図表 95: 夏季アルバイト用パンフレット (左) と所得税確定申告に関する学校用資料 (右)



出所：スウェーデン国税庁

3-2-5. 租税教育を進める上での工夫点

租税・財政教育の実施状況は、学校、教員の裁量に任せられている部分があるが、社会科の中で税の仕組みについて学習している。美容師やレストランの専門学校生向けの教材がある等、個人の職業に応じた租税・財政教育を行うことで、それぞれの必要性に応じた情報提供を行い、税に対する理解を深められるよう工夫している。

3-3. 税務広報

3-3-1. 税務広報の概要

(1) 租税に関する情報提供

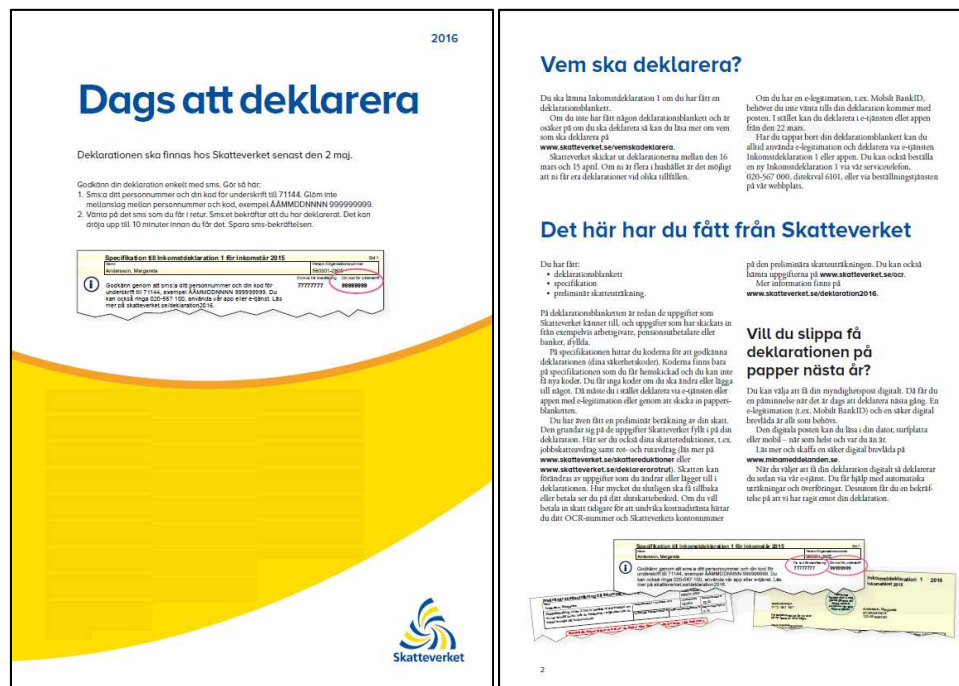
各納税者宛の確定申告書に同封される確定申告手順書、パンフレットが、税務署が各納税者に対して直接行う最大の広報活動と位置付けられている。毎年変わる税率、税務申告上の控除適用項目等の最新情報に加えて、申告期日、還付金の支払期日、地方税務局の判定に関する不服申請の行い方、金融利益税の投資元本割れを伴った場合の計算方式等、納税者にとって有益かつ詳細な情報が網羅されている。確定申告に関しては周知のことであるため広告費を使って告知をするような広報活動は行わず、ホームページや SNS のフェイスブックやツイッターで周知を行っている。これは、確定申告が国民ほぼ全員に関係する時節の話題であるため、テレビやラジオ、新聞等のメディアが番組や記事で頻繁に確定申告の締め切り日に触れることから、改めて広報費を要する広報活動を行う必要がないからともいえる。

図表 96：スウェーデン国税局による税務広報の概要

種類	対象	概要	実施時期・回数
ホームページ	一般	・税全般にわたる情報を周知	常時
	事業主	・事業主に関する税全般の情報を周知	常時
	聴覚障害者	・手話での情報提供(動画)	常時
「確定申告規則」(冊子)	一般	・確定申告の手引き ・英語、中国語、ハングル語版も作成	年1回
「起業しよう」(冊子)	一般	・起業するために必要な情報を記載 ・国税庁、職安、厚生労働省などを含む11省庁の共著。各省庁で配布	年1回
テレフォンサービス	一般	・税に関する質問について、平日に対応 ・月～木曜日：8時～18時、金曜日：8時～16時 ・対応言語はスウェーデン語か英語があらかじめを選択できる	随時
年会報	一般	・スウェーデンの税に関する年間統計情報	年1回
収支報告書	一般	・国税庁の年間収支報告書	年1回
SNS(Twitter、Facebook)	一般	・都税全般にわたる情報を周知	常時
応対アンケートパネル	一般	・各税務署窓口を設置	随時
掲示板	一般	・納期、申告期限等を周知 ・各税務署窓口を設置	随時

出所：スウェーデン国税庁資料を基に日本総研作成

図表 97：確定申告手順書



出所：スウェーデン国税庁

また年に1回発行される国税庁年報ではスウェーデンの税金やスウェーデンの国内経済に関する統計情報が掲載されている。内容は税制度の歴史や目的に始まりスウェーデンのその年のGDPや税収の内訳等の統計情報が240ページにわたって掲載されている。

図表 98：国税庁年報目次

1.	経済的歴史的視点から見る税金
2.	税金—給与別、資産別
3.	税金調査、脱税
4.	税制に対する態度—脱税や国税庁のチェック
5.	スウェーデンの全税収内訳
6.	雇用税
7.	金融資産税
8.	消費税
9.	特別な会社税

出所：スウェーデン国税庁資料を基に日本総研作成

税金の使途については年1回発行される国税庁の収支報告書（Årsredovisning）で公表されている。またコミュン（市）によっては Skatteollen¹⁰⁶が公表する該当コミュンでの税金の使途の割合を表す円グラフをホームページに掲載している。

図表 99：ストックホルム市の税金の使途の割合（市ホームページで公開）



出所：ストックホルム市ウェブサイト

主な情報提供方法はパンフレットや冊子等だが、近年は国税庁のホームページから PDF 化されたパンフレットや冊子が直接ダウンロードできる。広告費を使ってメディア媒体から情報が提供されることはあまりなく、必要に応じて国税庁が行う公開講座やホームページ、SNS のフェイスブックでの情報提供が行われている。

スウェーデン国税庁は、職員の教育に力を入れるとともに、手続きのデジタル化を行うことによって納税者の利便性向上を図り、業務の効率化や正確性の向上を図っている。

(2)納税に関する相談・サポート体制

国税庁は国民が簡単に正しい情報を入手できるよう、全国に 103 カ所（2015 年 11 月時点）ある窓口の他に、納税者が電話やインターネットでのチャットで相談できる体制を整えている。

2015 年の窓口利用者数は 410 万人で、スウェーデンの人口¹⁰⁷の約 40%が窓口を利用したことになる。利用者の半数が確定申告に関する問い合わせである。確定申告時には大都市に

¹⁰⁶ 3-3-3. 関係機関との連携にて後述。

¹⁰⁷ スウェーデンの人口は 2017 年 1 月時点で 1,000 万人を突破（スウェーデン中央統計局ホームページ <http://www.scb.se/>）。

ある窓口での待ち時間が長くなる等の問題はあるが、国税庁が行っている接遇に関する調査結果によると、2013年から毎年95%以上の人が「良い接遇である」と回答している。

携帯電話やiPad等のモバイル媒体からのアクセスが急増しており、2015年のアクセス数は14,680,764件、2014年比46.8%の増加となった。ホームページへの全アクセス数は54,472,958件で、2014年比で13.5%増となった。ホームページへのアクセス数が増加した背景は、現在国税庁及び他の省庁が手続きの電子化に力を入れていることが考えられる。窓口でもまずはパソコンの前に案内され、ホームページを見ながら説明が行われる。また、フェイスブックでの情報更新は2015年には5,616回行われた。

(3) その他特徴的な普及啓発活動

国税庁では2015年に電子確定申告推進のため、対象者を絞った特別な普及啓発活動を全国で行っており約8万人が参加した。現在もホームページに簡単なデジタル確定申告を推奨する動画が掲載されている。

図表 100：特別普及啓発活動の対象者

- 美容師及び理髪師
- レストランオーナー
- 輸出入業者
- タクシー運転手
- 建設業オーナー及び従事者（法改正に伴ってのものも含む）
- 職業専門学校生（例：美容師、理髪師、建設業等）

出所：国税庁ウェブサイトを基に日本総研作成

また、新しい事業主を対象としたインフォメーション会を全国で定期的に行っており、1か月平均で約1,800人が参加者している。これは税務職員が講師役となり、企業の経理・会計担当者や新規個人事業主を対象として、各地の地方税務署で行っているものである。

(4) 税務広報に対する予算・費用

公開されている予算では広報費単独の計上はされていない。なお、2017年から導入が予定されている複数省庁と開発を行ってきた電子郵便受けの開発費が、広報活動費も含めて2016年に500万クローナとなっている。国税庁の収支報告書（2015年）にも広報費単独の計上はないものの、2015年の切手代や印刷費や出版費用の総計は1億8,512万クローナとなっている。

3-3-2.税務広報に対する評価方法

国税庁年報によると、国税庁は継続的に国民及び企業に対して、国税庁への意見や国税庁の仕事のやり方をどう思うか、というアンケート調査を行い、その結果をレポートにまとめてホームページで公開している。直近では 2012 年に行われており、その前は 2006 年に行われている。また、接遇に対するアンケート調査を毎年行い、職員の教育プログラムに活かしている。

その他、外部団体や企業が行っている調査として、2015 年に民間の調査会社 TNS Sifo が行った 59 の各省庁及び企業への信頼度に関する調査があり、国税庁は上位 7 位という結果であった。

また、スウェーデン政府の外部団体であるスウェーデンクオリティインデックス (Svenskt kvalitetsindex、SKI) ¹⁰⁸が毎年行っている顧客満足度調査 (Årliga mätning av kundnöjdhet) では調査対象となっている省庁の中でトップクラスにランキングされ、2015 年の顧客満足度のインデックスは 1－100 スコア中 60 となっている。このインデックスは値が高いほど顧客の満足度が高いことを示している。

3-3-3.関係機関との連携

税金把握 (Skattekollen) ¹⁰⁹という民間組織が運営するインターネットサイトがある。サラリーマン時代に天引きされる高額な税の使い道に疑問を持った運営者により 2013 年につくられたもので、行政機関はこのサイトが提供するグラフ機能を使うことで、ウェブサイト上で税の使途の分配率を簡単に表示できる仕組みとなっている。各市の税の使途分配率は、毎年スウェーデン統計局が発行する統計情報を元に毎年更新される仕組みとなっている。

図表 101：税金把握のサイト



出所：Skattekollen ウェブサイト

¹⁰⁸ <http://www.kvalitetsindex.se/om-svenskt-kvalitetsindex/>

¹⁰⁹ <https://skattekollen.se/>

3-3-4.税に対する理解促進に向けた取組

国税庁によると、スウェーデンでは高い税金を支払うことは既に浸透しており、子どもの学費や医療費の無償化等、特に教育や医療・福祉分野において税の還元を身近に感じられることから、税に対する理解を促進するという観点での取組は行っていない¹¹⁰。国民が、税の還元を身近に感じられる施策としては「社会福祉の充実」「最長2年間の育児休暇及び育児手当（16歳未満）」「子供の医療費無償（18歳未満）」「大学までの学費無償」「高速道路無償」といったものがある。

¹¹⁰ 国税庁広報担当者へのインタビューより。

3-4.税務職員の育成

3-4-1.資質向上に向けた取組

(1)税務の専門知識・技術面

2015 年度の収支報告書及び国税庁のホームページに公開されている職員規約によると、職員個人毎に資質向上のための教育プログラムが組まれ、外部から講師や有識者を招いて継続的に職員教育が行われている。例えば管理職を目指す職員を対象とした研修や、各種専門職を目指す職員のための研修等がある¹¹¹。

(2)接遇面

国税庁では 2015 年に、平等な接遇に関する教育プログラムを開始した。これは 2014 年に国税庁が行った平等に関する調査の結果において、概ね国税庁の対応は良いと国民が回答する一方で、性別の差で平等な接遇がされていないとする回答が一部からあったことに対応するためである。国は 2015 年から 2018 年の 4 年をかけて 41 省庁を対象に平等に関する教育プログラム実施することとし、予算を計上している¹¹²。平等に関する情報を集めたウェブサイトを経営している省庁の外郭団体 JiM(Jämställhet.nu) によると、教育プログラムの内容としては、外部講師を招いて、平等な接遇に関して学ぶ研修を受けること及び、インターネットで紹介されている平等に関する記事を読むことを平行して行っていくとしている。外部講師は人材開発プログラムを提供している民間企業 KONTIGO から招いている。

3-4-2.税務職員について

税務職員は主に地域及び職種別の採用なので、異動は発生しないのが原則である。2015 年度の収支報告書 によると、財務職員の在職期間は 5 年未満が 32.6%であり、65.6%が 3 年以上の大学での教育を受けた職員である。

図表 102：5 年以上勤務する職員及び高等教育修了者の割合

税務職員	5 年以上勤務 している職員	3 年以上の大学での 教育を受けた職員
性別を問わず	32.6%	65.6%
女性	32.7%	61.9%
男性	32.5%	72.8%

出所：スウェーデン収支報告書を基に日本総研作成

¹¹¹ スウェーデン国税庁

<https://www.skatteverket.se/omoss/jobbahososs/vierbjuder.4.18e1b10334ebe8bc80001669.html>

¹¹² 予算額は 2,600 万クローナ。

3-4-3.税の窓口の様子

税務署の窓口の様子は以下の通りである。ストックホルムのスンドゥビーベリ（Sundbyberg）税務署では、窓口を設置されたタブレットで税務署での接遇についてのアンケート調査が行われている。

図表 103：税務署、国民年金局、社会保険局が一体となっている窓口



出所：ストックホルムのスンドゥビーベリ（Sundbyberg）税務署訪問時に撮影

図表 104：接遇に関するアンケート



出所：ストックホルムのスンドゥビーベリ（Sundbyberg）税務署訪問時に撮影

図表 105：税務署窓口の様子（パソコンを前に検索する納税者）



出所：ストックホルムのスンドゥビーベリ（Sundbyberg）税務署訪問時に撮影

4.ドイツ

《要約》

【税に関する国民意識】

- ・ ドイツ納税者協会が公表している税に関する意識調査の結果（2014 年）によると脱税行為を不正だと思う人の割合は 82%であり、過去 2 回の調査と比べて向上していることが確認された。
- ・ 一方で、同調査の回答者の 85%が「税負担が高すぎる」と回答している。これは過去の調査の中で最も高い割合であった。

【租税・財政教育】

- ・ ドイツの中等教育機関では、社会科、政治科といった科目で租税・財政について教えている。科目の名称や教科書の指定の有無は州によって異なるが、一般的には税金の種類や国家財政政策について学習している。
- ・ ドイツは一部の州で、州税務局による租税・財政教育事業が行われている。この教育事業は厳しい財政状態と納税の意義について生徒に伝えるとともに、税務署のイメージを向上させることを目的としている。こうした教育事業の実施にあたっては、研修を受けた税務署職員が講師として学校で出張授業を行っている。
- ・ 学校、税務部門以外の租税・財政教育としては、関係省庁が連携して設立した青年・教育財団が、授業用教材を提供している。

【税務広報】

- ・ 連邦財務省、州財務省及び各税務署にて、ウェブサイト、パンフレット、ポスターといった様々な媒体を活用し、広報活動が行われている。
- ・ いずれの州も税務署に「サービスセンター」を設置しており、各種資料の提供や、無料納税相談を行える体制となっている。
- ・ ドイツでは、税に関する情報発信や納税者の権利を守ることを目的とした「ドイツ納税者協会」という団体があり、ドイツ全国で約 25 万人が会員になっている。この協会では税金の使途についての報告書を公表している。

【税務職員の育成】

- ・ 各州で税務職員育成のための研修が行われている。例えば、ヘッセン州では 2017 年に約 190 の研修が予定されており、税に関する専門的な内容を中心としながらも、オートメーション、職員指導、コミュニケーション、教育学、職場の健康管理といった様々な分野の研修が提供されている。

4-1.概要

4-1-1.税制の概要

ドイツは16州から構成される連邦国家であり、ドイツの租税は、連邦税、州税、市町村税と共同税に分類できる。税務行政の組織としては連邦と州の最高官庁である連邦財務省と16の州財務省が存在する。州財務省の管轄下に税務局（Oberfinanzdirektion）があり、税務署（Finanzämter）の指導管理を行っている。

図表 106：ドイツの16の州財務省



出所：連邦財務省発行「ドイツの税務（Die Steuerverwaltung in Deutschland）」

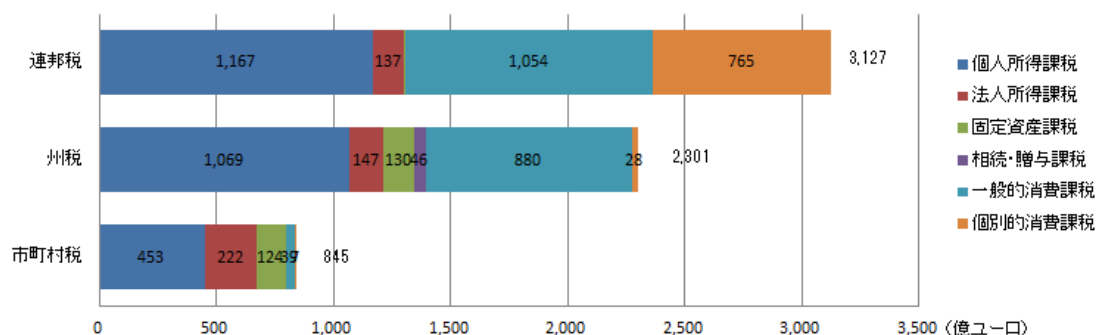
ドイツには40以上の税金の種類があり、そのうち、売上税（一般的消費課税）、所得税、法人税は共同税として、予め定められた割合で、連邦、州、地方自治体で分配されている。

図表 107：共同税の税収配分

税金の種類	配分方法
売上税（一般的消費税）	連邦 52.3 %、州 45.5 %、自治体 2.2%
所得税（個人所得課税）	連邦 42.5 %、州 42.5 %、自治体 15 %
法人税（法人所得課税）	連邦 50%、州 50%、自治体 0%

出所：連邦財務省と青年・教育財団による教育素材を基に日本総研作成

図表 108：ドイツの連邦・州・市町村の税収（2013 年）



出所：OECD「Revenue Statistics 2015」を基に日本総研作成

連邦税収 3,127 億ユーロ¹¹³の内訳は、個人所得課税が約 37%、一般的消費課税が約 34%、個別的消費課税が約 25%であり、この 3 種類で全体の 95%以上を占める。州の税収 2,301 億ユーロの内訳は、個人所得課税が 47%と約半分を占め、次いで一般消費課税が 38%となっている。

市町村税収については、個人所得課税が約 54%、法人所得課税が約 26%で合計すると 80%を占める。

国の財政で多くを占める所得税には課税の公平性のため 6 つのクラス分類（Lohnsteuerklasse）があり、給与所得者は家族関係により次のように分類される。結婚や離婚で家族関係が変われば、区分も変更される。

図表 109：個人所得税の課税類型

区分	家族関係
Steuerklasse I	独身者・離婚者
Steuerklasse II	母子・父子家庭
Steuerklasse III	既婚者で、配偶者に所得がない（低い）場合
Steuerklasse IV	共働きで、双方の収入にほとんど差がない場合
Steuerklasse V	既婚者で共働きで双方の賃金レベルに大きな差がある場合で、所得の低い方
Steuerklasse VI	2 ヶ所以上から収入がある場合

出所：ポータル「税金、給料と職業（Steuern, Gehalt & Beruf）」¹¹⁴を基に日本総研作成

¹¹³ なお、本章では税額等をドイツの通貨単位（ユーロ）にて表記する。2017 年 3 月の為替レートは、1 ユーロ＝122 円である（出所：日本銀行「裁定外国為替相場」）。

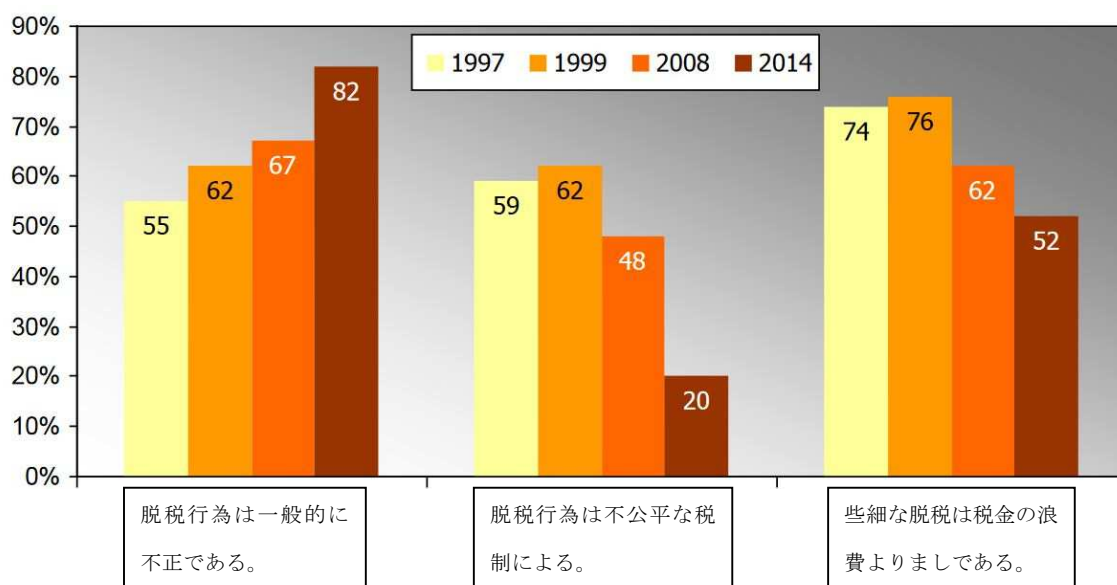
¹¹⁴ <http://www.steuerklassen.com/>

所得確定申告の対象者は無制限納税義務者で、会社勤務の被雇用者の場合は通常、毎月の源泉徴収があり賃金税として雇用主が収めているので、申告の必要はない。会社勤務の被雇用者でも本業の収入以外の所得（資産所得、賃貸所得等）がある場合や賃金に代わる所得（失業手当、両親手当等）が月額 410 ユーロを超える場合は申告義務が生じる。被雇用者のための簡略化された確定申告用紙がある。

4-1-2. 租税に関する国民意識

ドイツ納税者協会ノルトライン・ヴェストファーレン州支局¹¹⁵が経験的社会経済研究所（Forschungsstelle für empirische Sozialökonomik e.V.）¹¹⁶に委託し、「ドイツにおける税に関する国民意識と納税モラル 2014 年（Steuerkultur und Steuermoral in Deutschland 2014）」という調査を実施した¹¹⁷。過去の結果と比較すると、納税者の納税に関するモラルを複数の質問への回答に基づき 1～7 の指標で表したモラルインデックス¹¹⁸は 4.28（2008 年）から 4.80（2014 年）になり、脱税行為に関しても不正だと思う人の割合も増加しており、コンプライアンス意識については向上していることが確認された。

図表 110：脱税行為に関する国民意識



※値（％）は各項目に同意した人の割合

出所：経験的社会経済研究所「ドイツにおける税に関する国民意識と納税モラル 2014 年（Steuerkultur und Steuermoral in Deutschland 2014）」

¹¹⁵ <http://www.steuerzahler-nrw.de/> ドイツ納税者協会については 4-3-1(3) にて説明。

¹¹⁶ <http://www.fores-koeln.de/> ケルンにある経済、納税心理学等の研究調査をする協会。

¹¹⁷ 報告書 “Steuerkultur und Steuermoral in Deutschland 2014”

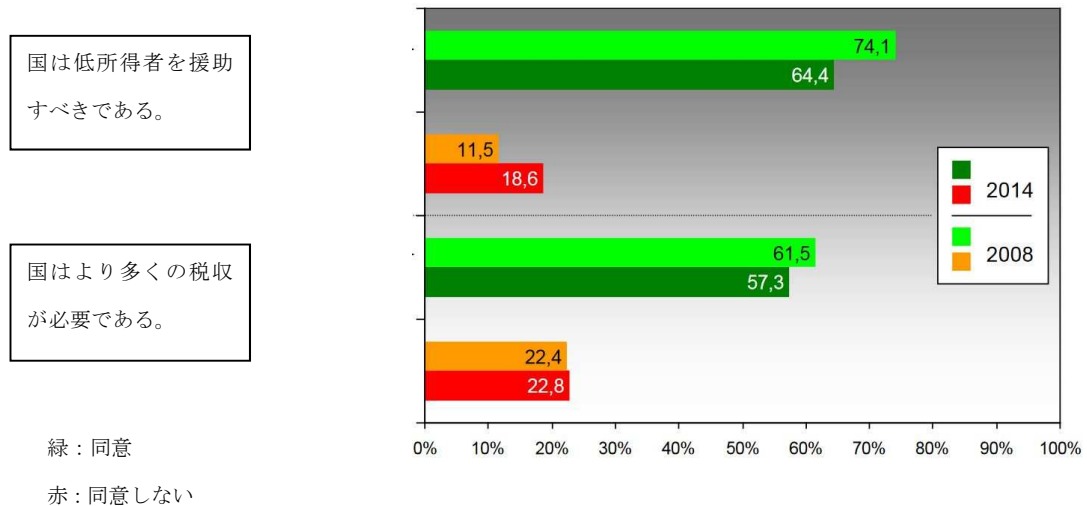
https://deutsche-wirtschafts-nachrichten.de/wp-content/uploads/2014/07/Statement_2014_Folien1.pdf

この調査は、2014 年春に約 1,000 人を対象として、電話アンケートにて実施されたものである。税負担・税制の公正性・所得申告の手続きに関して質問をした。

¹¹⁸ 納税モラルインデックスは最低値が 1 で最高値は 7 である。

国民の税に関する意識とは税制、税の公平性と個人的な税負担に関する意識である。前回 2008 年の調査と比較すると、所得の再配分等、国の役割を大きくすることに消極的な意見が増えている。ドイツ納税者協会では、その背景に以下の 4 点の納税者の意識があると分析している。

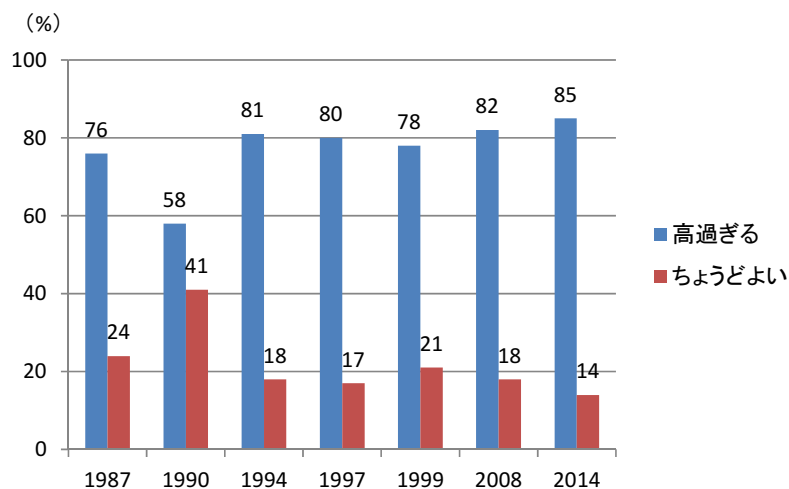
図表 111： 税収規模や低所得者支援に関する国民意識



出所：経験的社会経済研究所「ドイツにおける税に関する国民意識と納税モラル 2014 年
(Steuerkultur und Steuermoral in Deutschland 2014)」

第一に国民は税負担が高すぎると感じている。これは所得税に限らず間接税や社会保険料等も含めて、特に自営業者や中間層の国民がそのような意識を持っている。本調査においては 85%の回答者が税負担は高すぎると回答しており、これまでで一番高い割合となっている。

図表 112：税負担についての意識



出所：経験的社会経済研究所「ドイツにおける税に関する国民意識と納税モラル 2014 年
(Steuerkultur und Steuermoral in Deutschland 2014)」を基に日本総研作成

その他の要因として第二に考えられることは、税の申告に時間も費用もかかりすぎることである。特に自営業者は他の職業に比べ倍の人数がこの意見であり、税制度の単純化が望まれている。第三の点は税制度・税率が不公平だと考えている。第四の点は公平性であるが、国民は正当に納税の義務を果たしているので、国側も税金を正しく責任を持って管理分配することを国民は期待している。しかし回答者の 95%は国が税を浪費している、あるいは使途が不適當であると考えている。

4-2. 租税・財政教育

4-2-1. 教育課程における租税・財政教育の位置づけ

ドイツは16州から構成される連邦国家であり、教育に関する基本的な権限は各州が有しており、それぞれの州に文部省が設けられている。州による学校制度や教育政策の違いを調整する機関として、各州文部大臣会議（Kultusministerkonferenz: KMK）が常設されており、そこで協定や決議を通して基本的な枠組が確保されている。

初等教育開始は原則6歳からで、初等教育終了後は大きく分けて「ハウプトシューレ（Hauptschule）」「実科学校（Realschule）」「ギムナジウム（Gymnasium）」の3種の中等教育機関に進学する。ただし授業内容やカリキュラム等の詳細は各州により異なる。

学校における市民（公民）教育や主権者教育は中等教育（第7学年から13学年）のカリキュラムのうち社会（公民）科（Gemeinschaftskunde）で行われており、市民の政治的判断能力を育て、民主主義を守り発展させることを目的としている。

図表 113：バーデン・ヴュルテンベルク州の中等教育¹¹⁹公民科の学習指導要領¹²⁰

■実科学校、総合学校等

分野	学習内容
第7・8・9学年	
社会	1) 社会グループでの共同生活 2) メディアの世界での生活 3) 家族と社会 4) ドイツへの移民
権利	1) 子供の権利 2) 青少年の法律上の権利 3) 基本的人権
政治	1) 学校での影響 2) 自治体での政治 3) ドイツにおける政治への関心
国際関係	1) 平和と人権
第10学年	
社会	1) 福祉国家の課題と問題
政治	1) ドイツにおける政治決定の過程 2) 欧州共同体

■ギムナジウム¹²¹

分野	学習内容
第8・9・10学年	
社会	1) 家族と社会 2) ドイツへの移民 3) 福祉国家の課題と問題
権利	1) 青少年の法律上の権利 2) 基本的人権
政治	1) 学校での影響 2) 自治体での政治 3) ドイツにおける政治

¹¹⁹ 中等教育第1段階（第7学年から第10学年まで）：Sekundarstufe I

¹²⁰ http://bildungsplaene-bw.de/site/bildungsplan/get/documents/lsbw/export-pdf/depot-pdf/ALLG/BP2016BW_ALLG_SEK1_GK.pdf

¹²¹ http://bildungsplaene-bw.de/site/bildungsplan/get/documents/lsbw/export-pdf/depot-pdf/ALLG/BP2016BW_ALLG_GYM_GK.pdf

国際関係	1) 平和と人権 2) 欧州共同体
第 11・12 学年(2 時間課程)	
国際関係	1) 国際関係の基礎 2) 平和と安全保障 3) ドイツの外交
政治	1) 政治の基礎 2) 政治的参加 3) 立法権と統治
第 11・12 学年(4 時間課程)	
社会	1) 社会構成と社会の変遷 2) 福祉国家の構成 3) 機会の同等政治
政治	1) 政治の基礎 2) 政治的参加 3) 立法権と統治 4) 統治の監督
経済政策	1) 経済政策の基礎 2) 繁栄と経済成長 3) 国内と欧州での課題
国際関係	1) 国際関係の基礎 2) 平和と安全保障 3) 繁栄とその分配 4) ドイツの外交 5) グローバルな統治

出所：バーデン・ヴュルテンベルク州の中等教育と公民科の学習指導要領を基に日本総研作成

また学校教育以外に政治機関として連邦政治教育センター（Bundeszentrale für politische Bildung :bpb）¹²²をはじめ、政党と関連性のある財団が政治教育活動を行い、民主主義の意識を養うことに貢献している。

連邦内務省（Bundesministerium des Innern: BMI）管轄の連邦政治教育センターはボンに置かれており、ナチス時代の反省から政治教育の浸透と、民主主義教育と政治参加の能力を育てることが重要であるとの考えから設置された政府機関である。このセンターの使命は政治教育策によって政治状況を理解できるよう支援し、民主主義の意識を強固にし、個人の社会的責任感及び政治的判断力を養う準備を整えることである。政治教育のためにイベントを開催し、学校の教員に政治教育授業の教材や情報を提供している。また生徒や学生だけでなくスポーツクラブ、連邦国防軍や警察等の青年達向けの政治教育を展開している。ボンとベルリンにメディアセンターがあり最新のメディア環境でオンラインでの資料提供をしている。

4-2-2. 租税・財政教育の概要

(1) 教育部門による租税・財政教育

ドイツの学校では前述のように、中等教育（第7学年から13学年）のカリキュラムにおいて社会科、政経科で税制と国の役割について一般的知識の授業が行なわれる。市民・主権者教育は公民科の学習指導要領で明確に提示されているが、日本のように学習指導要領に基づいた租税教育の体系はない。その理由は、ドイツでは初等教育4年間（一部の州は6年間）の後、中等教育は生徒の進路が多様であり、学校により社会科、経済科の内容の重点が異なるからである。学校の教科書も州により異なり、例えばバーデン・ヴュルテンベルク州の実科学校では地理・経済・公民（Erdkunde-Wirtschaftskunde-Gemeinschaftskunde : EWG）、バイエルン州では公民科は経済と権利（Wirtschaft und Recht）という科目名となっている。教科書の選択は学校の担当教員会議で決定される。それぞれの教員により重点をおく内容は異

¹²² <http://www.bpb.de/>

なるが、通常は税金の種類と国家財政政策を含めた税制について学ぶ。教員は連邦政府財務省、州財務省あるいは教育団体で提供されている教材を使用し授業を行なう。

(2)税務部門による租税・財政教育

①連邦財務省による租税・財政教育

連邦政府財務省（Bundesministerium der Finanzen）は「青年・教育財団」¹²³との連携のもとに、学生が経済政策・税体系・連邦政府財政についての基本的知識を身につけるための授業教材¹²⁴を提供している。

教材には「財政と税金」というテーマで、国家経済政策と日常生活の関連、近年の大きな危機後の国際経済政策における課題、ユーロ通貨安定のための抜本的な諸政策についての情報等が盛り込まれている。連邦財務省は教材を提供しているのみで、連邦・州文部省や州政府税務局等の機関と連携体制はない。

②ラインランド・プファルツ州政府税務局による租税・財政教育

ラインランド・プファルツ州政府税務局（Landesamt für Steuern Rheinland-Pfalz）は、ドイツ国内で最初に租税・財政に関する教育事業を開始した税務局である。「学校と税金」と呼ばれるこの教育事業は厳しい財政状態と納税の意義を伝え税務署のイメージを向上するのが目的で、州文部省と協力し始められた。

このプロジェクトの担当職員ヴィーブケ・ギロルシュタイン女史（Frau Wiebke Girolstein）から提供された資料¹²⁵で具体例を報告する。このパワーポイント報告書は2014年5月に発表され、すでに展開されている租税・財政教育事業「学校と税金」の評価分析の報告である。

¹²³ 青年・教育財団（Stiftung Jugend und Bildung）本節(3)で詳細の説明
http://www.jugend-und-bildung.de/webcom/show_jubsl.php/_c-161/i.html

¹²⁴ Finanzen & Steuern Ausgabe 2016/2017
http://www.jugend-und-bildung.de/webcom/show_article.php/_c-158/i.html

¹²⁵ ヒアリング回答で入手したパワーポイント資料：租税・財政教育事業「学校と税金」の評価報告書による。

図表 114：租税・財政教育事業「学校と税金」の実施内容

目的		・納税の意義を伝える ・未納に対する不正感の認識を高める ・税務署のイメージの向上 ・税務官(税理関連の職業)への興味を高める
実施状況	対象者	実科学校(Realschule)、ギムナジウム(Gymnasium)総合学校(IGS)の生徒、中等教育第9学年以降を対象とする。
	開始時期	・事業コンセプトの作成開始: 2006年3月から2006年10月 ・選抜された税務署においてワークショップの実施: 2008年5月 ・テスト期間: 2008年6月から10月 ・税務署職員の訓練: 2009年4月
	教材	・教材キット(コブレンツ大学と提携)を自由に組み合わせて授業を実施
	授業テーマ	【テーマ1】 ・納税の義務について ・税制と税の種類 ・税金の使途 ・課税の公平性 ・社会福祉国家は公平な課税を行なう 【テーマ2】 ・職業として(税務署職員あるいは税務官) ・税収により実施する諸政策について ・ELSTER(オンラインによる税の申告) ・税金は日常生活に深く関連している(例: 映画館の入場券) ・脱税行為は公共の不利益である
	授業の進め方	全てのテーマは以下の3カテゴリーで授業が行われる。 ・カテゴリーA: テーマ「税金」の予備知識のある生徒向けグループあるいは単独でのオープン授業 ・カテゴリーB: テーマ「税金」の予備知識の少ない生徒向けスライドあるいはパワーポイントを使ったプレゼンテーションの授業 ・カテゴリーC: カテゴリーAとBの組み合わせた授業

出所: 「租税・財政教育事業『学校と税金』評価報告書」を基に日本総研作成

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

学校での実践例として、ラインランド・プファルツ州マインツ市マリア・ワード・ギムナジウムでの租税授業参観の様子を、以下に記す。

マリア・ワード・ギムナジウム (Maria Ward- Gymnasium) ¹²⁶はラインランド・プファルツ州の州都マインツ市の旧市内の中央に位置している。英国人マリア・ワードが 17 世紀に女子の教育と棲を目的に基を築き、その後財団が女子教育を継続し現在の学校に至った。広い敷地には草木の茂った中庭があり、昼休みには生徒達がここで過ごすことができる。カトリック精神を重んじ、女子校ではあるが、MINT ¹²⁷ (Mathematik, Informatik, Naturwissenschaft und Technik) 科目や音楽に重点を置いた教育方針の職業ギムナジウムである。

図表 115：マリア・ワード・ギムナジウムの概要¹²⁸

・学校種別 : 私立カトリック系女子校 ・生徒数 : 1,400 名 (第 5 学年～第 13 年) ・教職員数 : 105 名 ・立地 : マインツ市 (ラインランド・プファルツ州) ・生徒の学力 : 生徒の学力は高い	ギムナジウムの正門 
--	--

出所：学校訪問時に撮影

租税授業参観は 2017 年 2 月 3 日 9 時 55 分より 11 時 30 分にて行った。租税教育は税務署¹²⁹からの講師 2 人、第 13 学年の生徒 18 人と社会科担当教員が出席して行なわれた。まず講師 2 人の自己紹介から始まり、税務署員あるいは税務官の仕事に興味を持たせ、税務署のイメージを向上させることも目的としている。

1 コマ 45 分の授業時間を 2 時間 (90 分) 使った授業は、パワーポイント教材を用いて、次のように進行する。

¹²⁶ 学校 (マリア・ワード・ギムナジウム) 紹介のフィルム <http://www.mws-mainz.de/WB/pages/aktuell/mws-film.php>

¹²⁷ 数学、情報工学、自然科学、工学の科目 (英語略の STEM 教育に近い)

¹²⁸ 学校のホームページ www.mws-mainz.de

¹²⁹ 学校から徒歩で 5 分の距離にある税務署 Mainz-Mitte

図表 116：講師 2 人の自己紹介（左）、国家財政歳出グラフの説明（左手前は教員）（右）



出所：学校訪問時に撮影

税金の定義

- ・生徒に税金とは何か、税金の必要性について発表させる。

税金の種類

- ・生徒に税金にはどんな種類があるか質問する。

国家財政の歳入グラフ

- ・生徒に税金の種類を説明し、税の歳入額あるいは歳入額の多いのはどの種類の税金か等を質問し、納税がなぜ必要であるか理解させる。

国家財政の歳出グラフ

- ・生徒に興味をもたすよう高等学校卒業までに学校教育関係で一人の生徒につき必要な歳出額の説明：グループワーク（4～5人のグループ）
- ・各グループに消費税、所得税、犬税、自動車税と税 5 種類のプリントを渡し、グループ内で①税金の種類 ②税の対象者 ③税の対象 ④税の必要性 ⑤税の使途について話し合い、生徒が発表する。その後の質疑応答は活発に行なわれた。

図表 117：グループワークの生徒達と講師（左）、質問に答える生徒（右）



出所：学校訪問時に撮影

2人の講師が交代しながら授業を進め、質問の応答は2人で行い、必要であれば教員も応答、説明する。授業45分後、5分の休憩を返上し5分早く終了することにして授業を継続し、生徒は以下の項目について学習した。

- ・ 脱税と不法労働について
 - 脱税行為と不正労働のもたらす問題と財政に及ぼす損害
 - 不正労働と社会保障料あるいは無賃乗車者の及ぼす損害
- ・ 課税の公平性 — 個人所得税の6つの区分
- ・ 所得税率の公平性
- ・ 給料の総支給額と手取り支給額
- ・ 確定申告の作成体験

図表 118：例を参考にした確定申告書の作成の様子



例を参考に確定申告書の作成



18歳や19歳の生徒もいるのでアルバイト経験もあり、比較的簡単に作成。



2人の講師と担任の教員との和やかな会話

出所：学校訪問時に撮影

なお、授業を行なった講師は 23 歳と 28 歳の税務署職員で、この税務署(Mainz – Mitte)には 9 名の租税教育講師がいる。講師の平均年齢は 27 歳で、学校での授業回数は年間 20 回程度である。同席のギムナジウムの教員によると、公民・経済科での租税教育は、国家の財政の課題の一部に税制について説明がある程度である。授業外に教員の指導の下に AG¹³⁰と呼ばれる学校内での生徒の研究チーム活動がある。いくつかの AG の中に税制や財政について勉強しているグループがある。

③ヘッセン州財務省による租税・財政教育

ヘッセン州財務省（Hessisches Ministerium der Finanzen）では 2015 年より租税・財政教育事業「3つの S - 学校、勉学、税金」を展開している。この教育事業は税務署職員、税務官の職業の養成と税務署のイメージ向上を目的としており、州文部省との協力はない状態で始められた。このプロジェクトは上述のラインランド・プファルツ州ですでに展開している租税・財政教育事業を参考に準備された。

図表 119：租税・財政教育事業「3つの S - 学校、勉学、税金」の実施内容

目的		・納税の意義と目的を伝え、税金・税制について理解を深めさせる。 ・税金・税制に関する興味を高め、税務署職員、税務官の職業の推薦と養成。
実施状況	対象者	高等教育（第9学年から第12学年まで）：実科学校、ギムナジウム、経済ギムナジウム（Wirtschaftsgymnasium）職業学校（Berufsschule）
	授業内容	・授業のコンセプトはモジュールシステムで、対象クラスにあわせて自由に教材を組み合わせる授業方法である。 【モジュール1】 ・テーマ「税金」の紹介と納税の意義と目的を伝える 【モジュール2】 ・税金の種類と使途と所得税について 【モジュール3】 ・財政管理の仕組みと税務署の職務内容（企業会計査察、脱税捜査等） ・所得税の申告書例を紹介 【モジュール4】 ・職業としての税務署職員、中級・上級税務官の資格、進路について ・4つのモジュールの組み合わせにより授業は構成され、普通2授業時間で行なわれる。一般に高等教育の政経科の授業であまり「税金と財政」に時間がとられないので、授業を補足する意味もある。

出所：ヘッセン州財務省資料およびヒアリングを基に日本総研作成

ヘッセン州財務省では、税務署職員を租税・財政教育事業「3つの S - 学校、勉学、税金」の派遣講師として研修させ、学校と連携して授業を進める。学校側はこの派遣講師チーム¹³¹

¹³⁰ 研究・勉強チーム（AG : Arbeitsgemeinschaften）

¹³¹ 教育事業開始の税務署職員派遣チーム

https://finanzverwaltung-mein-job.hessen.de/sites/ausbildungsseite.hessen.de/files/content-downloads/bn_2-2015_FRESCH_0.pdf

と連絡をとり授業日を決める。

派遣税務署員は職務開始 3 年から 5 年以内で、生徒との年齢差が 10 歳以内の比較的若い人材を選択している。これは生徒との距離を少なくし税務官になる興味を高める役目もある。中級税務官は 25 歳以下で、上級税務官は 28 歳以下の職員を講師として研修している。

なお、ヘッセン州ではギムナジウムの租税・財政教育の授業で給与所得税申告について申告用紙を使用し生徒に練習させることもある¹³²。

(3)民間団体による租税・財政教育

①青年・教育財団による租税・財政教育

「青年・教育財団 (Stiftung Jugend und Bildung)」は 2005 年 1 月に設立された財団で各州文部省、連邦各省、経済界、労働組合と学校関連からの専門家が提携し形成されている。その目的は一般教育と学校教育を援助することであり、政治、社会、経済教育に重点を置き、最新の課題を扱い新しい授業・伝達法で授業を興味深く実践的に行なう教材を提供している。連邦財務省を始め、連邦国防省、連邦内務省、連邦教育・研究省、連邦労働社会省、連邦家庭・高齢者・女性・青少年省、連邦食糧・農業省等の各省と提携し、教材を提供している。対象は 910 万人の児童生徒 (6 歳から 18 歳まで)、約 38,000 の学校と 80 万人の教員であり、教員の意向に従い授業で活用されている。教材は教員や科目の指導要領も考慮に入れ教育学関係者により作成される。ベルリンとヴィースバーデンに出版社があり、学校の教科書の補助教材として広い分野での授業教材を無料で提供している。

連邦財務省と提携して出版している授業教材「財政と税金」はその一部である。この教材は学生向け冊子、教員向け冊子、スライドから成り、中等教育第 1・第 2 段階 (第 9 学年から第 13 学年まで) での政経科及び社会科 (公民科) 授業、また職業学校の授業にて使われることを前提としている。学校ではどのような重点課題設定が可能であるか、学級による違いはどこに生じるか、どの点について教授すべきか、といったことについての詳細な情報が掲載されている。

学生向け冊子についての教員への手引きには、教員に対する背景説明や、財政・税金に関わる授業はどう進めるべきかについての多くの発案・提案が盛り込まれている。また最新のワークシートがネットにて配信され、最新の課題に触れることができる。

¹³² フランクフルトのギムナジウムの例

https://finanzverwaltung-mein-job.hessen.de/sites/ausbildungsseite.hessen.de/files/content-downloads/FCSF-Nachrichten%20S.%2021_0.pdf

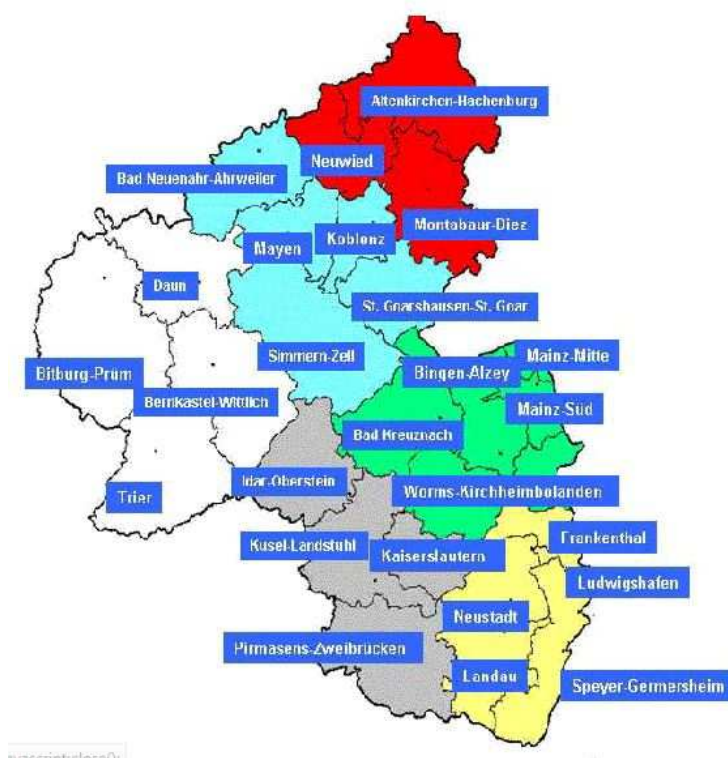
(4)租税・財政教育の実施状況

①ラインランド・プファルツ州政府税務局による租税・財政教育

(ア)租税・財政教育事業の実施状況

2008年に6税務署、職員8人で開始され、2014年には26税務署、職員115人に増加している。訪問学校は250校になり、4,000人以上の生徒が租税テーマの授業に参加した。

図表 120：州内租税・財政教育事業に参加した26税務署の所在地



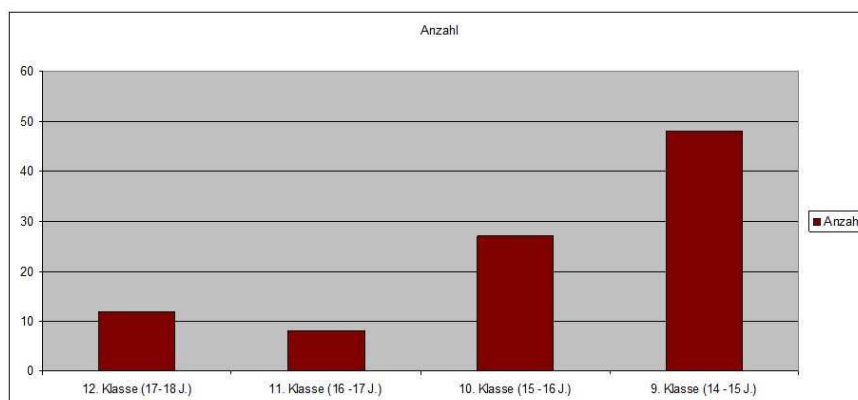
出所：ラインランド・プファルツ州政府税務局

(イ)学校での授業の実施状況

用意された4つの教材（モジュールⅠ：テーマ税金についての紹介、モジュールⅡ：税制／税の種類、モジュールⅢ：不法労働／脱税、モジュールⅣ：税の公正性（税金のクラス分けによる））のうち、授業で多く用いられたのはモジュールⅡ、Ⅲ、Ⅳであった。平均授業時間は2授業時間（90分）であり、授業は2人の講師（税務職員）によって行なわれるのが一番効果的であった。

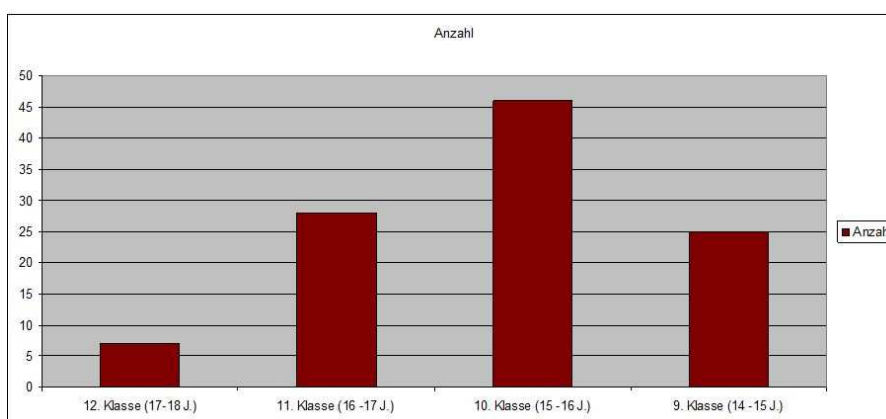
学年ごとの教育事業実施回数は、2012年は9年生、2013/14年は10年生がそれぞれ最も多かった。

図表 121：学年ごとの教育事業実施回数（9～12年生、2012年）



出所：ラインランド・プファルツ州政府税務局

図表 122：学年ごとの教育事業実施回数（9～12年生、2013/14年）



出所：ラインランド・プファルツ州政府税務局

(5) 租税・財政教育に対する予算・費用

ラインランド・プファルツ州では教育事業に関する特別な予算・費用はない。人件費については、税務局職員の通常の職務の一部の扱いであり、教材・印刷物等の費用は報道・広報費用とされる。

ヘッセン州税務局の教育事業「3つのS・学校、勉学、税金」に関しては、教材等の予算あるいは学校側の負担はない。この事業に関する費用は税務署職員の教育研修の費用でまかなわれている。

4-2-3. 租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況

ラインランド・プファルツ州税務局では、学校に派遣される税務職員の教育研修（ワークショップ）を行っている。新たに講師になる職員は、研修の一環として学校での授業を聴講している。

ヘッセン州税務局では上述のような租税教室のみならず、高校での生徒の進路相談の展示会に派遣される税務署職員を対象とした教育研修も行われている。この教育研修には 20 名が参加し、費用は総額 11,000 ユーロ（各参加者／550 ユーロ）であった。

【研修内容】

- 1 日目：租税・財政教育「Triple S」の教材と進路相談展示会の紹介
- 2 日＋3 日目：コミュニケーション・トレーニング
- 4 日目：ワークショップ（PR 会社主催）
- 5 日目：教育学トレーニング

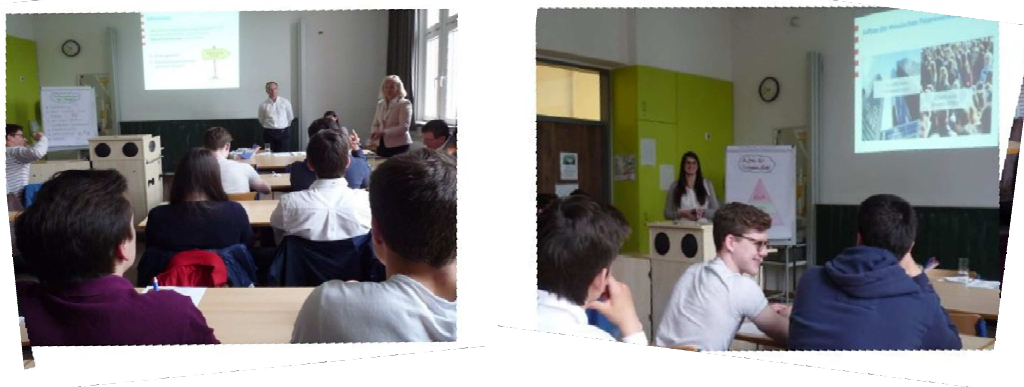
4-2-4. 租税・財政教育の現場の様子

図表 123：ラインランド・プファルツ州での税務署職員参加授業のパンフレット¹³³



出所：ラインランド・プファルツ州政府税務局資料

図表 124：フランクフルトのギムナジウムでの授業風景



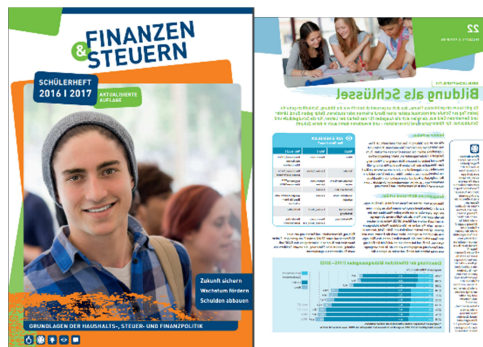
出所：ヘッセン州財務省資料

¹³³ https://www.lfst-rlp.de/fileadmin/user_upload/Gemeinsame_Dateien/Flyer/Schule_und_Steuern/infolyer_web_schule_steuern.pdf

4-2-5. 租税・財政教育で用いられる教材例

(1) 青年・教育財団提供の教材

図表 125：租税・財政教育で用いられる生徒用教材¹³⁴



出所：青年・教育財団

図表 126：教員用プレゼンテーション用スライド¹³⁵



出所：青年・教育財団

¹³⁴ http://www.jugend-und-bildung.de/files/332/F&S_Schuelerheft_2016-2017_final.pdf

¹³⁵ http://www.jugend-und-bildung.de/files/332/F&S_Unterrichtsfolien_2016-2017_final.pdf

図表 127：生徒用ワークシート
2016 年 11 月の課題：国家負債¹³⁶



2016 年 9 月の課題：G20 会議・国際協力¹³⁷



出所：青年・教育財団

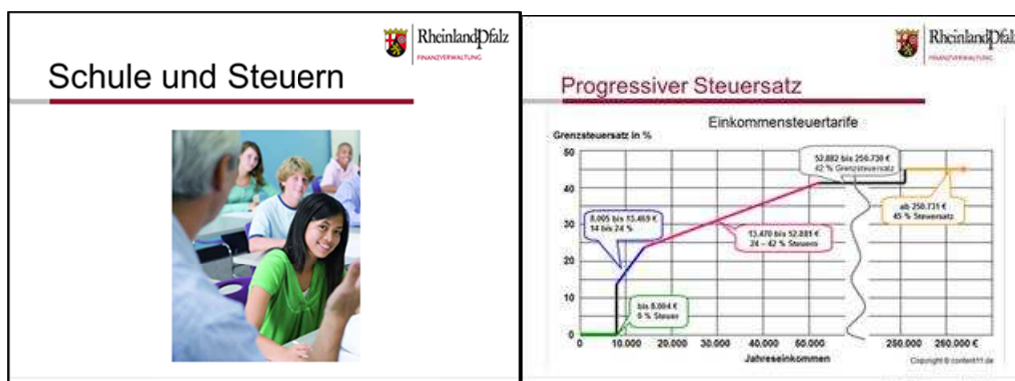
(2)州財務省による教育素材

ラインランド・プファルツ州税務局がコブレンツ大学と提携し作成した教材セット（Unterrichtskoffer）は、実施される学校の種類、生徒の興味、テーマの難易度や生徒の予備知識にあわせ授業を自由に組み立てが可能なモジュール・システムとなっている。

¹³⁶ http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Publikationen/Arbeitsblaetter/2016-11-14-Staatsschulden.pdf?__blob=publicationFile&v=2

¹³⁷ http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Publikationen/Arbeitsblaetter/2016-09-14-g20.pdf?__blob=publicationFile&v=2

図表 128：パワーポイントのプレゼンテーション素材（抜粋）
（左：学校と税金、右：累進税率）



出所：ラインランド・プファルツ州税務局

4-2-6.租税教育を進める上での工夫点

ドイツにおける教育制度は中央集権制でないことから全国で一貫した学習指導要領やカリキュラムはなく、各州において教育目的が示されるという状況である。そのため、それぞれの学校・教員により課題選択が異なっている。上述のようにラインランド・プファルツ州が最初に租税・財政教育の教育事業を始め、そのプロジェクトを参考にヘッセン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ザクセン州がそれぞれの州で展開している。他に、バーデン・ヴュルテンベルク州とバイエルン州でも準備中である¹³⁸。

図表 129：ヘッセン州の租税・財政教育プロジェクト資料で紹介された若者の声の例（ツイッター）



Geht es Dir genauso?

（訳）「私は 18 歳になるけど、税金、家賃や保険について
何にも知らない。だけど詩の分析は 4 か国語でできるのよ。」

出所：ヘッセン州「租税・財政教育プロジェクト資料」

¹³⁸ プロジェクト担当職員ヴィーブケ・ギロルシュタイン女史へのヒアリングによる。

ほとんどの生徒がこの例のように考えているのが現状で、生活に密着した授業内容が不足しており、租税・財政教育が必要であるということを、税務部門では認識している。ドイツの場合には、税務部門がこの点に着目し、税務署へのイメージ向上のための施策を兼ねて、学校での租税・財政教育事業を実施している。

4-3. 税務広報

4-3-1. 税務広報の概要

(1) 租税に関する情報提供

州財務省による広報活動として、ヘッセン州では以下のような広報活動が行われている。ドイツでは連邦財務省、州財務省、州税務局及び各税務署のホームページでも類似の内容で税務広報が行なわれる。パンフレットは PDF 書式でダウンロードあるいは無料で送付される。パンフレット・申告用紙あるいは電子申告のポスターやプラカードは税務署に提示されているのみであり、新聞・テレビ広告は全くない。税務官庁のホームページあるいは税務署のサービスセンターにおいて、税に関する情報が提供されているのが一般的である。

例えばバーデン・バーデン市税務署¹³⁹では税務署職員・税務官の養成案内と納税電子申告の説明とその普及のため申告方法をビデオ¹⁴⁰で説明している。

図表 130：租税に関する情報提供について（ヘッセン州財務省¹⁴¹）

	種類	概要
紙媒体	ポスター	・納税方法（電子申告）
	パンフレット	・年金者の税案内 ・両親への税案内 ・家の修理、個人宅の家事全般サービスにかかる費用に対する減税
	冊子	給与所得税 2017 年
その他	ホームページ	・各税の納期 ・脱税について ・税の公平性について ・新税規則の周知 ・その他税全般の情報（パンフレットは PDF 書式でダウンロードあるいは無料で送付） ・学校での租税教育の情報 ・税務署員／税務官の進学情報 ・州政府の財政報告 ・税のテーマ別情報案内会
	プラカード	納税方法（税務署に設置）

出所：ヘッセン州財務省ホームページ及びヒアリングを基に日本総研作成

(2) 納税に関する相談・サポート体制

どの州にも税務署に「サービスセンター」¹⁴²が設置され、ここでは所得税申告・給与税申告の受付、税に関する案内、適切な提出用紙とパンフレットや資料を提供し、個人向け無料納税相談のサポート体制が整っている。インターネットの税金ポータルや、ドイツ納税者協会等での無料あるいは有料のサポートもある。

¹³⁹ <http://www.fa-baden-baden.de/pb/,Lde/Startseite>

¹⁴⁰ https://www.youtube.com/watch?v=_8R7vA1h7ZA

¹⁴¹ <https://finanzen.hessen.de/>

¹⁴² 4-4-3. 税の窓口の様子を参照のこと。

(3) その他特徴的な普及啓発活動

ドイツで特徴的な団体として、ドイツ納税者協会（**Bund der Steuerzahler Deutschland e.V.**）¹⁴³が挙げられる。この団体は1949年に設立された独立した公益協会であり、会員数は約25万人を超え、会員の会費と寄附で運営されている。協会本部はベルリンにあるが15州に独自の州協会が存在しその地域で活動している。主な活動内容は、①市民・納税者に税一般に関して分かりやすく説明し、納税の助言をする、②訴訟例、国の財政政策や社会政策を伝え、納税者の権利を守ること、③税の使途について監視する等である。この団体は税務官公庁との連携はないが、調査研究を基に政府に政策提言を行なう民間独立機関である。その調査研究はドイツ納税協会付属であるドイツ納税研究所（**Deutsches Steuerzahlerinstitut**）¹⁴⁴で財政経済学の分野で研究分析が行なわれ、その結果が公表される。例えば団体の最新の提言¹⁴⁵は、連邦雇用エージェンシー（**Bundesagentur für Arbeit : BA**）の財政状態が良好であることを理由に、失業保険料率を3%から2.5%に引き下げを行うべきという内容である。

いずれの協会のホームページにも国家負債時計カウンター（増加額／秒、一人当たりの額）が表示されている。

図表 131：国家負債時計カウンター



出所：納税者協会ホームページ

毎年秋に「税金の浪費報告書（**Schwarzbuch**）」¹⁴⁶という、いわゆるブラックリストが公表され、これにより連邦政府、州政府及び地方自治体の無駄な税金使途が指摘される。この報告書は広く一般メディアで知られている。この協会は納税者の権利を守り中立な立場で税の使途を監視する役割を果たしており、租税や財政に対する国民の関心を高めることに寄与している。

¹⁴³ <http://www.steuerzahler.de/BdSt-Portraet/1272b490/index.html>

¹⁴⁴ <http://www.steuerzahlerinstitut.de/>

¹⁴⁵ ホームページの記事より <http://www.steuerzahler.de/Aktuelle-Ausgabe/1782b682/index.html>

¹⁴⁶ ブラックリスト「税金の浪費報告書」 <http://www.schwarzbuch.de/>

(4)税務広報に対する予算・費用

①ノルトライン・ヴェストファーレン州

「ノルトライン・ヴェストファーレン州政府の印刷物及びオンラインメディアの費用」¹⁴⁷に各省の印刷物とオンラインメディアの費用が提示されている(期間:2013年12月から2015年3月初め)。以下は州財務省の印刷物とオンラインメディアの費用の内訳である。

図表 132：ノルトライン・ヴェストファーレン州政府の広報費用

種類	内容 (タイトル)	発行部数	費用 (印刷、発送) 単位：ユーロ
印刷物	パンフレット「納税者への税アドバイス」	20,000	9,469.50
	印刷・ウェブサイト用データ		841.81
	パンフレット「事業開始者への税アドバイス」	15,000	13,165.28
	印刷・ウェブサイト用データ		1,870.68
	折りたたみパンフレット「事業開始者への税アドバイス」	25,000	1,498.00
	パンフレット「障害者及び高年齢者への税アドバイス」	20,000	5,767.30
ページ ホーム ジ ム	ウェブサイト作成・技術データに関する費用		74,000.00

出所：「ノルトライン・ヴェストファーレン州政府の印刷物及びオンラインメディアの費用」を基に日本総研作成

②ヘッセン州

2017年度の州予算では財務分野の出版物・資料・広報に関しては、26万4,600ユーロである。

③バイエルン州

財務省の出版物・資料・広報だけの費用は公開されていない。

¹⁴⁷ 2016年8月10日発表 「印刷物及びオンラインメディアでの広報費用」

<https://www.landtag.nrw.de/Dokumentenservice/portal/WWW/dokumentenarchiv/Dokument/MMD16-12669.pdf>

4-3-2. 税務広報に対する評価方法

(1) ノルトライン・ヴェストファーレン州

税務広報と税務署員の実績を評価し、その結果を反映させるために、ノルトライン・ヴェストファーレン州では「税務署のサービス」に関するインターネットアンケートが毎年行なわれている。昨年は2016年4月4日から2016年12月31日まで第7回目のインターネットアンケートが行われ、結果は州財務省のホームページに発表される。モニターがアンケート専用ホームページ¹⁴⁸から匿名で入力し、10分ほどで回答できる。以下が主な質問内容である。

- ・ 税務署職員の対応サービスへの満足度
- ・ 電話相談と電話での連絡性
- ・ 電子納税システムの使いやすさ
- ・ 税務署の開館時間について
- ・ 税務局の販売しているオンライン申告用のCDについて

2013年1月に公開されたアンケート調査（Bürgerbefragung der Finanzverwaltung NRW Ergebnisse Land NRW）¹⁴⁹の概要及び結果は以下の通りである。

【調査実施の概要】

1. アンケートテーマ：税務署のサービス度
2. アンケート期間：2012年2月14日 ～ 2012年10月14日まで
3. アンケート方法：インターネットでアンケート専用ページから入力
4. 対象者：ノルトライン・ヴェストファーレン州に住む納税者
5. 回答者数：13,854人（納税通知書保持者の0.28%）

【調査結果】

税務署への満足度は65パーセントで、税務署職員への満足度は協力的、親切で専門知識があると75パーセントであった。アンケート参加者の32パーセントは60歳以上であり、結果は一般的に納税者から肯定的であった。しかし申告用紙の説明が理解しにくいことと納税通知書の理解解釈が困難なことへの批判があった。また勤労者からは特に税務署の開館時間の問題と税金に関する新情報の充実が望まれた。

(2) バイエルン州

2005年に税理士及び税務署のサービスセンターの利用者にアンケートを行なった事があ

¹⁴⁸<https://open.nrw.de/content/finanzverwaltung-des-landes-nordrhein-westfalen-ruft-zur-buergerbefragung-auf>

¹⁴⁹https://www.finanze.nrw.de/sites/default/files/asset/document/buergerbefragung_2012_bericht_land_nrw.pdf

るが、その評価結果は公表されていない。その後バイエルン州ではアンケートは行なわれていない。アンケート調査が継続して実施されない理由として、費用が問題であるとの回答であった。

(3)民間機関による評価

民間の機関である納税者サーバー（**Steuertipp**）¹⁵⁰のサイトで納税者に所得申告、税に関する法律、納税額の計算、電子申告、税一般に関する相談・助言を提供している。またこのサイトではドイツ国内の「税務署のサービス」に関するインターネットアンケートを行なっている。その結果を公開し、これにより税務署員のサービスの向上を動機づける効果を期待している。2016年2月に公開された「税務署のサービス」に関するアンケート調査¹⁵¹の概要及び結果は以下の通りである。

【調査実施の概要】

1. アンケートテーマ：税務署員のサービス度
①対応の親切さ②事務の敏速さ③電話等での連絡性
2. アンケート期間：2015年一年間
3. アンケート方法：インターネットのサイトで入力
4. 対象者：納税者
5. 回答者数：10,000人（各税務署に最低15人の回答が必要）

【調査結果】

ドイツ国内552の税務署のうち、各州のベスト3と全国でベスト10の税務署を公表した。サービスの満足度の平均値は5点で3.9であった。
納税申告書の提出から通知までの必要日数はブレーメン市で最長87日で、バーデン・ヴュルテンベルク州では36日であった。2012年には平均必要日数71日であったが、今回は55日になり、税務署でのサービスは重要であるとする税務職員が増加したことも、こうした成果の要因であると分析している。

¹⁵⁰ <https://www.steuertipps.de/>

¹⁵¹ <https://www.welt.de/finanzen/article151687182/Das-sind-die-besten-Finanzaeamter-Deutschlands.html>

4-3-3.税務広報の現場の様子

(1)バーデン・ヴュルテンベルク州プフォルツハイム市の税務署

図表 133：税務署内のオンライン申告を勧めるプラカード



出所：現地訪問時に撮影

図表 134：申告書の提出用投書箱及び、税務官への進学案内プラカード



出所：現地訪問時に撮影

(2)ラインランド・プファルツ州マインツ市の税務署 (Mainz－ Mitte)

図表 135: 税務署のサービスセンターへの案内 (左) と税務職員・税務官への進学案内 (右)



出所：現地訪問時に撮影

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

4-3-4.税に対する理解促進に向けた取組

(1)ノルトライン・ヴェストファーレン州

ノルトライン・ヴェストファーレン州では納税通知書に州財務大臣の添え状が同封される。

図表 136：州財務大臣の添え状の冒頭

Sehr geehrte Frau Mustermann,
sehr geehrter Herr Mustermann,

herzlichen Dank, dass Sie Ihren Beitrag zur Finanzierung unseres Gemeinwesens leisten.

Mit Ihrer Einkommensteuer unterstützen Sie viele sinnvolle öffentliche Leistungen wie die Betreuung und Ausbildung von Kindern und Jugendlichen, die Erhaltung des Straßennetzes und die Gewährleistung der inneren Sicherheit durch die Polizei. So kosten beispielsweise ein Kita-Platz 830 Euro im Monat, ein Kilometer Landesstraße 4,3 Millionen Euro und ein neuer Funkstreifenwagen der Polizei 35.000 Euro.



Steuern machen keinen Spaß, aber Sinn. Sie ermöglichen uns, die hohe Lebensqualität in unserem Land heute und in Zukunft zu sichern. Dazu gehört, dass alle Bürgerinnen und Bürger sich den Regeln entsprechend an der Finanzierung beteiligen. Deshalb setze ich mich seit Jahren für die konsequente Bekämpfung von Steuerhinterziehung ein. Dazu gehört auch, dass Bund, Länder und Kommunen alles

「納税者の皆様、納税いただき感謝しております。皆様の所得税は児童生徒の教育、公共道路の整備や警察による安全保持等の公共事業に有意義に使用されています。例えば保育園園児の費用に毎月 830 ユーロ、国道 1 km に付き 430 万ユーロ、警察の無線装置付きパトロールカー一台 3 万 5000 ユーロ等です。納税は楽しいことではないが、意義のあることです。……………」

出所：ノルトライン・ヴェストファーレン州納税通知書

納税通知書に同封する形で、税金がどのように使われているかその透明性を強調し、これからも市民のために税務署のサービスの向上に努めたいという内容を記し、市民に納税の理解と協力を訴え、納税の意義を伝えている。

州財務省等の税務部門では、税務署でのサービス向上や、租税教室の開催に力を入れている。これらの活動は税務署のイメージ向上や税務署職員等での就職希望者を増やすことを目的とするとともに、人々の税に対する理解の促進につながるものでもある。特に租税教室の開催にあたっては、複数の州で税務職員を学校に派遣しており、理解促進に向けて重要な活動の一つとなっている。

4-4.税務職員の育成

4-4-1.資質向上に向けた取組

(1)税務の専門知識・技術面

①バイエルン州

バイエルン州では税務官への定期的な教育研修を重要視し、租税専門分野及びその他一般分野において研修が行なわれる。

②ノルトライン・ヴェストファーレン州

税務職員・税務官に対する定期的な専門分野での教育研修が行なわれる。

③ヘッセン州

州の税務職員・税務官への教育研修では、主要分野は税金専門分野であるが、オートメーション、職員指導、コミュニケーション、教育学、財政、監査、職場の健康管理の分野での教育研修が行なわれる。2017年度は約190種類の研修が予定されている。

各税務署でも税金専門分野でのテーマ別の教育研修が行なわれる。普通は2から3の授業時間単位で行なわれる。

④ラインランド・プファルツ州政府税務局 (Landesamt für Steuern Rheinland-Pfalz)

州の税務官及び税務署職員への研修は年間800回、通算17,500日行なわれ、参加者は約9,000人である。研修をより多くの職員に受講させるため、各部署で研修が行なわれるように、研修指導者の教育(研修)も行なう。年の初めに「研修カタログ」が提示され、研修開催日3ヶ月前から最新情報をオンライン・ポータル「Lerning Solution」で調べることができる。税務職員は各自のパスワードを登録し、各部署の上司と研修担当者から助言を受けポータルで適切な研修への参加を決定する。

(2)接遇面

接遇研修の状況は州によって異なるが、税務署にて接遇向上のための研修強化を行なっている場合がある。例えば、ラインランド・プファルツ州政府税務局では、ソフト・スキル(Soft-Skill)といわれるコンフリクト・マネージメント、職員管理、社会的能力、面接、電話での接遇のトレーニングが行なわれる。

4-4-2.税務職員について

(1)バイエルン州

ドイツでは税務職員は公務員であり、終身雇用が原則である。(一般的に64歳から67歳まで)稀ではあるが公務員を辞め、一般の経済界(例えば税理士等)あるいは他の自治体に転職する場合があるが、これは税務官を始めて数年以内に行なわれるのが普通である。

(2)ノルトライン・ヴェストファーレン州

税務職員及び税務官は公務員であり、原則的には定年まで勤務する。

(3)ヘッセン州

ドイツでは税務職員は公務員であり、67 歳までの終身雇用が原則である。2011 年から2015 年までの異動・退職の率は、中級税務官で 1.70%、上級税務官で 1.97%であった。

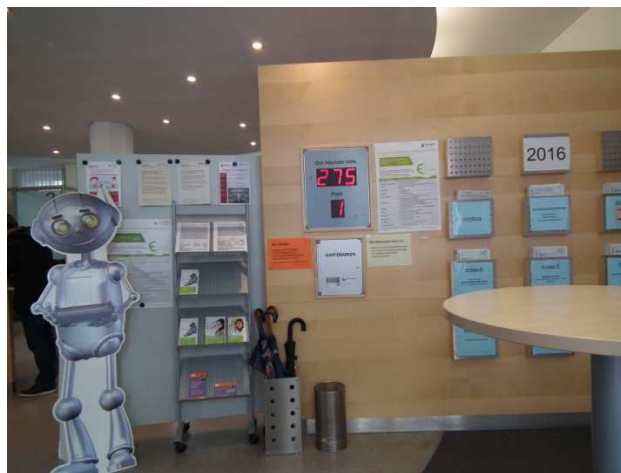
4-4-3.税の窓口の様子

図表 137：バーデン・ヴュルテンベルク州カールスルーエ市の税務署
(Finanzamt Karlsruhe-Stadt)



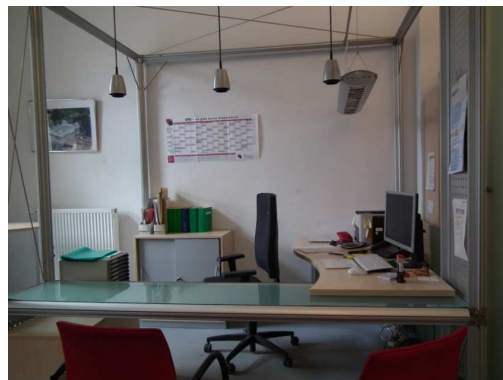
出所：訪問時に撮影

図表 138：ラインランド・プファルツ州マインツ市の税務署のサービスセンター



出所：訪問時に撮影

図表 139：マインツ市税務署サービスセンター受付（左）と個人相談ブース（右）



出所：訪問時に撮影

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

5.オーストラリア

《要約》

【税に関する国民意識】

- ・ シンクタンクの調査結果によると、回答者の 2/3 が他の先進国と比べてオーストラリアは税金が高い国であると認識していると同時に、半数以上が減税よりもサービスの充実による生活水準の向上を望んでいる。
- ・ オーストラリア・ナショナル大学等の調査でも、60%前後の回答者が公共サービスの政府支出を増やすべきだと回答しており、また、60%の回答者が現在の税制は比較的公平だと考えており、過半数の人が現在の税負担に納得感を持っていることがうかがわれる。

【租税・財政教育】

- ・ オーストラリアにおける租税・財政教育は、数学、経済、市民という 3つの科目の中で教えられている。税に関する制度や税の意義についての説明にとどまらず、実際に納税する金額の計算を行う等、実践的な学習内容が多く含まれている。
- ・ オーストラリア政府財務局は、「税金、退職年金とあなた (Tax, Super + You)」というインターアクティブなオンライン学習サイトを開設している。
- ・ オーストラリア政府の「ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略 2014-2017」という枠組みにおいては、金融教育強化の一環として、租税に関する教育が取り上げられている。

【税務広報】

- ・ オーストラリア税務局では、ウェブサイト、テレビ、ラジオ、SNS 等、様々な媒体を活用し広報活動を行っている。
- ・ 税務広報での ICT の活用を推進しており、個人宛への情報提供を充実させた結果、納期内納税率等を向上させることに成功している。
- ・ オーストラリア税務局では、税務局の各活動について評価する指標を定め、各種アンケート調査を行う等、評価・改善活動を積極的に行い、その成果を公表している。

【税務職員の育成】

- ・ 大卒程度の職員に対して幅広い分野の研修プログラムを提供しているほか、税務局内の 2つの職場をローテーションすることで、納税者対応や金融分野の分析調査等を経験できるよう配慮されている。
- ・ その他にも、リーダーシップ研修等、職位に応じた研修制度が用意されている。

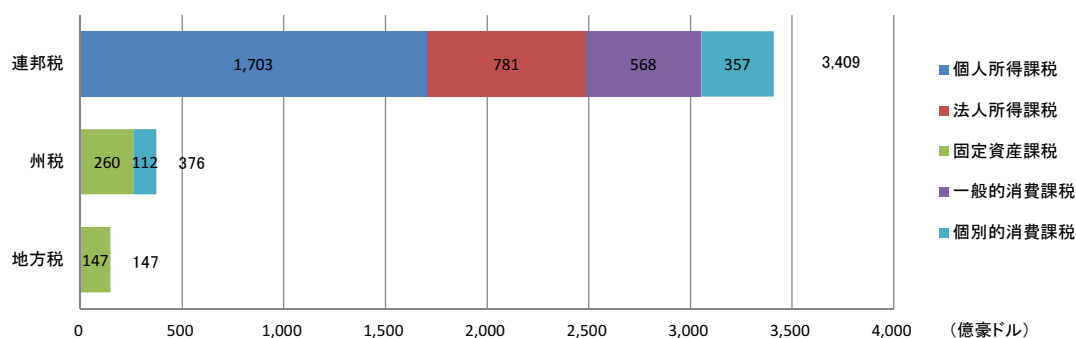
5-1. 概要

5-1-1. 税制の概要

連邦国家であるオーストラリアは、連邦政府、州政府共に課税権限があるが、基幹税である所得税は、連邦政府による統一的な課税が行われている。州税としては、従業員に給与を支払う雇用者に対する給与税（Pay roll tax）、土地の評価額に対して課せられる土地税（Land tax）、不動産に関し特定の取引を行った場合に課される印紙税（Stamp duty）等がある。消費税（GST）は、連邦政府によって課されるが、税収は州政府に対して交付される。州政府の下に位置する地方自治体が徴収する主な租税として、土地所有者の土地の評価額に対して課されるレート（Rate）がある。所得税を初めとする連邦税は、自己申告制度を柱としている¹⁵²。

オーストラリアは連邦税の割合が大きく、連邦税の税収は 3,409 億豪ドル¹⁵³である。内訳は、個人所得課税が 50%、次いで法人所得課税が約 23%、一般的消費課税が約 17%等となっている。州税は、376 億豪ドルであり、約 70%が固定資産課税である。地方税収は固定資産課税の 147 億豪ドルである。

図表 140：オーストラリアの連邦・州・地方税収の内訳（2013 年）



出所：OECD「Revenue Statistics 2015」を基に日本総研作成

また、退職年金制度（superannuation:スーパーアニュエーション）は、税制と密接に結びついており、政府税務局(Australian Taxation Office:ATO)の施策の大きな柱になっている。スーパーアニュエーションの積み立てには、税制の優遇がある¹⁵⁴。

¹⁵² 税大ジャーナル 14 2010/6「オーストラリアにおける税制と税務行政」
http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/14/pdf/14_08.pdf

¹⁵³ なお、本章では税額等をオーストラリアの通貨単位（豪ドル）にて表記する。2017 年 3 月の為替レートは、1 豪ドル＝86 円である（出所：日本銀行「報告省令レート（平成 29 年 3 月分）」を基に算出）。

¹⁵⁴ オーストラリアの年金制度は 2 階建てとなっており、1 階は税方式の老齢年金（Age Pension）、2 階は事業主の強制拠出と被用者の任意拠出による退職年金基金（superannuation）という構造である。スーパーアニュエーションの加入者は、自らが選択した年金基金に口座を開設し、基金が用意している個別の運用商品を選択する仕組みになっている。

ニッセイ基礎研 report http://www.nli-research.co.jp/files/topics/38305_ext_18_0.pdf

オーストラリアの所得税は、自己申告制度をとっている。日本とは異なり、被雇用者であっても自分で納税申告を行わなければならない。ただ、何をどれだけ控除できるか等の規定が複雑で、制度も頻繁に変わる事等から、税理士等に申告手続きを依頼する人が申告全体の74%を占める¹⁵⁵。

図表 141：所得税の申告方法

税理士等を通じて・・・・・・・・・・・・・・・・	74%
e-Tax（2016年に my tax と改称）利用・・・・・・	22%
申告用紙を使用・・・・・・・・・・・・・・・・	4%

出所：オーストラリア政府税務局「Taxation Statistics 2012-2013」を基に日本総研作成

税務局は、独立行政機関である税理士委員会（The Tax Practitioners Board）¹⁵⁶の登録者を選ぶように等納税者に注意を呼びかけている。納税時期には、ショッピングセンター等に納税コーナーが設置され、税務局の訓練を受け資格認定を受けたボランティアがその場でオンラインシステムにアクセスして、税理士より安い料金で申告代理サービスを行っている。

このように納税申告において、代理で申告手続きを行う税理士等の存在は大きく、特に所得税納税時期には、税理士と税務当局とのやりとりは頻繁に行われ、納税オンラインシステムにも税理士向けのポータルサイトがある。

納税申告は紙ベースで行うこともできるが、税務局は、myTax と呼ぶオンライン納税システムによる納税を推進している。実際にオンライン納税が増加しており、2015-16年における申告用紙による納税は4%である¹⁵⁷。これは、紙ベースで郵便でやり取りするシステムにおいて、家の郵便ポストから納税書類を盗み、納税者になりすまして税金の払い戻しを受けるという詐欺が多く発生したことも一因といわれる¹⁵⁸。このため税務局は、税金詐欺に対する警戒を随時呼びかけている。

過去、税務局は、納税申告の時期（7月から10月）に郵便局やニュースエージェント（ショッピングセンター等にある新聞、雑誌等を売る商店）にタックスパック（tax pack）と呼ばれる納税申告用紙と記入要領のセットを配布していたが、現在は税務局のサイトからダウンロードするか、電話をして取り寄せる必要がある。税務局は、オンライン納税の場合、2週間以内で税金の還付を受けられるが、郵送した場合は、50日（休日を除く）以内としている¹⁵⁹。

源泉徴収分から払い戻しを受ける者は多く、平均の払い戻しは2,112豪ドルであり¹⁶⁰、

¹⁵⁵ Taxation Statistics 2012-2013: 100 people

<https://www.ato.gov.au/About-ATO/Research-and-statistics/In-detail/Taxation-statistics/Taxation-statistics-2012-13--100-people/>

¹⁵⁶ 日本語名称は仮訳。 <https://www.tpb.gov.au/about-tpb>

¹⁵⁷ ATO 年次報告 2015-16 <https://www.ato.gov.au/About-ATO>

¹⁵⁸ 税理士からの情報提供による。

¹⁵⁹ ATO ウェブサイト <https://www.ato.gov.au/Individuals/Lodging-your-tax-return/>

¹⁶⁰ ATO 年次報告 2014-15 <https://www.ato.gov.au/About-ATO>

年内に還付を受けたいと思っている納税者は 82%である¹⁶¹。

納税者は、税理士や資格者に手続きを依頼し、その代理人がオンライン納税システムを使って納税申告を行い、還付を受けるというケースが多いと考えられる。ただ、オンライン納税システムが普及し、使い勝手が良くなるにつれ、自ら納税申告の手続きを行う人が増えることが期待されている。税務局は、2015-16 年次報告において、税務局の納税者アカウントを行政総合オンラインシステム myGov¹⁶²に接続した人は、460 万人に達したとしている。

5-1-2. 租税に関する国民意識

(1) オーストラリア・ナショナル大学 (Australia National University: ANU) による調査

税金に対する国民の意識調査「税金と公平性 (Tax and Equity in Australia)」を定期的に行っており、直近は 2016 年 2 月から 3 月にかけて 1,200 名を対象にインタビュー調査が実施された¹⁶³。ポイントは、以下の通りである。

- ・ 51% の人が、財政赤字は最重要の経済問題とは考えていない。
- ・ 政府が選択できるとすると、55%が減税より社会福祉にもっと財政支出をすべきと考える一方、36%が社会福祉の充実よりも減税をするべきとしている。1987 年には、65%が減税を、25%が社会福祉の充実を選ぶべきとしており、人々が減税より社会福祉のさらなる充実を望む長期的な傾向が見られる。
- ・ 財政赤字の削減のためには、37%が社会福祉以外の支出の削減を望み、25%が低所得者層への補償を伴う GST の増加を支持している。
- ・ 60%が、現在の税制は比較的公平と考えている。しかし、低所得層、高齢者、子供を持つ家族に対する税金は高く、多国籍企業、国内大企業及び高所得者層の税金は低いと考えている (90%が多国籍企業への課税が、80%が自国の大企業への課税が少なすぎるとしている)。

(2) シンクタンクの Per Capita による意識調査 (2012 年) ¹⁶⁴

毎年、成人を対象に税に関するオンライン調査を行っている。2016 年の調査 (回答者: 1,412 人) の結果の要約を以下に記す。

- ・ 65%の人が、公共サービスにもっと政府支出を増加すべきとしており、12%が削減すべきと考えている。
- ・ 64%の人々が、個人的には医療、高齢者介護サービスの充実にもっと税金を払ってもよいとしており、前年より 12%増加している。また、47%が学校・大学・TAFE

¹⁶¹ ATO 年次報告 2013-14 <https://www.ato.gov.au/About-ATO>

¹⁶² myGov については 5-3-4. 税に対する理解促進に向けた取組の (5) にて後述。

¹⁶³ <http://politicsir.cass.anu.edu.au/sites/politicsir.anu.edu.au/files/ANUpoll-Tax-Equity-April2016.pdf>

¹⁶⁴ <http://www.percapita.org.au/research/per-capita-tax-survey-2016/>

(職業訓練校)の充実のために、43%が長期的な経済成長のために、もっと税金を払ってもよいとしている。これは、税金の支払いと教育、医療、インフラへの公共支出を結びつけているためと考えられる。

- ・ 公共サービスの充実のために税収を上げる方策として、政府がさらに借金をして支出の増大に対応することを良いとする人は3%にすぎない。70%近くの人が企業の課税回避を減らすべきとする。3分の2は、高所得者層への課税は少なすぎるとし、半分の人が所得上位5%への課税を増やすべきとしている。
- ・ 83%の人が企業の課税回避が税制全体の公平性に影響していると回答している。

(3)シンクタンク The Australia Institute の2012年3月調査¹⁶⁵

1,422人を対象にしたオンライン調査の結果の要約は以下の通りである。

- ・ 3分の2が、他の先進国に比べてオーストラリアは税金の高い国と考えている。
- ・ 半数以上が、減税よりサービスの充実による生活水準の上昇を望んでいる。
- ・ 半数以上が、全てのオーストラリア人が平等に公共サービスを受けるべきと考えている。

¹⁶⁵ <http://www.tai.org.au/content/australia-high-tax-country>
<http://www.financialliteracy.gov.au/research-and-evaluation/financial-attitudes-and-behaviour-tracker>

5-2. 租税・財政教育

5-2-1. 教育課程における租税・財政教育の位置づけ

(1) オーストラリアの教育カリキュラム

小学校準備課程から高校までの学校教育については、連邦国家であるオーストラリアでは、憲法上、各州が権限を持っている。学校制度については各州が権限を持っており、小学校教育の期間が6年の州と7年の州があることや、ハイスクールの期間を2つに分ける州もある等の違いがある。原則として中高一貫教育が行われているが、義務教育は小学校からハイスクールの前半までの期間の10年となっている。小学校入学前に1年間、小学校準備課程に通う場合が多い。

クィーンズランド州では、プレップと呼ばれる小学校準備課程が5歳の1年間、小学校が1学年（Year 1：6歳）から7学年（Year 7：12歳）まで、ハイスクールが8学年（Year 8：13歳）から12学年（Year 12：17歳）となっている¹⁶⁶。

オーストラリア政府は、オーストラリアの全ての子どもが、よく学び、自信をもって創造的な個人となり、活動的かつ知識のある市民になるように支援する義務があるとして、2008年よりナショナル・カリキュラムの開発・導入を進めている。小学校準備課程から10学年までのナショナル・カリキュラムは完成しており、順次各州にて導入されていく段階である¹⁶⁷。

各州政府教育省は、その権限の範囲内で、オーストラリアのカリキュラムを実施する責任がある。そのために、時間割、教室での演習、教材の選択・導入、ナショナル・カリキュラムの内容を実施する方法、達成の基準等について、各州独自のカリキュラムと調整することが求められる¹⁶⁸。

教科書の検定制度はなく、学校や教員が教材を選んでいる。教育内容の細部や教育方法については、政府や関係団体が多くの情報を提供している。学校や教員の裁量の範囲が比較的大きいと考えられるが、オーストラリア政府はさらに、その方向を推進するとしている¹⁶⁹。

(2) オーストラリアにおける租税・財政教育の位置づけ

オーストラリアの初等中等教育において、租税・財政教育にあたる内容は「市民」「数学」「経済」の3つの科目の中で教えられている。

国の学習指導要領にあたるナショナル・カリキュラムでは、中等教育において、主権者・

¹⁶⁶ JICA グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査
https://www.jica.go.jp/hiroba/teacher/report/comparative_survey01.html

¹⁶⁷ オーストラリア政府教育・訓練省（Australian Government Department Education and Training）による情報提供、オーストラリア・カリキュラム評価報告機構（Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority：ACARA）
<http://www.acara.edu.au>

¹⁶⁸ オーストラリア政府教育・訓練省による情報提供。例えば、クィーンズランド州では、法定機関のカリキュラム・評価機構（Queensland Curriculum & Assessment Authority：QCAA）が、州内の学校のカリキュラム及び評価の開発について責任を持ち、シラバス、教材、評価基準等の情報を学校に提供している。現在、ナショナル・カリキュラムへ統合するための調整が進められており、クィーンズランド州のカリキュラムは、2020年にはナショナル・カリキュラムへの統合が修了するとのことである（QCAAによる情報提供）。

¹⁶⁹ <http://www.studentsfirst.gov.au/school-autonomy>

市民（公民）科目（Civics and Citizenship）の中で、民主的政府の価値、役割及び納税を含んだ「市民（公民）の責任」について必修で教えるとしている。

一方、ファイナンシャル・リテラシー（いわゆる「お金に関する知識・スキル」）と経済活動との関係における租税・財政教育は重要な内容と位置付けられている¹⁷⁰。10 学年までの義務教育期間では、「数学」の科目において、租税を含む実生活におけるマネーとファイナンスについて学び、「経済学及びビジネス」の科目において、政府が人々の生活水準を向上させるための政府の経済・金融政策の一環として租税が必修の内容として扱われている。

①市民・主権者教育

オーストラリアのナショナル・カリキュラムにおける市民（公民）教育、主権者教育¹⁷¹の目的は、以下の通りである。

図表 142：市民・主権者教育の目的

- ・ 知識、理解及びスキルを身につけ、行動する市民として、コミュニティ、国、地域、世界に参加する。
- ・ 歴史的な背景を含め、オーストラリアの自由・代議制民主主義、法制度と市民生活に関する知識と理解を深める。
- ・ 主権者としての権利と自由及び国内外における市民生活を高く評価する。これには、知識と責任感をもつ市民として行動し、オーストラリアの自由な民主主義を形作る価値と原理を考察することを含む。
- ・ 多文化かつ多宗教の社会であることに理解と高い価値を築き、人権と異文化間の理解を約束する。とりわけアボリジニーの人々、トレス海峡の島民の人々の経験を考慮し、オーストラリア市民としてのアイデンティティと社会参加について理解と価値を築く。

出所：オーストラリア政府教育・訓練省「The Shape of the Australian

Curriculum: Civics and Citizenship」を基に日本総研作成

ナショナル・カリキュラムにおいては、3 学年から 10 学年まで、市民（公民）教育・主権者について、段階的に教育が行われることになっている。7 学年から 10 学年にかけて（中等教育）、主権者・市民（公民）科目（Civics and Citizenship）の中で、民主的政府の価値、役割及び税を含んだ「市民（公民）の責任」について教えるとしている（必修）¹⁷²。

¹⁷⁰ オーストラリア教育・訓練省による情報提供。

¹⁷¹ オーストラリア・カリキュラム報告機構(ACARA) www.acara.edu.au
: The Shape of the Australian Curriculum: Civics and Citizenship
http://www.acara.edu.au/docs/default-source/resources/shape_of_the_australian_curriculum__civics_and_citizenship_251012.pdf 及びオーストラリア政府教育訓練省による情報提供。

¹⁷² オーストラリア・カリキュラム評価報告機構(ACARA) www.acara.edu.au
The Shape of the Australian Curriculum: Civics and Citizenship

図表 143：市民・主権者教育の概要

学年	主な学習内容
3～4 学年	市民社会について多様な視野を徐々に広げていくことを学ぶ。 法律、規則、権力、政府、自由、協調的な意思決定、権利と義務、メディア等の概念を適切なレベルで学ぶ。
5～6 学年	近隣、国、地域、世界のレベルで、市民・主権者の概念を学び、アクティビティを通じて、政府、民主主義に関する知識と理解を深める。
7～8 学年	市民（公民）・主権者の価値、原理、制度についての知識、理解、認識を深める。オーストラリアの民主主義に基づく政治システム、憲法の役割、社会におけるメディアの大きな影響（ソーシャルメディアを含む）を学ぶ。
9～10 学年	議会や裁判制度、世界的な視野、政治的決定と市民の関与、市民の問題や政治的問題の解決について学ぶ。
11～12 学年	さらに幅広く政治や法律、国際的問題等の解決について、現在の複雑な生活を認識し、歴史や地理の科目との関連も考慮する。さらに世界的な視野と政治的な意思決定に関係する複雑な相互関係を理解する。10 学年までに学んだスキルを深めて、オーストラリアの法システム、民主主義と憲法、世界の政治状況、市民と主権者の問題を批判的に考える。

出所：オーストラリア政府教育・訓練省「The Shape of the Australian

Curriculum: Civics and Citizenship」を基に日本総研作成

②数学

1 学年～10 学年の数学（Mathematics）の中の「マネーとファイナンスに関わる数学」について記す。

図表 144：数学（Mathematics）の概要

学年	主な学習内容
準備課程～2 学年	数学を学ぶ基礎の期間。数学的な考えを身につける準備を行う。たとえば、数の概念、順序、量の理解、物の集合、位置、動き等を学ぶ。
3～6 学年	生活に関連した意味のある質的な数学の概念を学ぶ。数の延長として測定、幾何学、統計についても学ぶ。分数、小数を学び、数についての理解や統計的な考え方についての理解を深める。
7～10 学年	より抽象的な概念に重点をおき、より複雑な数学の考え方を学ぶ一方で、生徒に数学の概念を現実の状況に適用させ、その関係に興味を持たせる。代数の効用を理解し、代数のモデルとその適用や幾何学について、また、様々なデータの意味とその利用について学ぶ。数学の概念の理解を深め、その概念相互の関係を学習する。ナショナル・カリキュラムでは、数学の必修は 10 学年までだが、さらに勉強したい者にその継続が可能になるような内容にする。
11～12 学年	後期中等教育にて教える数学のコースとして、以下の 4 種類がある。 ①日常の仕事や生活上の問題を数学的に考える力をつける。 ②大学での勉強の準備として勉強する。ビジネス、金融、確率、統計、応用代数等が含まれる。 ③数学を深く勉強したいという生徒、大学で数学を専攻したい生徒向けのコースとしてグラフ、関数、微積分法、分散と統計等を学ぶ。 ④数学に非常に深い興味を持つ生徒、大学で数学や工学を学びたいという生徒向けのコースとして、複雑な数学、ベクトル、三角法、運動学、機械学等を学ぶ。

出所：オーストラリア政府教育・訓練省「The Shape of the Australian

Curriculum: Mathematics」を基に日本総研作成

③経済

5 学年～10 学年の「人文科学と社会科学」（Humanities and Social Science）の分野において、経済学とビジネス（Economics and Business）の科目が必修となっており、政府の経済政策について学習する。たとえば、10 学年では、生活水準を向上させるために、生産性向上の施策、訓練、労働力開発、租税、就業ビザ、移民、国債の売買等の政策オプションのうち、最適な財政政策・金融政策の選択について学ぶ¹⁷³。

¹⁷³ オーストラリア教育・訓練省及びクィーンズランド教育・訓練省による情報提供。

図表 145：「経済とビジネス」(Economics and Business) の概要

学年	主な学習内容
準備課程～4 学年	正式な学習課程ではないが、家族やコミュニティにおける生活や他の学科の学習を通じて、経済・ビジネスの初歩的な概念に触れることが期待される。
5～6 学年	個人、地域、州から国、世界における経済・ビジネスの基本的な概念を学ぶ。選択の概念を学ぶ。個人や地域における現代の経済・ビジネスの問題についての考えを事実に基づいて話し合う能力を形成する。消費者、労働者、生産者の相互依存関係や個人のファイナンスの意志決定や基本的なビジネスの仕組み等を学び始める。
7～8 学年	コミュニティ、ビジネス、経済生活の主体として自分をとらえ、地域、国、世界の社会問題、環境問題、人権及び倫理問題を考える。引き続き、経済・ビジネスの基本的な概念の理解を深め、それによって、地域・国・世界における現実の問題に適用できるようにする。
9～10 学年	引き続き、世界、国、コミュニティ問題への理解を深め、より複雑な現代の課題に取り組む。地域及び世界的視野を持って経済・ビジネスの分野で複雑な依存関係があることを学ぶ。関連する情報やデータを調査、分析し、仮説や提案を示すこと、証拠を提示して議論することを学ぶ。この段階では、どこまで深めて学習するか、柔軟に対応する必要がある。

出所：オーストラリア政府教育・訓練省「The Shape of the Australian Curriculum: Economics and Business」を基に日本総研作成

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

5-2-2. 租税・財政教育の概要

(1) 教育部門による租税・財政教育

クィーンズランド州の学校における租税、財政教育のカリキュラムにおいては、「基本数学」と「経済とビジネス」の学習分野において租税の概念を教えており、これらは必修の学習内容である。具体的には、7 学年から 10 学年の間に、政府が生活水準を向上させるために、どのような経済政策を行っているかを学ぶ。その際の要点は以下の通りである。

- ・ 生活水準の向上のために行う財政・金融政策の事例。例えば、生産性向上施策、就業支援、租税、就労ビザ、移民、国債の売買等。
- ・ 所得再分配を目的とする政府の施策。例えば、年金、若年層への手当、失業手当、医療や教育等のサービス等。
- ・ オーストラリアがアジア地域の経済成長をどのように支えるのか。例えば、APEC 会議への参加等。
- ・ 最低賃金、政府支出、租税等、生活水準を向上させるための政府サービス。

この他にも、外部効果の例（財・サービスの生産や消費に伴う費用や便益が第三者や社会全体の福祉に影響する）を学び、政府がインセンティブの付与や規制を行うことによって、どのように外部効果が価格に与える効果を抑えられるのか等を調べる。

10 学年の数学では、数学の知識を実生活の中で使う能力が不可欠とされている。例えば、重要な概念「比率」を理解することで、ガソリンの消費、利子の支払い、租税や人口増加等の実生活上の幅広い問題を解決するための概念を身近なものとして学ぶ。

11 学年のビジネス（Business Study）の科目では、ファイナンシャル・リテラシーとして、租税を含む財政・金融の基本的な概念や GST（消費税）の基本的な計算を教えている。

11 学年と 12 学年では、選択科目の「会計」、「経済」、「数学」、「社会・コミュニティ」の科目の中で、租税について教えている。

「経済」の科目では、市場と経済モデルの中での重要概念として、租税を取り上げており、また、現在のマクロ経済政策のトピックとして、政府の財政政策、金融政策の概念、財政運営の評価や理論を取り上げている¹⁷⁴。学校の定期試験の例として、政府が課税最低所得水準と限界所得税率を変更した場合、消費者、企業及びオーストラリア経済の安定に与える影響を論ずるものがある（実際に、2012－2013 年の政府予算では変更がなされた）¹⁷⁵。

クィーンズランド州は、オーストラリア証券投資委員会（The Australian Securities Investment Commission: ASIC）¹⁷⁶を通じて、オーストラリア政府とマネースマート・ティーチング・プログラムの提供（MoneySmart Teaching National Partnership）に合意し

¹⁷⁴ クィーンズランド・カリキュラム評価機構による情報提供。

¹⁷⁵ クィーンズランド・スタディ機構（Queensland Study Authority）現在はクィーンズランド・カリキュラム評価機構に統合。https://www.qcaa.qld.edu.au/downloads/senior/snr_economics_10_syll.pdf

¹⁷⁶ ASIC の取組については本節 (3) 官民その他団体による租税・財政教育にて後述。

ており、マネースマート・ティーチング・プログラムは、オーストラリア政府の全額補助によって、州内の学校において利用されている¹⁷⁷。

学校現場においては、デジタル化されている学習指導要領にあたるナショナル・カリキュラムあるいは州のカリキュラムに従って教育が行われているが、教科書の利用や授業のスタイル等について、学校や教員に裁量が与えられている。あまり教科書を使わず、ディスカッションを中心に進める授業も珍しくない。

ある学校の政治（politics）の教員によると、8学年の最後に、自分たちの税金はどう使われているのかというディスカッションを行うことにしているということである。また、11学年の時、税金の計算を通じて所得税、消費税、メディケア税（Medicare Levy）を学ぶということであった¹⁷⁸。別の学校では、9学年の最後に、税金について1時間学ぶということであった¹⁷⁹。

また、授業におけるコンピュータの利用が進んでおり、ある学校では、低学年は教員のラップトップにインターアクティブのホワイトボードを接続して授業を進めており、インターネットへのアクセスも利用している。また、中・高学年では生徒一人一人がラップトップを使って授業が進められるとのことであり、このような形が一般的になっていると考えられる¹⁸⁰。

(2)税務部門による租税・財政教育

①オーストラリア政府税務局による租税・財政教育

ウェブサイトには教育ゾーン（Education Zone）を設け、「税金、退職年金とあなた：Tax, Super + You」というインターアクティブのオンライン教材を開発し、一般及び学校教育用に提供している。インターアクティブのプログラム、ビデオ、クイズを通じて、税金がどのように自分の日常生活に影響しているか、学ぶことができる¹⁸¹。

¹⁷⁷ QCAA による情報提供。教材の利用は任意である。

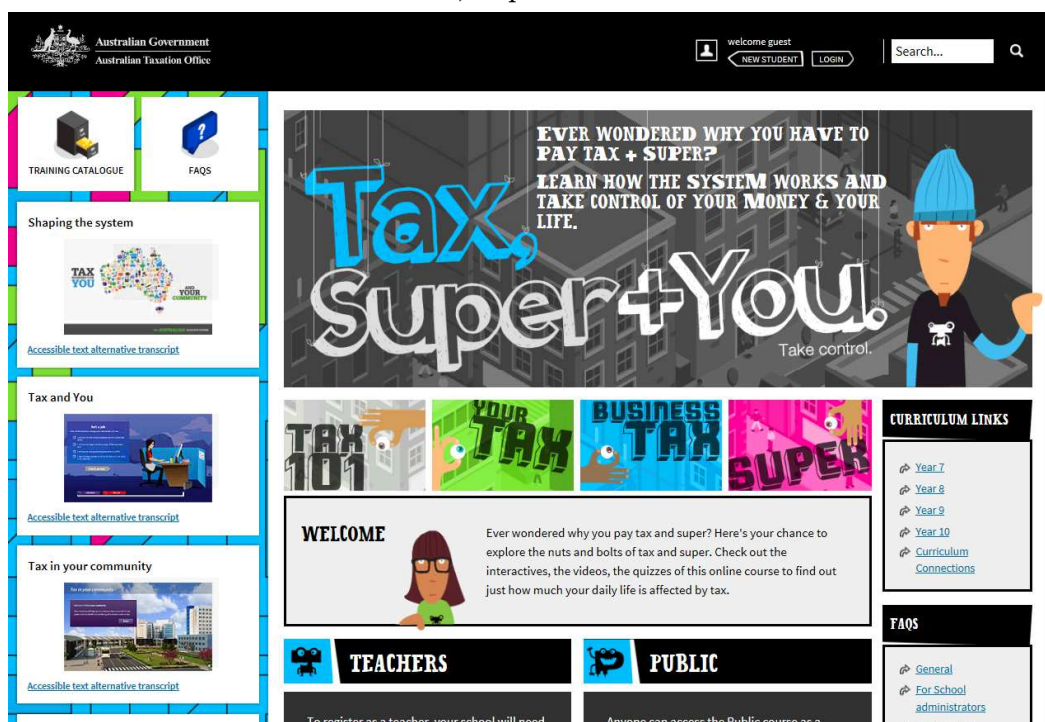
¹⁷⁸ Banksia Beach State School

¹⁷⁹ Ellenbrook Secondary College (Western Australia)

¹⁸⁰ Banksia Beach State School 教員からの情報提供による。

¹⁸¹ <http://www.ato.gov.au/General/Education-zone>

図表 146 : Tax, Super + You ウェブサイト



出所：オーストラリア政府税務局ウェブサイト（税金、退職年金とあなた：Tax, Super + You）

<インタラクティブのビデオクイズの一例>



- ・ 自分の部屋にいる女の子がそこにある物、たとえば、インターネットに接続しているコンピュータをクリックすると、その物が税金とどう関係しているかという問いと答えの選択肢が出るので、選ぶ。
 - 1 税金がかかっている。
 - 2 租税収入から補助がある。
 - 3 税金とは関係がない。
- ・ 正しいか間違っているかを示した後、正しい解答は1と2であるとしてその説明が続く。

- ・ 「租税収入の一部は、銅線ケーブルや光ファイバーのネットワーク等のインフラの整備に使われている。ほとんどの物品は、消費税（GST）10%がかかっており、インターネット接続も課税されている。」 こうして、インターネットへの接続は、税金収入からの補助があると同時に税金もかかっていることを学ぶ¹⁸²。

<「コミュニティと税金」ーインターアクティブ・アクティビティの一例>



- ・ 初めに、生徒は連邦・州・地方自治体の3つのレベルの政府が医療、ごみの回収等のサービスの責任をもつことを学ぶ。続いて、あるコミュニティに洪水の被害が発生したと仮定し、その危機的な状況において、地域の福祉、経済、環境を基準にして、適切に財源分配を行うことの難しさを学ぶ。このように、クイズやアクティビティを通じて授業や自習が進められる¹⁸³。

この教育ゾーンでは、オーストラリアの予算、税収と支出、税制の変遷、国、州、自治体の関係、税の種類等をわかりやすく説明し、税と退職年金の関係、納税者番号、納税申告、法人税、GST、退職年金についても扱っている。

誰でもオンラインでアクセスでき、登録すれば、クイズやフォーラムに参加できる。ナショナル・カリキュラムの7～10学年にリンクしており、どの学年のどの科目が関連しているかが一目でわかる¹⁸⁴。

政府税務局は、オーストラリア・カリキュラム評価報告機構（Australian Curriculum Assessment and Reporting Authority: ACARA）及びASICと同意書を交わしており、「税金、退職年金とあなた」は、2017年に正式にナショナル・カリキュラムの一部になり、電子化されたナショナル・カリキュラムには、「税金、退職年金とあなた」へのリンクがつ

¹⁸² <https://www.taxsuperandyou.gov.au/content/interactive-tax-and-you>

¹⁸³ <https://www.taxsuperandyou.gov.au/content/accessible-transcript-activity-a42-tax-your-community> 及び学校教員による情報提供。

¹⁸⁴ <https://www.taxsuperandyou.gov.au/>

例えば7学年のカリキュラムは以下を参照。

https://www.taxsuperandyou.gov.au/sites/default/files/Year_7.pdf

けられ内容を確認できるようになっている¹⁸⁵。学校において教員が授業に適した形で利用することが可能で、また、生徒が自宅でアクセスすることもできる。

(3)官民のその他団体による租税・財政教育

①ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略 2014-2017

オーストラリアにおける、ファイナンシャル・リテラシー教育の観点からの租税・財政教育の充実の基盤となっているのが、政府機関や企業・業界団体、NPO 等が連携して策定した「ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略 2014-2017」である。この策定の背景として、オーストラリア社会が成熟し、ファイナンシャル・システムが発展したことにより、ファイナンシャル・リテラシーが、消費者・投資者双方にとって、重要なスキルであることが認識されたことがある。コミュニティの中でファイナンスの知識・理解のあるグループとないグループで老後の生活資金の確保等に大きな差が生じているとのことである。

この戦略の推進にあたり、重要な役割を担っているのが ASIC であり、毎月、関係団体との連絡会議を開催する等戦略の中心的役割を担っている¹⁸⁶。

¹⁸⁵ 税務局年次報告 2016-17

¹⁸⁶ 2008 年にファイナンシャル・リテラシー財団の役割が ASIC に移されたことを受け、理事会の承認の下、ASIC が 2011 年にファイナンシャル・リテラシーに関する最初の戦略を策定していた。これを 2013 年に見直し、現在の戦略が策定された。

ASIC ウェブサイト <http://www.financialliteracy.gov.au/supporters/government>

図表 147：ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略
ファイナンシャル・リテラシー理事会

政府機関（例）	企業・業界団体（例）	コミュニティ・NPO 団体（例）
・ 政府証券投資委員会 (Australian Securities & Investment Commission) ・ 税務局 (Australian Taxation Office) ・ 福祉サービス局（仮訳） (Department of Human Services) ・ 社会福祉局（仮訳） (Department of Social Services) ・ オーストラリア準備銀行 (Reserve Bank of Australia)	・ ANZ 銀行グループ (ANZ Banking Group) ・ オーストラリア銀行協会 (Australian Bankers' Association) ・ オーストラリア小売クレジット協会 (Australian Retail Credit Association) ・ 退職年金協会 (The Association of Super Annuation Funds) ・ コモンウェルス銀行 (Commonwealth Bank) ・ ファイナンシャル・プランニング協会 (Financial Planning Association) ・ 保険ブローカー協会 (National Insurance Broker Association) ・ ウェストパック・デビッドソン研究所 (Westpac Davidson Institute)	・ 10thousandgirl [若い女性向け団体] ・ 消費者法センター (Consumer Action Law Centre) ・ ファイナンシャル・カウンスリング・オースラリア (Financial Counselling Australia) ・ ファイナンシャル・リテラシー・オーストラリア (Financial Literacy Australia) ・ ファイナンシャル・オンブズマン・サービス (Financial Ombudsman Service) ・ クレジット・投資オンブズマン (Credit and Investments Ombudsman) ・ アボリジニー・消費者援助ネットワーク (Indigenous Consumer Assistance Network) ・ The Salvation Army [チャリティ団体]

出所：ASIC ウェブサイトを基に日本総研作成

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

政府機関については、租税、金融、福祉関係の団体が、学校教育へのサービスや一般への情報提供を行っている。企業・業界団体については、大手金融機関、金融業界団体等が情報提供や学校教育へのサービス提供を行っている。コミュニティ・NPO 団体については、消費者団体、コミュニティサービス団体、チャリティ団体等が、それぞれターゲットとする層（中高生、若年層、低所得層、経済的問題を抱える人、特定地域等）に対して情報提供、研修、カウンセリング等を実施している。

以下、ファイナンシャル・リテラシー戦略に参画している機関による租税・財政教育の例を記す。

(ア) オーストラリア政府証券投資委員会 (Australian Securities & Investments Commission: ASIC)¹⁸⁷による租税・財政教育

ASIC はファイナンシャル・リテラシー向上の推進において重要な役割を果たしており、その活動の概要については以下の通りである。

1. 「消費者とファイナンシャル・リテラシー」の枠組み

2005 年の OECD の提言 を受けて作成された「消費者とファイナンシャル・リテラシー」の枠組みは、ASIC によって 2011 年に改訂されている。この枠組みの目的は、次の通りである。

- ・ 学校教育課程において「消費者とファイナンシャル・リテラシー」を位置付ける。
- ・ 「消費者とファイナンシャル・リテラシー」を生涯学習として支援する。
- ・ 小学校準備課程から 10 学年までの学校カリキュラムに組み込み、学習の向上を支援する。

この中で、学年ごとにファイナンシャル・リテラシーの学習ポイントが示されている。例えば 8 学年におけるポイントは次の通りである。

- ・ 実生活における消費者の権利と責任を検討する。
- ・ 現金、クレジットカード、先払い、オンライン等異なる支払い方法の長所と短所を検討する。
- ・ 広告やソーシャルメディアを使って消費者の意思決定に影響を与えるマーケティング戦略を説明する。
- ・ 政府とコミュニティのボランティア部門が、経済的な支援を必要とする人々へ援助を行うことの費用と効果を学ぶ。

¹⁸⁷ ASIC は企業、市場、金融サービスの規制を行う独立政府機関である。

また、選択科目となる 10 学年では、所得を得て税金を払うことが、広く経済と社会に対してどのような意義があるのかを学ぶことが一つのポイントになっている。

2. ナショナル・カリキュラムとファイナンシャル・リテラシー

最近、ナショナル・カリキュラムは、「消費者とファイナンシャル・リテラシー」に関連づけるポータルサイトを開設した。このサイトでは、政府税務局の「Tax, Super+You」のプログラム及び ASIC のマネースマート・ティーチング・プログラム等へのリンクが貼られている。マネースマート・ティーチング・プログラムは、学校を通じた金融経済教育を支援することを目的としており、授業教材の提供や教員向けの研修等を行っている。

3. ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略 2014-17 アクション・プラン

ASIC は戦略のアクション・プラン を定め、戦略全体の推進を図っている。例えば次のような取組を進めている。

- ・ 「消費者とファイナンシャル・リテラシー」の枠組みを 11 学年と 12 学年にも拡大することを働きかける。
- ・ マネースマート・ティーチング・プログラムの研修受講実績を少なくとも 20,000 人以上とする。
- ・ 学校の生徒を対象とする無料のワークショップを行う。
- ・ 教材の情報を携帯電話で扱えるようにする。
- ・ 家で「お金」の話をするように生徒の親に働きかける。
- ・ 政府が補助する他のプログラムやサービスの提供機関と協力する。
- ・ 戦略に参加する団体とプレゼンテーションの協力や情報の共有を行う。
- ・ 関係団体のネットワーク、フォーラム、ワークショップを通じて、協力関係を強める。
- ・ 国際的なフォーラムに積極的に参加する。
- ・ 引退した高齢者等に投資のリスク等について理解を深めるように働きかける。
- ・ 金銭問題を抱える人やハンディがある人に実用的な指導や支援を行う。
- ・ ファイナンシャル・リテラシーに関する調査を行う。
- ・ OECD の資料を使ってプログラムの評価を行う。

関係団体のフォーラムにおいては、戦略の進行状況のハイライトが示される。2015 年にシドニーで開催されたフォーラムでは、中心となっている約 150 の団体が参加した。

(イ)福祉サービス局

個人のファイナンスの管理についての情報提供、カウンセリングサービスを行っており、

税金滞納についての相談も受けている。

(ウ)コモンウェルス銀行 (Commonwealth Bank)

生徒のファイナンシャル・リテラシーを向上させるため、スタート・スマートプログラム (Start Smart Program) を小学生・中高校生・職業訓練校学生向けの3種類作成し、ワークショップの開催または学校への教材提供を行っている¹⁸⁸。

中高生の生徒向けのワークショップのトピック例

- ・ 初めての仕事
- ・ 従業員の権利と責任
- ・ 賞与
- ・ 課税基準額
- ・ 納税者番号と納税申告
- ・ 給与明細の確認

(エ)ウェストパック銀行のデビッドソン研究所 (Westpac Davidson Institute)

ウェビナー (2方向ウェブカンファレンス)、ビデオ、さまざまなツールを使って、個人のファイナンスを管理する方法を教える¹⁸⁹。

(オ)10thousandgirl (NPO 団体)

若い女性 (18~45 歳) を対象に、ファイナンシャル・リテラシーを向上するため、ライフ・プランの作成を指導する。有料でオンライン講座、ワークショップ、ローカル・グループへの参加等を提供する。学習のトピック例としては、「日常のお金管理」「保険の見直し」「投資と貯蓄」「個人的な借金の返済」「基本的な税金の理解」といったものがある。

②オーストラリア・ビジネス教育 (Business Educators Australasia: BEA) による租税・財政教育

ファイナンシャル・リテラシー戦略の外の民間団体として、オーストラリア公認会計士協会 (CPA) の関連団体であるオーストラリア・ビジネス教育 (Business Educators Australasia: BEA) がある。

政府税務局は、BEA 及びオーストラリア教育訓練省と協力して、「Tax, Super + You」の教材を開発した。また、BEA は、2011 年に改訂された「オーストラリア消費者及びファイナンシャル・リテラシーの枠組み」(National Consumer and Financial Literacy Framework) を推進し、ナショナル・カリキュラム及び教材の開発、提供にも関わってい

¹⁸⁸ <http://www.startsmart.com.au/home/startsmart-programs/>

¹⁸⁹ <https://www.davidsoninstitute.edu.au/>

る。生徒が 10 学年までに、連邦、州及び地方自治体の政府のそれぞれの性格とその政策の影響を理解、評価し、財政支出増加の乗数効果やどのようにオーストラリアの所得、生産及び雇用を向上させるかを説明できるレベルになることを目指すとしている¹⁹⁰。

③オーストラリア教育サービス（Education Services Australia）のサービスによる租税・財政教育（市民教育的側面）

政府系の非営利団体であり、学校を始めとする教育機関へのサービスを行っている。教育に関する調査研究、カリキュラム・評価の開発、教材の開発・提供等を行っている¹⁹¹。特にデジタル教材スクートル（Scootle）は、ナショナル・カリキュラムに対応しており、ほとんどの州の学校で使われるようになっている¹⁹²。

また、市民（公民）教育のウェブサイト（Civics and Citizenship Education）を運営しており、市民（公民）教育に関する教材、情報、活動の機会提供や教員、学生、生徒の親等との連携を図っている¹⁹³。

(4)その他特徴的な租税・財政教育

オーストラリアは移民国家であり、移住して間もない成人移民に対して、オーストラリア政府は職業訓練校である TAFE（Technical and Further Education）において、無料の英語の授業（Adult Migrant English Program: AMEP）を提供している。510 時間を上限に、オーストラリア全国の 250 校で授業が行われており、授業時間中には無料の保育サービスも受けられる。

このプログラムに付随して、永住権を獲得するための試験対策も行われており、その中で、市民権に伴う責任と権利、オーストラリア社会への参加、連邦、州、地方自治体 3 つのレベルの政府の役割と相互の関係についても触れられている。

オーストラリア政府移民・国境警備局（Department of Immigration and Border Protection）は、オーストラリア市民権の試験の教材として、次の 3 つを柱にビデオを交えた情報提供を行っている¹⁹⁴。

1. オーストラリアとその人々
2. オーストラリアの民主主義、権利と自由

この中の「オーストラリア社会への参加」の部分に、納税がオーストラリアのコミュニティに貢献する重要な方法と位置づけている。税金が医療、教育、防衛、道路、鉄道、社

¹⁹⁰ <https://www.bea.asn.au>

¹⁹¹ <http://www.esa.edu.au/projects/>

¹⁹² <http://www.esa.edu.au/projects/scootle>

¹⁹³ <http://www.civicsandcitizenship.edu.au>

¹⁹⁴ <https://www.border.gov.au/Trav/Citi/pathways-processes/Citizenship-test>

会の安全のために使われており、働いて税金を納めることにより、こうした重要なサービスを支えることができる。州政府や地方自治体もサービスの提供のために課税を行っている」とある。

3. オーストラリア政府と法律

(5) 租税・財政教育の実施状況

税務局は、ウェビナーによって、あるいは学校への出前講座として、生徒や学校のスタッフに、**Tax, Super + You** の使い方、納税者番号、税金と退職年金、納税申告についてのセミナーを提供している。年次報告 2015-16 によれば、350 の学校にウェビナーあるいは訪問によって、サービスを提供した。

今後、政府税務局のインターアクティブのオンラインプログラム「**Tax, Super +You**」やビデオ提供を主とする ASIC の「**Money Smart Teaching Program**」の利用が今後、拡大していくと見られる。

また、金融機関が提供する学校用プログラムの例として、コモンウェルス銀行の「スタート・スマート・プログラム」は、2016 年に 595,369 人の学校生徒に教育を行った実績を持つ。このプログラムの 9～11 学年向けのプログラムの一つ **Start Earning** のワークショップは、45～60 分の参加型の授業で、課税基準額、納税者番号、納税申告を含め、働き始めると関わる税について学習する。ビデオやクイズ等様々なツールを使って、生徒たちが収入を得た際の生活について学習を行う。

このような授業を行うための教材を教員に提供することも行っており、そこには、レッスン用ビデオ、カリキュラムに対応したレッスンプラン、生徒が楽しみながら学べるアニメーション教材が含まれている。

ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略の年次報告 2014-15 において、戦略の進行状況 2014-15 の概要が報告されている。

- ・ ASIC のマネースマート・ティーチング・プログラムの研修に 4,000 人の教員が参加。
- ・ オーストラリアの学校の 1/3 が上記プログラムを利用。
- ・ コモンウェルス銀行のスマートスタート・プログラムに 30 万人の生徒が参加。
- ・ ASIC のマネースマートのウェブサイトには 500 万人がアクセス、15 万人が携帯等のアプリケーションをダウンロード。
- ・ 17 万人が政府人材サービス省 (Department of Human Services) のインフォメーションサービスに相談。
- ・ ANZ 銀行の マネーマインド (MoneyMinded) プログラムに 53,200 人が参加。
- ・ ナショナル・ファイナンシャル・カウンセリング・ヘルプライン (National Financial Counselling Helpline) に 14 万人が電話。

- ・ 12 万人がファイナンシャル・カウンセリング・オーストラリア(Financial Counselling Australia) による対面のファイナンシャル・カウンセリングを受ける。
- ・ ナショナル・フォーラム（ビデオ会議）に 850 人のメンバーが参加し、調査、プログラム、プロジェクトに関する情報交換を行う。

5-2-3. 租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況

(1) 州政府による研修

一般的な教員の研修については、クィーンズランド州では、教育訓練省やカリキュラム評価機構が、カリキュラムの変更があった時等にワークショップを行っているということである¹⁹⁵。ある学校では、年 30 時間を研修時間の目安として、校内で科目のリーダーによる研修等に自由に参加するということである¹⁹⁶。

(2) オーストラリア教育・学校研究機関（Australian Institute of Teaching and School Leadership）¹⁹⁷による研修

オーストラリア教育・学校研究機関は連邦政府によって設立された公社で、連邦政府の補助金を受けて運営されている。新任教員の研修、校長のリーダーシップ研修等に力を入れているほか、様々な教材を提供している。

(3) その他官民の団体による研修

消費生活やファイナンシャル・リテラシーについて、ASIC を始めとした民間団体も含め、多くの団体が教員向けの教育研修をしている。オンライン研修が中心であり、ウェビナーと呼ばれるオンラインセミナーが行われている。その他にも、学校において出前ワークショップ、教材提供等を行っている。

ASIC では、ファイナンシャル・リテラシーの推進の重点を学校教育に置いており、そのために、学校教員に対してマネースマート・ティーチング・プログラムの研修及び教材提供する等の支援活動を活発に行っている。

オーストラリアの教員研修システムにおいては、教員は州ごとに登録を行い、最低 20 時間の研修時間の確保が保障されている。認定された研修のうち、どの研修を選ぶかは原則として教員が選択する。マネースマート・ティーチング・プログラムは、認定研修として認められている。

ASIC は、研修に参加してマネースマート・ティーチング・プログラムを利用するよう、学校の校長や研修担当教員に対し、フェイスブック、ツイッター、電子版ニュースレターで呼びかけている。研修は、会議等の機会に行われる対面の研修とオンラインによる研修があ

¹⁹⁵ クィーンズランド・カリキュラム評価機構（Queensland Curriculum and Assessment Authority: QCAA）による情報提供。

¹⁹⁶ Dolby State High School 教員による情報提供。

¹⁹⁷ <http://www.aitsl.edu.au/>

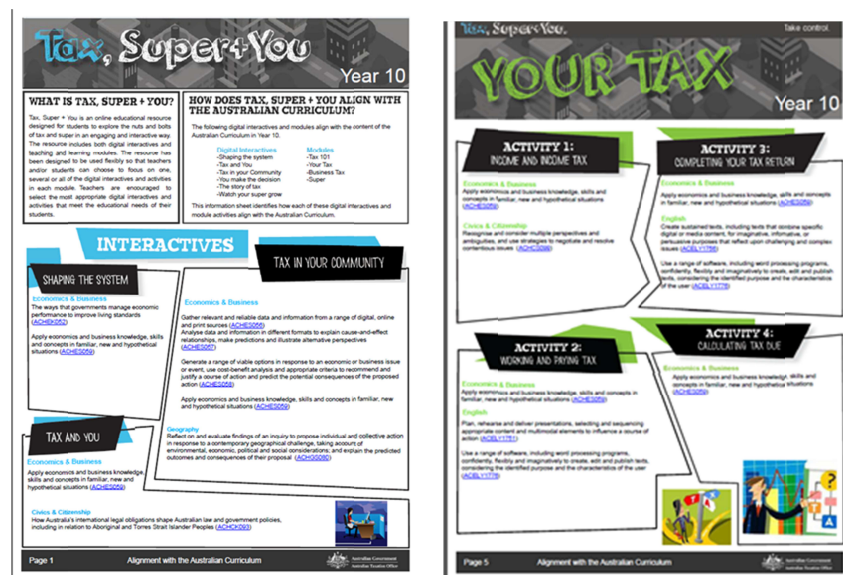
る。2時間の入門研修には、過去2年間で800人の教員が参加し、2011年から数えると20,000人の教員が受講している（5時間のオンライン研修の講座もある）。

この研修、プログラムは、数学、経済、ビジネス等の教科の教員に限定したものでなく、全ての教科の学習において、フィナンシャル・リテラシーの教育を織り込むことを目的にしている。例えば、日本語の授業において、日本でショッピングする場合に、外国の通貨の支払いという要素を盛り込み、語学の勉強の中にファイナンシャル・リテラシーの勉強も含まれるようにする、等である。

教員への教材提供は、ビデオ、オンライン教材等学年別に様々なトピックを用意している。現在、オーストラリアの学校ではICTの活用が進んでおり、インターアクティブなデジタル・ホワイトボードやタブレット等を利用し、オンラインで授業を進める場合も少なくないとのことである。

5-2-4. 租税・財政教育で用いられる教材例

図表 148: 「税金、退職年金とあなた: Tax, Super + You」での教員向け授業ガイド
(10年生向け)



出所: オーストラリア政府税務局ウェブサイト (税金、退職年金と君: Tax, Super + You)

図表 149: 数学の教科書の例

(左: 「消費者金融と投資」分野の目次、右: 不動産投資の際の課税についての計算)

Chapter 3 — Consumer credit and investments	42
Skills check	42
Exercise 3A — Flat rate interest	42
Investigation — Flat rate interest loan calculator	44
Exercise 3B — Home loans	45
10 Quick Questions 1	50
Exercise 3C — The cost of a loan	51
Investigation — Researching home loans	52
Investigation — Constructing a loan repayment schedule using a spreadsheet	52
Exercise 3D — Loan repayments	53
Investigation — Loan repayments	53
Exercise 3E — Bonds, debentures and term deposits	53
Exercise 3F — Bank savings accounts	55
10 Quick Questions 2	61
Exercise 3G — Investing in real estate	62
Investigation — Rent or buy?	64
Exercise 3H — Investing in the stock market	64
Exercise 3I — Graphing share performance	66
History of mathematics — The Wall Street Crash	66
Research	66
Investigation — Stockmarket	66
History of mathematics — The Dow Jones Industrial Average	66
Average	66
Research	66
Chapter review	66

Exercise 3G — Investing in real estate

- 1 a Sale price = \$79 950
Commission = 5% of \$18 000 + 2.5% of (\$79 950 - \$18 000)
= \$900 + 2.5% of \$61 950
= \$900 + \$1 548.75
= \$2 448.75
 - b Sale price = \$128 250
Commission = 5% of \$18 000 + 2.5% of (\$128 250 - \$18 000)
= \$900 + 2.5% of \$110 250
= \$900 + \$2 756.25
= \$3 656.25
 - c Sale price = \$462 000
Commission = 5% of \$18 000 + 2.5% of (\$462 000 - \$18 000)
= \$900 + 2.5% of \$444 000
= \$900 + \$11 100
= \$12 000
- 2 a GST on \$2 448.75 = 10% of \$2 448.75
= \$244.88
 - b GST on \$3 656.25 = 10% of \$3 656.25
= \$365.63
 - c GST on \$12 000 = 10% of \$12 000
= \$1 200

出所: John Willy & Sons Australia 「MATHS Quest MATHS A FOR QUEENSLAND」

5-2-5.租税教育を進める上での工夫点

市民科等の社会科系の科目のみならず、経済、数学といった科目において、実践的な学習を行っている。個人にとって具体的な税との関わりを学習することができ、生徒の税に対する理解を深める一助となっている。

オーストラリアでは、ファイナンシャル・リテラシー教育の重要性が認識されており、租税・財政教育もそうした金融、経済についての学習と合わせて近年充実が図られている¹⁹⁸。10 学年までの義務教育期間では、「数学」の科目において、租税を含む実生活におけるマネーとファイナンスについて学び、「経済学及びビジネス」の科目において、政府が人々の生活水準を向上させるための政府の財政・金融政策の一環として租税が扱われている。

政府税務局は、学校における租税教育に力を入れており、インターアクティブのオンラインプログラム「Tax, Super +You」によって教材提供、教員の研修等を拡大している。身近な経済活動を通じて、クイズやアクティビティを用いて税金について学ぶことができる。また、ASIC が提供する「マネースマート・ティーチング・プログラム」を利用する学校も増えており、実生活における個人のファイナンス管理について学べるようになっている。

また、金融機関や多くの民間団体もファイナンシャル・リテラシーの向上を目指して、学校教育への教材提供、教員研修等を行っている。ASIC が主導し、政府機関、企業・業界団体、NPO・コミュニティ団体が各々のプログラムを提供するナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略の進展に従い、提供される教材の利用が進むと考えられる。

さらに、ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略によって、政府機関、企業・業界団体、NPO・コミュニティ団体は、一般の人々やコミュニティに対しても多くのプログラムを提供しており、その利用の拡大が期待される。

¹⁹⁸ オーストラリア教育・訓練省による情報提供。

5-3. 税務広報

5-3-1. 税務広報の概要

(1) 租税に関する情報提供

税務局による広報の目的は、租税と退職年金制度に積極的に参加を促すことにより、オーストラリアの経済及び社会福祉に貢献することであるとしている¹⁹⁹。

オーストラリア税務局は納期の案内、税金の使途、税制度、税務局組織の規模・実績・特徴・目標等について広報活動を行っている。活動実績として、税込、管理費、タックスリターンの総額、個人納税者数、自営業者納税者数、大企業と多国籍企業数、退職年金に関するデータ等の公開を行っている。

情報提供の方法としては、申告書への同封説明書、納税領収書への同封説明書、政府税務局ウェブサイト、財務省ウェブサイト、TV、ラジオ、ビデオ配信、ソーシャルメディア、スマートフォン、タブレット向けのアプリケーション、地域図書館を利用した情報提供等、多様な機会を捉えて広報を行っている。また、政府税務局は、情報提供の電子化を強力に推進している。

2014 年の納税時期に、税務局が YouTube で公開した電子納税申告の説明動画は 100 万回以上の視聴があり、フェイスブックの税金詐欺についてのお知らせには、240 万のアクセスがあった²⁰⁰。

図表 150：オーストラリア政府税務局の広報活動

広報媒体	種類	概要	実施時期
紙媒体	・納税領収書及び添付の説明書 ・ダイレクトメール（主に事業者向け）	・領収書に「税金の使途を示すグラフ」を添付	納税時期等
税務局ウェブサイト	・税務局広報の基盤	・税務局全般にわたる情報（制度、手続き、事業活動実績等、動画が多数含まれる） ・動画ニュース ・長官スピーチ ・個別テーマキャンペーンの展開	常時
ラジオ テレビ	・納税状況や税務局の活動のお知らせ	・長官によるお知らせ ・個別テーマキャンペーンの展開	随時

¹⁹⁹ 政府税務局広報担当からの情報提供による。

²⁰⁰ 政府税務局ウェブサイト

<http://www.ato.gov.au/About-ATO/Access-accountability-and-reporting-the-community/Our-effectiveness>

広報媒体	種類	概要	実施時期
ソーシャル メディア: フェイスブ ック ツイッター YouTube	・税務局の情報全般 ・注意喚起（詐欺について等）	・税制度、手続き等の説明 ・税務局活動のお知らせ ・動画を多数利用 ・個別テーマキャンペーンの展開	常時
SMS	・個別納税者へのお知らせ	・納税時期のお知らせ（遅れがちな納税者向け） ・納税申告の処理状況 ・納税申告の遅れた納税者に返済のオプションを提示	納税申告時期等
電子メール	・個別納税者へのお知らせ	・納税者の myGov アカウント等に同上のお知らせを送信 ・個別テーマキャンペーンの展開	納税申告時期 随時

出所：オーストラリア税務局ウェブサイトを基に日本総研作成

個別のテーマによるキャンペーンにおいては、複数の広報媒体が使われることが多い。税務局が 2014 年に行った退職年金（superannuation）についての 3 週間のキャンペーンを例にとる²⁰¹。退職年金制度は税制に深く関わっているが、女性の積立額が男性に比べて非常に少ないということが社会問題になっている。

図表 151：退職年金（superannuation）についてのキャンペーンでの広報活動

女性問題の会議や「女性の日」に合わせた広告
 女性雑誌への記事掲載
 税務局のウェブサイトにキャンペーンビデオを掲載（37,000 の視聴）
 リンクトイン（LinkedIn）等の有料オンライン広告を利用
 フェイスブックにキャンペーン掲載（14,000 の閲覧）
 ニュースレター発信（190,000 通の電子メール）

出所：オーストラリア税務局ウェブサイトを基に日本総研作成

²⁰¹ 税務局ウェブサイト

(2)納税に関する相談・サポート体制

①オーストラリア税務局による納税に対する相談・サポート体制

政府税務局は、所得税納税申告時期（7月から10月）に、各地でボランティアによる納税支援サービスを行っている。税務局が訓練した資格のある地域のボランティアが、年間所得が50,000豪ドル以下の個人を対象に、オンライン納税システム **myTax** を使って申告を手伝う仕組みである。2016年には、40,000人がサービスを利用した実績がある²⁰²。

クィーンズランド州モートンベイ広域自治体では、2016年所得税納税申告時期（7月から10月）に、市内8か所の図書館でこうした支援を行った²⁰³。

②税理士に対するサポート

納税申告において税理士の果たす役割が大きいことから、ATOは、税理士に対する指導、支援を行っている。

2016年の初めには、新規に開業した者等250か所の税理士事務所を訪れて、実際にオンライン納税申告のやり方等実務の指導を行った。

また、2016年には、税理士が納税申告をするのに使われる新しいシステム「税理士納税サービス」(**The practitioner lodgement service**)が開発され、過去の納税申告データ等税務局のデータが税理士のシステムに提供され、税理士が容易に納税申告業務を行えるようにしている²⁰⁴。

③身近な場所に臨時オフィス (ATO pop up offices) ²⁰⁵

2016年の納税申告時期に、全国のショッピングセンター30か所に臨時オフィスを設置し、税金に関する質問を受け付けるとともにATOのデジタル・サービスの普及を図った。

(3)その他特徴的な普及啓発活動

①オーストラリア税務局によるICTを活用した広報活動の強化

オーストラリアでは、近年、納税を中心とする税務システムのデジタル化、オンライン化の進展が著しく、2015年には納税オンラインシステム **myTax** による申告が1,800万件に上り、460万人が税務局アカウントを **myGov** アカウントに接続した²⁰⁶。

デジタル化、オンライン化等新たなシステムによって納税が容易、確実、迅速になり、サービス向上につながるとして、納税者に理解を求め、その積極的な利用を促すことが、現在の税務広報の主たる目的の一つであると考えられる。

また、管理コストも大幅に削減し、2015年の削減額は2億9,770万豪ドルとしている²⁰⁷。

²⁰² 税務局年次報告 2015-16

²⁰³ Moreton Bay Regional Council ウェブサイト <http://www.moretonbay.qld.gov.au/libraries/tax/>

²⁰⁴ ATO 年次報告 2015-16 P35

²⁰⁵ ATO 年次報告 2015-16 P21

²⁰⁶ 税務局年次報告 2015-16

²⁰⁷ 税務局年次報告 2015-16

税務システムのデジタル化、オンライン化及び人々が日常的に使うメディアの変化に伴って、税務局の広報媒体も以下のように大きく変わりつつある。

- ・ ウェブサイト等における動画の多用
- ・ ソーシャルメディアの利用（フェイスブック、ツイッター、YouTube）
- ・ SMS、個人宛て電子メールを利用
- ・ 税控除のツール等携帯やタブレットの利用を便利にするアプリの提供とその使い勝手の向上
- ・ ボイス認証等のセキュリティの向上

デジタル化、オンライン化により、納税者に対するアドバイスや手引きも個人の状況に合わせて行うことが容易になっている。2015-16年の納税時期には、50万人以上の個人納税者に対して申告手続きが終了し、納税額が確定したことが通知されている²⁰⁸。

政府税務局は、納税申告を容易にするための施策として、スマートフォン、タブレット等のアプリの普及、税控除を計算するツールや安全なボイスプリントのシステムの導入、同業のビジネスとの比較データが見られること等を挙げている²⁰⁹。オンライン申告をした後は、トラッキングすることもできる。より簡単に納税や退職年金のオンラインシステムを使えるよう、常に最新の情報技術の導入を図るとしている。

ATO のウェブサイトは「税制度への積極的な参加の促進」として、人々が容易に参加できるようにすること及び最新のサービスを提供できるように IT システムに投資することが重要としており、次の点を挙げている²¹⁰。

- ・ 税金の支払いをスムーズにするために、通知の表現等を変えて納税者とのコミュニケーションを改善する。実験的に、督促状に「ほとんどの納税者は全額払っており、債務を払わない者はコミュニティに対して義務を果たしていない」という文を入れるとともに「もし直近の 7 日以内に満額を支払っているのなら、この通知を捨ててください」と表現を入れると、納付率が数%上昇することがわかった。
- ・ 政府のデジタル化戦略に従って、紙からインターアクティブのオンラインのコミュニケーションに移行する。
- ・ オンライン納税の場合に一部データを入力しておいて納税者の申告の手間を少なくしたり、アドバイスの手紙によって納税者の行動を変化させる。
- ・ フェイスブック、YouTube 等ソーシャルメディアを積極的に活用して、納税時期等に直接、人々に納税手続きに関する情報やキャンペーン情報を送るほか、常時、税サービ

²⁰⁸ 税務局年次報告 2015-16、Performance Reporting

²⁰⁹ 税務局ウェブサイト <https://www.ato.gov.au/general/online-services/ato-app/>

²¹⁰ <http://www.ato.gov.au/about-ato/access,-accountability-and-reporting/informing-the-community>

スについて教育を行っている。これによって、コミュニティがより有用な情報を得て租税システムに容易に参加することが可能になり、強制的な処置や煩雑な手続きを減らすことになっている。

- ・ 実際に、納税オンラインサービスの利用や SMS 等デジタルのメディアによって早期に納税者に連絡することにより、納期内支払率の向上や税債務の減少が見られているとする²¹¹。

環境の変化に対応して、オーストラリアの税務システムはデジタル化、オンライン化といった大きな変革に挑戦している。2014 年を区切りに、新たな方向へと進みつつある税務行政において、税務広報は大変重要な役割を担っている。納税者の一層の理解を求めていく必要があることから、税務行政がどのように変化し、納税者にとって税務サービスがどのように向上するのか、税務局はウェブサイトにおいて長期的な変化の展開及び 2015 年以降の年ごとの施策を示している²¹²。こうした変化に伴い、問題が発生することもある。2017 年 2 月上旬には、ハードウェアの問題により税務システムがダウンし、週末をはさんで復旧に数日を要した。2016 年 12 月にもシステム・ダウンがあり、大きな問題となった。デジタル化、オンライン化の推進には、そのシステムへの信頼性を確保する広報が欠かせない。さらに、高齢者等こうした変化に対応するのが難しい納税者への配慮も必要であり、今後具体的な施策を講じることが求められている。

長期的なビジョンを基に、段階を踏んだきめ細やかで多様な広報戦略がさらに必要とされていると考えられる。

²¹¹ 政府税務局年次報告 2015-16 実績報告 <https://annualreport.ato.gov.au/>

²¹² 税務局ウェブサイト

<https://www.ato.gov.au/About-ATO/About-us/Reinventing-the-ATO/Program-blueprint-summary/>

図表 152：租税と退職年金システムの進化に向けた青写真

	1986 年以前	1986-2014 年	2020 年以降に向けて
環境	PC なし インターネットなし TV と印刷物	PC インターネット・携帯電話 人々の期待が変化	グローバリゼーション デジタル経済 ソーシャルメディア コミュニティの期待が急速 に変化
税務行政	ATO の評価 (全ての情報開示に基づ く)	自己評価 (正確・適正なステートメントに 基づく)	新たな自己評価 (統合デジタルソリューシ ョン、より強固な関係)
顧客対応	窓口、郵便、電話	コールセンター 現場サービス デジタル・サービス開始	適正なサービス・適正なタ イミング
行政の姿勢	基準を設定し、収入を確保 する	相互の義務に合意し、収入を確保 する	コミュニティの基準と期待 をふまえて、納税者の正確 な税の支払いを確保する
職場の あり方	個人、厳格な手続き、規定 に重点を置く	チーム、多様なスキル、厳格な手 続き及び規定により重点を置く	個人とチームによる柔軟で 高めあうネットワーク
組織形態	地域別の部局	マーケット別の部局	顧客全体、政府全体、税務 局全体
主たる媒体	紙に記録	紙から電子媒体へ	統合デジタル・ソリューシ ョン
ビジネス・ デザインの 主眼	内向き	コミュニティの声を聴く	手続き等を容易にして、積 極的な参加を促進
リスクの 考え方	リスクを許容しない	リスク回避	適切なリスク管理
リスクの 取り扱い	リスクによって区別せず、 ランダムに選ぶ	コンプライアンス・モデル及びリ スク選別基準による	それぞれのリスクに合わせて 適切に対応する
コンプラ イアンス の重点	100%評価	リスクに基づいて確認し、監査す る	自主的なコンプライアンス の増加

出所：オーストラリア税務局資料を基に日本総研作成

上記表に記されているように、税務行政や顧客対応等において ICT を活用し、より迅速で、個人に対して最適化したサービスを提供できるよう改善を進めている。

(4) 租税・財政教育に対する予算・費用

ATO 年次報告 2015-16 によると²¹³、同年の税務広報にかかった費用の総額は約 650 万豪ドルであり、内訳は下記の通りである。

図表 153：2015-16 年の税務広報費用内訳（抜粋）

（単位：豪ドル）

広告費合計	\$62,674
（内）“Aggressive Tax Planning”キャンペーン ⁶⁶	\$19,690
ダイレクトメール費合計	\$1,127,238
（内）一般出版物発送	\$1,111,885
各種メディアを使ったキャンペーン費合計	\$1,987,144
（内）オンライン納税申告キャンペーン（2015）	\$219,985
（内）ATO アプリキャンペーン	\$49,855
市場調査費合計	\$3,359,158
（内）ATO スタッフのデジタル能力調査	\$152,460
（内）公平性の認識調査2016	\$411,114
（内）デジタル化推進戦略第2段階	\$140,360
（内）納税者コンプライアンス行動調査	\$138,067
総費用合計	\$6,536,214

出所：オーストラリア税務局資料を基に日本総研作成

この費用を前年及び前々年と比較すると²¹⁴以下の通りであり、過去3年間、広告費、ダイレクトメール費、メディア・キャンペーン費が急減し、総費用も大きく減少している。

図表 154：広報活動費用の推移

（単位：豪ドル）

	2013-14	2014-15	2015-16
広告費	\$146,725	\$135,078	\$62,674
ダイレクトメール費	\$4,637,535	\$3,866,520	\$1,127,238
メディア・ キャンペーン費	\$7,408,045	\$2,328,051	\$1,987,144
市場調査費	\$1,537,012	\$1,514,484	\$3,359,158
総費用合計	\$13,729,317	\$7,844,133	\$6,536,214

出所：オーストラリア税務局資料を基に日本総研作成

5-3-2. 税務広報に対する評価方法

税務局は、2015-16 年次報告書に年次実績一覧表（Annual performance statement）を載せている²¹⁵。

²¹³ 政府税務局年次報告 2015-16 <https://annualreport.ato.gov.au/Appendix9>

²¹⁴ 税務局年次報告 2014-15 及び 2013-14 <https://annualreport.ato.gov.au/Appendix9>

²¹⁵ <https://annualreport.ato.gov.au/02-performance-reporting>（その規準は、ATO Corporate Plan あるいは Portfolio Budget Statement による）

税務局の活動は、「人々が容易に参加できるようにする」「今の時代と各人に適合したサービスを提供する」「目的を果たすとともに敬意をもった関係を築く」「生産性の高いプロフェッショナルの組織とする」ことを目指している。

その目的に照らして、「信頼性の高さ (integrity)」「自発的な参加 (willing participation)」「収入 (revenue)」「生産性 (productivity)」といった観点から実績評価を行っている。税務局はこうした評価をするために主に委託調査を行うとともに、調査に参加する人も募集している²¹⁶。評価のために行う調査としては、「税務局の公平性に関する納税者意識調査」「納税者の行動調査」「納税者等の経験調査」「納税者等からのフィードバック調査」「コミュニティ意識調査」といったものがある。これらの調査結果の一部はウェブサイトや年次報告に掲載されている。

＜「税務局に対する認識」の調査＞

2015-16 の調査は、4,002 人のボランティアに対し、2015 年 3 月から 2016 年 1 月にかけて電話インタビューにより行われた。主な結果は以下の通りである²¹⁷。

- ・ 74%の納税者、67%の税理士は、税務局のサービスに満足している。
- ・ 最近受けたサービスについての評価が、よい結果に影響している。
- ・ 2014 年から 2015 年にかけての調査では、過半数が税務局を高潔で信頼できると考えている。
- ・ 2015 年後半には、満足する人の割合が低下したが、それは直近にサービスを受けていない人による評価が影響していると分析している。
- ・ 前年度に比べて満足度が 2 %低下したが、この理由の一つとして、巨大な多国籍企業の課税回避についてメディアが取り上げ、議論があったことが影響したと分析している。
- ・ 電話による解決率の低下やウェブサイトの一部と携帯アプリの満足度が若干下がっている。
- ・ ウェブサイト全体の満足度は 2014 年以降、上昇している²¹⁸。

この結果を受けた対策として、ウェブサイトの改善を進め、オンラインサービスの向上を図るとしている。具体的には、「ウェブサイトの自動応答システムの改善」「ウェブサイトのデザイン一新」「ナビゲーションシステムの改善」「携帯電話の使い勝手の改善」「動画ソフトの改善」「検索機能の向上」といった改善を行っている。

また、多国籍企業の課税回避の問題については、特別チームを結成して対策を図り、こう

<https://www.ato.gov.au/about-ato/about-us/in-detail/strategic-direction>

²¹⁶ <https://www.ato.gov.au/About-ATO/Research-and-statistics/Current-research-projects/>

²¹⁷ <https://www.ato.gov.au/About-ATO/Research-and-statistics/In-detail/Annual-research/ATO-Corporate-perceptions-survey--2015-16/>

²¹⁸ [https://www.ato.gov.au/uploadedFiles/Content/CR/downloads/2015_Annual_SCP_report_\(3\).pdf](https://www.ato.gov.au/uploadedFiles/Content/CR/downloads/2015_Annual_SCP_report_(3).pdf)

した問題に強い態度で臨むことにより、税制度に対する人々の信頼を確保するとする。
さらに、この調査の結果は、税務局の「次なる創造へ向けての青写真」(Blueprint for reinvention、図表 152)²¹⁹に反映させるとしている。

<税務局のプロフェッショナリズムについての調査 2012-13>

税務局職員のプロフェッショナリズムに満足する人の割合は前回調査時に比べ、2012 年の 11 月には 2 % 上昇し、それから 2013 年の 5 月までにさらに 2 % 上昇した。「税務局職員は忍耐力があり、丁寧で敬意をもって接し、明快な説明とやりとりをする。そして、プロフェッショナルで適切なやり方によって、納税者を安心させる」という評価である。

納税者への対応力をさらに向上させるため、次のような取組を行うとしている。

- ・ 新たなサービスを開発する。
- ・ 各納税者に適したやり方で見直しを行う。
- ・ 特別な情報について、納税者にわかりやすい説明を行う。
- ・ ウェブサイトの内容とナビゲーションを改善する。
- ・ 納税者の技術的な問題の理解に注意を払う。
- ・ 迅速に苦情処理を行う。
- ・ 税理士への最新ニュース提供方法を改善する。

<納税システムのデジタル化に関する意識調査 2015-16>

納税システムのデジタル化については、2015 年 11 月から 2016 年 1 月にかけて一般から意見を募り、1,003 人の意見を得た。それによると、「導入は徐々に行うこと」「立場の弱い納税者を支援すること」「デジタル・サービスを受けることのできない人には、それに代わるサービスを用意すること」等の意見があった²²⁰。

それを受けて税務局は、デジタル化のメリットを納税者に理解してもらえるよう、コールセンターや窓口業務に従事する職員に向けて研修を行った。さらに、中小事業者に訪問あるいは電話により、デジタルサービスの使い方を説明した。デジタル化への対応が難しい人々には、従来のやり方での納税も継続して行えるようにしている。

²¹⁹<https://www.ato.gov.au/uploadedFiles/Content/CR/downloads/program-blueprint-summary-march-2015.pdf>

²²⁰政府税務局年次報告 2015-16 <http://lets-talk.ato.gov.au/Digitalbydefault>

図表 155：評価結果の例

<信頼性の高さの観点から>

評価規準	2013-14	2014-15	2015-16
コミュニティのATOへの満足度	-	76	74
争った場合の公平性	-	50	55
プロフェッショナリズム (受けた意見・評価に適切に対応する)	53	52	54
組織—職員の取組レベル	-	50	55

(%)

<自発的参加の観点から>

評価規準		2013-14	2014-15	2015-16
容易さ(ATOへのアクセスは容易と思う人の割合)	サービス	72	70	78
	情報	73		
受け取ったデータすべてをデジタル処理する	-	-		96
コンプライアンスの費用—税務処理費用の平均		2.0	3.5	3.6

(%)

※所得税申告(修正を除く)

※前年比削減率

出所：オーストラリア税務局年次報告書を基に日本総研作成

なお、現年度の税務局の活動状況の評価については、原則として月別に評価を行っており²²¹、その際の評価項目は、「有用性及び正確性」「サービスへのアクセスの容易さ」「サービスの迅速性」「適切、迅速な情報アップデート」「納税者対応のスキルの高さ」である。2016-17 年度の評価については以下の通りである。

1. 問い合わせ対応時間

- ・ 納税時期の 7 月から 10 月の間、一般的な問い合わせ電話に対して 5 分以内で答える率—90%
- ・ 税理士からの問い合わせ電話に 2 分以内で答える率—90%
- ・ オンラインによる納税者の請求が 15 日（業務日）以内に修了する率—90%

2. 納税申告の処理期間

- ・ オンライン納税申告が 12 業務日以内に修了する率—94%
- ・ オンライン修正申告が 20 業務日以内に修了する率—94%
- ・ 申告用紙による納税申告が 50 業務日以内に修了する率—80%

3. 苦情処理期間

- ・ 苦情が 15 業務日内または納税者に伝えた期間以内に処理が修了する率—85%

²²¹ 税務局ウェブサイト
<https://www.ato.gov.au/About-ATO/Access,-accountability-and-reporting/Our-commitments-to-service/Current-year-performance/>

5-3-3.税務広報の現場の様子

図表 156：納税申告を行うコーナーの例（ショッピングセンター内に設置）



出所：My Tax Refund ウェブサイト

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

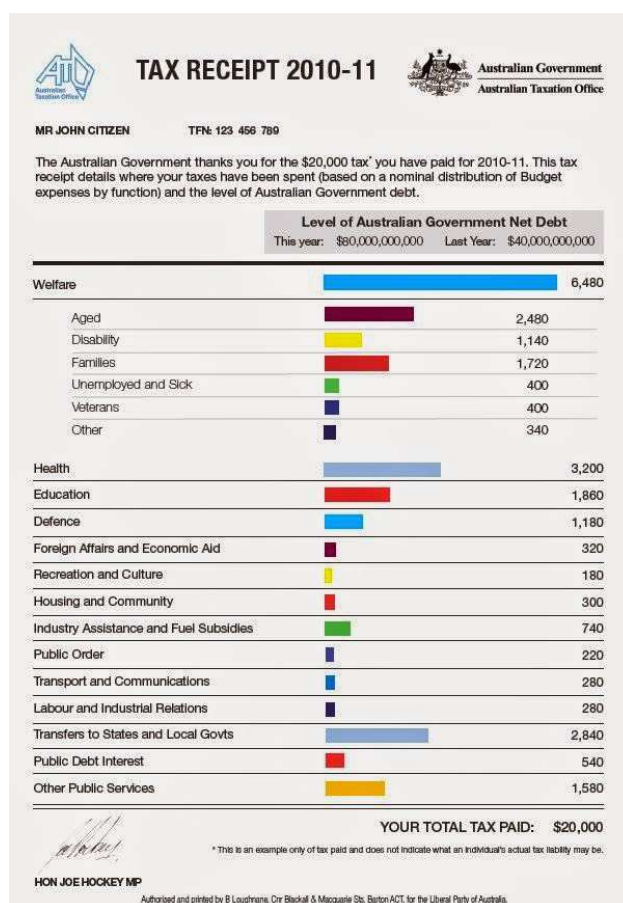
総括

5-3-4.税に対する理解促進に向けた取組

(1)所得税の領収書に添付した説明

所得税納税のレシートには、例えば、納税者の払った額が2万豪ドルとすると、福祉に6,480豪ドル、教育に1,860豪ドル等、支出内訳毎にいくら自分の税金が使われたかが出力される。また、政府財務局のウェブサイトには、それぞれの項目の具体的な説明が載っている²²²。

図表 157：タックスレシートの例



出所：petermartin ウェブサイト

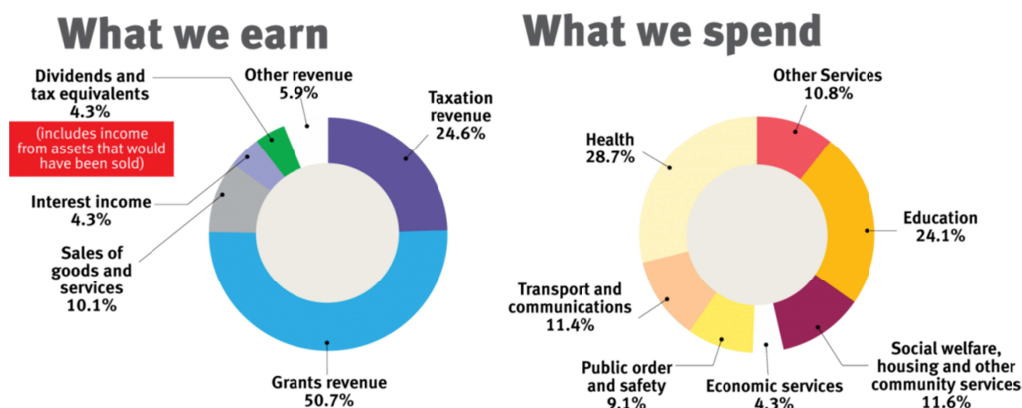
(2)クイーンランド州財務省

2016－2017年の予算について、そのウェブサイトでわかりやすく収入と支出の内訳を示している²²³。

²²² <https://www.ato.gov.au/Individuals/Lodging-your-tax-return/In-detail/Tax-receipt/>

²²³ クイーンズランド州政府予算書 <http://budget.qld.gov.au/budget-highlights/budget-outlook/>

図表 158：クイーンランド州財務省の収支内訳



出所：クイーンズランド州政府予算書

(3)政治家によるアナウンスメント

オーストラリア政府や州政府が重要なアナウンスを行う場合、しばしば首相や州知事が現場に行きプレス対応をするため、TV等のメディアで大きく取り上げられる。

例として、2016年10月3日クイーンズランド州で鉄道新線のレッドクリフ線が開通した時、建設費用は国、州、地方自治体が分担して拠出したので、首相、州知事、市長が開通式典に出席し、プレスリリースを行い3氏のテープカットや初乗車の映像が大きく取り上げられた。プレス記事では、各行政機関がそれぞれ拠出した費用（オーストラリア政府が595百万豪ドル、クイーンズランド州政府が323百万豪ドル、モートンベイ広域自治体が108百万豪ドル）やこのプロジェクトが地域にもたらす経済効果等を伝えている。

(4)モートンベイ・カウンシル (Moreton Bay Regional Council) の例

クイーンズランド州ブリスベンの北方に位置するモートンベイ・カウンシルは、数年前、市町村合併した人口425,000人の広域自治体である。6つある地区ごとに一人の議会議員は住民にとって身近な存在であり、議員のオフィスには常に住民が訪れ、地域のマーケットやイベント等で姿を見かけることが多い。例えば、最近、犬がリードなしで駆け回れる公園が整備されたが、地区の議会議員は早速、公園を訪れ、住民の話を聞いていた。

また、公共工事には、看板を出して住民に知らせている。例として最近、かなり交通量が増えた道路のT字交差点付近が整備されたが、横断歩道、植栽、ベンチの設置等によって大きく改善し、住民が憩う場所になった。これらの事業は、ウェブサイトのほか、議会議員のニュースレターでも知らせている。

このように、地方自治体の場合、身近な公共工事、イベント、コミュニティ・プログラム等近くで目に見えるものが多く、また、地方自治体の歳入の多くが固定資産税に類似したレート (rates) であることから、住民がその還元を実感しやすいと考えられる。

モートンベイ・カウンシルによれば、新しい公共工事、施設、サービス等について、次の

ような様々な方法により住民に知らせることで、住民への還元を知ってもらうようにしているという。

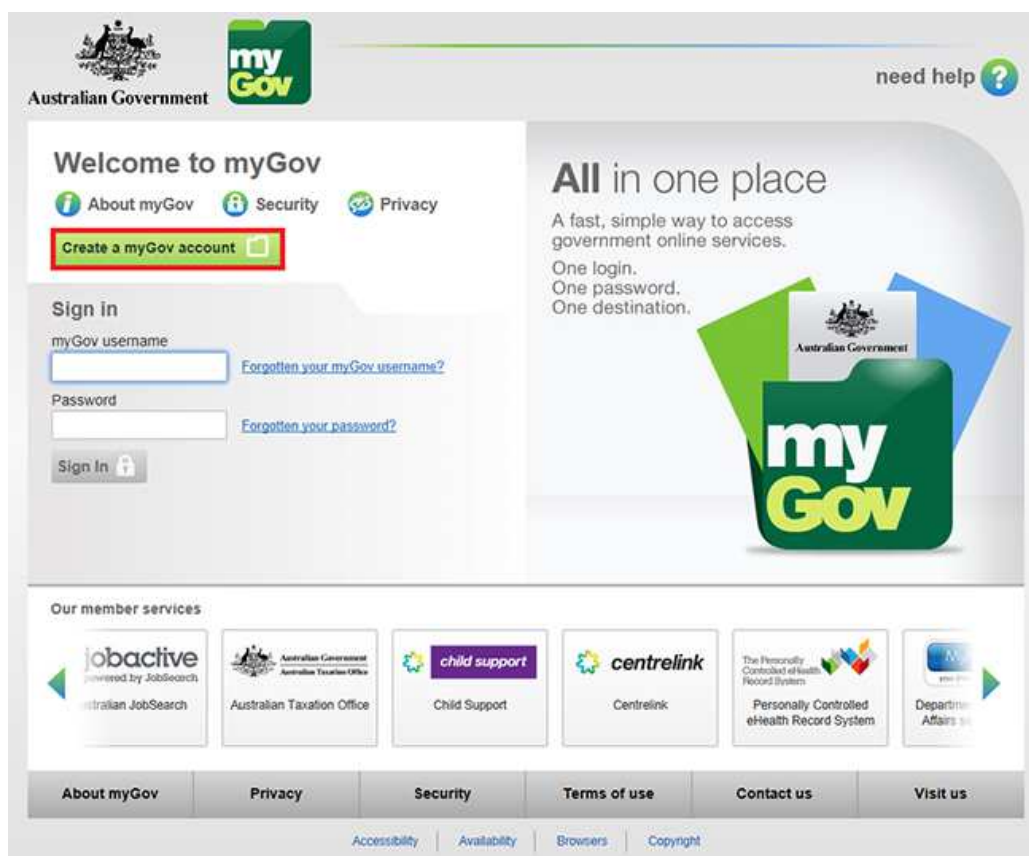
- ・ 予算審議の情報の開示、市長と市議会議員による報道発表
- ・ コミュニティニュースレターによるお知らせ
- ・ 市のウェブサイト、ソーシャルメディア、ローカル新聞
- ・ 報道発表や広告
- ・ イベント等のお知らせの配布や市役所での掲示
- ・ 地域の公共工事の看板
- ・ 特別なプロジェクトにおける住民との協議

(5)myGOV システム

オーストラリア政府は、福祉・年金を所管するセンターリンク（Centrelink）、医療を所管するメディケア（Medicare）、税金（myTax）等の政府サービスを統合したオンラインシステム myGov を推進している。各人が一つのアカунトを持ち、それを開くと自分の税金支払い額、自分が受けた福祉の手当額（失業手当、子供手当、家賃補助その他）、年金受給額、受けた医療の税金による支出額等が一目で見られ、どれだけ自分が税金を支払い、どれだけ自分が税金の還元を受けているのかが分かる。

なお、このアカウントでは、ATO からの個人あてのメールも受け取ることができる。アカウントへのログインの際には、与えられたユーザーネームと納税者が設定したパスワードを入力すると、登録してある携帯電話に SMS でセキュリティコードが送られるので、そのコードを入力するとアカウントが開けるというセキュリティになっている。税申告をオンライン提出すると処理状況についてメールで連絡が届く。

図表 159 : MyGov 画面のイメージ



出所 : MyGov ウェブサイト

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

5-4.税務職員の育成

5-4-1.資質向上に向けた取組

(1)税務の専門知識・技術面

①税務局大卒程度研修プログラム²²⁴

税務局は、大学卒業レベル（大学の最終年あるいは応募の3年以内に大学の学位取得）の応募者に12か月の集中コースを提供しており、専門職としての人材の確保を図っている。専門の領域は、会計、商業、経済、金融、人事管理、IT、法律、マーケティングまたはコミュニケーション、STEM（科学、技術、エンジニアリング、数学）または統計である。

税務局内の2つの職場をローテーションすることで、納税者対応も含めて体験する。例えば、実際にキャピタルゲイン税等の複雑なケースの監査、納税者対応、金融分析の調査等の業務を経験する。

そのほか集合研修として、税務局の職場環境、実際の企業・ビジネスの状況への対応、専門的な技術、プロジェクト管理、交渉技術等を学び、実際の職場で通用する能力を身につける。

②職員研修の例²²⁵

研修としては、以下のような内容を実施している。

- ・ 短時間研修・・・各職場でさまざまなトピックについて、短時間に集中的に研修を行う。
- ・ リーダーシップ研修・・・オーストラリア公共サービス（Australian Public Service）のレポートを受けて、幹部候補生の人事管理力を養う。
- ・ リーダー育成研修・・・企業との関係を強化する能力を養うため、企業環境の理解やビジネス実務を学ぶ。
- ・ ATO の組織内で異動することによりスキルや能力を向上させる。
- ・ 管理職とスタッフのコミュニケーション向上と目標設定を通じて、職員の能力向上を図る。
- ・ ATO のリーダーシップ会議を設置し、リーダーシップと管理能力の向上を図る。
- ・ 争いがあるケースでいかに公平な態度で敬意を持って納税者に対応するか、専門的な研修を行う。

(2)接遇面

納税者対応の研修を実施している。

²²⁴ <https://www.ato.gov.au/About-ATO/Careers/Graduate-program/>

²²⁵ 税務局年次報告 2015-16 <https://annualreport.ato.gov.au/> P47-P53

5-4-2.税務職員について

(1)税務職員の平均在職期間もしくは異動の頻度

税務局の期間の定めのない職員の在職期間のデータは、年次報告に記載がある²²⁶。

なお、ATO では 2013 年から人員整理が進み、2014-2015 年には 2,364 人という大幅な整理が行われた。期間の定めのない職員の総数は 2013 年に 21,808 人から 2016 年には 17,514 人に減少している。この大幅な人員整理については、ATO と関係の深い省庁、例えば財務省（Treasury）等に移る職員が増加したことが原因であると分析されている²²⁷。

図表 160：職員の勤務年数（2014 年、2015 年、2016 年各 6 月 30 日現在）

勤務年数	2014 年 (%)	2015 年 (%)	2016 年 (%)
0-4	4,535 人 (21.6%)	3,968 人(21.8%)	2,958 人(16.9%)
5-9	4,906 人 (23.4%)	3,709 人(21.8%)	4,332 人(24.7%)
10-14	5,649 人 (26.9%)	4,457 人(24.5%)	3,896 人(22.2%)
15-19	1,362 人 (6.5%)	2,643 人(14.5%)	3,149 人(18.0%)
20-24	948 人(4.5%)	521 人(2.9%)	457 人(2.6%)
25-29	2,113 人 (10.1%)	1,664 人(9.1%)	1,376 人(7.9%)
30-34	1,115 人 (5.3%)	1,035 人(5.7%)	1,122 人(6.4%)
35-39	277 人 (1.3%)	179 人(1.0%)	194 人(1.1%)
40-44	57 人(0.2%)	22 人(0.1%)	28 人(0.1%)
45-49	15 人(0.1%)	5 人 (-)	1 (-)
50+	-	-	1 (-)
合計	20 977 人 (100%)	18 203 人(100%)	17,514 人(100%)

出所：オーストラリア税務局資料を基に日本総研作成

なお、期限に定めがある職員等を含めた全職員数は、2014 年 23,631 人、2015 年 21,251 人、2016 年 20,659 人となっている。

(2)職場環境の改善

職場環境を改善するための取組として、以下のような内容を実施している。

- ・ 新たな職場づくりの試行・・・2016 年 3 月、メルボルンのオフィスにスタッフと協議してデザインしたオフィスを作り試行したところ、それまでより職員はオフィス内を動

²²⁶ 税務局年次報告 <https://annualreport.ato.gov.au/> Appendix8

²²⁷ 2016 年 2 月 15 日シドニーモーニングヘラルド(The Sydney Morning Herald)記事

なお、国家公務員就職希望者は、オーストラリア公務委員会(Australian Public Service Commission)の求人サイトを見て求職をする場合が多い。求人の条件として APS (Australian Public Service) のレベルが示され、自分の持つレベルに合った所に求職を行う。省庁間の異動は珍しくないということであり、特に税務局と財務省は共通点があるので比較的容易であると考えられている。

くようになり、オフィス内でのより緊密な仕事のやりとりやその他の交わりが増加した。51.9%の職員が「こうした創造的なオフィススペースが、才能あるスタッフを引き寄せ、ATO に留まる」と回答している。

- ・ 納税者対応と事案管理のシステムの高度化・・・職員が約1億ある文書や事案のデータベースを速く効果的に使えるようにして、的確なアドバイスや教育サービスを行えるようにしている。
- ・ 遠隔地をつなぐシステムの導入・・・多くの職場にテレプレゼンスの装置を導入し、ビデオカンファレンス等に使うほか、バーチャル・デスクトップ・プラットフォームを導入し、スタッフが遠隔操作で税務局システムにアクセスできるようにしている。
- ・ 組織文化及びリーダーシップ・プログラム・・・職場のコミュニケーション、仕事への従事のあり方についての意識を高めるために、縦割組織の意識を抑えて多分野、多機能のチームをつくり、協力して新たなモデルによって統一のとれた解決策をつくる。
- ・ 2015-16 年にかけて、承認手続きを合理化して、組織内の手続きを簡略化することにより、指示的な内部文書の作成を 49%削減した。

5-4-3.税の窓口の様子

税務局では手続き用の端末が並び、必要に応じて職員への問合せが可能だが、基本的には端末等を操作し、来訪者が自ら処理を行う。フロア一帯が、オーストラリア政府サービスの総合窓口「myGov」（税金、医療、障害者福祉、年金、保育、雇用等）となっている²²⁸。出版物、リーフレット等の印刷物はなく、オンラインでのみ請求、購入できる。

²²⁸ <https://my.gov.au/mygov/content/html/brisbane.html>

図表 161：ブリスベン市にある「myGov」の外観



出所：myGov ツイッター

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

Ⅲ．総括

1.各国調査結果

日本及び諸外国4か国の調査結果について、①納税者の意識、②租税・財政教育、③税務広報、④税務職員の育成の4点からまとめたい。各国の詳細内容については次項以降の一覧表を参照されたい。

まず、納税者の意識については、痛税感は必ずしも租税負担率に比例している訳ではないことが分かる。日本の場合には、5か国中租税負担率は一番低いが、痛税感についてはオーストラリアに次いで2番目の高さである。同じ傾向が各国で過去数年間に行われた税に関する意識調査の結果からも見てとれる。例えば、ドイツでは「税負担が高すぎる」と回答している人が8割を超えており、20%台前半の租税負担率であっても、痛税感は強いといえる。一方、調査結果からは、納税に対する納得感が高ければ痛税感が和らぐことが伺える。オーストラリアの場合には、約6割の人が現在の税制は比較的公平であると考えており、5割以上の人が減税よりもサービスの充実による生活水準の向上を望んでいる。

続いて、租税・財政教育について、いずれの国でも租税・財政教育が行われていたが、その取り組み方や重点的に教える内容には国によって差異があった。

日本は「官民連携型」と位置付けている通り、文部科学省、総務省、国税庁が中心となり租税教育推進協議会を設置し、税理士会等民間機関とも連携しながら租税教育を推進する体制を築いていることが特徴である。複数の省庁と民間機関が租税教育のために協議会を設置している例は日本のみであった。また、教育内容については、税の制度や納税の意義について教えることが中心となっている。日本と同様、税務部門の職員等によるアウトリーチ活動が充実しているのはドイツである。一部の州では州財務省が主導し、学校に税務職員を派遣し、出張授業を行っている。この教育事業においては、納税の義務や税の種類、税金の用途等について教えているほか、税務署職員や税務官といった税務関連の職業について紹介することも目的としていることが特徴である。こうしたドイツの取り組みは「行政主導型」といえると考えられる。

米国（ニューヨーク州）、スウェーデン、オーストラリアについては、いずれの国でも税制の概要について教えているが、制度の説明にとどまらず、数学等の科目でも税に関する内容を教え、個人が納める税額計算を授業に取り入れる等より実践的（プラクティカル）な税との関わりについても教えているということで「プラクティカル型」と分類している。

そして、広報活動については、いずれの国もウェブサイトでの情報提供や、税制の概要を示した冊子、税務部門の年次報告書等の作成は共通して行っている。日本、米国、オーストラリアは、テレビやラジオ、新聞といった各種メディアでの広報活動を実施しているが、ドイツ、スウェーデンでは原則としてそうした取組は行われていないということであった。税務部門によるアウトリーチ活動として、例えば日本では東京都主税局が住宅展示場にて固定資産税についての説明会を実施しているほか、米国やオーストラリアでは確定申告の時期にショッピングセンター内や図書館等の施設で所得税の申告支援を行う等、納税者にとって利

便性の高い場所に出向いての情報提供やサポートが行われている。また、広報活動に対する評価活動としては、いずれの国でも納税者へのアンケート調査を実施し、情報提供の分かりやすさや満足度について情報収集を行っていた。一部の国においては、事業ごとに成果指標を定めている例もあった。

税務職員の育成については、各国の実情に応じて採用活動及び職員への研修が実施されている。いずれの国においても、税の専門性を高めるための実務研修と、接遇研修等の税務以外の研修の両方が行われている。

図表 162：税に関する意識調査の結果概要

		日本	米国(NY)	スウェーデン	ドイツ	オーストラリア
租税負担率(注1) (国民所得比、2013年)		24.1%	24.2%	49.9%	30.4%	38.6%
中間層の痛税感(注2) (中間層の税負担に関する意識調査で「あまりに高すぎる」「高すぎる」と回答した割合、2006年)		62%程度	57%程度	55%程度	50%程度	63%程度
租税意識(Tax Moral)(注3)		82.9%	63.8%	53.5%	56.6%	63.9%
税に対する意識調査の結果(注4)	コンプライアンス	・税に対する印象として、71.5%が国民の義務と回答している。	・回答者の94%が「納税は市民の義務である」に同意し、86%が「所得税をごまかす行為は許せない」と回答している。	(データなし)	・脱税行為を不正だと思う人の割合は82%であり、過去2回の調査と比べて向上している。	(データなし)
	納得感	・税に対する印象として、義務(71.5%)、負担感(61.5%)、強制的なもの(41.5%)と、義務的に徴収されるものであるという意識を強く持っている。	・回答者の53%が国の関与を減らして減税すべきとしている。	・自国の税制について好意的に考える人の割合は増加傾向にあり、2012年時点で40%となっている。	・「税負担が高すぎる」と回答した人が85%(2014年)であり、過去の調査と比較して高水準。	・回答者の60%が現在の税制は比較的公平だと考えている。 ・過半数の回答者が、減税よりもサービスの充実による生活水準の向上を望んでいる。
	行政庁への信頼	・東京都のアンケートでは、回答者の60%以上が官公庁からの情報発信が不十分であるとしており、情報提供の充実を求めている。 ・税務署での面接相談に91.5%の来署納税者が良い・やや良いと評価している。	・回答者の61%が「IRSが納税義務の理解を促進している」と回答している。 ・18から24歳の回答者の73%は「IRSが公平に税法を施行する」と信じており、65歳以上の回答者は56%にとどまる。 ・回答者の74%が電話または窓口サービスに満足している。	・59の省庁及び企業への信頼度に関する調査で、国税庁は7位であり、省庁の中ではトップクラスにランキングされている。 ・回答者の95%以上が国税庁の接遇が良いと回答。	・回答者の95%が国が税を浪費している、あるいは使途が不適当であると考えている。	・過半数が税務局を高潔で信頼できると考えている。 ・回答者の74%の納税者が税務局のサービスに満足している。
	出典	国税庁の実績評価 東京都の調査	IRS監視委員会の調査 ギャロップ社調査	スウェーデン国税庁の調査 民間調査会社TNS Sifoの調査	ドイツ納税者協会委託調査	オーストラリア税務局の調査 オーストラリア・ナショナル大学の調査 The Australia Institute調査

(注1) 財務省「国民負担率(対国民所得)の国際比較」より引用。 (注2) 図表2(本文 p.6)より、結果の概数を記載。

(注3) Recep Tekeli“*The Determinants of Tax Morale: the Effects of Cultural Differences and Politics*”より引用。

(注4) 意識調査の結果は、それぞれの国で実施された既存の調査からの抜粋であるため、調査項目は同一ではない。

図表 163：租税・財政教育の調査結果概要

	国	日本	米国(NY)	スウェーデン	ドイツ	オーストラリア
	類型	官民連携型	プラクティカル型	プラクティカル型	行政主導型	プラクティカル型
租税教育の位置づけ		納税に対する納得感の醸成と民主国家の維持・発展にとって重要。 学習指導要領に記載あり。	金融教育の中で取扱う。 ニューヨーク州の定める学習基準に記載あり。	知識を実社会に活かすことが目的。 学習指導要領への記載なし。	納税の意義を伝える。税務署のイメージ向上も目的。 学習指導要領への記載なし。	市民教育・主権者教育及び金融教育の中で取扱う。 学習指導要領への記載あり。
取扱い科目	教科学習	社会科、公民科	経済科(一部、数学、家庭科等で扱われる事例あり)	公民科	社会科、政経科	市民科、数学科、経済科
	教科外	租税教室(出前講座)	-	-	租税教室(出前講座)	-
対象学年 (日本の学年)		・小学校6年生 ・中学3年生 ・高校生	・小学4年生 ・中学生 ・高校生	・小学4から6年生 ・高校1から3年生	・高校生	・中学生 ・高校生
教える人		・教員 ・税務署、都税事務所職員 ・税理士等民間団体	・教員	・教員	・教員 ・税務署職員	・教員
行政による租税学習用 オンライン教材の提供	生徒向け	○	○	○	○	○
	教師向け	○	○	○	○	○
関係機関との連携		租税教育推進協議会を設置 (文部科学省、総務省、国税庁)	ファイナンシャル・リテラシー財政 教育委員会	特になし	個別の施策レベルで、民間団体 や税務・教育部門と連携	ファイナンシャル・リテラシー理事会を設 置 (政府機関:証券投資委員会、社会 福祉局や企業・業界団体、NPO等 が連携)
税に関する民間団体		税理士会、法人会等	経済教育協議会 ジャンプスタート連合	SO-rummet	青年・教育財団(財務省、教育・ 研究省、経済界、学校関係の専 門家)	オーストラリアビジネス教育 (公認会計士協会の関連団体)
特徴的な取組		・税務部門職員等によるアウト リーチ型の租税教育を実施。 ・官民連携の協議会は、租税教 育推進協議会のほか、都道府 県、市町村レベルでも持つ。 ・「税に関する作文」事業など普 及啓発活動を実施。	・経済教育分野での教師の表彰 制度(主催:経済教育協議会)が ある。受賞した教師の授業は ユーチューブで公開。	・美容師やレストランの専門学校 生用の教材等、業界団体と連携 をし、ターゲットを絞ったオンライ ン教材を作成。	・税務部門職員等によるアウト リーチ型の租税教育を実施。	・算数や経済等、実務的な学習 の中でも税を扱う(金融リテラ シーを重視)。 ・福祉部門が税金滞納の相談を 受けるなど、税務と福祉部門と が連携。

図表 164：税務広報の調査結果概要

国		日本	米国(NY)	スウェーデン	ドイツ	オーストラリア
1 広報						
広報手段	ウェブサイト	○	○	○	○	○
	税務部門の 年次報告書	○	○	○	○	○
	メディア	○	○	×	×	○
特徴的な取組		・11月11日～17日を「税を考える週間」とし、納税キャンペーン等を集中的に実施。 ・行政と民間の関係機関が連携した広報活動を実施。	・所得等を入力すると税の使途が分かるサイトをホワイトハウスのHPで公表(2017年1月20日まで)。	・確定申告書の送付を最大の広報機会ととらえ、パンフレット等を同封。 ・広告費を使ってメディア媒体から情報が提供されることはない。 ・所得を入力すると税の使途が分かるサイトを市のHPで公表。	・ドイツ納税者協会が、毎年秋に「税金の浪費報告書」を発行。税の使途を監視する役割を担う。	・税務サービス向上に向けた長期展望及び短期的な施策を公表。 ・myGovシステムを活用。 ・納税が遅れがちな納税者に対して、個別に納期等周知を実施。 ・領収書に「税金の使途を示すグラフ」を添付。
2 納税に関する相談・サポート体制						
特徴的な取組		・国税局ごとに電話相談センターを設置。 ・都税事務所に相談コーナーを設置。 ・一般的な質問については、インターネットでの情報提供を実施。 ・全国の税務署等で確定申告に関する説明会や新設法人のための説明会を実施。	・電話やインターネットでのチャット相談をできる体制を整備(※チャット相談は連邦政府が実施)。 ・ボランティアによる確定申告に関わる情報提供と申請手続き支援を実施。	・電話やインターネットでのチャット相談をできる体制を整備。 ・電子化が進み、窓口ではパソコンの前に案内され、ホームページを見ながら説明がなされる。 ・新規個人事業主を対象としたインフォメーション会を税務署で実施。	・税務署に「サービスセンター」を設置し、申告書の受付、相談業務を実施。 ・納税通知書に州財務大臣の感謝の意と税金の使途を示した添え状を同封(ノルライン・ウェストファーレン州)。	・確定申告時期にボランティアによる納税ヘルプサービスを実施。 ・政府が税理士に対するサポートを実施。 ・納税申告時期にショッピングセンターに臨時オフィスを設置し、相談業務を実施。 ・税控除を計算するスマートフォンアプリの開発。
3 税務広報に対する評価						
成果指標の設定		○	×	×	×	○
評価制度	ウェブアンケート	○	○	○	○	○
	窓口調査	○	—	○	—	—
	電話調査	—	—	—	—	○
	対面調査	○	○	—	—	○
評価結果の公開		○	○	○	○	○
評価制度のフィードバック		○	○	○	○	○

図表 165：税務職員の育成に関する調査結果概要

国名		日本		米国(NY)		スウェーデン		ドイツ		オーストラリア	
人口		12,730万人		32,100万人		1,000万人		8,100万人		2,400万人	
1 職員について											
職員数	国	国税庁	約5.6万人 (2017年度)	IRS	約8万人 (2015年度)	王立 税務局	約1万人	連邦政府 財務省	約4.5万人 (2014年)	ATO	約2.1万人 (2016年度)
	地方	東京都	約3,100人 (2016年度)	NY州	約4,300人 (2015年度)						
特徴		・東京都主税局の職員は 税務部門以外の部署へ の異動もある。 ・東京都主税局の女性職 員の割合は46.9%。		・新規採用職員の一 括採用は行っておら ず、ポストが空いた際 に経験等に基づいて 採用。 ・IRSの女性職員の割 合は65.4%。		・基本的に地域及 び職種ごとの採用 のため、異動は発 生しない。		・終身雇用が原則(67歳 まで)。		・2014年から2015年にか けて期間の定めのない 職員、約2400人(総数の 11%)の削減が行われ た。	
2 人材育成について											
研修制度	実務研修	あり		あり		あり		あり		あり	
	待遇研修	あり		あり		あり		あり		あり	
概要		・「税務大学校において 実施する集合研修」、「オ ン・ザ・ジョブ・トレーニ ング」、「職場研修」の三つ を柱として実施(国税庁)。 ・「人材育成基本方針」を 策定し、組織一丸となっ た人材育成を実施(東京 都主税局)。		・採用後長期間にわ たって勤めることを前 提とした教育・研修制 度はないが、職種に 応じた研修や実習を 行っている。		・職員個人ごとに資 質向上に向けた教 育プログラムが組 まれている。 ・納税者アンケート 調査結果を踏まえ た待遇研修を実施。		・税に関する研修のほか、 職員指導等190の研修 が用意されている(ヘッ セン州)。 ・年間800回の研修を実 施。より多くの職員に受 講させるため、指導者の 教育も実施(ラインランド・プ ファルツ州)。		・大学卒業レベルの応募 者に、12カ月の集中 コースを提供し、専門職 としての人材育成を実 施。 ・税務局内の複数の部 署を経験することで、納 税者対応等も経験する。	

※本報告書記載内容及び、外務省ウェブサイト、各種公開情報を基に作成。

2. 考察・提言

2-1. 租税・財政教育に関する考察・提言

日本及び諸外国の調査を通じて、学校（特に高校段階）における租税・財政教育は、公民科、市民科、経済科といった日本の社会科にあたる教科・科目での教育を中心としつつ、オーストラリアにおいては数学でも扱われる等、多様な観点から教育が行われていることが分かった。また、教育の実施主体については、教育部門が基盤になっているが、日本では税務職員や税理士等、ドイツでは税務署職員といった税の専門家が学校に出向いて租税・財政教育を行っている事例があった。さらに、各国の税務部門や政府系財団等の団体、NPO 等による教材提供や教員向け研修の実施の事例も数多くあり、各国の租税・財政教育は多様な主体に支えられていることが確認された。

日本における租税・財政教育は、小中高校の社会科における学習を中心として、教育部門、税務部門、民間部門が連携した枠組みである租税教育推進協議会によって租税教室の開催、各種教材の提供が行われている。選挙権年齢が 18 歳に引き下げられたことを受け、主権者教育の充実が目指されており、租税・財政教育についても一層の充実に向けた取組が進められている。

また近年、高校段階でのキャリア教育の重要性が認識され、企業と連携したプロジェクトの実施等、将来の就労を見据えた体験を伴う学習の機会が充実しつつある。租税・財政教育についても、税の意義や制度について知識を付与する学習に加えて、税を納める主体として将来どのような税金を支払い、それが自らの生活にどのように還元されるのかを出来るかぎり実感を伴って学習できるような工夫をすることが、税に対する納得感を高めるために必要になると考えられる。その方策として、①主権者教育との連携、②個人の経済活動に結びつけた学習という 2 つの視点を取り上げたい。

①主権者教育との連携

主権者教育の中で、民主主義の成り立ちや議会制民主主義、選挙権等の制度について教えることに加えて、税が関係する現代の具体的な政治的意思決定の事例について生徒が自ら考えることにより、税についても理解を深めることができるのではないだろうか。

例えば、米国の民間団体が提供する教材の中には、主権者教育と租税・財政教育双方の性格を併せ持ったものがある。「ある地域でスポーツ競技場の建設に PPP²²⁹の枠組みで税金が使われ、それに対し一部市民から反対の声があがった」という実際の事例について、生徒は概況を理解した上で、PPP の枠組みを使うことに賛成あるいは反対の立場からそれぞれ理由を論じたエッセイを作成する。こうした身近な事例を取り上げることで、生徒が主権者として税金の使われ方について考えられるよう工夫されている。また、こうした授業では、教員からの講義形式での情報提供に加えて、いくつかの問いについて生徒が議論する形式、あるいは生徒がロールプレイを行う形式で実施されている事例が数多くあった。

²²⁹ パブリック・プライベート・パートナーシップの略称。官民が連携して公共サービスを提供する枠組みを指す。

教材についても、そうした授業形態に合わせて、始めに学習目標を提示し、生徒の理解が深まるよう、順を追って問いを投げかけていく形式のものが用意されている。

東京都の「人間と社会」においても、複数の問いを議論することを通して、生徒が考えを深めることができる形式の教材が作成されている。今後も主体的・対話的で深い学びの実現が目指される中で、租税・財政教育についてもそうした方針の下、創意工夫を行っていくことが望ましい。

②個人の経済活動と結びつけた学習

日本での高校生を対象とした租税・財政教育を実践する中で、就労経験がない多くの高校生は租税の制度について理解することはできても、租税が自らに関わりのあることだという実感を十分に持つことが難しいという声が聞かれた。

この点に関しては、将来具体的にどのような税金を納めることになるのか疑似的に学習することで、生徒の租税に対する意識を高めることができるのではないだろうか。一般に租税・財政教育は、日本の社会科にあたる科目の中で扱われることが多いが、オーストラリアでは数学の授業の中で租税に関する内容が扱われている。具体的には、不動産投資や株式投資に関する計算の中で、手数料等と並んで税金の計算について学んでいる。テーマ設定の仕方によって、教科を横断した形で租税・財政教育を行うことができる一例であるといえる。また、アメリカでは市民科、経済科といった科目において、架空の家族を想定し、家族の構成員それぞれが日常生活の中で支出する際に、あるいは収入を受け取った際に何の税をいくら支払うのか、順を追って計算していく形式の教材提供の例がある²³⁰。

そうした個人の経済活動と結びつけた形で税について教えることで、より実感を持って税についての理解を深められると考える。

²³⁰ 米国の経済教育協議会提供の教材より。

2-2. 税務広報に関する考察・提言

調査対象各国において、税務部門を中心にウェブサイトやパンフレット、対面等、各国の状況に応じて様々な場面で税務広報の活動が行われている。納税者の納得感を高めていく上で特に重要だと考えられる視点として、①対象者を明確にした税務広報活動、②透明性の高い情報公開の実施、③ICT の活用による税務広報の最適化、④広報活動の評価・改善活動の実施の4つを取り上げる。

①対象者を明確にした税務広報活動

個人と税との関わりは、ライフステージやそれぞれの職業に応じて変化する。就職や結婚、子育て、家の購入といったライフイベントによって納める税金の種類や受けることのできる税控除が変わるほか、会社員/個人事業主、起業、退職といった就業状況・就業形態によっても必要になる税の知識は異なる。各個人の置かれた状況に合わせ、適切なタイミングできめ細かな情報提供をすることで、租税に関する情報を自らに関係することとして理解することができる。

日本においては、東京都主税局が住宅展示場にて不動産取得税に関するセミナーを実施している。諸外国においても、例えばスウェーデンでは、「美容師及び理容師」「レストランオーナー」「タクシー運転手」といった特定の職種を対象とした普及啓発活動や、新たな事業を始めた事業主を対象とした情報提供会を全国で行っている。また、米国では、確定申告の時期に図書館やショッピングセンター、銀行といった街中の様々な場所で低所得者や高齢者を対象とした所得税申告支援ボランティアによる納税の支援が行われている²³¹。

このように、情報を必要とする人に対して適切な場面で適切な説明を行うことが、税に対する納得感を高めることにつながっていくと考える。

②透明性の高い情報公開の実施

東京都においても、情報公開の推進を重要課題と位置付けており、都民が必要とする情報を取得しやすくなるよう改革が進められている。そうした方針をふまえた上で、納税者の納得感を高めるためには、情報の伝え方を工夫することが重要である。

東京都が実施した調査によると、回答者の約6割が官公庁による税に関する情報発信は不十分であると認識しており、「税の使途」について最も知りたいと回答している。例えば、オーストラリアでは、所得税の納税レシートに支払った税の使い道が記載されている。このことにより、個人が納めた税金の使途について視覚的に把握することができる。

さらに進んだ税の使途に関する情報公開の在り方としては、政府支出の内訳の公表にとどまらず、税金を使って各種事業を実施した結果、どの程度目標が達成されたのかというアウトプットの指標や、どの程度コストが削減されたのか等アウトカムの指標についても公表することが挙げられる。日本を含め各国でも事業評価を実施しているが、この段階の

²³¹ 個々人が所得税の確定申告を行う必要があるという制度上の背景がある。

情報公開が納税者の納得感を更に高めることにつながると考えられる。

③ICT の活用による広報活動の最適化

行政における ICT の活用推進は日本政府の方針であり、国内でも e-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用件数が伸びている。個々人に対して必要な情報を的確に届けことができ、利用者にとっての利便性が向上するのみならず、広報活動の効率性も高まると期待されることから、ICT の活用には大きな可能性がある。

税務広報分野での ICT の活用は、特にオーストラリアで推進されている。納税者一人ひとりの接点という観点で、オーストラリア政府は福祉・年金、医療、税金といった分野を統合したオンラインシステム myGov を構築している。このシステムでは、各個人が一つのアカウントを持ち、納税額や受給した手当の額、受けた医療に対する税金からの支出額等を一元的に把握することができ、自らへの税の還元状況を知ることができる。さらに納税者の利便性を高めるために、納税申告時にタブレットやスマートフォンで使えるアプリケーションも作成しており、税控除を計算するツールや安全性を確保したボイスプリントシステムを提供している。納税オンラインサービスの利用や SMS 等で早期に納税者に連絡することにより、納期内納税率の向上や滞納額の減少といった効果が表れており、ICT を活用した先行事例として参考になるといえる。

また、コールセンターに関して、従来は利用者に税に関する情報提供を行うことや、そこでの接遇を向上させることを目指して運用してきたが、ICT の活用を進めていくことで利用者の問合せ内容等の情報が蓄積され、ビッグデータとして解析等の利活用が可能になる。こうしたデータを解析することで、よりよい情報提供のための施策の検討や、税務職員研修の考案等に活用することが可能となる。

このように ICT の活用が推進されると、税に対する納得感を高めるための広報活動の軸が、全方位的に「広く遍く」情報を提供していく手法から、一人ひとりの納税者向けに「パーソナライズ」された情報を最適なタイミングで提供していく手法に変化していくことを示唆しているといえる。

さらに、ICT を活用し、国や自治体の情報公開や行政への市民参加を推進するオープンガバメントの取組が世界各国、日本政府及び東京都でも推進されている。例えば、オーストラリア政府では、ICT を有効に活用しながら、オープンガバメントの原則として Informing（周知）、Engagement（関与）、Participation（参画）の3つを掲げている。この原則にもとづいて、租税・財政教育や税務広報のあり方も、情報を周知することに加え、納税者がインターネットモニタリングに関与、参画したり、教育の現場でもチャット機能を活用して議論を深めたりするような取組を行っている。上述の情報公開の重要性と並行して、上記3原則は、今後の税務広報のあり方を検討していくにあたり、重要な概念になっていくと考えられる。

④広報活動の評価改善活動の実施

広報活動を行う際には、単に広報媒体を発行する、窓口等での情報提供を行うのみならず、その活動の成果や効果について検証し、その評価内容を次の広報施策へ反映させていくという評価・改善活動を行うことが非常に重要である。日本の国税庁においては、広報活動や接遇に関して評価項目を定め、アンケート調査等を実施し、評価活動を行っている。国税庁、東京都主税局いずれも、モニター制度を設けており、税務広報に関する意見や要望を聴取している。

諸外国においても、税務部門が電話やインターネットでアンケート調査を行い、納税システムの使いやすさや窓口での接遇に対する満足度等について情報を収集していることが確認された。例えばオーストラリアでは、納税者の満足度調査や行動調査等を行い、ウェブサイトの自動応答システムの改善やデザインの変更、検索機能の向上等に取り組んでいる。こうした取組により、納税者がより円滑に、負担なく税に関する情報に接することができるようになり、税務行政への満足度向上につながると考える。

2-3.税務職員の育成に関する考察・提言

調査対象各国において、それぞれの国の状況に応じた税務職員育成のための研修等が行われている。税に関する専門性を高めるための研修が中心となるが、幅広い分野の研修プログラムを用意している事例も確認された。

日本では、税務職員の職位や経験に応じてきめ細かな研修プログラムが用意されている。国税庁では職場での研修やオン・ザ・ジョブトレーニングに加えて、税務大学校でも研修が行われており、数か月～1年と長期にわたる研修も行われている。東京都主税局においても、各種税制に関する実務研修や税制にとどまらず幅広いテーマを含む課題研修等が行われている。

その他にも、ドイツのヘッセン州では、職員指導、コミュニケーション、教育学、職場の健康管理等の研修が用意されており、税に関する研修と合わせ約 190 の研修が行われている。スウェーデンでは、税務広報部門が実施したアンケート調査の結果をふまえて、新たな研修を開始した事例があった。利用者の性別によって税務職員の接遇に差があるという調査結果を受けて、接遇改善のための研修プログラムが組まれ、2015 年以降約 4 年間にわたって実施されている。税務職員の税に関する専門性を高めるとともに、広報活動への評価結果もふまえた研修や接遇向上のための研修を行うことで、税務署窓口等での納税者の満足度が高まると考える。

以上

禁 無 断 転 載

この報告書の著作権は東京都に所属します。

租税に対する国民意識と税への理解を深める取組
に関する国際比較調査・分析等委託

平成 29 年 3 月

(委託) 東京都主税局税制部税制調査課

東京都新宿区西新宿 2－8－1

(受託) 株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門

東京都品川区東五反田 2－18－1